

令和5年度第1回龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会次第

日 時：令和5年7月24日（月）

午前10時から

会 場：龍ヶ崎市役所

5階全員協議会室

1 開 会

2 部長あいさつ

3 委嘱状交付（代表者のみ）・委員自己紹介・事務局職員紹介

4 議 事

（1）会長の選任について

（2）副会長の選任について

（3）ごみ処理基本計画（第二次素案）について

（4）その他

5 閉 会

【配布資料】

- ・ 座席表
- ・ 龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
- ・ 龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例
- ・ ごみ処理基本計画（第二次素案）に対する意見

龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

令和5年7月1日現在

区 分	所 属 等		氏 名
学識経験者 (3人)	国立研究開発法人国立環境研究所	資源循環領域資源循環社会システム研究室室長	タサキ トモヒロ 田崎 智宏
	流通経済大学	社会学部教授	コウグチ ヒロシ 高口 央
	龍ヶ崎市学校長会	長山中学校校長(学校長会副会長)	コバヤシ コウタロウ 小林 孝太郎
市議会議員 (2人)	龍ヶ崎市議会	都市経済委員会委員長	オオノ ミドリ 大野 みどり
	龍ヶ崎市議会	都市経済委員会委員	フダノ アキトシ 札野 章俊
関係機関及び団体の代表者又は役員 (9人)	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	係長	オガワ ダイキ 小川 大貴
	板橋地区環境整備委員会	前会長	オオノ マサオ 大野 正雄
	龍ヶ崎市商工会	事務局長	サトウ マサカズ 佐藤 昌一
	龍ヶ崎市女性会	副会長	サクライ スミ子 桜井 すみ子
	(一社)竜ヶ崎青年会議所	理事長	ハシモト マサヒロ 橋本 雅弘
	龍ヶ崎市民環境会議	会長	マスダ ミチカタ 栢田 道隆
	つくばの里工業団地運営協議会 アメニティ委員会 委員長	(株)三巴ゴム工業所 代表取締役	ウエノ ヨシユキ 上野 喜之
	水郷つくば農業協同組合	代表理事専務	ユハラ マサアキ 油原 正明
	龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会	白羽一区自治会長	オザワ トシユキ 小澤 利幸
一般市民 (6人)	公募		ムラカミ ハルトシ 村上 春利
	公募		ノムラ タケシ 野村 武
	公募		ヤグチ イサオ 矢口 功
	公募		イケダ ヨシエ 池田 由枝
	公募		イシツカ シンヤ 石塚 伸也
	公募		ササキ ヒロコ 佐々木 廣子

委嘱期間 : 令和7年6月30日まで

龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱理由(参考)

区分	所属等	委嘱理由
学識経験者 (3人)	国立研究開発法人国立環境研究所	国の環境基本法を所管する環境省の国立研究開発法人。国における環境政策等を本市の環境行政に反映させるため。
	流通経済大学	学術的な知見からの意見等を本市の環境行政に反映させるため。
	龍ヶ崎市学校長会	学術的な知見からの意見等を本市の環境行政に反映させるため。
市議会議員 (2人)	龍ヶ崎市議会 都市経済委員会委員長	龍ヶ崎市議会議長からの推薦
	龍ヶ崎市議会 都市経済委員会委員	龍ヶ崎市議会議長からの推薦
関係機関及び団体の代表者又は役員 (9人)	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	本市の一般廃棄物の中間処理及び最終処分を担う自治体であり、ごみ処理に係る専門的知見からの意見を本市の環境行政に反映させるため。
	板橋地区環境整備委員会	ごみ処理施設に隣接する住民による公害監視等に参画することも目的に組織されているため、その知見により意見を本市の環境行政に反映させるため。
	龍ヶ崎市商工会	本市の商工業界を代表する組織であり、商工業者の知見からの意見を本市の環境行政に反映させるため。
	龍ヶ崎市女性会	女性の視点からの意見等を本市の環境行政に反映させるため。
	(一社) 龍ヶ崎青年会議所	
	龍ヶ崎市民環境会議	環境基本条例に基づき設置された団体の意見等を本市の環境行政に反映させるため。
	つくばの里工業団地運営協議会 アメニティ委員会 委員長	工業団地内の事業所連合体であり、ISOの取得等、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業が多く、事業活動における環境保全の知見からの意見等を本市の環境行政に反映するた
	水郷つくば農業協同組合	本市の農業業界を代表する組織であり、農業の知見からの意見を本市の環境行政に反映させるため。
龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会	本市の住民自治組織を代表する組織であり、各住民自治組織から集約される意見を本市の環境行政に反映させるため。	
一般市民 (6人)		公募
		公募
		公募
		公募
		公募
		公募

委嘱期間 : 令和5年6月30日まで

ごみ処理基本計画
(第二次素案)

令和5年6月

龍ヶ崎市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 ごみ処理基本計画の位置づけ	3
第 3 節 計画対象範囲	4
第 4 節 計画対象区域	4
第 5 節 計画目標年次	5
第 6 節 計画の進行管理	5
第 2 章 龍ヶ崎市の概況	6
第 1 節 本市の現況	6
第 2 節 本市の特性	8
第 3 章 ごみ・資源の処理状況	11
第 1 節 社会的情勢	11
第 2 節 ごみ処理体制	21
第 3 節 ごみ・資源物の排出量	26
第 4 節 減量化・再資源化の取り組み	41
第 5 節 処理・処分状況	46
第 6 節 ごみ処理の課題	52
第 4 章 関係法令・関連計画との比較	54
第 1 節 現況推移	54
第 2 節 関係法令と現況推移との比較	56
第 5 章 ごみ処理の基本理念と基本方針	58
第 1 節 ごみ処理の基本理念	58
第 2 節 ごみ処理の基本方針	58
第 3 節 数値目標	60
第 4 節 将来ごみ量	64
第 6 章 ごみ処理基本計画	66
第 1 節 排出抑制計画	66
第 2 節 資源化計画	71
第 3 節 収集運搬計画	74
第 4 節 中間処理計画	77

第5節 最終処分計画	79
第6節 関連施策	81
第7節 計画の推進	82

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の目的

龍ヶ崎市（以下、「本市」といいます。）では、平成29年度（2017年度）に「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を策定し、「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」を将来都市像とし、平成29年度（2017年度）には、「龍ヶ崎市環境基本計画」が改訂され、「かけがえのない自然を未来へ 人や地球にやさしい環境のまち 龍ヶ崎」を目指す姿として、取り組みを進めてきました。

我が国は、東日本大震災をはじめとした度重なる自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延による社会・経済の混乱、さらに、働き方やライフスタイルの多様化、社会全体のデジタル化の進展、地球温暖化への対応など、社会情勢も大きく変化しています。

こうした変化を踏まえ、本市では、将来にわたって持続可能なまちを築いていくために、令和4年（2022年）12月に「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」を策定し、本市の目指すまちの姿を市民とともに共有し、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりに向けて、ともに歩みを進めるための指針を示しています。

廃棄物処理に関しては、平成8年（1996年）3月にごみ処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定し、計画的にごみ処理事業を実施してきましたが、ごみ処理を取り巻く情勢が変化したため、平成20年（2008年）12月、平成31年（2019年）3月に見直しを行っています。

一方、国では、平成30年度（2018年度）に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、環境的側面として、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた、「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き中核としています。

また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取り組みや、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」取り組み、さらには近年頻発する大規模災害に伴う災害廃棄物処理に係る取り組みの推進を掲げています。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年（2021年）6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、令和4年（2022年）4月に施行されています。

また、令和元年（2019年）10月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年（2020年）3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

また、平成31年（2019年）3月に、環境負荷を軽減する視点に立ったごみ減量化などの施策を継続・拡充するために、計画の目標値の一部について、これまでのごみ処理実績等を踏まえて中間見直しを行い、ごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進するとともに、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（以下、「組合」といいます。）の一員として、構成市町とともに適正なごみ処理を推進しています。

本計画は、本市での一般廃棄物処理の実態を明らかにし、課題を把握したうえで、循環型社会の形成に向けた取り組みの方向性を示し、本計画を取り巻く社会経済情勢の変化に対応したごみ処理に関する長期的かつ総合的な推進を行うための方策を明らかにすることを目的として策定します。

第2節 ごみ処理基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的視点に立った基本的な方針を示すものです。

本計画の位置づけを図1-1に示します。

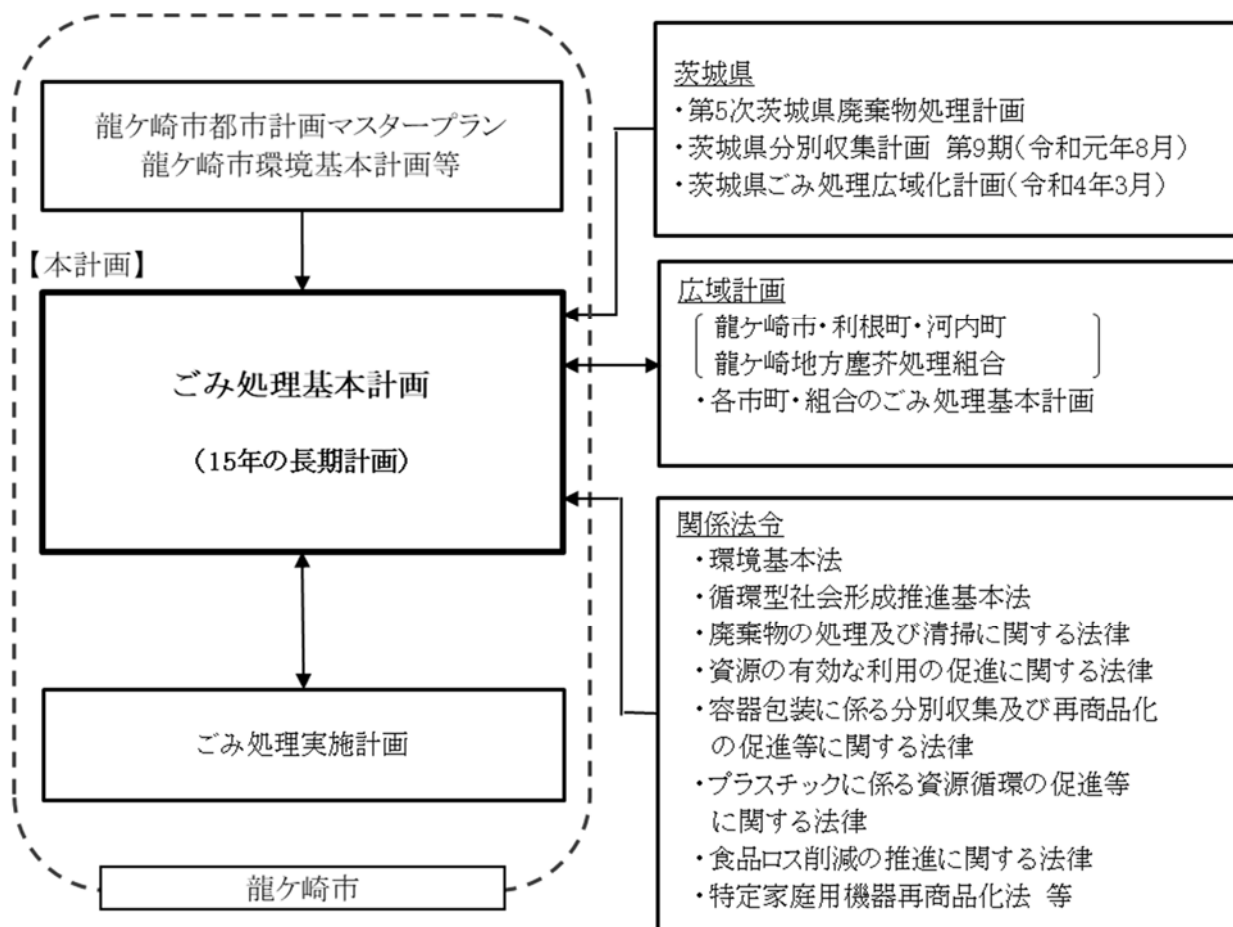


図 1-1 計画の位置づけ

第3節 計画対象範囲

本計画は、本市内で発生する一般廃棄物（ごみ）を対象とします。本計画の対象範囲について図 1-2 に示します。

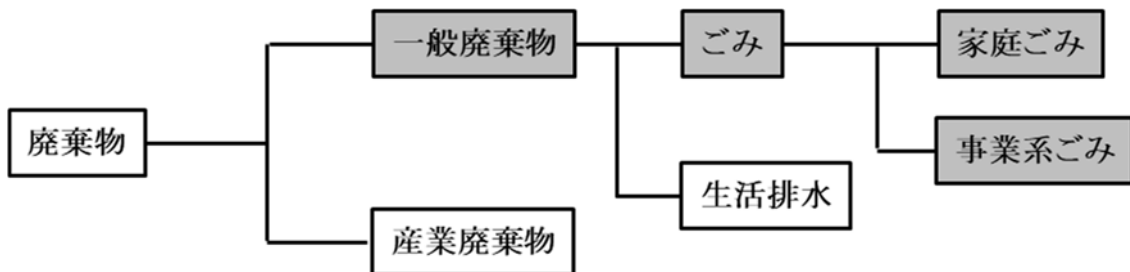


図 1-2 計画の位置づけ

第4節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。



図 1-3 計画対象区域

第5節 計画目標年次

本計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)を初年度とし、令和20年度(2038年度)を目標年度とする15年間とします。

ただし、廃棄物の処理を取り巻く環境の変化を考慮し、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。

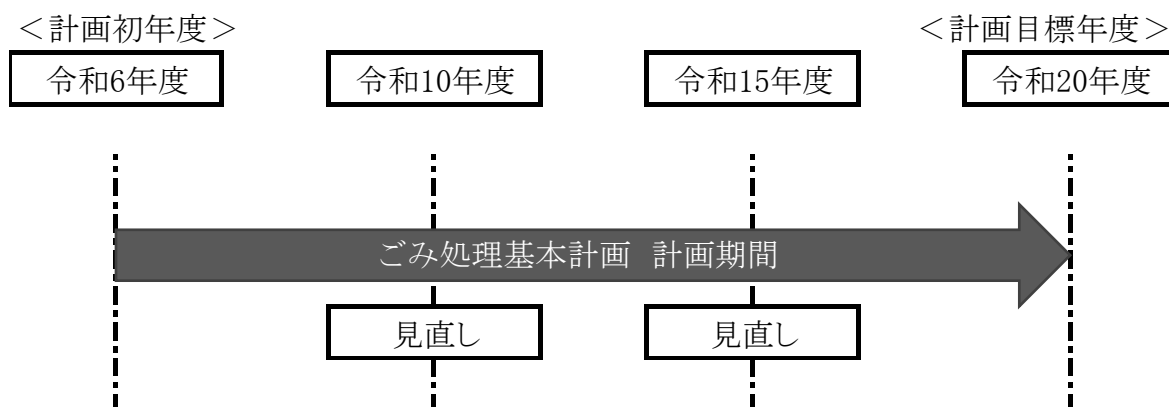


図 1-4 計画の目標年次

第6節 計画の進行管理

本計画は概ね5年ごとに見直しを行いますが、施策の進捗状況や目標の達成状況については、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

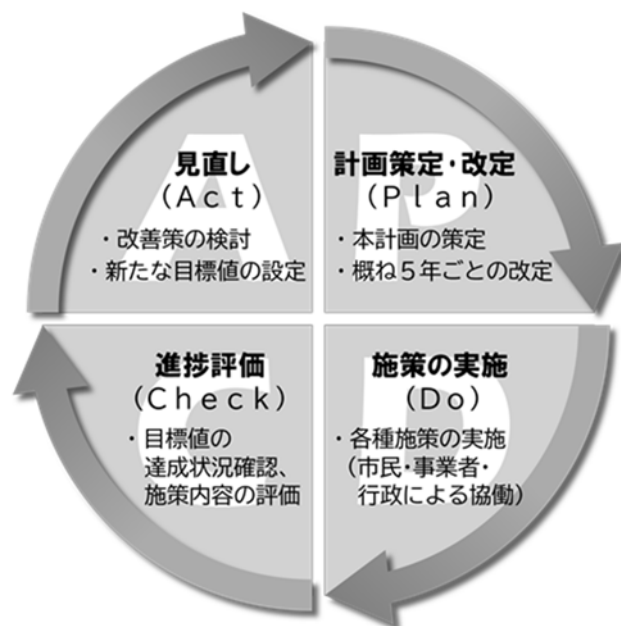


図 1-5 ごみ処理基本計画における PDCA サイクル

第2章 龍ヶ崎市の概況

第1節 本市の現況

1. 位置

本市は、茨城県の南部、東京の北東約 45 キロメートル・筑波研究学園都市の南約 20 キロメートル・成田国際空港の北西約 20 キロメートルに位置し、東西約 12 キロメートル・南北約 9 キロメートルの市で、面積は 78.59 平方キロメートルです。

東は稲敷市・河内町に、南は利根町、西は取手市及び牛久沼を挟んでつくば市・つくばみらい市に、北は牛久市に接しています。

広域交通では、南北軸として市域の西を JR 常磐線、国道 6 号線が縦断し、東西軸としては市域の中心を横断している主要地方道竜ヶ崎潮来線が担っています。また、市域の東部に主要地方道美浦栄線のバイパス、市域北部に近接して首都圏中央連絡自動車道の整備が進められ、南北軸、東西軸の向上により、広域的な人・物の流れの円滑化が図られます。

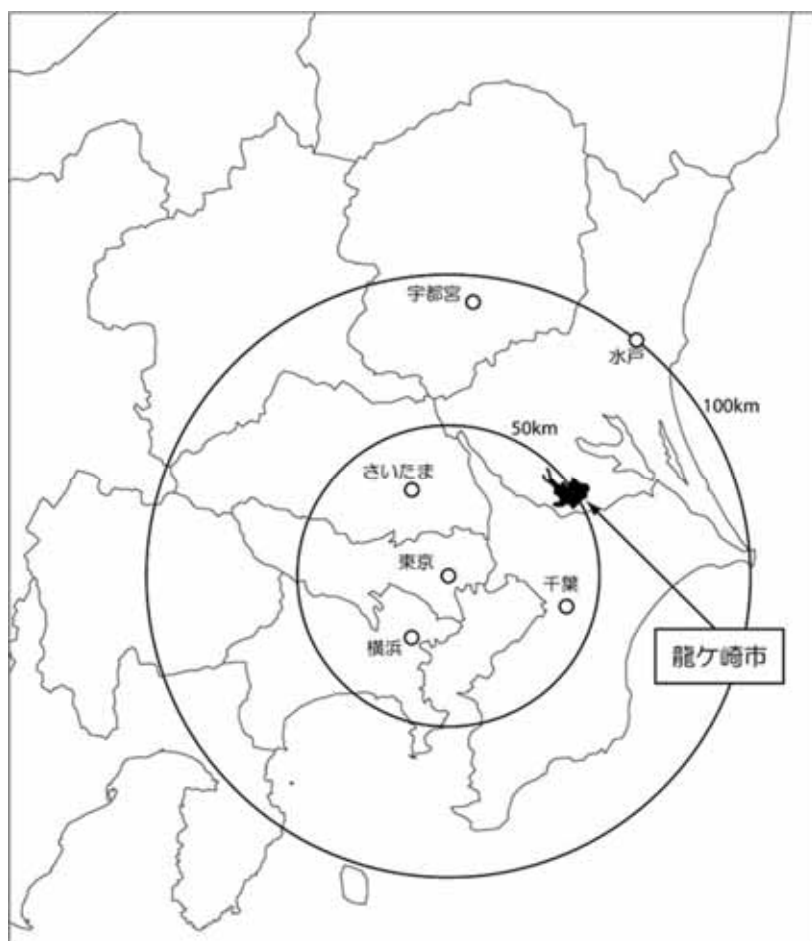


図 2-1 龍ヶ崎市の位置

2. 地形・地質

本市の地形は、北部は関東ロームの堆積する稲敷台地と呼ばれる比較的平坦な台地となっています。一方、南部は鬼怒川と小貝川によって形成された沖積平野の低地となっています。

3. 気象

本市の気候は、寒暖の差は比較的少なく、太平洋岸から近いため、海洋性気候となっています。

令和4年度（2022年度）の平均気温は14.8℃、年間降水量は約1,125mmとなっています。

表 2-1 月別気温と降水量

(令和4年)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
最高気温(℃)	13.9	15.8	25.1	27.2	30.2	35.9	36.6	38.2	32.5	28.6	23.8	15.3	38.2
最低気温(℃)	-8.4	-7.9	-1.7	0.0	7.7	13.2	20.0	18.9	14.8	2.5	2.9	-4.5	-8.4
平均気温(℃)	2.6	3.1	9.1	14.0	17.8	21.9	26.4	26.2	23.2	15.8	12.3	4.9	14.8
降水量の合計(mm)	22.5	67.0	92.0	135.0	126.5	72.0	97.5	154.5	126.5	105.0	84.5	42.0	1,125
平均風速(m/s)	2.6	2.7	3.1	3.3	2.7	2.9	2.6	2.8	3.0	2.5	2.1	2.3	2.7

観測場所: 龍ヶ崎地域気象観測所

出典: 「気象統計資料(気象庁HP)」

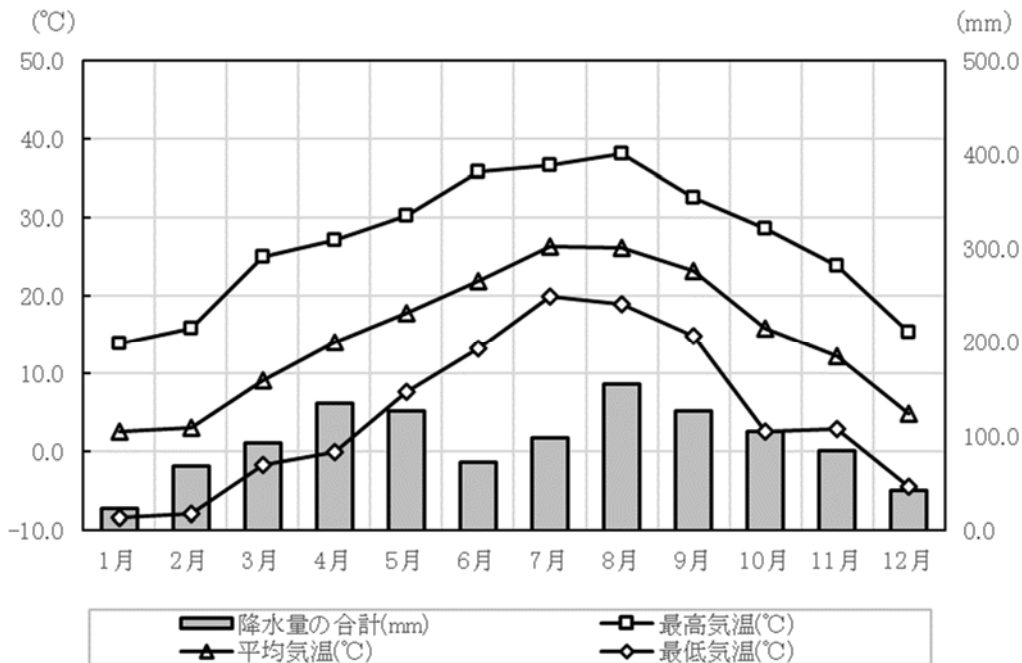


図 2-2 月別気温と降水量

第2節 本市の特性

1. 人口・世帯数

本市における過去10年間の人口及び世帯数の推移を表2-2、図2-3に示します。

人口は過去10年間を通じて減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。令和4年度（2022年度）で人口は75,690人、世帯数は35,313世帯となっています。

表 2-2 人口・世帯数・世帯人口の推移

年度	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人口(人/世帯)
H25	79,200	32,090	2.47
H26	78,941	32,435	2.43
H27	78,568	32,792	2.40
H28	78,115	33,133	2.36
H29	77,699	33,528	2.32
H30	77,366	33,852	2.29
R元	76,988	34,199	2.25
R2	76,505	34,562	2.21
R3	76,009	34,884	2.18
R4	75,690	35,313	2.14

※各年度4月1日現在の人口(住民基本台帳人口)

出典:「龍ヶ崎市資料」

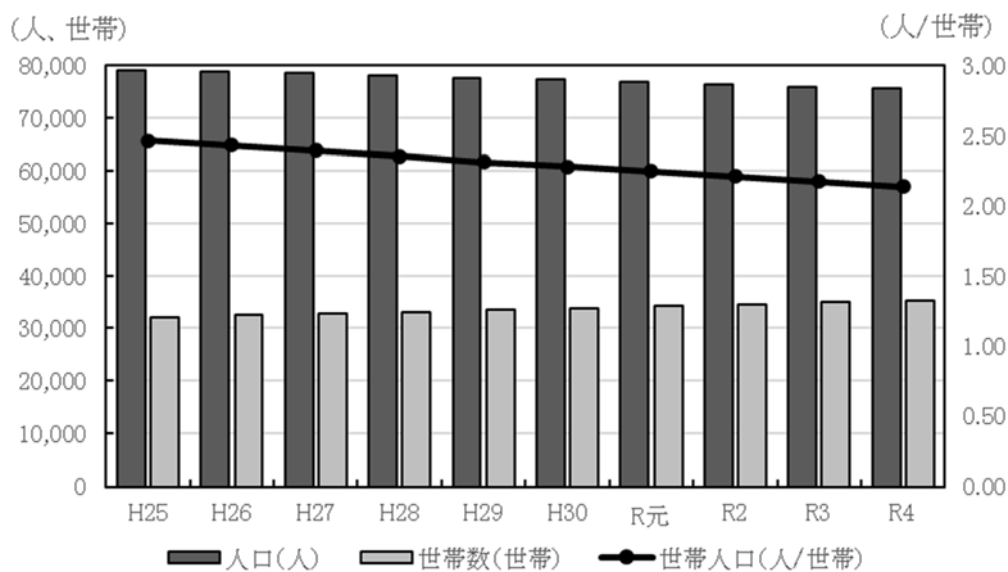


図 2-3 人口・世帯数・世帯人口の推移

2. 産業別就業人口

本市における産業別就業人口を表 2-3 に示します。

本市の産業別従業者数について、平成 28 年（2016 年）から令和 3 年（2021 年）にかけて第 1 次産業及び第 3 次産業は増加していますが、第 2 次産業は減少しています。

表 2-3 産業別事業所数・従業者数

産業(大分類)	H28				R3			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)
総数	2,491	100.0	27,706	100.0	2,366	100.0	29,364	100.0
第1次産業	14	0.6	228	0.8	19	0.8	272	0.9
農林・漁業	14	0.6	228	0.8	19	0.8	272	0.9
第2次産業	435	17.5	8,503	30.7	409	17.3	8,138	27.7
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	244	9.8	1,506	5.4	244	10.3	1,507	5.1
製造業	191	7.7	6,997	25.3	165	7.0	6,631	22.6
第3次産業	2,042	82.0	18,975	68.5	1,938	81.9	20,954	71.4
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	161	0.6	5	0.2	195	0.7
情報通信業	11	0.4	36	0.1	12	0.5	33	0.1
運輸業、郵便業	50	2.0	1,097	4.0	47	2.0	990	3.4
卸売、小売業	634	25.5	5,659	20.4	557	23.5	5,509	18.8
金融業、保険業	30	1.2	386	1.4	21	0.9	299	1.0
不動産業、物品賃貸業	153	6.1	456	1.6	135	5.7	469	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	100	4.0	556	2.0	112	4.7	603	2.1
宿泊業、飲食サービス業	313	12.6	2,702	9.8	269	11.4	2,381	8.1
生活関連サービス業、娯楽業	284	11.4	1,571	5.7	259	10.9	1,549	5.3
教育、学習支援業	112	4.5	1,011	3.6	117	4.9	1,560	5.3
医療、福祉	186	7.5	2,973	10.7	201	8.5	3,373	11.5
複合サービス業	14	0.6	397	1.4	13	0.5	366	1.2
サービス業	153	6.1	1,970	7.1	165	7.0	2,652	9.0
公務	-	-	-	-	25	1.1	975	3.3

出典：「経済センサス」

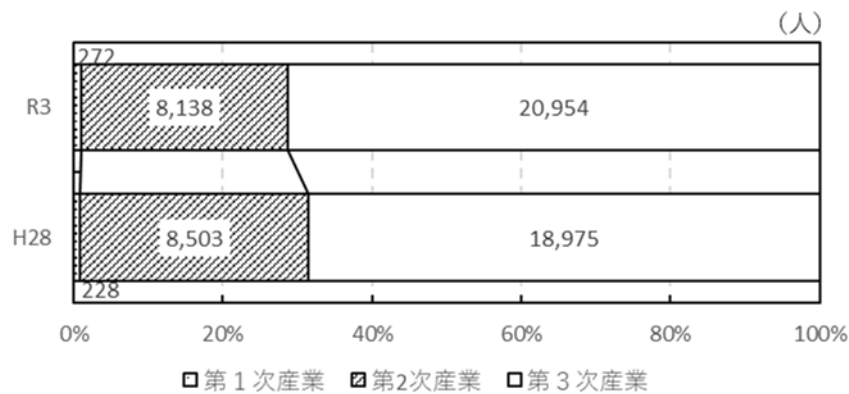


図 2-4 産業別就業人口の推移

3. 土地利用状況

過去5年の地目別土地面積の推移を表2-4に、令和4年（2022年）の地目別土地面積割合を図2-5に示します。

本市の面積は7,859ha（令和4年（2022年）1月1日現在）です。令和4年（2022年）の地目別の構成比をみると、田30.7%、宅地18.0%、畑11.7%となっています。

表 2-4 地目別土地面積の推移

各年1月1日現在(単位:ha)

年次	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総数
H30	2,416	951	1,396	412	651	368	479	1,182	7,855
R元	2,415	946	1,399	412	643	368	491	1,181	7,855
R2	2,414	942	1,400	412	643	364	500	1,180	7,855
R3	2,412	932	1,407	412	635	363	515	1,183	7,859
R4	2,415	922	1,411	412	632	363	521	1,183	7,859

出典:「統計りゅうがさき」

備考：この面積は固定資産税の対象となる土地面積であり、固定資産税が非課税となる土地（国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、ため池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内等）は除く。

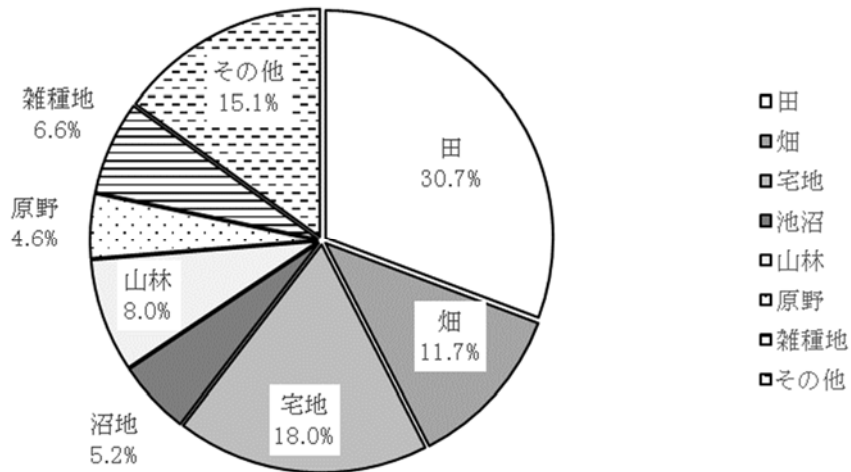


図 2-5 地目別土地面積割合 (令和4年(2022年))

第3章 ごみ・資源の処理状況

第1節 社会的情勢

1. 関係法令の体系

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが、平成12年(2000年)に公布された「循環型社会形成推進基本法」(以下、「循環基本法」という。)です。循環基本法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定める等、循環型社会の形成に関する基本法として位置付けられています。また循環基本法では、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明確にし、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

循環基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物処理法」、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)であり、個別物品のリサイクルに関しては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。),「特定家庭用機器再商品化法」(以下、「家電リサイクル法」という。)等の各種リサイクル法等があります。

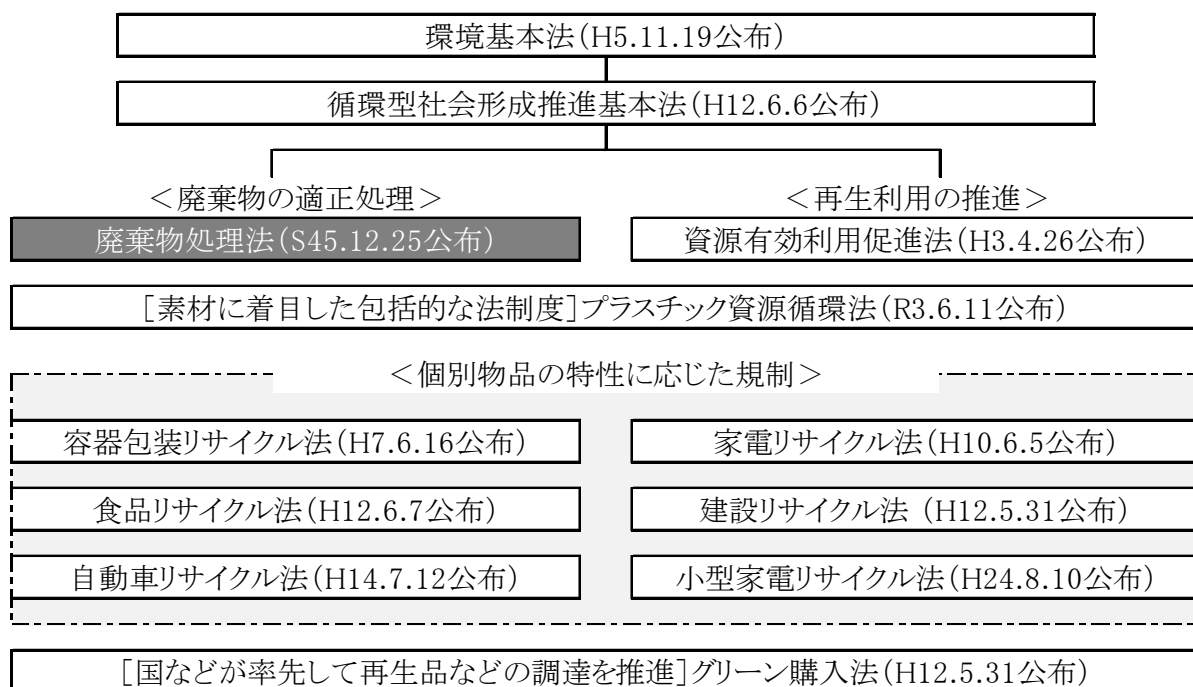


図 3-1 関係法令の体系図

2. 国の動向

(1) 廃棄物処理基本方針

平成 28 年度（2016 年度）1 月に「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。

平成 24 年度（2012 年度）の排出量に対して、平成 32 年度（2019 年度）における減量・資源化する目標値を以下の通りに設定しています。

表 3-1 廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物減量化の目標値

指標	目標量 (H24 年度に対する H32 年度の排出量)
排出量	約 12%削減
家庭系ごみ排出量	500g/人・日
再生利用率	約 27%に増加
最終処分量	約 14%削減

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成 30 年（2018 年）6 月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや、万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロス削減していくための対応等について計画を策定しています。

第四次循環型社会形成推進基本計画における数値目標を以下に示します。

表 3-2 第四次循環型社会形成推進基本計画における数値目標

項目	目標量（R7 年度）
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850g/人・日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源を除く)	約 440g/人・日

(3) プラスチック関連

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国での廃棄物輸入規制強化等を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年（2019 年）5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 3 年（2021 年）6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、令和 4 年（2022 年）4 月に施行されています。「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要は次の通りです。

表 3-3 プラスチック資源循環戦略の概要

項目	概要
基本原則	3R+Renewable（持続可能な資源）
重点戦略	1 プラスチック資源循環 ①リデュース等の徹底 ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル ③再生材・バイオプラスチックの利用促進 2 海洋プラスチック対策 3 国際展開 4 基盤整備
マイルストーン	1 リデュース ○2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 2 リユース・リサイクル ○2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ○2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ○2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 3 再生利用・バイオマスプラスチック ○2030年までに再生利用を倍増 ○2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

表 3-4 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

項目	概要
目的	プラスチック製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般において、プラスチック資源の循環を促進する
基本方針	1 プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に関する環境配慮設計 2 ワンウェイプラスチックの使用の合理化 3 プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等
個別の措置事項	1 プラスチック使用製品設計指針 2 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 3 市町村の分別収集及び再商品化 4 製造事業者等による自主回収及び再資源化 5 排出事業者による排出の抑制及び再資源化 等

(4) 食品ロス関連

令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和2年（2020年）3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。「食品ロス削減推進法」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要は以下の通りです。

表 3-5 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の概要

項目	概要
目的	多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する
基本方針	<ol style="list-style-type: none">1 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を定める2 都道府県は、基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努める3 市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努める
基本的施策	<ol style="list-style-type: none">1 消費者、事業者等に対する教育及び学習の振興、普及啓発等2 食品関連事業者等の取組に対する支援3 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰4 食品ロスの実態調査、効果的な削減方法等の調査研究5 先進的な取組等の情報の収集及び提供6 未利用食品等を提供するための活動の支援等

3. 茨城県の動向

(1) 廃棄物処理計画

茨城県では、令和2年度（2020年度）に「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定しています。「第5次茨城県廃棄物処理計画」の概要と目標値は以下の通りです。

表 3-6 第5次茨城県廃棄物処理計画の概要

項目	概要
計画期間	令和3年度～令和7年度までの5年間
基本方針	循環型社会の形成に向けては、サステナブル（Sustainable、持続可能）な社会の実現を見据え、それに至る中長期的な方向性を、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標を共有し、相互に連携、協働しながら、それぞれ主体的に取り組んでいく。
施策展開の方向性	1 3Rの推進 2 廃棄物適正処理の推進 3 循環型社会形成に向けた基盤づくり
基本的施策	1-1 県民等の問題意識の向上、3R行動の促進 1-2 市町村における減量化、再資源化の取組の促進 1-3 排出事業者による3Rの促進 2-1 不法投棄対策の強化 2-2 排出事業者責任の徹底 2-3 資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進 2-4 一般廃棄物の適正処理の確保 3-1 産業廃棄物最終処分場の確保 3-2 災害廃棄物処理体制の強化 3-3 資源循環産業の育成 3-4 分野別産業廃棄物処理対策の推進 3-5 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の促進

表 3-7 第5次茨城県廃棄物処理計画における目標値

指標名	基準年度 2018 (H30)	目標年度 2025 (R7)	備考
排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	990g/人・日	976g/人・日	※1
再生利用率	21.3%	20%以上	
最終処分量	417万トン	320万トン	

※1 県民等の問題意識の向上、市町村における減量化の取組結果等を反映する指標

(2) 分別収集促進計画

茨城県では、令和元年（2019年）8月に「茨城県分別収集促進計画 第9期：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）」を策定しています。

「茨城県分別収集促進計画 第9期」の概要は以下の通りです。

表 3-8 茨城県分別収集促進計画 第9期の概要

項目	概要				
目的	容器包装リサイクル法第9条の規定に基づき、各市町村・一部事務組合が策定した「市町村分別収集計画」をもとに、容器包装廃棄物の今後の排出見込量や容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集を促進するための取組み等について定める				
計画期間	令和2年度～令和6年度までの5年間（3年ごとに改定）				
排出量 見込み	龍ヶ崎地方塵芥処理組合：容器包装廃棄物				
	単位：t				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	1,581	1,575	1,569	1,564	1,559
促進に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及 2 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進及びその他の分別収集の促進に関する事項 				

(3) ごみ処理の広域行政

(4) 広域行政

本組合は、龍ヶ崎市と牛久町（現牛久市）のごみの共同処理を行うため、「女化塵芥処理組合」の名称で昭和 37 年（1962 年）10 月に設立されました。

昭和 45 年（1970 年）には、利根町と河内村（現河内町）が組合に加入し、昭和 46 年（1971 年）11 月に組合名称を「龍ヶ崎地方塵芥処理組合」と改称しました。

その後、牛久市が単独方式に移行したため、本組合は現在の 3 市町構成となり、龍ヶ崎市、利根町、河内町の 1 市 2 町のごみを広域的に処理・処分しています。

(5) ごみ処理の広域化計画

ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減対策およびごみ処理施設の効率的な運営と施設建設費の経済的側面から、茨城県では、中長期的な視点に立ち、市町村のごみ処理施設の広域化を推進するための指針として、平成 10 年（1998 年）4 月に「ごみ処理広域化計画－茨城県におけるごみ処理指針－」（以下、「広域化計画」といいます。）を策定しました。

また、ごみ処理をとりまく状況は大きく変化しているため、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について踏まえ、令和 4 年（2022 年）3 月にごみ処理広域化計画の見直しを行いました。

広域化計画では、焼却の現状の広域化ブロック（令和 3 年度（2021 年度）現在：29 ブロック）と将来的な広域化ブロック（令和 34 年（2052 年）頃目標：10 ブロック）を設定しています。また、前計画では、灰溶融施設の広域化ブロックについても方針を示していましたが、今計画では焼却灰の溶融施設は評価から除外されています。

本組合は、焼却の現在の広域化ブロックでは、現在の龍ヶ崎市、利根町、河内町による処理とされていますが、将来的な広域化ブロックでは、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、龍ヶ崎市、利根町、河内町による処理とされています。

表 3-9 広域化ブロック

現在の広域化ブロック		将来的な広域化ブロック		
ブロック	構成市町村・組合	ブロック	構成市町村・組合	
29	龍ヶ崎地方 塵芥処理組合	10	牛久市	
			江戸崎地方衛生土木組合	稲敷市 美浦村
			阿見町	
			龍ヶ崎地方塵芥処理組合	龍ヶ崎市 利根町 河内町

出典：「茨城県の広域化計画」

(6) 水平リサイクル

茨城県では、水平リサイクルの普及啓発に取り組むとともに、水平リサイクルに取り組む県及び市町村を支援することを目的として、令和3年（2021年）7月にサントリーMONOZUKURI エキスパート株式会社（以下、「サントリー」といいます。）と「茨城県内におけるペットボトルの水平リサイクルの推進に係る連携に関する協定書」を締結し、県庁舎から排出される使用済みペットボトルの水平リサイクルを令和4年（2022年）4月から開始しています。

回収したペットボトルは、協栄産業株式会社（茨城県笠間市）において、全量がペットボトルに再生され、サントリーグループの商品に利用されます。

「茨城県内におけるペットボトルの水平リサイクルの推進に係る連携に関する協定書」の概要は以下の通りです。

表 3-10 茨城県内におけるペットボトルの水平リサイクルの推進に係る連携に関する協定書の概要

項目	概要
目的	茨城県とサントリーが連携し、県内におけるペットボトルの水平リサイクルを推進し、資源の有効活用と循環型社会の実現を目指す
連携・協力事項	1 ペットボトルの水平リサイクルに係る市町村、県民、事業者等への普及啓発 2 水平リサイクルの実施及び支援
主な内容	1-1 県は、「プラスチック・スマート」キャンペーンの中で水平リサイクルの普及啓発を実施 1-2 サントリーは、啓発動画やWeb 授業用教材の作成・提供、リサイクル施設見学の受入等を実施 2-1 県は、自らが県庁舎等から排出するペットボトルの水平リサイクルを実施 2-2 サントリーは、水平リサイクルに取り組む県及び市町村の支援を実施
サントリーと協定を結んでいる地域	笠間市、鹿島市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

「日本経済新聞（令和4年1月19日）」

4. 本市の動向

(1) 環境基本計画

平成 29 年（2017 年）3 月に策定した「龍ヶ崎市第 2 次環境基本計画」におけるごみ減量の目標値は、以下の通りです。

表 3-11 龍ヶ崎市第 2 次環境基本計画におけるごみ減量目標値

指標	ベース値 (H27 年度)	目標値 (H33 年度)	備考
市民 1 人が 1 日に 出す家庭系ごみの 排出量	665g	620g	H38(2026 年度)については、 ごみ処理基本計画における 最終年度 (H35(2023)) 年度) の予測値である 550g を目標 値とする。
ごみの総資源化率	13.5%	20.0%	H38(2026) 年度については、 ごみ処理基本計画における 最終年度 (H35 (2023) 年) の予測値である 22.4%を目標 値とする。
ごみ質分析調査に おける厨芥類（生 ごみ等）及び紙類 の割合	66.6%	55.0%	ベース値の内訳： 厨芥類 (39.6%)・紙類 (27.0%)

(2) 龍ヶ崎みらい創造ビジョン

令和4年(2022年)12月に策定した「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」では、廃棄物関連について「将来に向けた本市のあるべき姿」を達成するために、取り組むべき施策において以下の通り示されています。

表 3-12 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030 、取り組むべき施策の概要

項目	概要
計画期間	将来ビジョン 2023年1月～2031年3月までのおおむね8年間 基本計画 2023年1月～2027年3月までのおおむね4年間 実施計画 3年間(毎年度見直しを行う)
施策の柱 施策	7. 環境にやさしく、誰もが快適に暮らせるまちづくり (1) 環境負荷の少ない地域社会の形成 (2) 自然環境の保全と環境美化の推進 (3) 機能的な都市インフラと暮らしを支える生活インフラの維持・整備
主な内容	カーボンニュートラルの実現に向けた対策の推進 循環型社会構築に向けたごみの発生抑制とリサイクルの推進 環境学習の推進

表 3-13 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030 成果指標

指標名	ベース値		目標値
出典	数値の増減の状況		
市民一人が一日に出す家庭系ごみの量※	658.7g [2018年]	661.0g [2021年]	550.0g [2026年]
市独自調査	▽2.3		△111.0
ごみの総資源化率	13.5% [2018年]	13.2% [2021年]	22.0% [2026年]
市独自調査	▽0.3		△8.8

※数値が低い方が望ましい

第2節 ごみ処理体制

1. ごみ・資源物の処理フロー

本市における、ごみ・資源物の処理フローを図 3-2 に示します。

本市から排出されたごみ及び資源物は、本市、利根町、河内町の 1 市 2 町で構成されている組合のごみ処理施設である「くりーんプラザ・龍」において、処理・処分を行っています。

燃やすごみは、焼却施設で焼却・熔融処理を行ったのち、熔融スラグは覆土材として利用し、ダスト固化物を最終処分場で埋立処分しています。

燃やさないごみ及び粗大ごみは、リサイクル施設で破碎・選別・圧縮を行い、選別された可燃物は焼却施設へ、不燃物残渣は埋立処分、資源物はリサイクル業者に引き渡しています。

また、資源物のうち、ペットボトル、あき缶類はリサイクル施設で圧縮・保管した後、資源化業者に引き渡し、その他の資源物は回収後、リサイクル業者に引き渡しています。廃家電は、リサイクル業者に引き渡しています。

廃食用油、ペットボトルキャップ、木くず類については、直接リサイクル業者に引き渡しています。

廃家電品は、原則として買い替え時に、新しい製品を購入する店舗や、処分する製品を購入した店舗で引き取りされますが、近年では販売店等の閉店等により引き取りが困難となっているケースに対応するため、一般廃棄物処理業者による引き取りだけではなく、リサイクル協力店等とも連携した対応を実施しています。

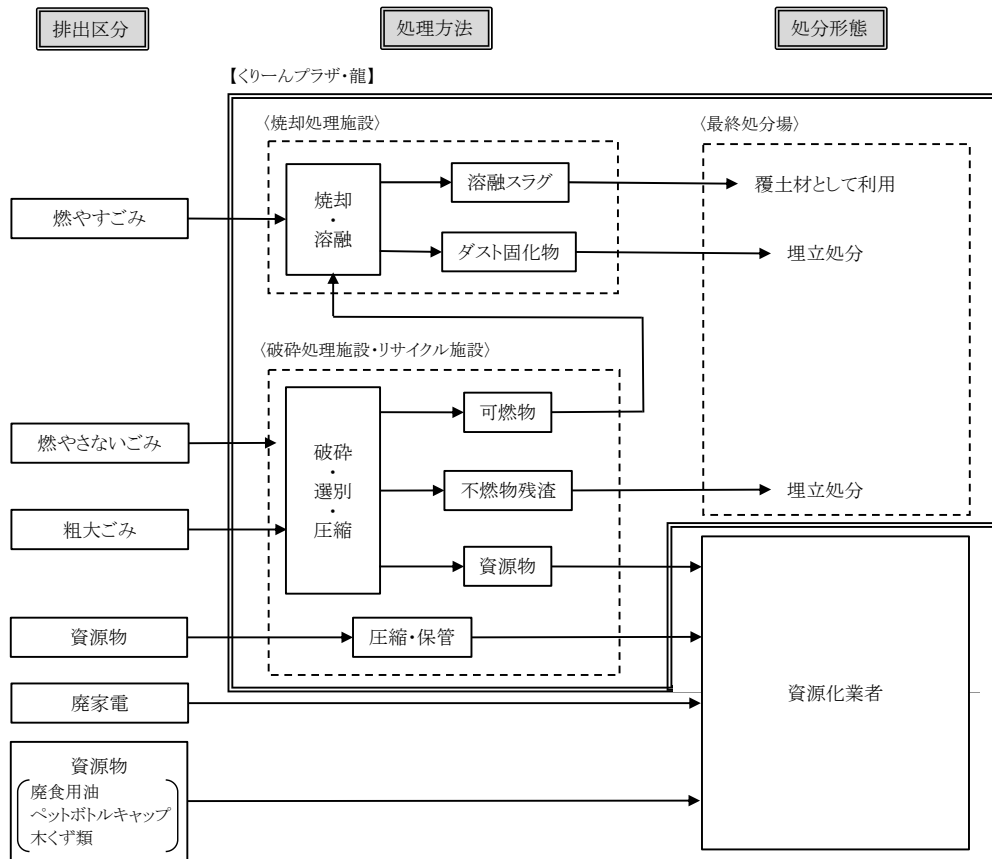


図 3-2 ごみ・資源物の処理フロー

2. ごみの分別と収集方法

本市の令和4年度（2022年度）時点におけるごみの分別区分を表3-14に示します。

本市のごみの分別区分は、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物（紙類、カン、ビン、ペットボトル、布類、白トレイ、木くず類、廃食用油、ペットボトルキャップ）、粗大ごみ、廃家電品、の5区分13種別となっています。

収集方式は、ごみ集積所（ステーション）方式を基本としており、粗大ごみのみ事前申し込みによる戸別回収を行っています。

表 3-14 ごみの分別区分

分別区分	ごみの種類	排出形態	収集方式	回収頻度	
燃やすごみ	生ごみ類、おむつ、革靴、プラスチック類・ゴム類・ビニール類、ビデオテープ類・CD・DVD類、布団類等	指定ごみ袋	ごみ集積所	週3回	
	布団・カーペット	ひも束			
燃やさないごみ	金属類・小型家電類、せともの・食器・ガラス類、アルミホイル・スーツケース等	指定ごみ袋	ごみ集積所	月2回	
	カミソリ・釘・針	缶など			
	有害ごみ(ライター、蛍光灯、乾電池等)	中身が確認できる袋			
	資源物では出せないビン	指定ごみ袋			
	小型家電のうち希少金属等の資源が含まれているもの、インクカートリッジ、使用済み充電電池	回収ボックス	拠点回収	随時	
資源物	紙類	ダンボール、新聞紙(折込チラシを含む)紙パック、雑がみ(雑誌、コピー用紙、ティッシュの箱等)	ひも束	資源物回収ステーション	月2回
	カン	18リットル(一斗缶)までの大きさで、金属でできたカン	コンテナ		
	ビン	茶、黒、青・緑、無色・透明の4色			
	ペットボトル	識別表示マークの表示のあるペットボトル	回収網袋	および サンデーリサイクル	週1回
	布類	シャツ・セーター・ズボン・タオル・シーツ・着物等	ひも束		
	白トレイ	真っ白い皿状のトレイ	回収網袋		
	木くず類	家庭から出た庭木などの剪定枝等 太さ20cm未満・長さ1m未満	ひも束	資源物回収ステーション	月2回
	廃食用油	家庭で使用済となった植物性油	ポリタンク	コミュニティセンター または サンデーリサイクル	随時
	ペットボトルキャップ	飲み物が入っていたペットボトルキャップ	回収ボックス		
粗大ごみ	スキー板、自転車、ソファ、ベッド、テーブル・学習机等	ごみ処理券	戸別回収(要予約)	週2回	
廃家電	洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫	廃家電収集運搬券		随時	

出典:「龍ヶ崎市HP」

3. 収集運搬車両状況

本市の収集運搬車両状況を表 3-15 に示します。

本市の収集運搬は、民間委託を中心に、一部直営で実施しています。令和 4 年度（2022 年度）は、市保有の収集車、民間委託業者の収集者合わせてパッカー車 38 台、平ボディー車 18 台の車両で収集しています。

表 3-15 収集運搬車両状況（令和 4 年度（2022 年度））

種類		パッカー車	平ボディー車
市保有の収集車		0	3
委託業者	ごみ	A社	1
		B社	0
		C社	2
	資源物	D社	2
		E社	8
		F社	2

出典：「龍ヶ崎市資料」

4. ごみ処理手数料

本市の指定ごみ袋等及び組合ごみ処理施設（クリーンプラザ・龍）に直接搬入するごみ処理手数料等は表 3-16 のとおりです。

表 3-16 ごみ処理手数料等

種類		内容
ごみ袋1枚当たり の金額	燃やすごみ	大:110円、小:70円
	燃やさないごみ	大:90円、小:80円
粗大ごみ処理		1点につき1,570円（長さ1m以上、または重さ20kg以上）
廃家電収集運搬券		1点につき1,570円
クリーンプラザ・龍 への直接搬入	家庭系ごみ	10kg未満:160円
		10kg以上10kgにつき:160円
	事業系ごみ	10kg未満:242円
		10kg以上10kgにつき:242円

出典：「龍ヶ崎市HP、龍ヶ崎市資料」

5. ごみ処理経費

過去 10 年間のごみ処理経費の推移を表 3-17、図 3-3 に示します。

ごみ処理経費は、平成 27 年度（2015 年度）の約 19 億円をピークに減少し、令和元年度（2019 年度）までは 10 億円を下回る額となっていました。令和 2 年度（2020 年度）に増加し、令和 4 年度（2022 年度）は約 11 億円となっています。なお、平成 26 年度（2014 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて焼却施設、令和元年度（2019 年度）から令和 2 年度（2020 年度）3 月にかけてリサイクル施設の基幹的設備改良工事を行っています。

令和 4 年度（2022 年度）、本市の市民 1 人あたりのごみ処理経費は、約 1 万 4 千円、ごみ 1 t 当たりの処理費は、約 4 万 2 千円/t となっています。

表 3-17 ごみ処理経費

区分	H25	H26	H27	H28	H29
ごみ処理経費(千円)	1,228,661	1,118,072	1,875,929	1,789,537	933,735
人口(人)	79,200	78,941	78,568	78,115	77,699
世帯数(世帯)	32,090	32,435	32,792	33,133	33,528
ごみ総排出量(t)	28,852.83	28,386.55	28,134.87	28,165.57	27,585.94
市民一人あたりのごみ処理経費(円/人)	15,513	14,163	23,876	22,909	12,017
1世帯あたりのごみ処理経費(円/世帯)	38,288	34,471	57,207	54,011	27,849
1tあたりのごみ処理経費(円/t)	42,584	39,387	66,676	63,536	33,848

区分	H30	R元	R2	R3	R4
ごみ処理経費(千円)	967,765	898,973	1,409,720	1,189,537	1,079,972
人口(人)	77,366	76,988	76,505	76,009	75,690
世帯数(世帯)	33,852	34,199	34,562	34,884	35,313
ごみ総排出量(t)	27,931.62	27,838.60	26,908.93	26,755.25	25,746.57
市民一人あたりのごみ処理経費(円/人)	12,509	11,677	18,427	15,650	14,268
1世帯あたりのごみ処理経費(円/世帯)	28,588	26,287	40,788	34,100	30,583
1tあたりのごみ処理経費(円/t)	34,648	32,292	52,389	44,460	41,946

出典:「龍ヶ崎市資料」:「龍ヶ崎市資料」

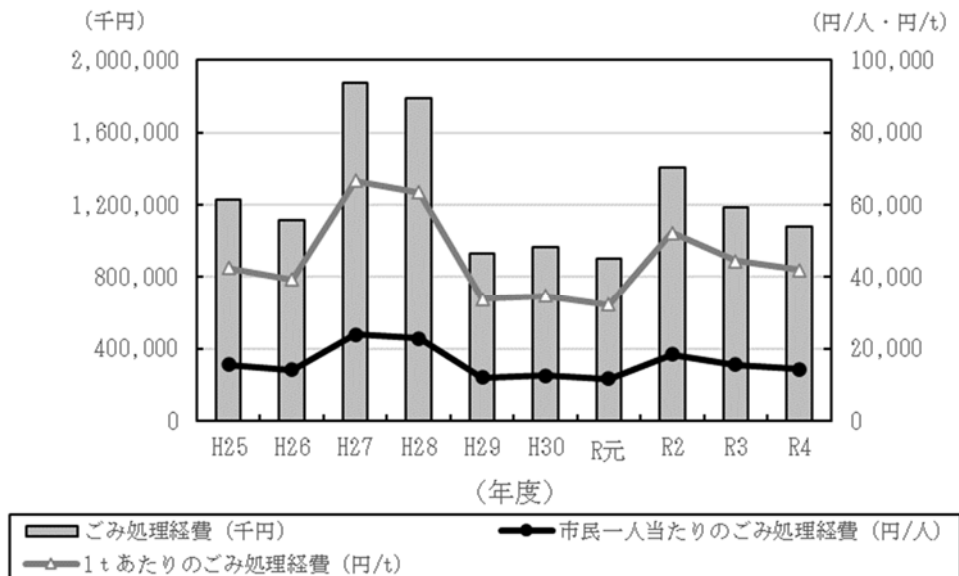


図 3-3 ごみ処理経費

第3節 ごみ・資源物の排出量

1. ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量の内訳

本市の過去 10 年間のごみ総排出量の内訳を表 3-18 に、ごみ総排出量の推移を図 3-4 に示します。

ごみ総排出量は、過去 10 年間を通してみると減少傾向にあり、平成 25 年度（2013 年度）の約 28,900t から令和 4 年度（2022 年度）には約 25,700t に減少し、令和 2 年度（2020 年度）以降は約 27,000t 以下で推移しています。また、1 人 1 日あたりの排出量も、過去 10 年間を通してみると概ね同様の傾向にあり、令和 4 年度（2022 年度）は 932 g/人・日となっています。

家庭系ごみは、過去 10 年間を通してみると減少傾向にあり、平成 25 年度（2013 年度）の約 23,000t から令和 4 年度（2022 年度）は約 20,800t に減少しています。家庭系収集ごみの 1 人 1 日あたり排出量についても、過去 10 年間を通してみると減少傾向にあり、平成 25 年度（2013 年度）の 747 g/人・日から令和 4 年度（2022 年度）は 699g/人・日と減少しています。

事業系ごみは、令和元年度（2019 年度）まで増減を繰り返していましたが、令和元年度（2019 年度）の約 5,500t をピークに、令和 2 年度（2020 年度）以降は 5,000t 以下で推移しています。

家庭系ごみと事業系ごみの割合を見てみると、令和 4 年度（2022 年度）は、家庭系が約 81%を占めており、事業系は 19%程度となっています。

表 3-18 ごみ総排出量の内訳 (1/2)

区 分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
行政区域内人口 (人)		79,200	78,941	78,568	78,115	77,699	
家庭系ごみ	収集ごみ	燃やすごみ (t)	17,915.75	17,822.21	17,704.88	17,533.19	17,347.73
		燃やさないごみ (t)	886.97	833.44	828.75	824.19	790.95
		資源物 (t)	2,729.07	2,530.59	2,497.63	2,699.49	2,273.69
		粗大ごみ (t)	75.47	74.69	72.52	62.72	64.41
		合計 (t)	21,607.26	21,260.93	21,103.78	21,119.59	20,476.78
		1人1日当たり排出量 (g/人・日)	747	738	736	739	722
	直接搬入ごみ	燃やすごみ (t)	292.75	303.98	353.35	407.98	392.48
		燃やさないごみ (t)	74.68	80.19	77.41	83.79	90.59
		資源物 (t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ (t)	143.58	149.22	184.56	170.65	183.45
		合計 (t)	511.01	533.39	615.32	662.42	666.52
	カンデーリサイクル(拠点回収)※1 (t)		910.74	805.86	762.13	710.55	680.40
	家庭系ごみ排出量合計 (t)		23,029.01	22,600.18	22,481.23	22,492.56	21,823.69
	家庭系1人1日当たり排出量 (g/人・日)		797	784	784	787	770
事業系ごみ	燃やすごみ (t)	5,441.55	5,441.08	5,338.12	5,377.48	5,497.76	
	燃やさないごみ (t)	73.68	76.13	76.70	69.27	55.80	
	粗大ごみ (t)	14.34	15.82	9.54	22.23	21.77	
	合計 (t)	5,529.57	5,533.03	5,424.36	5,468.98	5,575.33	
集団回収量※2 (kg)		294,244	253,337	229,279	204,034	186,914	
ごみ総排出量合計 (t)		28,852.83	28,386.55	28,134.87	28,165.57	27,585.94	
1人1日当たり排出量 (g/人・日)		998	985	981	985	973	

出典:「龍ヶ崎市資料」

※1 市受領資料「■年度年間集計」(2022年10月5日受領)を基に集計

※2 市受領資料「集団回収(■年度)」(2022年10月3日)を基に集計

※3 R4年度の実績:2023年5月に受領したデータを基に集計

※4 ※1、※2、※3以外:2022年8月30日に受領した「ごみ量 11年度～(別紙1)」を基に、組合の区分に従い集計

※5 事業系資源物は家庭系資源物と区別して把握していないため、全て家庭系資源物として集計

表 3-18 ごみ排出量の内訳 (2/2)

区 分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度※3
行政区域内人口 (人)		77,366	76,988	76,505	76,009	75,690
家庭系 ごみ	収集 ごみ					
	燃やすごみ (t)	17,290.94	17,506.16	17,557.93	17,020.80	16,657.41
	燃やさないごみ (t)	823.23	817.55	850.70	708.68	632.71
	資源物 (t)	2,809.40	2,429.90	2,073.09	2,571.61	1,976.45
	粗大ごみ (t)	62.49	59.31	55.92	50.59	47.95
	合計 (t)	20,986.06	20,812.92	20,537.64	20,351.68	19,314.52
	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	743	741	733	734	699
	直接搬入 ごみ					
	燃やすごみ (t)	405.25	483.37	607.43	586.15	658.78
	燃やさないごみ (t)	121.10	124.01	193.56	176.99	150.97
	資源物 (t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	粗大ごみ※6 (t)	173.57	235.73	10.34	0.00	0.00
	合計 (t)	699.92	843.11	811.33	763.14	809.75
カンデーリサイクル(拠点回収)※1 (t)		666.58	609.92	653.39	643.43	646.24
家庭系ごみ排出量合計 (t)		22,352.55	22,265.95	22,002.36	21,758.25	20,770.51
家庭系1人1日当たり排出量 (g/人・日)		792	792	786	784	752
事業系 ごみ	燃やすごみ (t)	5,401.81	5,386.20	4,812.14	4,915.93	4,881.27
	燃やさないごみ (t)	49.65	60.65	37.28	31.28	25.84
	粗大ごみ (t)	17.40	21.07	3.65	3.72	3.74
	合計 (t)	5,468.86	5,467.92	4,853.07	4,950.93	4,910.85
集団回収量※2 (kg)		110,208	104,724	53,503	46,074	65,217
ごみ総排出量合計 (t)		27,931.62	27,838.60	26,908.93	26,755.25	25,746.57
1人1日当たり排出量 (g/人・日)		989	991	961	964	932

出典:「龍ヶ崎市資料」

※1 市受領資料「■年度年間集計」(2022年10月5日受領)を基に集計

※2 市受領資料「集団回収(■年度)」(2022年10月3日)を基に集計

※3 R4年度の実績:2023年5月に受領したデータを基に集計

※4 ※1、※2、※3以外:2022年8月30日に受領した「ごみ量 11年度～(別紙1)」を基に、組合の区分に従い集計

※5 事業系資源物は家庭系資源物と区別して把握していないため、全て家庭系資源物として集計

※6 令和2年度から選別担当職員の変更により、粗大ごみが別の項目に振り分けられている

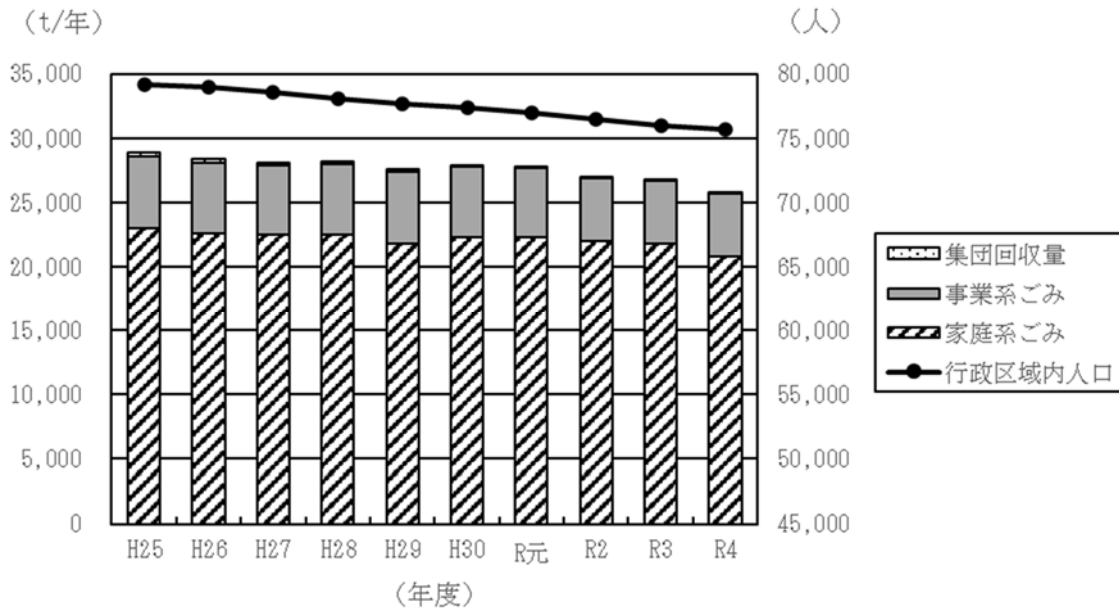


図 3-4 ごみ総排出量の推移

(2) 家庭系ごみの排出状況

① 家庭系収集ごみ

家庭系収集ごみの排出内訳を図 3-5 に示します。

家庭系収集ごみ量は、一般的に人口の影響を大きく受けますが、本市では人口の減少に比べて、収集ごみ量の減少が鈍化しています。

また、近年は、新型コロナウイルスのまん延による社会・経済の混乱、さらに、働き方やライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しましたが、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみの量に以前と大きな違いは見られません。

また、家庭系収集ごみの内訳としては、燃やすごみが多く、家庭系収集ごみの約 86% を占めています。

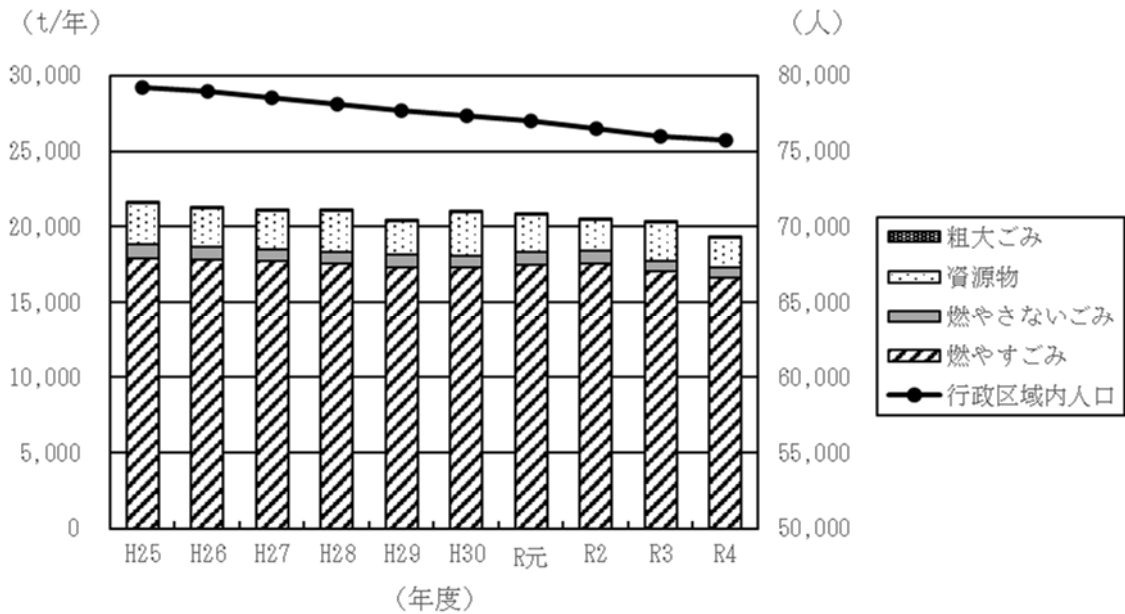


図 3-5 家庭系収集ごみの排出内訳

② 家庭系直接搬入ごみ

家庭系直接搬入ごみの排出量推移を図 3-6 に示します。

家庭系直接搬入ごみ量は、令和元年度（2019 年度）までは増加傾向にありましたが、令和元年度（2019 年度）の約 840t をピークに、以降は増減を繰り返しています。

また、家庭系直接搬入ごみの内訳としては、燃やすごみが占める割合が約 81%と最も多くを占めています。

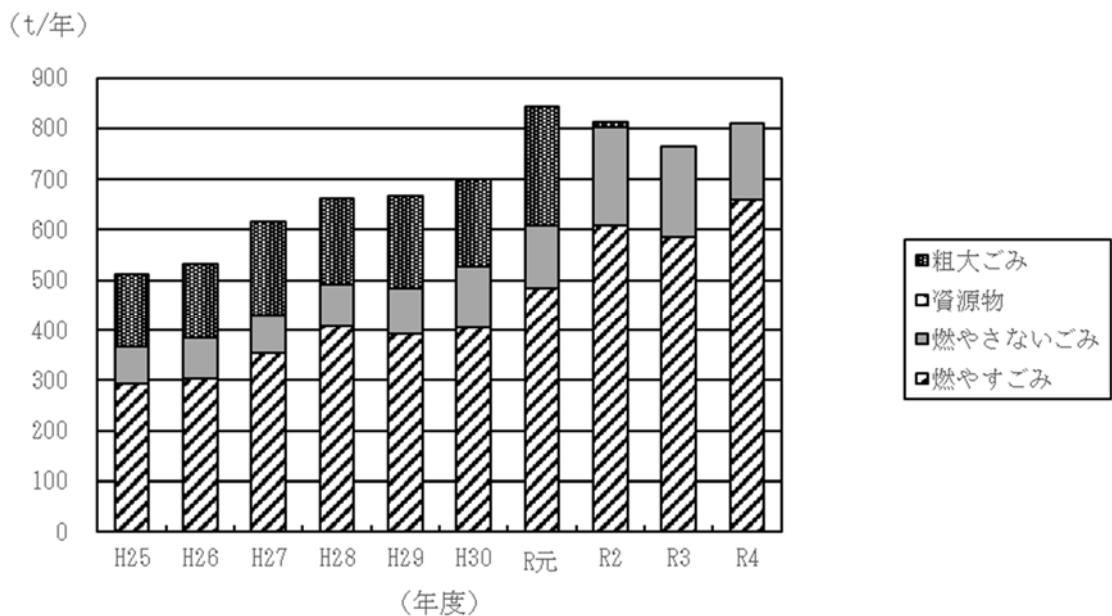


図 3-6 直接搬入ごみの推移

③ サンデーリサイクル（拠点回収）

サンデーリサイクル（拠点回収）の排出内訳を図 3-7 に示します。

サンデーリサイクル（拠点回収）量は、令和元年度（2019 年度）までは減少傾向にありましたが、令和 2 年度（2020 年度）で増加し、以降は約 650t で推移しています。

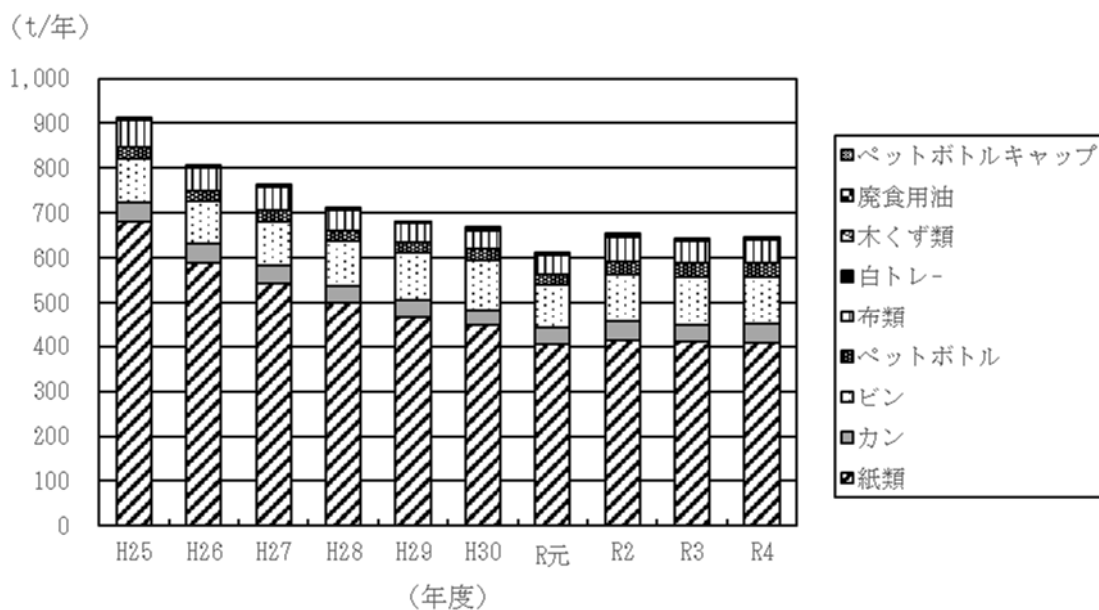


図 3-7 サンデーリサイクル（拠点回収）の排出内訳

(3) 事業系ごみの排出状況

事業系ごみの排出内訳を図 3-8 に示します。

事業系ごみは、令和元年度（2019 年度）まで増減を繰り返していましたが、令和 2 年度以降減少し、5,000t 以下で推移しています。

また、事業系ごみの内訳としては、燃やすごみが多く、事業系ごみの約 99% を占めています。

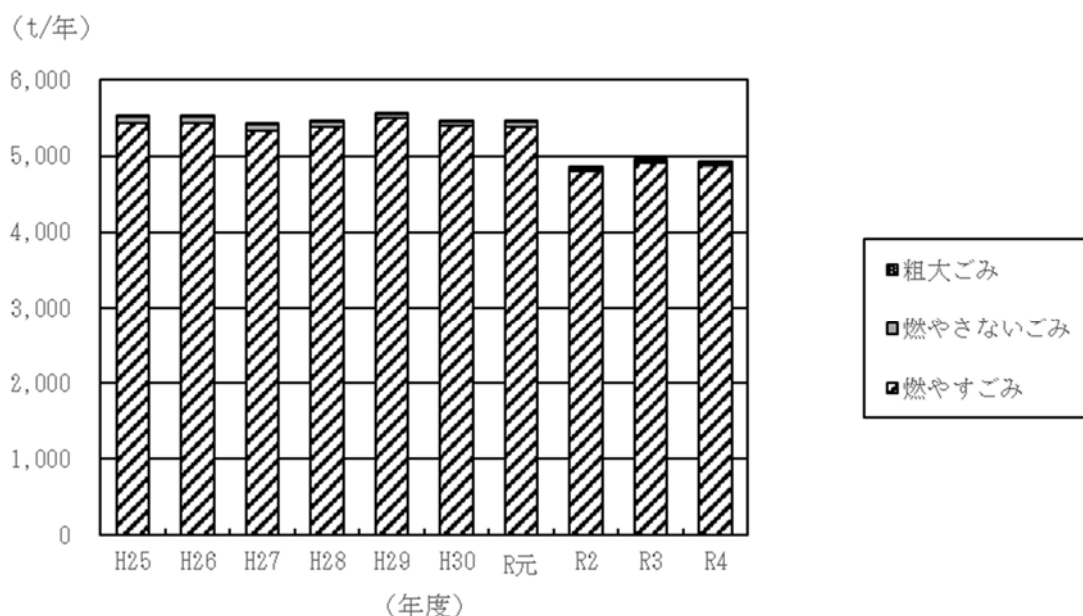


図 3-8 事業系ごみの排出内訳

(4) 資源物排出量の内訳

資源物排出量の内訳を表 3-19、図 3-9、図 3-10 に示します。

資源物排出量は、減少傾向にあり、平成 25 年度（2013 年度）の約 3,900t から令和 4 年度（2022 年度）には約 2,700t に減少しています。

品目別にみると、木くず類とペットボトルキャップを除く、紙類、カン、ビン、ペットボトル、布類、白トレイ、廃食用油は、平成 25 年度（2013 年度）に対し、令和 4 年度（2022 年度）の量が減少しており、木くず類は年度によって増減を繰り返しています。

紙類の減少については、ペーパーレス化が進んでいること、販売店回収の進展などによるものと考えられ、カンやビンの減少は、飲食用容器がカンやビンからペットボトルへの移行してきている状況によるものと考えられます。

表 3-19 資源物排出量の内訳 (1/2)

区 分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
資源物回収ステーション ※1※3	紙類 (t)	1,630.71	1,517.93	1,402.76	1,307.07	1,203.37
	カン (t)	187.56	175.70	167.91	163.28	159.79
	ビン (t)	350.28	336.96	336.97	325.37	340.55
	ペットボトル (t)	159.83	131.16	126.31	122.59	117.54
	布類 (t)	78.71	74.58	71.03	62.20	61.81
	白トレ- (t)	3.83	3.69	3.42	3.35	2.87
	小型家電 (t)	0.00	0.28	0.15	6.60	6.60
	木くず類※4 (t)	311.58	284.27	383.91	703.39	375.54
	廃食用油 (t)	4.78	4.41	3.66	3.99	4.04
	ペットボトルキャップ (t)	1.79	1.61	1.52	1.65	1.58
計 (t)	2,729.07	2,530.59	2,497.63	2,699.49	2,273.69	
サンデーリサイクル ※1	紙類 (t)	680.56	588.78	543.39	498.70	466.86
	カン (t)	43.32	41.54	39.83	39.44	39.55
	ビン (t)	97.07	95.53	98.43	98.22	105.20
	ペットボトル (t)	27.06	24.54	23.94	23.83	23.08
	布類 (t)	57.57	51.02	51.92	45.89	43.49
	白トレ- (t)	0.72	0.72	0.70	0.65	0.66
	木くず類 (t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃食用油 (t)	2.73	2.18	2.18	2.18	0.00
	ペットボトルキャップ (t)	1.71	1.55	1.74	1.64	1.56
	計 (t)	910.74	805.86	762.13	710.55	680.40
集団回収 ※2	紙類 (kg)	283,940	244,770	222,060	197,250	181,326
	カン (kg)	63	67	49	28	28
	ビン (kg)	3,371	2,060	1,710	1,586	1,500
	布類 (kg)	6,870	6,440	5,460	5,170	4,060
	計 (kg)	294,244	253,337	229,279	204,034	186,914
合計	紙類 (t)	2,595.21	2,351.48	2,168.21	2,003.02	1,851.55
	カン (t)	230.94	217.31	207.79	202.75	199.37
	ビン (t)	450.72	434.55	437.11	425.18	447.25
	ペットボトル (t)	186.89	155.70	150.25	146.42	140.62
	布類 (t)	143.15	132.04	128.41	113.26	109.36
	白トレ- (t)	4.55	4.41	4.12	4.00	3.53
	木くず類 (t)	311.58	284.27	383.91	703.39	375.54
	廃食用油 (t)	7.51	6.60	5.85	6.18	4.04
	ペットボトルキャップ (t)	3.51	3.16	3.25	3.28	3.14
	資源物量合計 (t)	3,934.06	3,589.51	3,488.89	3,607.47	3,134.40
1人1日当たり資源物量 (g/人・日)	136	125	122	126	111	

出典:「龍ヶ崎市資料」

※1 市受領資料「■年度年間集計」(2022年10月5日)を基に集計

※2 市受領資料「集団回収(■年度)」(2022年10月3日)を基に集計

※3 資源物回収ステーションの資源物量:ステーション回収量と、拠点回収の資源物量を足した値

※4 資源物回収ステーションの木くず類:ステーション回収量、直接搬入量、一般搬入量を足した値

表 3-19 資源物排出量の内訳 (2/2)

区 分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
資源物回収ステーション ※1※3	紙類 (t)	1,205.84	1,109.80	1,091.67	1,011.12	1,009.88
	カン (t)	151.42	149.76	157.56	152.62	146.97
	ビン (t)	320.28	318.95	323.19	306.00	307.83
	ペットボトル (t)	118.89	117.81	117.48	122.62	124.78
	布類 (t)	60.26	62.40	68.92	63.03	58.52
	白トレ- (t)	3.14	2.98	3.24	3.26	3.07
	小型家電 (t)	6.13	5.58	6.34	6.13	0.00
	木くず類※4 (t)	943.40	659.19	301.61	902.79	322.66
	廃食用油 (t)	0.00	1.94	1.66	3.27	1.34
	ペットボトルキャップ (t)	0.03	1.49	1.42	0.78	1.40
	計 (t)	2,809.40	2,429.90	2,073.09	2,571.61	1,976.45
サンデーリサイクル ※1	紙類 (t)	448.82	405.14	413.17	409.60	407.89
	カン (t)	35.27	37.23	43.13	38.39	42.02
	ビン (t)	109.98	96.97	107.37	109.65	107.20
	ペットボトル (t)	24.81	23.63	27.50	29.85	31.98
	布類 (t)	42.43	41.84	55.59	50.72	51.28
	白トレ- (t)	0.28	0.54	0.69	0.41	0.65
	木くず類 (t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃食用油 (t)	3.46	3.20	4.05	3.06	3.05
	ペットボトルキャップ (t)	1.52	1.38	1.89	1.75	2.18
	計 (t)	666.58	609.92	653.39	643.43	646.24
集団回収 ※2	紙類 (kg)	105,500	100,960	52,110	44,851	63,410
	カン (kg)	14	7	100	11	1
	ビン (kg)	1,044	857	3	32	36
	布類 (kg)	3,650	2,900	1,290	1,180	1,770
	計 (kg)	110,208	104,724	53,503	46,074	65,217
合計	紙類 (t)	1,760.16	1,615.90	1,556.95	1,465.57	1,481.18
	カン (t)	186.70	187.00	200.79	191.02	188.99
	ビン (t)	431.30	416.78	430.56	415.68	415.07
	ペットボトル (t)	143.70	141.44	144.98	152.47	156.76
	布類 (t)	106.34	107.14	125.80	114.93	111.57
	白トレ- (t)	3.42	3.52	3.93	3.67	3.72
	木くず類 (t)	943.40	659.19	301.61	902.79	322.66
	廃食用油 (t)	3.46	5.14	5.71	6.33	4.38
	ペットボトルキャップ (t)	1.56	2.87	3.32	2.52	3.58
	資源物量合計 (t)	3,580.05	3,138.97	2,773.64	3,254.98	2,687.90
1人1日当たり資源物量 (g/人・日)		127	112	99	117	97

出典:「龍ヶ崎市資料」

※1 市受領資料「■年度年間集計」(2022年10月5日)を基に集計

※2 市受領資料「集団回収(■年度)」(2022年10月3日)を基に集計

※3 資源物回収ステーションの資源物量:ステーション回収量と、拠点回収の資源物量を足した値

※4 資源物回収ステーションの木くず類:ステーション回収量、直接搬入量、一般搬入量を足した値

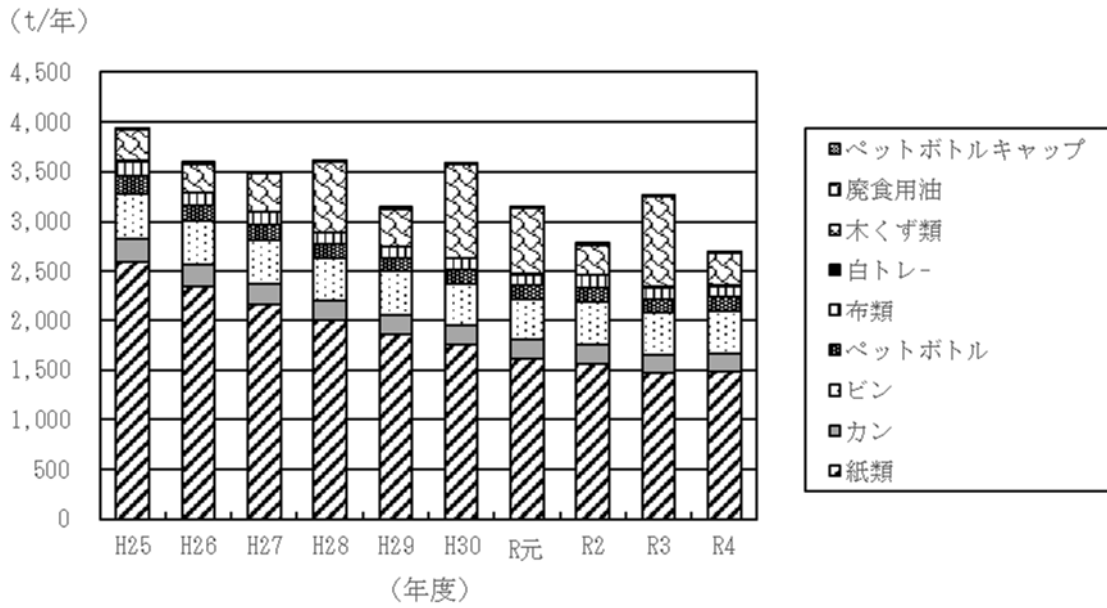


図 3-9 資源物の内訳 (1/2)

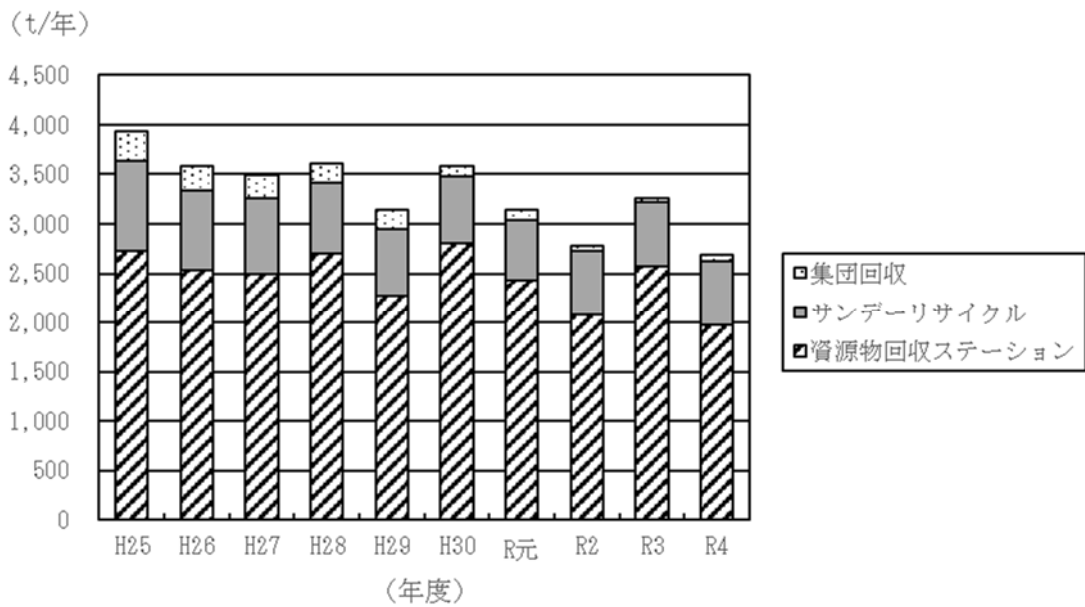


図 3-10 資源物の内訳 (2/2)

2. ごみの性状

燃やすごみの組成（重量比）を表 3-20、図 3-11、燃やすごみの組成（容積比）を表 3-21、図 3-12、燃やさないごみの組成（重量比）を表 3-22、図 3-13、燃やさないごみの組成（容積比）を表 3-23、図 3-14 に示します。

燃やすごみ（重量比）は、厨芥類、紙類、プラスチック類の 3 種目が全体の約 5 割～9 割を占めています。令和元年度（2019 年度）までは厨芥類が最も多く、次にプラスチック類、紙類の順となっていました。令和 3 年度（2021 年度）以降は、プラスチック類が最も多くなっており、次に紙類、厨芥類の順となっています。

燃やすごみの組成（容積比）は、紙類とプラスチック類の 2 種目が他の種目に比べて多く、特に平成 15 年度（2003 年度）以降は、プラスチック類を燃やすごみとして収集しているため、プラスチック類が 4 割～5 割以上を占めています。

燃やさないごみ（重量比）は、金属類が最も多くを占めており、次にプラスチック類となっています。プラスチック類は、収集区分の変更によって、平成 25 年度（2013 年度）以降令和 3 年度（2021 年度）まで減少傾向にありましたが、令和 4 年度（2022 年度）は増加しています。また、燃やさないごみ（容積比）のプラスチック類は、令和 2 年度（2020 年度）以降 10%以下となっています。

表 3-20 燃やすごみの組成（重量比）

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
厨芥類	39.1%	32.7%	39.6%	34.8%	31.6%
紙類	21.1%	24.2%	22.7%	16.7%	22.3%
草木類	6.6%	2.6%	4.0%	9.5%	13.2%
ガラス類	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
金属類	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.8%
プラスチック類	18.6%	23.8%	20.1%	22.2%	17.9%
その他	14.1%	16.0%	12.9%	16.1%	14.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
厨芥類	31.0%	29.9%	24.8%	20.3%	20.1%
紙類	18.1%	18.7%	14.6%	22.6%	23.4%
草木類	8.4%	12.9%	26.3%	15.9%	9.3%
ガラス類	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
金属類	2.0%	0.5%	0.6%	1.2%	1.7%
プラスチック類	23.6%	18.7%	19.1%	23.9%	31.0%
その他	14.8%	19.4%	14.5%	16.1%	14.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典「龍ヶ崎市資料」

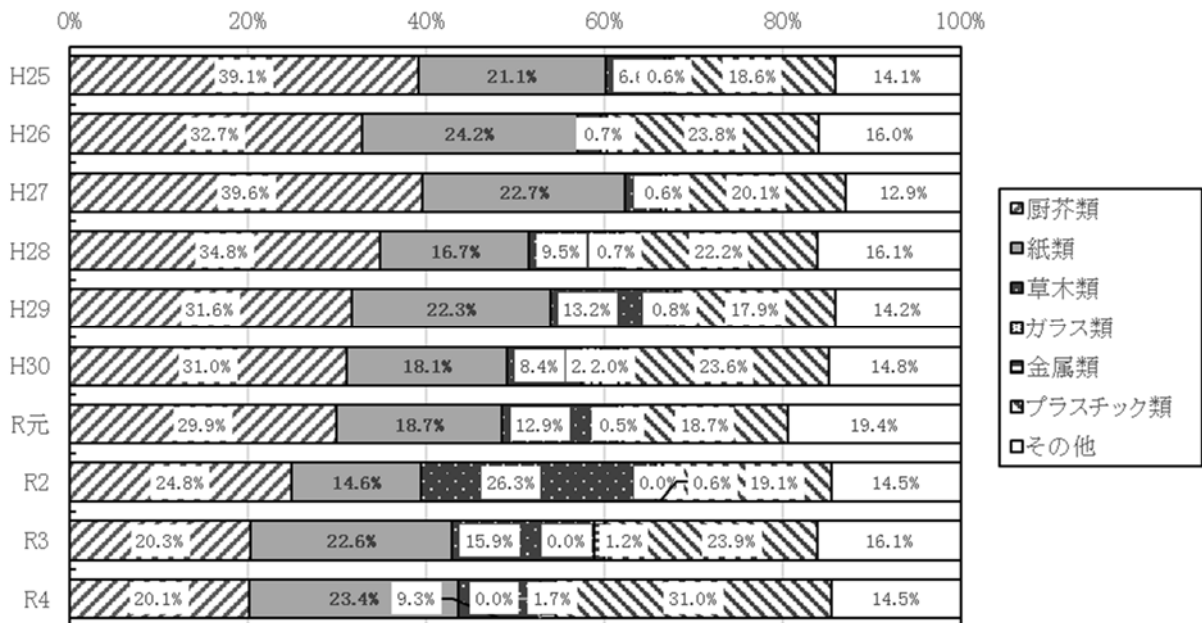


図 3-11 燃やすごみ組成（重量比）

表 3-21 燃やすごみの組成（容積比）

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
厨芥類	11.2%	8.1%	13.4%	7.9%	9.6%
紙類	22.1%	21.0%	23.7%	16.9%	22.5%
草木類	7.9%	3.1%	4.9%	16.3%	14.6%
ガラス類	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
金属類	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
プラスチック類	42.2%	53.2%	46.9%	46.7%	41.4%
その他	16.1%	14.1%	10.7%	11.7%	11.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
厨芥類	8.6%	5.8%	6.4%	7.2%	4.2%
紙類	19.5%	20.9%	15.7%	18.7%	15.0%
草木類	8.7%	15.8%	24.3%	12.9%	12.7%
ガラス類	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
金属類	1.6%	0.2%	0.2%	1.2%	0.6%
プラスチック類	46.4%	39.2%	40.3%	48.1%	53.7%
その他	14.5%	18.1%	13.2%	11.9%	13.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典「龍ヶ崎市資料」

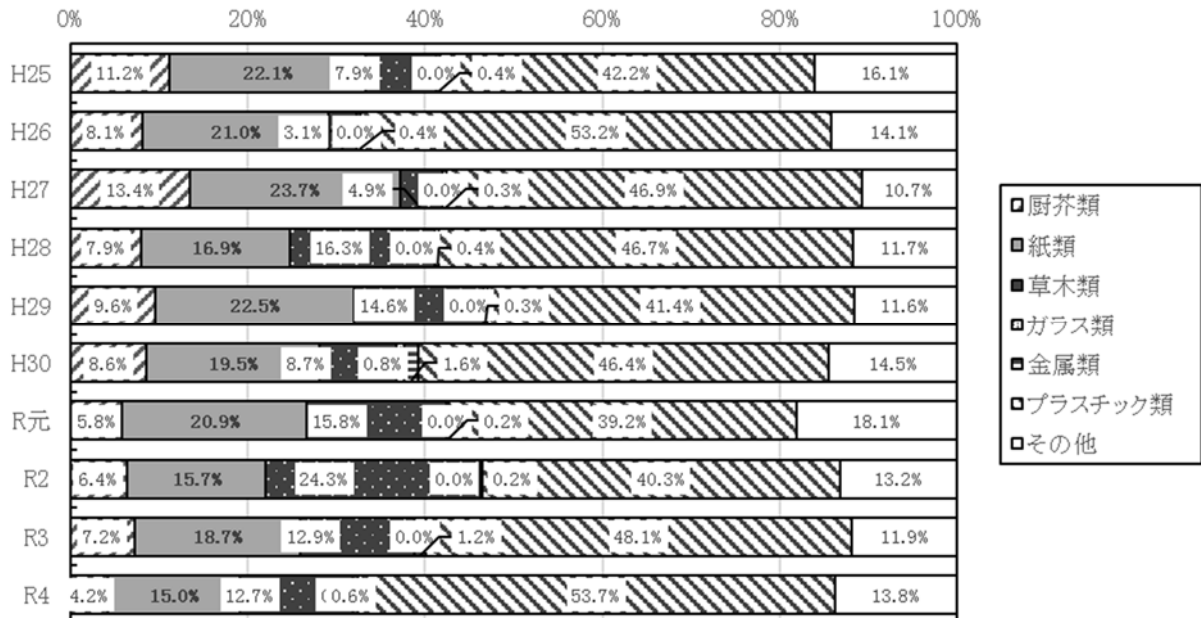


図 3-12 燃やすごみの組成（容積比）

表 3-22 燃やさないごみの組成（重量比）

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
金属類	56.7%	58.3%	65.5%	66.1%	57.7%
ガラス類	18.6%	20.6%	15.4%	12.7%	23.6%
陶器・土砂類	15.6%	14.2%	10.0%	11.7%	11.8%
プラスチック類	6.2%	4.8%	7.4%	7.5%	4.2%
可燃物	2.8%	2.0%	1.5%	2.2%	2.7%
その他分析不能（その他）	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
金属類	59.8%	59.2%	62.9%	67.9%	73.9%
ガラス類	21.8%	12.0%	13.7%	10.5%	5.5%
陶器・土砂類	10.8%	19.4%	16.5%	16.2%	10.3%
プラスチック類	6.8%	6.9%	4.7%	3.3%	7.6%
可燃物	1.0%	2.5%	2.3%	2.2%	2.6%
その他分析不能（その他）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.1%	100.0%

出典「龍ヶ崎市資料」

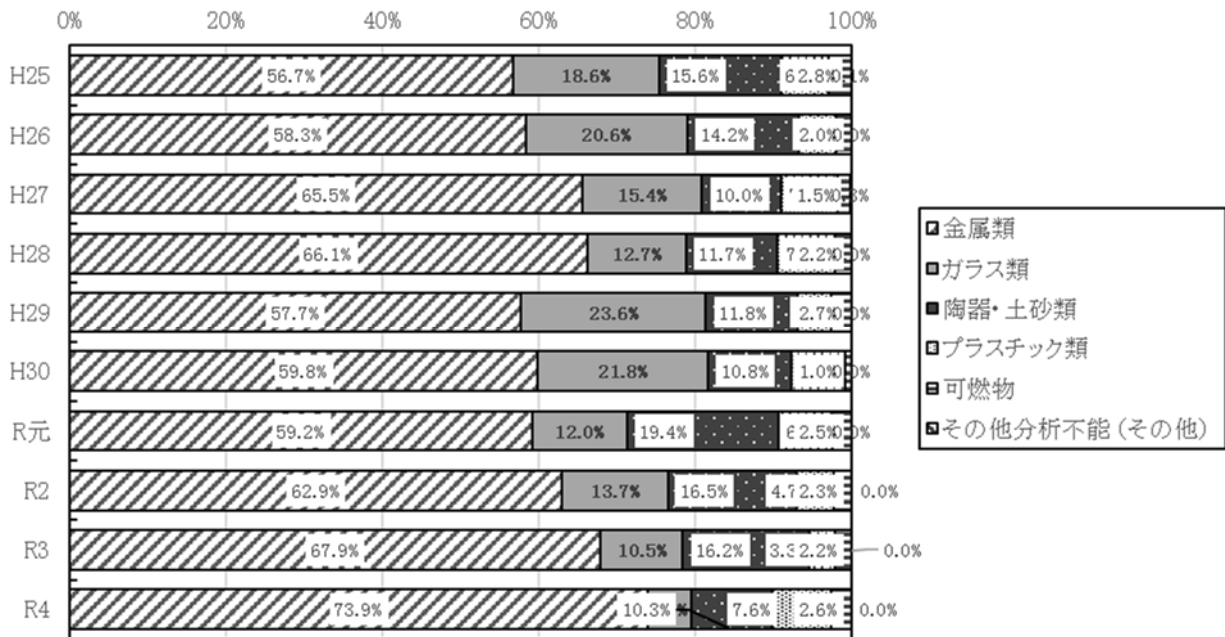


図 3-13 燃やさないごみの組成（重量比）

表 3-23 燃やさないごみの組成 (容積比)

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
金属類	65.2%	75.0%	76.1%	76.0%	59.3%
ガラス類	8.7%	7.6%	7.8%	4.9%	15.6%
陶器・土砂類	7.2%	5.0%	3.1%	4.4%	8.2%
プラスチック類	13.7%	10.2%	11.2%	11.9%	10.9%
可燃物	5.4%	2.2%	1.9%	2.7%	6.1%
その他分析不能(その他)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
金属類	68.4%	72.2%	73.5%	67.1%	83.7%
ガラス類	11.5%	5.6%	5.8%	5.0%	2.0%
陶器・土砂類	3.5%	7.7%	6.7%	9.4%	4.3%
プラスチック類	14.1%	10.8%	9.0%	8.7%	8.0%
可燃物	2.5%	3.7%	5.0%	9.9%	2.0%
その他分析不能(その他)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典「龍ヶ崎市資料」

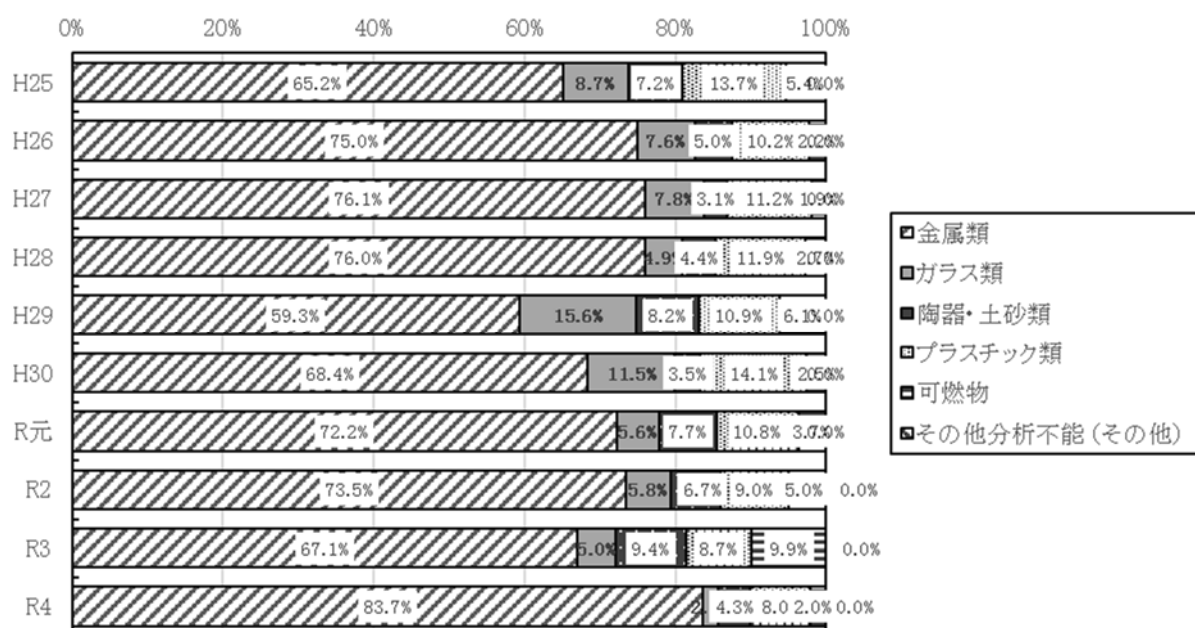


図 3-14 燃やさないごみの組成 (容積比)

第4節 減量化・再資源化の取り組み

1. 減量化・再資源化等に関する施策の概要

本市で実施しているごみの減量化・再資源化等に関する施策の概要を表 3-24 に示します。

このうち、主な施策について、以下に整理します。

表 3-24 減量化・再資源化等に関する施策の概要

減量化・再資源化等に関する施策	
1	資源物回収への支援・助成
	① 集団回収団体への支援
	② 各地区でのリサイクル事業の推進
	③ ペットボトルの店頭回収
2	生ごみの減量化・再資源化
	① 学校給食の生ごみ堆肥化の推進
	② 生ごみ自家処理の促進（購入補助）
3	エコ・ショップ認定店、エコ・オフィス認定事業所の拡大
4	おはよう SUN 訪問収集の実施（高齢者、障がい者等に対する訪問（戸別）収集事業）
5	啓発事業
	① 懇談会の実施、市民大学講座の開催、環境フェアの開催
	② 学校教育（こども環境教室）
	③ イベント等を活用したパネル展示
	④ マイバッグ運動の推進
	⑤ ごみ集積所・資源物回収ステーション巡回指導
	⑥ 資源物の持ち去り防止対策
	⑦ 広報紙、チラシ、ホームページによる情報提供
6	龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の開催
7	ごみ減らし隊の創設
8	不法投棄対策（不法投棄撲滅強化月間、監視パトロール等）
9	龍ヶ崎市第5次地球温暖化防止実計画（事務事業編）

2. 資源物回収への支援・助成

(1) 集団回収団体への支援

集団回収実績を表 3-25 に示します。

リサイクル意識の高揚を図るため、子ども会、町内会、長寿会、幼稚園、福祉施設などで行っている集団回収に対し、資源物（ビン・カン・紙類・布類など）の回収量に応じて 1kg 当たり 4 円の助成金を交付しています。

表 3-25 集団回収実績

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
紙類 (kg)	283,940	244,770	222,060	197,250	181,326
カン (kg)	63	67	49	28	28
ビン (kg)	3,371	2,060	1,710	1,586	1,500
布類 (kg)	6,870	6,440	5,460	5,170	4,060
計 (kg)	294,244	253,337	229,279	204,034	186,914
補助額 (円)	1,176,976	1,013,348	917,116	816,136	747,656

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
紙類 (kg)	105,500	100,960	52,110	44,851	63,410
カン (kg)	14	7	100	11	1
ビン (kg)	1,044	857	3	32	36
布類 (kg)	3,650	2,900	1,290	1,180	1,770
計 (kg)	110,208	104,724	53,503	46,074	65,217
補助額 (円)	440,832	418,896	214,012	184,296	260,868

出典「龍ヶ崎市資料」

(2) 各地区でのリサイクル事業の推進

各地区でのリサイクル事業の資源回収量実績を表 3-26 に示します。

各地区で行っている資源物回収ステーションによるリサイクル事業（ビン・カン・新聞紙・ダンボール・雑がみ・紙パック・布類・ペットボトル・白トレー）に対し、助成金の交付を行い、リサイクルに対する意欲を促しています。

助成額は、集団回収と同様に 1kg 当たり 4 円を交付しています。

表 3-26 資源回収量実績

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
紙類 (t)	1,630.71	1,517.93	1,402.76	1,307.07	1,203.37
カン (t)	187.56	175.70	167.91	163.28	159.79
ビン (t)	350.28	336.96	336.97	325.37	340.55
ペットボトル (t)	159.83	131.16	126.31	122.59	117.54
布類 (t)	78.71	74.58	71.03	62.20	61.81
白トレイ (t)	3.83	3.69	3.42	3.35	2.87
小型家電 (t)	0.00	0.28	0.15	6.60	6.60
木くず類 (t)	311.58	284.27	383.91	703.39	375.54
廃食用油 (t)	4.78	4.41	3.66	3.99	4.04
ペットボトルキャップ (t)	1.79	1.61	1.52	1.65	1.58
計 (t)	2,729.07	2,530.59	2,497.63	2,699.49	2,273.69
補助額 (円)	10,916,284	10,122,368	9,990,528	10,797,964	9,094,744

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
紙類 (t)	1,205.84	1,109.80	1,091.67	1,011.12	1,009.88
カン (t)	151.42	149.76	157.56	152.62	146.97
ビン (t)	320.28	318.95	323.19	306.00	307.83
ペットボトル (t)	118.89	117.81	117.48	122.62	124.78
布類 (t)	60.26	62.40	68.92	63.03	58.52
白トレイ (t)	3.14	2.98	3.24	3.26	3.07
小型家電 (t)	6.13	5.58	6.34	6.13	0.00
木くず類 (t)	943.40	659.19	301.61	902.79	322.66
廃食用油 (t)	0.00	1.94	1.66	3.27	1.34
ペットボトルキャップ (t)	0.03	1.49	1.42	0.78	1.40
計 (t)	2,809.40	2,429.90	2,073.09	2,571.61	1,976.45
補助額 (円)	11,237,587	9,719,598	8,292,359	10,286,433	7,905,783

インクカートリッジ、使用済み充電電池は、重量が1トン未満のため数字を計上していない。

出典「龍ヶ崎市資料」

3. 生ごみ自家処理の促進

家庭における生ごみの減量化と資源としての有効活用を促進するため、生ごみ処理機器の購入に対して以下の補助を行っています。

生ごみ処理機：電気式生ごみ処理機器、電気を使わない処理機器、電気をつかわない処理容器（土壌混合型）

補助額：電気式生ごみ処理機器 30,000円、3年につき1基まで
 電気を使わない処理機器 2,000円、1年につき2基まで
 （土壌混合型） 10,000円、2年につき1基まで

また、生ごみ処理機器購入補助の利用状況を表3-27に示します。

近年の補助実績は、年間 49 基程度となっています。

なお、当該補助制度については、令和 5 年度（2023 年度）で廃止となりますが、生ごみ処理については、食品ロス取組みと併せて、引き続き検討を進めていきます。

表 3-27 生ごみ処理機の購入補助の利用状況

区分		H25	H26	H27	H28	H29
EM容器生ごみ処理槽	基数(基)	32	25	0	0	0
	補助額(円)	28,600	34,600	0	0	0
コンポスト容器	基数(基)	14	1	44	26	38
	補助額(円)	21,700	1,800	63,690	37,800	50,300
電気式処理機	基数(基)	12	12	14	11	4
	補助額(円)	314,200	305,600	355,900	262,700	101,300
ダンボールコンポスト	基数(基)	1	0	0	0	0
	補助額(円)	1,500	0	0	0	0
ダンボール	基数(基)	0	0	0	0	0
	補助額(円)	0	0	0	0	0
ピートモス・くん炭等	基数(基)	18	8	17	5	4
	補助額(円)	4,500	2,800	4,000	1,800	1,300
キエーロ	基数(基)	-	-	-	-	0
	補助額(円)	-	-	-	-	0
小計	基数(基)	77	46	75	42	46
	補助額(円)	370,500	344,800	423,590	302,300	152,900

区分		H30	H31	R2	R3	R4
EM容器生ごみ処理槽	基数(基)	8	24	8	11	6
	補助額(円)	12,800	36,800	10,400	11,500	8,400
コンポスト容器	基数(基)	8	0	14	12	23
	補助額(円)	9,300	0	23,800	20,300	38,500
電気式処理機	基数(基)	11	15	17	16	19
	補助額(円)	202,000	392,400	364,900	371,300	366,400
ダンボールコンポスト	基数(基)	-	-	-	-	-
	補助額(円)	-	-	-	-	-
ダンボール	基数(基)	-	-	-	-	-
	補助額(円)	-	-	-	-	-
ピートモス・くん炭等	基数(基)	0	0	0	0	0
	補助額(円)	0	0	0	0	0
キエーロ	基数(基)	1	0	0	0	1
	補助額(円)	8,200	0	0	0	6000
小計	基数(基)	28	39	39	39	49
	補助額(円)	232,300	429,200	399,100	403,100	419,300

出典「龍ヶ崎市資料」

4. 資源化の促進

公共事業の維持管理で発生した木くず類、草は、許可業者によって資源化施設へ搬入を行っています。

ペットボトル、カン、ビン、紙類、白トレイ等についても、民間事業者による資源化が進められており、インクカートリッジ、使用済み充電電池も、市役所や店頭等で拠点回収を行いリサイクル業者に引き渡しています。

第5節 処理・処分状況

本市から排出されるごみは、本市、利根町、河内町の1市2町で構成する龍ヶ崎地方塵芥処理組合で共同処理を行っています。そのため、以下に示す処理・処分状況は、組合全体の処理量、残渣量等の状況を記載します。

1. 中間処理施設

組合の中間処理施設の概要を表3-28に示します。

「クリーンプラザ・龍」は、平成11年（1999年）に竣工し、可燃ごみと破碎可燃物の焼却・熔融処理、不燃ごみと粗大ごみの破碎・選別、資源物の選別・圧縮処理を行っています。なお、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）にかけて焼却施設、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）3月にかけてリサイクル施設の基幹的設備改良工事を行っています。

表 3-28 中間処理施設の概要

施設名称	クリーンプラザ・龍	
所在地	茨城県龍ヶ崎市板橋町436番地2	
延床面積	16,396.13㎡(工場棟)	
建設年月	着工:平成9年2月	
	竣工:平成11年7月	
●焼却施設		備考: 基幹的設備改良工事 竣工年:平成29年 (2017年)3月
炉型式	全連続燃焼式(ストーカ式)	
炉内温度	850~950℃	
処理能力	180t/日(90t/日×2炉)	
●灰熔融設備		
破碎型式	表面回転熔融(燃料式/都市ガス)	
炉内温度	1,300℃	
処理能力	24t/日(12t/日×2炉)	
●リサイクル施設		備考: 基幹的設備改良工事 竣工年:令和2年 (2020年)3月
処理能力	40t/5h(破碎選別系)	
	40t/5h(資源回収系)	
	3t/5h(資源プラ系)	
余熱利用設備	発電	
	給湯	
	冷暖房	
	その他(白煙防止用空気加熱器、 排ガス再加熱器、他)	

龍ヶ崎地方塵芥処理組合 クリーンプラザ・龍HP参考

最終処分場施設の概要については、p.48 参照

2. 焼却施設処理量

焼却施設処理量の推移を表 3-29、図 3-15 に示します。

焼却施設処理量は、増減を繰り返しており、令和 4 年度（2022 年度）は約 33,900t となっています。

また、残渣率は、約 10%で推移しており、令和 4 年度（2022 年度）は 10.2% となっています。

表 3-29 焼却施設処理量の推移

年度	焼却処理量(t)	残さ量(t)			残さ率
		溶融スラグ	ダスト固化物	合計	
H25年度	34,231.20	2,640.19	989.14	3,629.33	10.6%
H26年度	32,669.78	2,550.60	871.85	3,422.45	10.5%
H27年度	31,214.27	2,304.53	853.21	3,157.74	10.1%
H28年度	33,674.96	2,606.77	913.50	3,520.27	10.5%
H29年度	35,330.39	2,476.73	891.06	3,367.79	9.5%
H30年度	34,738.42	2,483.80	964.63	3,448.43	9.9%
R元年度	35,478.60	2,619.65	1,039.05	3,658.70	10.3%
R2年度	36,560.66	2,567.51	1,071.73	3,639.24	10.0%
R3年度	35,301.02	2,635.03	1,092.09	3,727.12	10.6%
R4年度	33,855.29	2,443.41	1,010.66	3,454.07	10.2%

出典「龍ヶ崎地方塵芥処理組合資料」

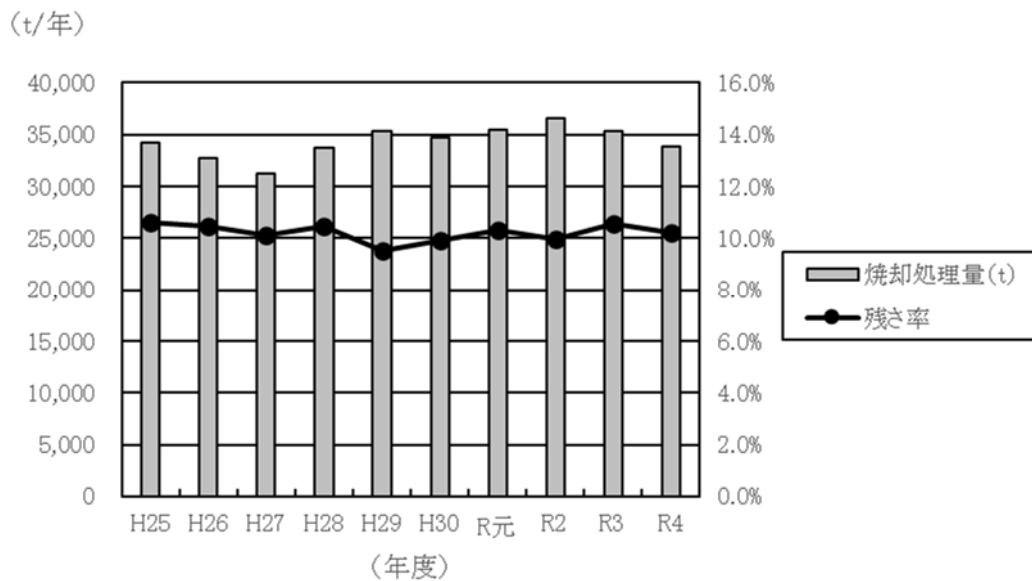


図 3-15 焼却施設処理量の推移

3. リサイクル施設処理量

リサイクル施設処理量の推移を表 3-30、図 3-16 に示します。

リサイクル施設処理量は、減少傾向となっており、令和 4 年度（2022 年度）は約 3,700t となっています。

表 3-30 リサイクル施設処理量の推移

区分	搬入量(t)				資源物 搬出量(t)
	不燃物	不燃性粗大	資源物	合計	
H25年度	1,403	202	3,473	5,078	4,000
H26年度	1,336	202	3,239	4,777	3,877
H27年度	1,328	220	3,046	4,594	3,503
H28年度	1,316	215	2,894	4,425	3,460
H29年度	1,259	226	2,743	4,228	3,188
H30年度	1,329	219	2,715	4,263	3,375
R元年度	1,375	256	2,568	4,199	3,166
R2年度	1,486	140	2,603	4,229	3,168
R3年度	1,286	118	2,514	3,918	3,069
R4年度	1,139	105	2,427	3,671	2,881

出典「龍ヶ崎地方塵芥処理組合資料」

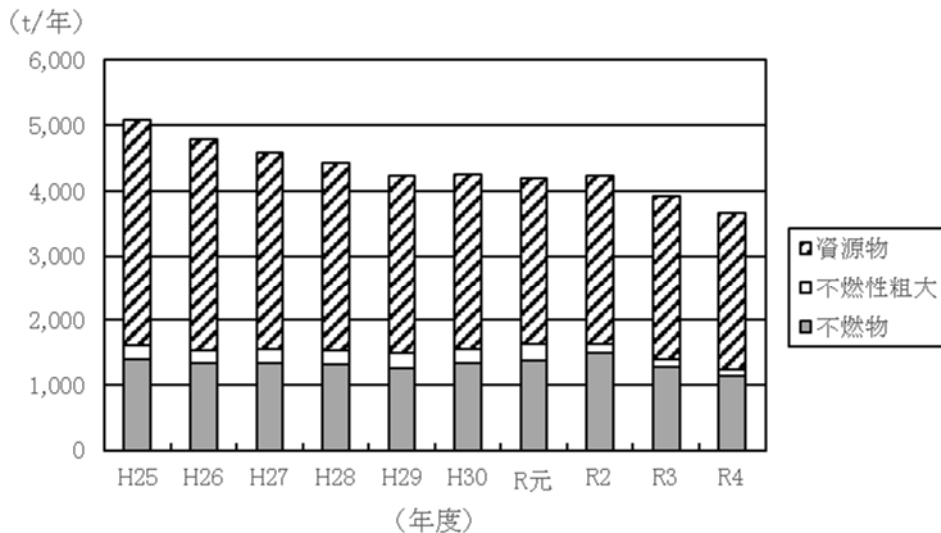


図 3-16 リサイクル施設処理量の推移

4. 最終処分

(1) 施設概要

組合の最終処分場の概要を表 3-31 に示します。

最終処分場は、平成 11 年（1999 年）4 月に供用開始し、中間処理施設から発生する処理残渣を埋立処分しています。

表 3-31 最終処分場施設概要

施設名称	クリーンプラザ・龍
所在地	茨城県龍ケ崎市板橋町436番地2
敷地面積	48,895 m ²
埋立面積	19,800 m ²
埋立容量	118,400 m ³
埋立対象物	熔融スラグ、ダスト固化物、不燃物残さ
遮水構造	二重遮水シート構造
浸出水調整槽容量	3,870 m ³
埋立開始	平成11年4月

資料：龍ケ崎地方塵芥処理組合 クリーンプラザ・龍HP

(2) 最終処分量

最終処分量の推移を表 3-32、図 3-17 に示します。

最終処分量は、平成 25 年度（2013 年度）から令和 4 年度（2022 年度）まで増減を繰り返しており、令和 4 年度（2022 年度）で約 4,100 t となっています。

また、令和 4 年度末（2022 年度末）の埋立の進捗率は、81.2%で、残余容量は約 22,242m³となっています。

なお、本処分場では熔融スラグを覆土材として利用しており、表中の覆土の表記は、熔融スラグ以外の覆土の量を示しています。

表 3-32 最終処分量の推移

区分	埋立廃棄物(t)				覆土 (t)	埋立容量 (m ³ /年)	累計容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
	不燃物残さ	ダスト固化物	熔融スラグ	合計				
H25年度	680.21	989.14	2,640.19	4,309.54	0.00	3,429	57,239	61,161
H26年度	745.64	871.85	2,550.60	4,168.09	50.00	3,368	60,607	57,793
H27年度	709.21	853.21	2,304.53	3,866.95	0.00	3,099	63,706	54,694
H28年度	694.35	913.50	2,606.77	4,214.62	1,600.00	4,946	68,652	49,748
H29年度	657.71	891.06	2,476.73	4,025.50	5,035.00	8,235	76,887	41,513
H30年度	652.16	964.63	2,483.80	4,100.59	1,560.00	4,833	81,720	36,680
R元年度	686.05	1,039.05	2,619.65	4,344.75	210.00	3,472	85,192	33,208
R2年度	769.01	1,071.73	2,567.51	4,408.25	0.00	3,552	88,744	29,656
R3年度	604.75	1,092.09	2,635.03	4,331.87	0.00	3,454	92,198	26,202
R4年度	613.61	1,010.66	2,443.41	4,067.68	706.83	3,960	96,158	22,242

出典「龍ヶ崎地方塵芥処理組合資料」

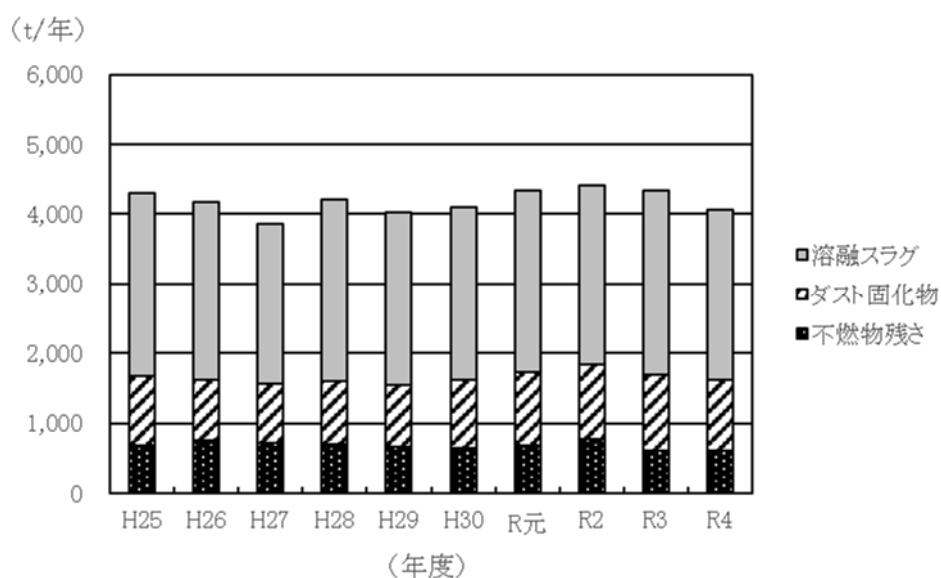


図 3-17 最終処分量の推移

5. 類似自治体との比較

環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年度（2021年度）実態調査結果）を用いて、本市と類似自治体の比較を行った結果を表3-33に示します。

類似自治体の平均の指数値（100とする）を赤線、本市の実績の指数値を黒線にて表示しており、実績の指数値が大きく、赤線の外側に行くほど、他自治体より優れていることを示します。

類似自治体の平均指数値と比較すると、資源回収率、最終処分率の実績指数値は100以上となっています。

一方で、一人一日当たりごみ総排出量、一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用は100を下回っており、高い状況にあると考えられます。

表 3-33 類似自治体との比較（令和3年度（2021年度）実態調査より）

指標		95類似自治体の平均値	龍ヶ崎市	比較指数値
人口一人一日当たりごみ総排出量	(kg/人・日)	0.883	0.974	89.7
廃棄物からの資源回収率※	(t/t)	0.185	0.204	110.3
廃棄物のうち最終処分される割合	(t/t)	0.086	0.05	141.9
人口一人当たり年間処理経費	(円/人・年)	13,217	14,387	91.1
最終処分減量に要する費用	(円/t)	42,319	42,411	99.8

資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

※RDF・セメント原料化等除く

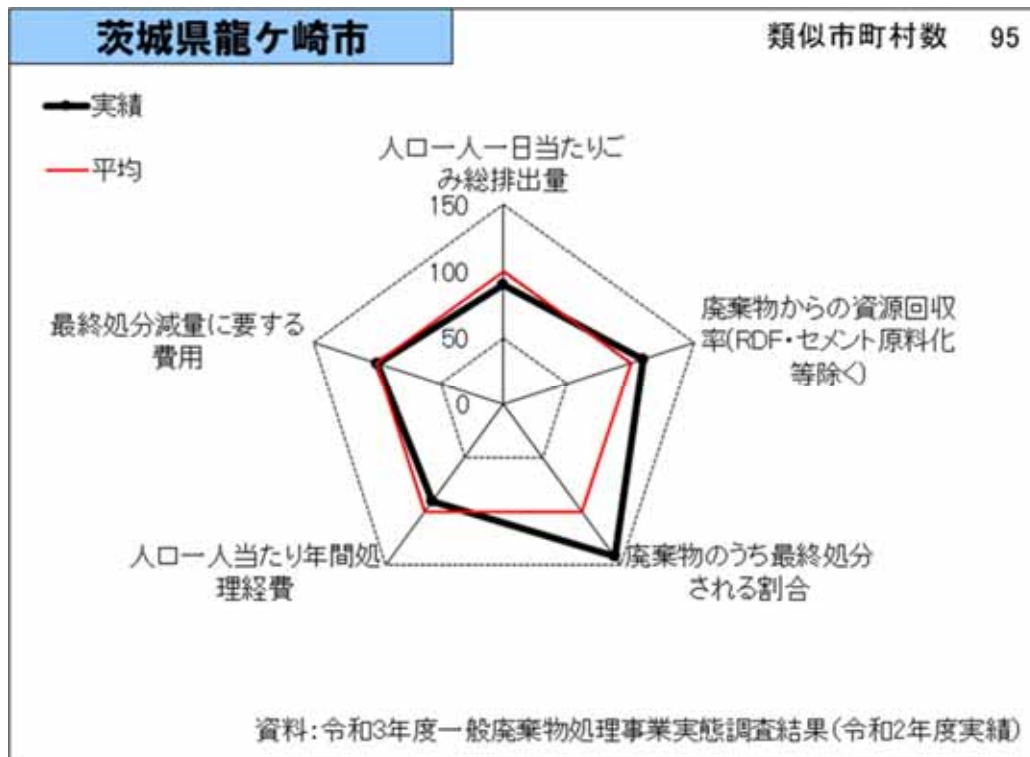


図 3-18 類似自治体との比較（令和3年度（2021年度）実態調査より）

第6節 ごみ処理の課題

1. ごみの発生抑制・排出抑制

本市において、ごみの総排出量は減少傾向にあり、家庭系1人1日当たり排出量についても、同様の傾向にあります。しかし、1人1日当たり排出量は、令和4年度（2022年度）本市が932gに対し、全国890g（令和3年（2021年）度廃棄物実態調査結果より）と42g上回っている状況です。

本市では令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）は、ごみの総排出量は減少していますが、新型コロナウイルスや社会・経済の混乱が収束した際、令和元年（2019年）以前の減少鈍化の状態に戻る懸念があります。特に家庭系収集ごみは、人口の減少に比べて減少量が小さく、燃やすごみ量は平成29年度（2017年度）以降、概ね同量で推移しています。

そのため、今後、一般家庭におけるごみの発生抑制・排出抑制対策に、より一層力を入れる必要があると同時に変化するごみ量に注意しながら、減量化を進めていくことが必要です。

事業系ごみも、家庭系ごみと概ね同様の傾向であることから、事業系ごみの減量対策についても、今後もより一層の減量化を進めていく必要があります。

2. 再資源化の促進

本市では、資源物（紙類、カン、ビン、ペットボトル、布類、白トレ、小型家電、木くず類、廃食用油、ペットボトルキャップ）、の分別収集やサンデーリサイクルによる拠点回収を実施し、さらに集団回収等の資源物回収への支援を行うなど、資源物のリサイクル促進に努めていますが、資源物回収量は減少傾向にあります。

減少している要因として、ペーパーレス化が進んでいることや販売店回収の進展、飲料用容器がカンやビンからペットボトルへと移行してきていることなどが考えられます。

循環型社会の実現に向けて、資源の循環的利用の促進は非常に重要です。ごみの発生抑制・減量化の観点から、資源物の発生量の削減と同時に、ごみの中に含まれている資源物の分別精度を向上していく必要があります。

また、資源物の分別の徹底を図り、さらに、現在はごみとして処理しているもののうち、再生利用可能なものの分別・資源化方法を検討するなど、再資源化をより一層促進していくことが必要です。

3. 安定的なごみ処理体制の確保

組合の焼却施設は、平成 11 年度（1999 年度）の竣工以来、24 年が経過していることから、平成 24 年度（2012 年度）長寿命化計画を策定し、平成 26 年度（2014 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて基幹的設備改良工事を実施して、令和 13 年度（2031 年度）までを目標に延命化を図っています。

令和 13 年度（2031 年度）までは、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理、計画的な補修を行い、日々排出されるごみを安定的かつ安全に処理していく必要があります。また、この運用予定期間以降についても、日々排出されるごみを安定的かつ安全に処理していく必要があることから、将来の本市のごみ処理・処分の体制や方針等について、茨城県の広域化計画等も踏まえて決定していく必要があります。

最終処分に関しても同様に、令和 4 年度（2022 年度）末時点で全体の約 8 割埋立完了しており、埋立完了まであと 12 年（令和 16 年度（2034 年度）予定）となっていることから、将来の本市のごみ処理・処分の体制や方針等を決定していく必要があります。また、現在の最終処分場をできるだけ長く使っていくことは重要なことであり、さらに、一層の循環型社会の形成に向け、最終処分量を極力抑えていく必要があります。

第4章 関係法令・関連計画との比較

第1節 現況推移

将来ごみ量の現況推移は表 4-1、図 4-1、図 4-2 のように推計されます。

表 4-1 将来ごみ量（現況推移）

区分		実績	予測			
		R4年度	R10年度	R15年度	R20年度	
計画収集人口 (人)		75,690	70,605	66,554	62,108	
家庭系ごみ	収集ごみ	燃やすごみ (t/年)	16,657.41	15,655.29	14,696.19	13,695.29
		燃やさないごみ (t/年)	632.71	695.78	653.16	608.67
		資源物 (t/年)	1,976.45	2,153.03	2,021.13	1,883.47
		粗大ごみ (t/年)	47.95	50.10	47.03	43.82
		合計 (t/年)	19,314.52	18,554.20	17,417.51	16,231.25
	直接搬入ごみ	燃やすごみ (t/年)	658.78	576.63	578.93	580.13
		燃やさないごみ (t/年)	150.97	161.76	162.40	162.74
		資源物 (t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ (t/年)	0.00	89.46	89.81	90.00
		合計 (t/年)	809.75	827.85	831.14	832.87
	サンデーリサイクル(拠点回収) (t/年)		646.24	594.35	558.72	521.39
	合計 (t/年)		20,770.51	19,976.40	18,807.37	17,585.51
	事業系ごみ	燃やすごみ (t/年)	4,881.27	4,486.29	4,331.84	4,219.74
		燃やさないごみ (t/年)	25.84	35.79	34.56	33.67
粗大ごみ (t/年)		3.74	8.61	8.31	8.10	
合計 (t/年)		4,910.85	4,530.69	4,374.71	4,261.50	
集団回収 (t/年)		65.22	51.68	48.58	45.34	
ごみ総排出量 (t/年)		25,746.57	24,558.77	23,230.66	21,892.35	
1人1日当たり排出量 (g/人・日)		932	923	905	888	
家庭系ごみ(資源除く) ^{※1} (g/人・日)		657	667	668	670	
事業系ごみ (g/人・日)		178	175	180	188	
資源物 (g/人・日)		97	108	108	108	

※1 資源物とサンデーリサイクルを除く家庭系ごみの1人1日当たり排出量

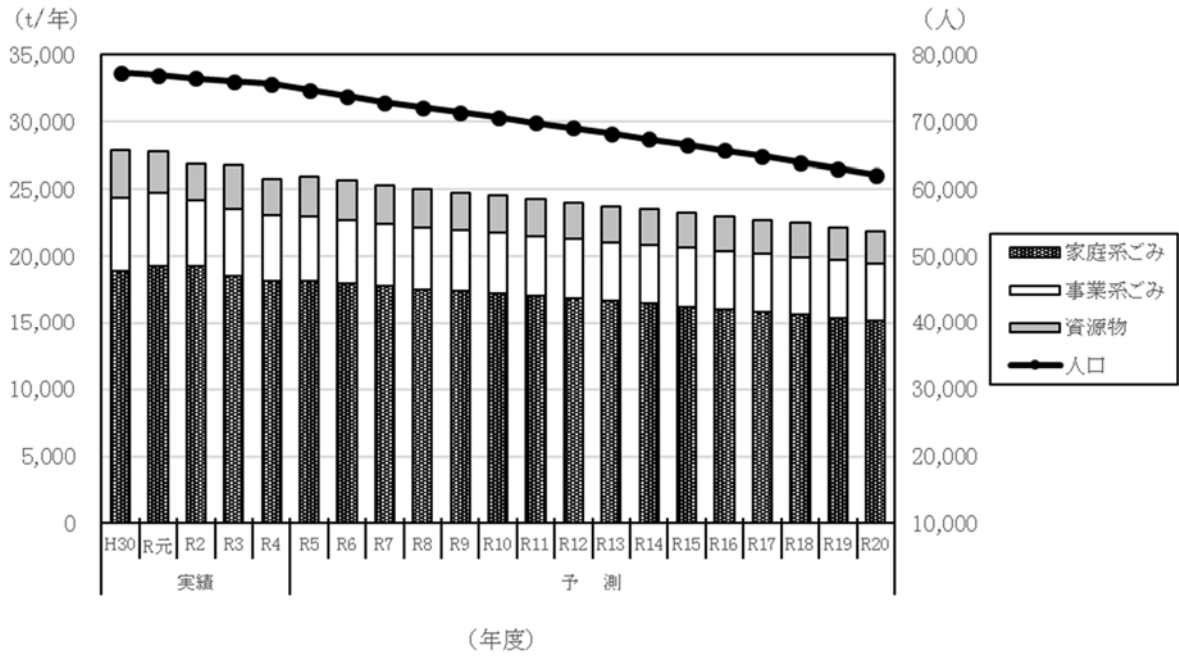


図 4-1 将来ごみ量 (現況推移)

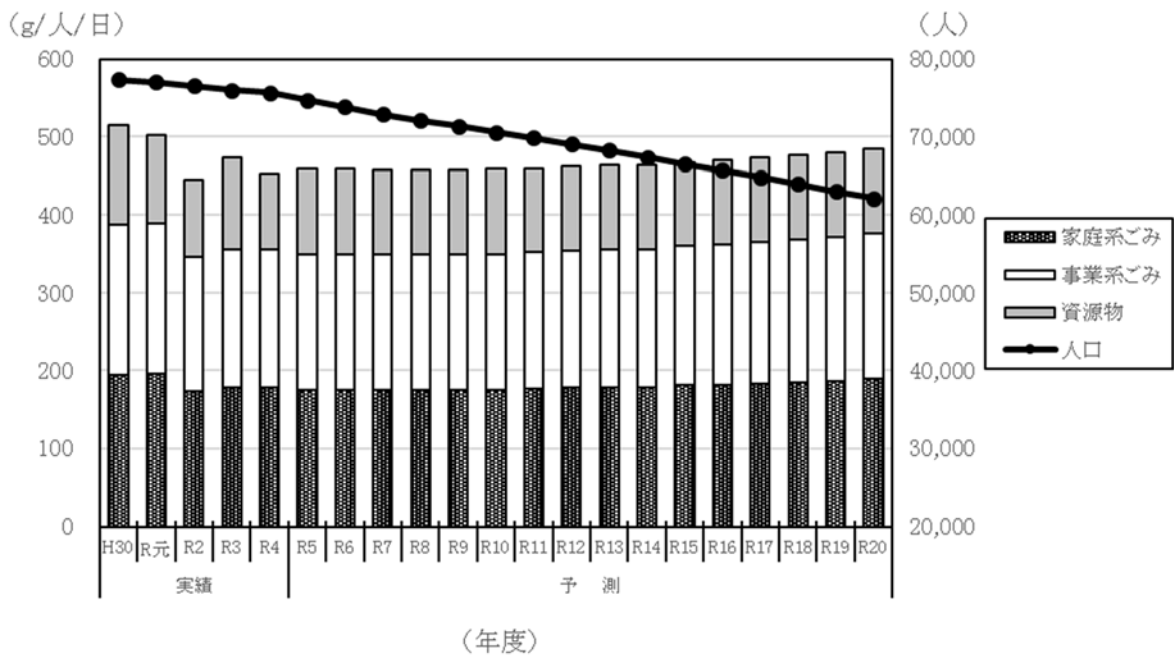


図 4-2 将来ごみ量 (1人1日当たり排出量) (現況推移)

第2節 関係法令と現況推移との比較

関係法令で定められている目標値と本市の将来ごみ量（現況推移）との比較を表 4-2 に示します。

表 4-2 関係法令で定められている目標値と本市の将来ごみ量（現況推移）との比較（1/2）

区分	国		県
	①廃棄物処理法基本方針（H28.1.21）	②第四次循環型社会形成推進基本計画（H30.6）	③第5次茨城県廃棄物処理計画（R3）
1. 排出量	排出量	1人1日当たりのごみ排出量（総量）	1人1日当たりのごみ排出量
	H24→R2 約12%削減	R7 850g/人・日	R7 976g/人・日
	H24：29,178t/年→R2：26,909t/年（7.8%削減） ・R2年度実績は目標より削減率 4.2% （約1230t/年）少ない	単純推計 R7：950g/人・日 ・単純推計から 100g/人・日 削減が必要	単純推計 R7：950g/人・日 ・単純推計から 目標達成
2. 家庭系ごみ排出量	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）	
	R2 500g/人・日	R7 440g/人・日	
	R2年度実績：688g/人・日 ・R2年度実績は目標より 188g/人・日 大きい	単純推計 R7：667g/人・日 ・単純推計から 223g/人・日 削減が必要	
3. 事業系ごみ排出量			
4. ごみの総資源化（溶融スラグ含む）	再生利用量		再生利用率
	R2 約27%		R7 20%以上
	R2年度実績：19.2% ・R2年度実績は目標より 7.8% 小さい		単純推計 R7：21.6% ・単純推計から 目標達成
5. ごみ質分析調査における厨芥類（生ごみ等）及び紙類の割合			
6. 最終処分量	最終処分量		最終処分量
	H24→R2 約14%削減		R7 8万トン
	H24：4,147トン→R2：3,320トン ・19.9%削減 ・R2年度実績で 目標達成		茨城県全体の目標のため比較不能

表 4-2 関係法令で定められている目標値と本市の将来ごみ量（現況推移）との比較（2/2）

区分	市		組合
	④龍ヶ崎市第2次環境基本計画（H29.3）	⑤龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030（R4.12）	⑥龍ヶ崎市・利根町・河内町地域循環型社会形成推進地域計画 第2期（H30.11）＜参考＞
1. 排出量			排出量
			R6 26,053 t
			単純推計 R6：25,637.08t ・単純推計で 目標達成
2. 家庭系ごみ排出量	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	総排出量（資源除く）
	R3 620g/人・日	R8 550.0g/人・日	R6 18,782 t
	R3 年度実績：668g/人・日 ・R3 実績は目標より 48g/人・日 大きい	単純推計 R8：684g/人・日 ・単純推計から 134g/人・日 削減が必要	単純推計 R6：17,989.32t ・単純推計で 目標達成
			年間1人当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）
			R6 200kg/人
単純推計 R6：243.75kg/人 ・単純推計から 43.75 t 削減が必要			
3. 事業系ごみ排出量			総排出量
			R6 7,271 t
			単純推計 R6：4,718.85t ・単純推計から 目標達成
4. ごみの総資源化（溶融スラグ含む）	ごみの総資源化率	ごみの総資源化率	総資源化量
	R3 20%	R8 22.0%	R6 7,662 t
	R3 年度実績：21.4% ・R3 実績で 目標達成	単純推計 R8：21.6% ・単純推計から 0.4% 上昇が必要	単純推計 R6：5,538.62t ・単純推計から 1,732.38 t 上昇が必要
5. ごみ質分析調査における厨芥類（生ごみ等）及び紙類の割合	厨芥類及び紙類の割合		
	R3 55.0%		
	<重量比> R3 年度実績：50.6% ・R3 実績で 目標達成 <体積比> R3 年度実績：30.5% ・R3 年度実績で 目標達成		
6. 最終処分量			埋立最終処分量
			R6 983 t
			単純推計 R6：1,243.79t ・単純推計から 260.79 t 削減が必要

第5章 ごみ処理の基本理念と基本方針

第1節 ごみ処理の基本理念

令和元年度（2019年度）に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による社会情勢の変化により、私たちのライフスタイルも大きく様変わりしてきている中で、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取組を一層強化することが求められています。また、世界では地球環境保護に向けて、平成27年（2015年）に持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、持続可能な社会に向けて大きく動き出しています。

このような状況の中で、本市では、資源物の回収、事業系一般廃棄物の減量化対策など、各種リサイクル事業を展開し、ごみの減量化に努めてきましたが、ごみ総排出量の減少は鈍化傾向にあり、各種取組を更に推進していく必要があります。

本計画では、これまでの基本目標を引き継ぎつつ、持続可能な社会の構築にむけて、市民・事業者が相互に協力・連携しながら、本市の豊かな環境を守り、快適で住みよい生活環境を次世代につなぐことを目指して、基本理念を以下のとおり定めます。

環境負荷の少ない循環型社会・脱炭素な都市

「りゅうがさき」をめざして

～みんなで創る持続可能なまち～

第2節 ごみ処理の基本方針

本計画では、ごみ処理の基本方針を次の通り定めます。

1. ごみ発生量の抑制を促す仕組みづくり

これまで、意識啓発などを通じて、品目・製品それぞれのライフサイクルにおいて発生する環境負荷が大きいものは、できるだけ生産・消費しないことなど、ごみの発生抑制（リデュース）を促す取組に努めてきました。しかし、持続可能な社会を構築していくためには、環境負荷の低減と資源の有効活用の観点から、ごみの発生段階に着目し、ごみの発生抑制・減量化が最優先の課題となります。

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標として、

17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）からなる持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、ごみに関するゴール（目標）としては、ゴール12「つくる責任 つかう責任」において、食品ロスの削減や3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））による廃棄物の削減が掲げられています。

また、国内では、令和元年（2019年）10月1日に食品ロスの削減の推進に関する法律、令和4年（2022年）4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が策定され、今後は更なるごみ発生の抑制を促す仕組みづくりが重要となることから、更なるごみの発生抑制（リデュース）を促す取組を進めていきます。

2. 持続可能な社会の構築

持続可能な社会を構築するためには、循環型社会・脱炭素社会の構築を目指し、市民・事業者・行政が協働してごみ処理システムを構築する必要があります。システム構築のためには、排出抑制を最重要の施策として、ごみの発生抑制に努めたいうで、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、ごみになるものは断る（リフューズ）を推進し、処理しなければならない中間処理量および最終処分量の削減に努めます。また、再使用、再生利用といった廃棄物の資源循環を進めるにあたっては、資源循環を行う際に必要とするエネルギーや排出される二酸化炭素の量等にも考慮し、環境低負荷型の資源循環システムの構築に努めます。

3. 安定かつ適正な処理体制の確保

“ごみ”として処理せざるを得ないものについては、引き続き、積極的な熱回収（サーマル・リサイクル）を行うとともに、安全かつ適正な中間処理・最終処分に努めます。現在、組合の焼却施設では、余熱を利用して、自家発電および隣接する「湯ったり館」への給湯等を行っており、今後も、積極的な熱回収およびエネルギーの有効活用に努めていきます。

また、ごみ処理施設の運転や維持管理については、ライフサイクルコストに配慮しながら、計画的かつ適切な維持管理計画のもと運営していきます。

なお、現在の組合のごみ処理施設は令和13年度（2031年度）末までの運用予定であり、最終処分場は令和16年度（2034年度）末に埋立終了する予定となっています。したがって、それ以降のごみ処理・処分の体制について、近隣市町村との提携や茨城県の広域化計画を踏まえた広域処理等について検討を進め、安定かつ適正な処理体制を確保していくことが最優先の課題となります。

そのため、財政状況及びごみ処理業務の現状等に基づき抽出された事項について、財政効果だけではなく、持続可能な社会の構築、住民サービスの向上等を含めた多角的に検証・検討を行ながら進めていきます。また、現在ごみとして処理しているもののうち資源化の取組が可能な品目を抽出し、メタン発酵、堆肥化、飼料化などの廃棄物系バイオマスの導入についても、社会的・技術的・経済的状況を考慮しながら、調査、検討を進めていきます。

【コラム：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）】

2030年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための、国際社会共通の目標です。17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されています。



第3節 数値目標

ごみ処理の基本方針に基づく施策の目標を明確にするため、達成すべき数値目標を設定します。

ごみ総排出量の削減目標

資源化率の目標

最終処分量の削減目標

目標を設定するにあたっては、本市のごみ処理の現状や課題を踏まえ、第4章に示した国および茨城県が掲げている減量・資源化目標を考慮して設定します。

なお、本計画の計画目標年次は令和20年度（2038年度）ですが、数値目標は、

廃棄物の処理を取り巻く環境の変化や概ね5年後ごとの本計画の見直し時期を考慮し、令和10年度（2028年度）を短期目標年度、令和15年度（2033年度）を中期目標年度、令和20年度（2038年度）を達成目標年度とします。

また、目標は適宜見直しを行っていきます。

〈数値目標達成年度〉
短期目標：令和10年度
中期目標：令和15年度
達成目標：令和20年度

1. ごみ排出量の削減目標

国においては、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年（2018年）6月）において、「1人1日当たりのごみ総排出量を令和7年度（2025年度）に850g/人・日の目標を設定しており、令和3年度（2021年度）実績は890g/人・日（前年度901g/人・日から1.2%（11g/人・日）減少）となっています。

県においては、第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年度（2021年度））の各施策の効果等の評価における要因分析、各主体の取組の進捗状況等の把握のための補助指標として令和7年度（2025年度）976g/人・日を設定しています。

◎目標

1人1日当たり排出量を、

短期目標：令和10年度までに約920g	923g
中期目標：令和15年度までに約900g	905g
達成目標：令和20年度までに約880g	888g

の達成を目指します。（青字は現時点の推計結果）

上記目標値の内訳および考え方は以下のとおりです。

家庭系ごみ（資源物を除く）は、令和4年度（2022年度）実績の1人1日当たり657gから令和10年度（2028年度）には625g、令和15年度（2033年度）には584g、令和20年度（2038年度）には544gまで削減することを目標とします。

事業系ごみは、事業所数や業態、社会経済情勢等の多くの要因に影響されるため、予測が困難ですが、将来人口の減少を考慮し、従業員数及び事業所数についてもある程度減少するものと想定し、事業所数の減少分を事業系ごみ全体

の削減量と見込むこととし、令和 20 年度（2038 年度）までに、約 1,430 t 削減（令和 4 年度実績に対して約 29%）することを目標とします。

資源物（収集資源物、直接搬入資源物、サンデーリサイクル、集団回収）は、令和 4 年度（2022 年度）実績の 1 人 1 日当たり 97g から、令和 10 年度（2028 年度）に 136g、令和 15 年度（2033 年度）に 163g、令和 20 年度（2038 年度）には 190g まで増加することを目標とします。

2. 資源化率の目標

県においては、第 5 次茨城県廃棄物処理計画（令和 3 年度（2021 年度））の各施策の効果等の評価における要因分析、各主体の取組の進捗状況等の把握のための補助指標として令和 7 年度（2025 年度）に 20%以上を設定しています。

本市および組合では、資源物の分別を推進しており、さらにリサイクル施設において資源物を選別、回収する等の処理体制を整えています。このような現状を考慮し、本計画では、以下の資源化率の目標を設定します。

◎目標

総資源化率（溶融スラグ含む）を、

短期目標：令和 10 年度までに 25%以上	24.8%
中期目標：令和 15 年度までに 28%以上	27.9%
達成目標：令和 20 年度までに 32%以上	31.2%

の達成を目指します。（青字は現時点の推計結果）

3. 最終処分率の削減目標

県においては、第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年度（2021年度））の各施策の効果等の評価における要因分析、各主体の取組の進捗状況等の把握のための補助指標として平成30年度（2018年度）の8万4千トンを基準年度として、令和7年度（2025年度）に8万トンを設定しています。

組合では、焼却残渣の熔融処理を行って減容化し、覆土材として利用しているため、最終処分量の削減には、ごみ排出量そのものを減らす必要があります。本市および組合の現状を考慮して、本計画では、以下の目標を設定します。

◎目標

最終処分量を令和4年度実績に対して、

短期目標：令和10年度までに4%以上	4.0%
中期目標：令和15年度までに11%以上	11.0%
達成目標：令和20年度までに18%以上	18.0%

の削減を目指します。（青字は推計結果）

第4節 将来ごみ量

数値目標を達成した場合の将来ごみ量は、表 5-1、図 5-1、図 5-2 のように推計されます。

表 5-1 将来ごみ量（数値目標考慮）

区分		実績	予測			
		R4年度	R10年度	R15年度	R20年度	
計画収集人口 (人)		75,690	70,605	66,554	62,108	
家庭系ごみ	収集ごみ	燃やすごみ (t/年)	16,657.41	14,683.96	12,836.28	11,080.88
		燃やさないごみ (t/年)	632.71	695.78	653.16	608.67
		資源物 (t/年)	1,976.45	2,737.62	3,119.90	3,421.05
		粗大ごみ (t/年)	47.95	50.10	47.03	43.82
		合計 (t/年)	19,314.52	18,167.46	16,656.37	15,154.42
	直接搬入ごみ	燃やすごみ (t/年)	658.78	468.20	409.29	353.32
		燃やさないごみ (t/年)	150.97	161.76	162.40	162.74
		資源物 (t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00
		粗大ごみ (t/年)	0.00	89.46	89.81	90.00
		合計 (t/年)	809.75	719.42	661.50	606.06
	サンデーリサイクル(拠点回収) (t/年)		646.24	712.56	781.81	833.98
	合計 (t/年)		20,770.51	19,599.44	18,099.68	16,594.46
	事業系ごみ	燃やすごみ (t/年)	4,881.27	4,147.95	3,775.56	3,431.13
		燃やさないごみ (t/年)	25.84	47.56	43.29	39.34
粗大ごみ (t/年)		3.74	13.47	12.26	11.14	
合計 (t/年)		4,910.85	4,208.98	3,831.11	3,481.61	
集団回収 (t/年)		65.22	51.68	48.58	45.34	
ごみ総排出量 (t/年)		25,746.57	23,860.10	21,979.37	20,121.41	
1人1日当たり排出量 (g/人・日)		932	923	905	888	
家庭系ごみ(資源除く) ^{※1} (g/人・日)		657	625	584	544	
事業系ごみ (g/人・日)		178	163	158	154	
資源物 (g/人・日)		97	136	163	190	

※1 資源物とサンデーリサイクルを除く家庭系ごみの1人1日当たり排出量

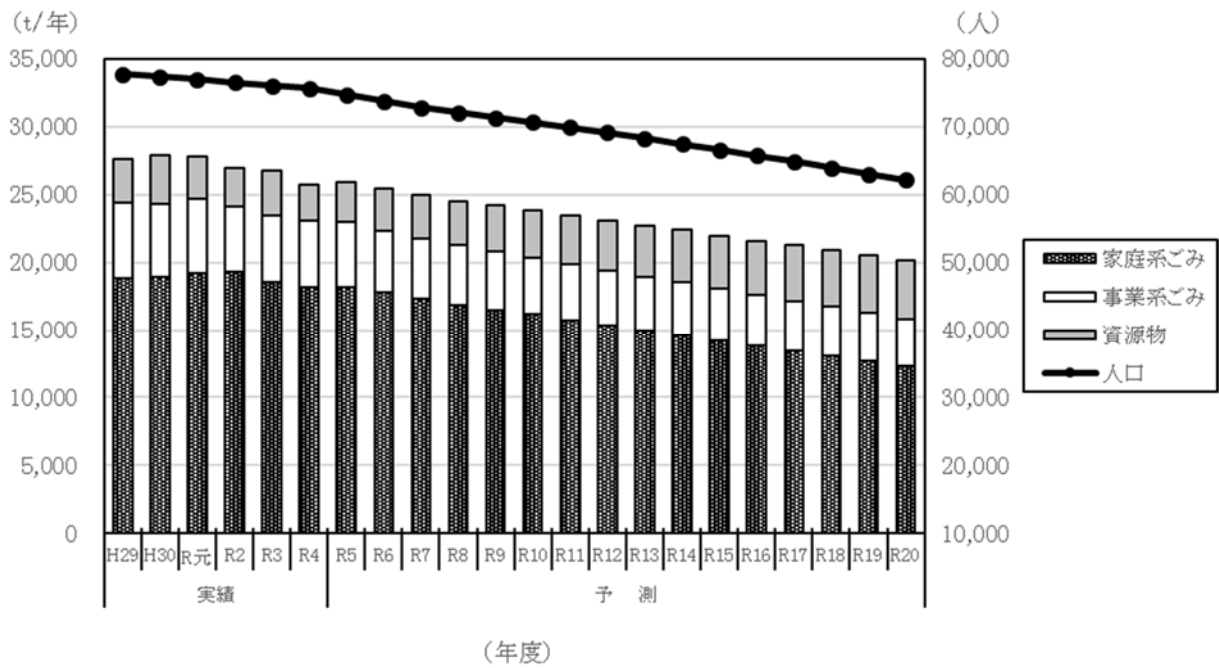


図 5-1 将来ごみ量 (数値目標考慮)

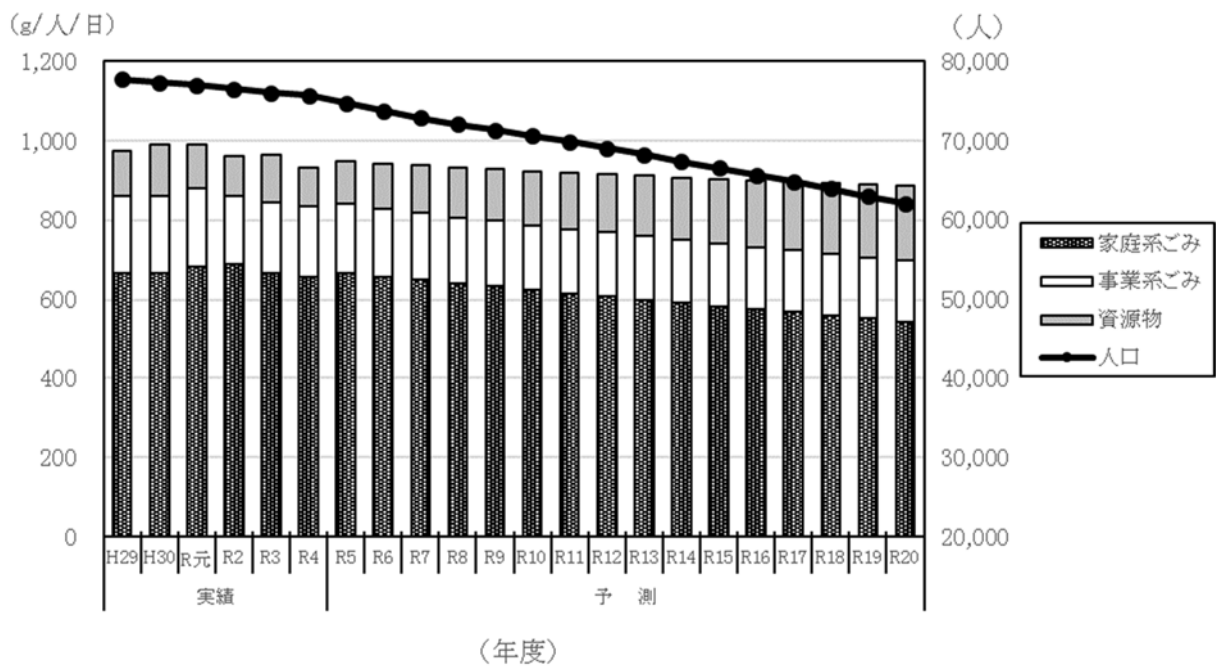


図 5-2 将来ごみ量 (1人1日当たり排出量) (数値目標考慮)

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 排出抑制計画

1. 排出抑制の目標

市民、事業者、行政が一体となってごみ減量に取り組み、ごみ総排出量を減らすことを目標とします。特に、これまで増加してきている一般家庭から排出されるごみを、排出段階で抑制することを最優先課題とします。

さらに、市民・事業者の環境に対する理解と認識を深め、ごみの排出抑制だけでなく、ごみの発生そのものを減らすライフスタイルの構築をめざします。

2. 排出抑制に向けた取組

◆施策 1-1◆ ごみ発生・抑制に向けた指導・啓発活動

～アンケート調査結果～

ごみの減量やリサイクルの取組については、約 8 割を超える人が何らかの取組を行っており、取組姿勢は、「自分に負担がかからない範囲で取り組んでいる (6.2%)」、「日々取り組んでいる (25.7%)」となっています。また、取組内容は「買い物袋 (マイバッグ) を持参している (92.8%)」、「カン・ビン・ペットボトルの分別を徹底して資源物に出している (91.4%)」となっています。

一方で、「3R (スリーアール)」の言葉や意味の理解については、「言葉も意味も知らない (37.4%)」、「言葉も意味も知っている (32.4%)」となっており、「3R (スリーアール)」や本市の取組である「4R (フォーアール)」の一層の普及・啓発が望まれます。

市民・事業者との協議を基本に効果的なごみの発生・排出抑制に向けた啓発活動を行います。

(1) 市民による発生・排出抑制

(2) 啓発事業の推進

以下の啓発事業を継続的かつ積極的に行い、市民による自発的努力を促します。

- ① リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) にリフューズ (ReFuse: 買わない。断る。) を加えた 4R の啓発を継続して行います。
- ② 環境への負荷が小さい「循環型社会」の形成について、継続的・体系的

に学習する機会と場所を提供し、年代にあった啓発事業を行って循環型社会を目指したライフスタイル・ビジネススタイルへ転換する意識への変換を図ります。

- ③ 広報紙やホームページ等により、本市のごみ処理の状況やごみの減量、リサイクル、食品ロスについての情報提供の充実を図ります。また、ごみ分別アプリなど電子媒体による新たな情報提供について検討します。
- ④ 各家庭に配布される広報紙や回覧等により、市民が日常的に実行できる取組、工夫を紹介します。そこでは、分別制度の向上や可能な限り使い捨てプラスチック製品を購入しないライフスタイルを実践していくための方法や食品ロスに関する啓発及び家庭における食品ロス削減方法についても紹介します。
- ⑤ 生ごみの水切りについて、より一層促進啓発を行います。
- ⑥ 施設見学会やイベントの開催、学習冊子の作成や体験学習により、ごみや環境問題への関心を育成します。
- ⑦ 教育機関と連携を図り、学習冊子の作成や体験学習により、ごみや環境問題への関心を育成します。
- ⑧ 諸団体との話し合いや地域懇談会を継続して行います。
- ⑨ 近年増加している外国人居住者への対応として、複数ヶ国語対応のパンフレットの作成・配布について検討し、外国人にも理解しやすい取組みの促進、情報発信等を図ります。
- ⑩ 空き家のごみ対策として、所有者に対して適切な管理及び整理を啓発するとともに、空き家から出てくるごみの実態について把握するように努めます。

(3) 市民協働の推進

市民主体で行われる減量活動、リサイクル活動に協力、支援していきます。

- ① 集団回収、地区のリサイクル事業に対して、助成金を交付して支援します。また、安定的に継続できるよう回収ルートの整備や回収業者に関する情報提供を行います。
- ② 再利用を推進するため、フリーマーケットやバザー等の開催を協力、支援します。
- ③ 食品廃棄物を削減していくため、フードバンクやフードドライブについて情報収集や情報交換、情報提供を図り、協働体制等の条件整備に向けた検討を進めます。
- ④ 市民・事業者・NPO 団体等に対して、学習の場や協働の機会等を情報提

供するとともに、双方向の情報交換を図り、協働体制の条件整備を進めます。

- ⑤ 地域における活動のリーダー育成の推進、廃棄物減量等推進員（ごみ減らし隊）の活性化を図り、地域特性に応じた分別・減量活動が行えるよう支援します。
- ⑥ 効果的なごみの減量・リサイクル活動の研究や、資源循環産業の創造を支援するため、「龍・流連携」※等を活用し、大学との交流・連携の強化を図ります。

※龍・流連携：相互の知的・人的・物的資源の交流・連携を図り、まちの活性化と大学教育の向上に寄与するため、本市と流通経済大学で協定を締結して取り組んでいます。

(4) 事業者による発生・抑出方法

(5) 認定制度の拡大

エコ・ショップ認定店、エコ・オフィス認定事業所をホームページ等に掲載し、周知することで、制度の拡大・促進を図ります。

(6) 減量計画書による指導強化

多量排出事業所に対し、廃棄物減量計画の作成を促し、計画に沿ったごみ減量と適正なごみ処理を実施するよう啓発します。また、ごみの減量や処理状況を把握するとともに、分別区分やリサイクルシステムの活用等について、指導や情報提供を図ります。

(7) 民間処理システムの支援と適正負担

スケールメリットにより資源化や経費削減が可能な廃棄物（オフィスペーパー、プラスチック、食品残渣等）について、民間事業者主体のリサイクルシステムの実現に向けて、事業者と連携を図ります。

また、資源化できる品目について、「くりーんプラザ・龍」での受け入れに対し、搬入規制や適正な費用負担を検討します。

(8) 情報提供の推進

商工会等の事業者団体を通じ、排出抑制や資源化の推進について、情報提供や啓発に努めます。

◆施策 1-2◆ 誘導策の検討・導入

～アンケート調査結果～

現在のごみ排出抑制のために取り組むことができるものは、「買い物袋（マイバッグ）を持参している（92.8%）」「詰め替え商品を積極的に使用している（71.7%）」「過剰包装やレジ袋を断っている（64.0%）」「食べ残しが出ないようにしている（60.8%）」「生ごみは、水を切り、減量してから出している（57.7%）」となっています。

ごみ排出抑制のために取り組むことのできる誘導策を検討、実施します。

(1) 家庭系ごみ有料化の検討

家庭系ごみの有料化は、ごみを多く出す人と少なく出す努力をしている人の費用負担に差をつけ、ごみの減量化への市民の意識を高める効果があるため、継続して検討を行います。ただし、有料化については、市民にごみ処理費用の負担を求める施策であることから、その導入に際しては、ごみ処理の現状、課題、有料化の必要性、その効果等を市民に十分説明し、理解を得ながら進めます。

(2) その他の誘導策の検討

(3) マイバッグ持参運動・レジ袋削減等の更なる推進

令和2年（2020年）7月1日にプラスチック製のレジ袋が有料になったことに伴い、マイバッグの利用率は増加していますが、引き続き商工会・市民団体等との連携・協力を得ながら、市民に対する普及啓発を推進し、マイバッグ持参等の働きかけを行います。また、レジ袋の削減に取り組んでいるスーパー等の小売店やその還元サービス内容等の用法をホームページ等で周知し、より一層のマイバッグ利用の推進を図るとともに、マイ箸、マイボトル・マイカップの利用の推進も図ります。

(4) 表彰制度の検討

ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいる市民、事業者、町内会・自治会、PTA等の団体に対する表彰制度の導入を検討します。

(5) 新たな分別品目の検討

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、2019年3月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和4年（2022年）4月1日には、プラスチ

ックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されています。

これらの戦略に基づき、新たなリサイクル法の施行や社会システムの整備が推進していく必要があり、このような国の動向を踏まえ、柔軟に対応できるよう情報収集や処理体制の構築を図るとともに、以下の事項について検討します。

- ① 現在、プラスチックごみとして、ペットボトルを分別収集し、資源化しています。今後、プラスチック容器包装廃棄物やそれ以外のプラスチック仕様製品廃棄物（製品プラスチック）の分別収集・資源化して検討します。
- ② 分別収集品目の拡大、収集・運搬、施設整備の必要性や民間施設の活用、市民への啓発等、プラスチックの分別収集及び再商品化に向けた体制を検討します。

(6) 率先した取組み

公共施設で発生する紙やプラスチックごみ、敷地から排出される剪定枝などの木くず、電子機器など様々な品目の分別回収と資源化を行い、市民・事業者のモデルとなります。

◆施策 1-3◆ 環境物品への転換

より環境負荷の少ない製品の購入・使用、また環境負荷の少ないシステムの活用を推進し、ごみ排出抑制とリサイクルを図ります。

(1) 行政によるグリーン購入等の促進

庁舎内で使用する事務用品やコピー用紙等は、再生品、長期使用に耐えられる商品、資源として再生可能な商品の使用に努めます。また、可能な限り物を無駄に消費しないよう努め、行政自らが率先して減量化行動を実践します。

公共事業においても、再生品や環境への負荷が少ない製品の使用に努めます。

(2) リユース容器・デポジット制の活用

各種イベントやスポーツ観戦時の売店等における飲食容器使用にあたり、主催者に対してリユース品の使用やデポジット制の活用を促進するとともに、ごみ・資源物の分別を促す分別ボックスの設置を要請します。

◆施策 1-4◆ 国・県等への要請

製造・流通事業者への拡大生産者責任の働きかけによる費用負担のあり方、

自主回収の促進、商品の販売時における簡易包装化、リサイクルしやすい製品の開発等について国や県、その他業界団体への働きかけを行います。

第2節 資源化計画

1. 目標

令和4年度（2022年度）現在の本市の資源化率は約19.0%（スラグ含む）であり、国の19.9%（令和3年度（2021年度）実績）に比べて低い水準にあります。

組合のごみ処理施設は、平成11年（1999年）の竣工以来、24年が経過していることから、平成24年度（2012年度）長寿命化計画を策定し、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）にかけて基幹的設備改良工事を実施して、令和13年度（2031年度）までを目標に延命化を図っています。一方で、茨城県の広域化計画等の検討も進められています。

そのため、本計画では、令和13年度（2031年度）までは、ごみ処理施設の根幹に係るシステムについては現行のごみ処理体制を継続することを前提とし、分別排出の徹底、強化に努めます。令和13年度（2031年度）以降については、新たなごみ処理体制等について、総合的に検討を進め、現在ごみとして処理しているもののうち資源化できる新たな方策を検討、促進し、新体制を構築し、資源化率の向上を目指します。

2. 資源化促進のための取組

◆施策2-1◆ 行政による資源化の推進

～アンケート調査結果～

現在の資源物回収品目以外に日常的に取り組むことができるものは、「カン・ビン・ペットボトルの分別を徹底して資源物に出している（91.4%）」、「燃やすごみにならないよう分別を徹底して資源物に出している（54.5%）」となっています。

環境負荷を考慮したうえで、分別・収集・処理システムを構築し、組合または市による資源化を推進します。

(1) 資源化品目の検証

資源化を適正に推進するため、費用対効果およびライフサイクルアセスメント^{*}の考え方を踏まえて資源化品目について検討します。リサイクル法ルートによる処理を原則としつつ、古紙や金属等、有価で売却可能な資源物からの収入

確保を図るため、その情報収集に努めるとともに、市民に対して情報を公開します。

※ライフサイクルアセスメント：製品・サービスのライフサイクル全体（資源採取から廃棄・リサイクルまで）又はその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法

(2) 新たな資源化システムの検討

令和 13 年度（2031 年度）以降の新たなごみ処理体制の構築に向けて、現在のごみ処理システムに加えて取り組むことができる新たな資源化の方策を引き続き検討します。これまで実施してきた廃食用油や剪定枝等の資源化だけでなく、生ごみ等の食品廃棄物、下水汚泥、農業残渣といったバイオマス資源の利用についても具体的な検討を進めていくこととします。

(3) 廃食用油資源化の検討

廃食用油はサンデーリサイクルでの回収を行い、資源化業者に引き渡していますが、更なる資源化を進めるため、普及啓発や費用対効果に考慮した資源化を進めるよう検討します。

(4) 剪定枝等の更なる資源化の検討

現在、公共施設から排出される刈草や、一般家庭から排出される剪定枝や刈草は、民間施設で資源化を行っていますが、更なる資源化を進めるため、普及啓発や費用対効果や製品の利用用途に考慮した資源化を進めるよう検討します。

(5) 廃棄物系バイオマス利活用の検討

現在ごみとして処理しているもののうち資源化の取組が可能な品目として、生ごみ、下水汚泥、農業残渣等があります。これらの処理技術としては、メタン発酵、堆肥化、飼料化などがあります。

しかし、これらを分別して資源化する場合、排出段階での分別の徹底、異物・汚れの除去、品質基準の適合、利用先の安定確保などや資源化に必要な施設の整備が必要となります。さらに、全市を対象とすると、現行のごみ処理収集運搬等に与える影響等についても考慮する必要があります。

したがって、廃棄物系バイオマスの資源化については、令和 13 年度（2031 年度）以降の新たなごみ処理体制構築に向けた取り組みを調査、検討を進めます。

(6) その他の資源化の検討

小型電子機器類の中に含まれている希少金属（レアメタル）等の資源について、リサイクルシステムの構築に向けた取り組みを調査・検討します。

また、現在、本市ではプラスチックごみを燃やすごみとして回収し、熱エネルギーとして活用しています。しかし、今後はプラスチックごみを、資源ごみとしてリサイクルしていくことが求められることから、プラスチックごみの回収、処理方法等について検討します。

◆施策 2-2◆ 家庭における資源化の推進

各家庭における資源化を促進するため、次の取組を推進します。

(1) 分別の徹底

決められたとおり排出されるよう分別徹底の指導を強化します。特に、燃やすごみ中に多く含まれている紙類の分別徹底を重点的に推進します。

(2) 資源回収事業への支援

集団回収、地区のリサイクル事業への支援を継続し、資源化を促進します。

(3) 生ごみ堆肥化の推進

生ごみの自家処理については、地域や各家庭の環境によりますが、畑や家庭菜園、一定の広さの庭を持っている家庭では可能であると認識しており、より積極的な周知、啓発に努めます。

また、大型生ごみ処理機の導入や、市内農家と連携した堆肥の広域利用など、市民主体の運営による集団的な取組の可能性について検討します。

◆施策 2-3◆ 事業者による資源化の促進

資源化が十分ではない事業系ごみの資源化を促進するため、次の施策を実施します。

(1) 事業系ごみの排出指導の強化

事業系ごみの分別徹底のため、事業系ごみの排出基準を検討し、事業者および収集運搬許可業者に対する排出指導を強化して、排出責任の徹底を図ります。

(2) 事業系ごみのリサイクル体制の整備・支援

事業所から分別排出された資源物について、各種リサイクル法に則った、民

間事業者による適正な資源化を促進するため、リサイクル体制の整備を支援するとともに、必要な情報提供を行います。

第3節 収集運搬計画

1. 目標

市民の良好な生活環境を維持し、中間処理施設等の安定稼働と十分な機能を発揮するためには、合理的で持続性があり、また、ごみ排出量やごみを取り巻く環境等の変化に配慮した収集運搬体制を確立することを目標とします。

2. 分別収集方法

(1) 収集区域

計画収集区域は、本市全域とします。

(2) 分別区分と収集方法

分別区分、収集方法については、当面、表 6-1 の分別区分と収集方法を基本とします。

表 6-1 分別区分と収集方法

分別区分		収集方式	収集回数
燃やすごみ		ごみ集積所	週 3 回
燃やさないごみ（有害ごみ（蛍光灯、乾電池））			月 2 回
	小型家電のうち希少金属を含むもの	拠点回収	随時
資源物	紙類	資源物回収 ステーション 拠点回収 (サンデーリサイクル、店頭等、コミュニティセンター)	月 2 回 週 1 回 (毎週日曜日)
	カン		
	ビン		
	ペットボトル		
	布類		
	白トレイ		
	木くず類		
	廃食用油		
	ペットボトルキャップ		
粗大ごみ		戸別収集	週 2 回、要予約
廃家電品		戸別収集 民間事業者回収	週 2 回、予約制 随時

3. 施策内容

◆施策 3-1◆ 効率的で環境に配慮した収集運搬体制の確立

～アンケート調査結果～

現在の収集頻度は、燃やすごみ（90.2%）、燃やさないごみ（75.5%）、資源物（資源物回収ステーション）（73.0%）、資源物（サンデーリサイクル）（65.3%）、粗大ごみ（50.5%）、廃家電品（47.5%）が「ちょうどよい」となっています。

安定した収集運搬業務に配慮しながら、収集運搬体制の効率化を図ります。

(1) 収集運搬業務の効率化

市民の意見、要望等を考慮しつつ、収集運搬業務の効率化を図るため、収集回数やごみ集積所の場所等、収集方法の見直しを適宜行うとともに、令和13年度（2031年度）以降の新たなごみ処理体制の構築に向けた新たな資源化の方策の検討を考慮して検討します。

また、燃やすごみについては、減量化・資源化施策の実施や分別区分の変更によるごみ量等の変化に対応するため、収集運搬業者の経済性、効率性の観点からも収集運搬方法・回数等の見直しを検討します。現在は粗大ごみ、廃家電品の戸別収集と白トレの回収は市が直営で行い、それ以外のごみと資源物の収集運搬業務は民間委託して効率化を図っています。直営業務については、戸別収集業務とあわせて集積所パトロールや不法投棄物の回収を行うなど、直営のメリットをいかした収集運搬業務を行う一方、経済性、効率性を考慮し、収集運搬業務の民間委託を含め検討していきます。

(2) 収集車両による環境負荷の低減化

収集車両による周辺環境への負荷を低減するため、効率的な収集ルートや収集車両の適切な維持管理を行います。

◆施策 3-2◆ 排出モラルの向上

～アンケート調査結果～

ごみや資源物の排出ルールについては、おおむね守られている状況にあります。ルール違反としては、「収集日以外や夜間のごみ出し（66.7%）」最も多く、次に「カンやビンが燃やさないごみに交じって出されている（53.1%）」となっています。なお、ルールを徹底させるための対策として、「広報紙や回覧などで啓発を徹底する（51.0%）」が最も多き結果となっています。

排出モラルの向上を図るため、違反ごみ出しに対する分別指導の強化を図ります。

- ①転入手続きの際に、転入者に対しごみ・資源物分別の手引きを配布します。
- ②共同住宅の所有者および管理者へのごみ出しの指導を徹底します。
- ③違反ごみが改善されない時には、警告シールの活用や直接個別訪問指導を行います。
- ④イベントの実施、ごみ・資源物分別の手引き、外国人向けのパンフレットの作成・配布、個別指導により、排出者意識の向上に向けた啓発活動を実施します。

◆施策 3-3◆ 高齢化社会への対応

高齢化社会が進むにつれて、ごみ集積所や資源物回収ステーションへのごみ出しに困難が生じることが予想されます。現在実施している高齢者や障がい者等に対するごみ・資源物の訪問収集事業（おはよう SUN 訪問収集）を継続します。

第4節 中間処理計画

1. 目標

中間処理について、本計画では、令和 13 年度（2031 年度）まではごみ処理の根幹に係るシステムについては現行のごみ処理体制を継続することを前提とし、本市だけではなく共同処理を行っている組合全体として、循環型処理システムの構築をめざし、ごみ処理および資源化を安定的に行い、適正かつ安全で、環境への負荷を低減した処理体制を確保します。

また、令和 13 年度（2031 年度）以降については、新たなごみ処理体制等について、総合的に検討を進め、廃棄物系バイオマスの利活用について検討を進めながら、適正かつ安全で、環境への負荷を低減した処理体制を構築します。

2. 中間処理方法

本市のごみは、今後も引き続き令和 13 年度（2031 年度）までは、組合のごみ処理施設である「クリーンプラザ・龍（焼却施設、リサイクル施設）」において、利根町、河内町と共同処理を行います。

令和 13 年度（2031 年度）以降の中間処理方法については、茨城県の広域化計画等も踏まえ、組合、利根町、河内町と検討を進めていきます。

3. 施策内容

◆施策 4-1◆ 適正な中間処理の実施

「クリーンプラザ・龍」における安定処理を維持するため、利根町、河内町と調整を図りながら、組合の計画的な運営管理を進めます。

(1) 焼却施設

焼却施設について令和 13 年度（2031 年度）までは、適正な処理を行うとともに熱回収に努め、設備の定期補修や点検整備等を計画的に実施しています。今後も引き続き、適正な処理、積極的な熱回収、適正な維持管理を行います。

また、今後、稼働年数が増し、設備の老朽化に伴い、大規模改修工事等が見込まれ、多くの費用が必要となってきます。施設の耐用年数、ごみ量やごみ質の変化、財政状況等を総合的に考慮しながら、計画的に維持補修等を行い、施設の長期利用に配慮した運営管理を行います。

(2) リサイクル施設

リサイクル施設についても、令和 13 年度（2031 年度）までは、引き続き、適正処理、積極的な資源回収、計画的な運営管理を行います。

また、プラザ棟における環境学習ホールの整備や各種講座の開催など、啓発活動に努めます。

◆施策 4-2◆ 維持管理の効率化の検討

ごみの処理等に関して市民から多様な要望を受ける一方、これまで以上に経費節減が必要となっています。施設維持管理費の削減や施設運営の効率化について、最適な方法を検討します。

◆施策 4-3◆ 環境配慮と情報公開

環境基準の遵守やダイオキシン類対策等、環境対策には万全の配慮を期していますが、今後も継続してモニタリングを実施して安全性を確認します。環境情報については、情報公開を行います。

◆施策 4-4◆ 新たなごみ処理技術の対応

現在、ごみの処理・処分に対して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理を重視した新たな技術開発が進められています。それらの新たなごみ処理に関わる技術開発について、情報の収集と調査・研究を進めます。

◆施策 4-5◆ 新たな中間処理体制及び施設の検討

現在、ごみの処理・処分に対して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理が求められています。それらの新たなごみ処理に関する技術開発について、情報の収集調査・研究を進め、令和 13 年度（2031 年度）以降の新たなごみ処理体制について、組合、利根町、河内町との調整を図りながら、廃棄物系バイオマスの利活用についても検討を行い、適正かつ安全で環境への負荷を低減した中間処理施設の計画・整備を進めます。

第5節 最終処分計画

1. 目標

排出段階および中間処理段階で、最終処分量の減量化・減容化に努め、安全かつ衛生的な埋立処分を行います。

2. 最終処分方法

今後も引き続き、「クリーンプラザ・龍」の焼却施設およびリサイクル施設から処理後に発生する溶融スラグ、ダスト固化物、不燃物残渣について、「クリーンプラザ・龍」内の最終処分場で埋立処分を行います。

令和 13 年度（2030 年度）以降については、新たなごみ処理体制や中間処理施設の計画、整備に向けた検討において、最終処分方法についても検討します。

3. 施策内容

◆施策 5-1◆ 最終処分量の削減

最終処分場は、平成 11 年（1999 年）に供用開始し、令和 4 年度（2022 年度）末時点の埋立の進捗率は 8 割弱で、埋立終了までまだ年数があると予想されます。しかし、新たな最終処分場の確保は全国的にも困難な状況が続いており、施設の有効利用の観点からも、現在の最終処分場を極力長期間使用することが重要です。

ごみの排出抑制やリサイクルの推進、中間処理段階における減量化・減容化によって、最終処分量の減量を図り、最終処分場の延命化に努めます。

◆施策 5-2◆ 最終処分場の適正管理

埋立に際しては周辺環境に十分配慮し、施設の適正な維持管理を行います。

また、旧最終処分場については、今後も引き続き適正に管理します。さらに、安全性、経済性、周辺環境との調和や周辺住民の要望等を総合的に勘案し、跡地利用方法を検討します。

◆施策 5-3◆ 環境配慮と適切な情報公開

最終処分場は、万一の漏水に備えて自己修復シートを設置するなど、安全性をより追求した施設であり、環境対策には万全を期しています。安全性を確認するため、今後も継続して地下水等のモニタリングを実施し、測定結果については、適切に情報公開を行います。

◆施策 5-4◆ 新たな最終処分方法の検討

令和 13 年度（2031 年度）以降の新たなごみ処理体制での最終処分方法について、組合、利根町、河内町との整合を図りながら、適正かつ安全に処分できる方法を検討します。

第6節 関連施策

◆施策 6-1◆ 不法投棄対策の推進

不法投棄は、良好な地域環境を阻害するばかりではなく、廃棄物の適正な処理に対する信頼を損なうことにつながることから、厳しく対応する必要があります。

市による不法投棄防止巡回パトロールの実施、不法投棄監視員制度による監視、通報活動を引き続き継続するとともに、市民・事業者・警察・市・近隣自治体・県等と連携した監視、緊密な情報交換によって、不法投棄の未然防止に取り組めます。

◆施策 6-2◆ 危機管理体制の強化

災害時など、組合内でのごみ処理が一時的に停止せざるを得ない場合や、緊急にごみ量が急増した場合に備えて、近隣自治体と協定を結んでいます。今後も緊急時に適切に対応できるよう危機管理体制を強化します。

◆施策 6-3◆ 適正処理困難物の対応

組合では処理できない危険物や感染性廃棄物、有害廃棄物等について、事業者による引き取りシステムの形成に向け、業界団体、国・県等へ働きかけを行います。

◆施策 6-4◆ 市民組織の活用

市民意識の向上および経費削減に向けて、行政と市民協働による施策の展開を検討します。具体的には、市民ボランティアを組織化し、出前授業やイベントの開催等を検討します。

◆施策 6-5◆ 災害廃棄物処理計画の点検・見直し

発災時に備えるとともに、令和2年（2020年）4月に策定した「龍ヶ崎市災害廃棄物処理計画」を適宜点検し、必要に応じて見直しを行うことで、発災時の実効性向上を図っていきます。

第7節 計画の推進

1. 市民・事業者・行政の連携

ごみ処理に関する計画や施策を効果的かつ円滑に推進し、環境にやさしいまちづくりを進め、循環型社会の実現を目指すためには、市民・事業者・行政（市および組合）が共通認識を持って、相互の理解と協力を深めることが重要です。さらに、それぞれの責務や役割分担のあり方を考え、3者が連携して取り組む体制づくりを推進していく必要があります。

表 6-2 市民・事業者・行政の基本となる役割と責務

市民の役割と責務	事業者の役割と責務	行政の役割と責務
<ul style="list-style-type: none"> ・従来のライフスタイルを見直して、4Rを意識し環境に配慮した生活の実践 ・ごみの分別ルールを守り、排出マナーの向上 ・集団回収や不用品交換会等ごみの減量、リサイクル活動への積極的な参加 ・行政が推進する施策への協力 ・行政や事業者が発信するごみやリサイクルに関する情報の積極的な入手、活用 ・マイバッグを持参して、レジ袋や過剰包装を断るようになるとともに、マイ箸、マイボトル、マイカップの利用 ・余った食材や残った料理は他の料理に活用するなどして、食品ロス削減を心がける ・プラスチックごみ削減を目指し、可能な限り使い捨てプラスチック製品を購入しないライフスタイルを実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの責任でごみを適正に処理する、自己処理責任の原則の徹底 ・減量化計画書や環境報告書等を策定し、ごみの減量や環境に対する意識の向上 ・各種リサイクル法に従い、循環資源の再生利用等の促進 ・排出したごみの適正な処理費用の負担 ・資源化できる製品の開発や環境負荷の少ない製品を製造し、ごみの発生・排出抑制の実施 ・再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用したエコマーク商品等の販売促進に努める ・従業員に対するごみ減量・環境教育研修等を実施 ・小盛りや少人数メニュー、ばら売り、測り売りや売れ残り削減等の食品ロス削減を推奨する取り組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化に向けた各種施策の実施 ・各種施策を円滑に推進するため、市民・事業者との連携強化 ・事業者による減量・資源化活動の取組が実施されるよう、事業者への働きかけ ・日々排出されるごみを安定的に処理できる体制を確保し、適切な処理の実施 ・国や県、近隣自治体と連携し、循環型社会の実現に向けたごみ処理システムの整備、不法投棄対策など、各種施策の推進 ・脱炭素社会、資源循環型社会に対応した施設整備 ・生ごみの水切りの実施を啓発し、燃えるごみの減量化に向けた取組を推進 ・家庭における食品ロス削減に向けて、食材の使い切り、食べ残しの削減などの意識啓発を図る ・事業所等における食品ロス削減やプラスチックごみ削減に向けて、事業者向け啓発物等を作成し意識啓発を行う

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているか進行管理を行うとともに、事業効果を的確に評価できる体制づくりを進めます。

(1) 進行管理体制の確立

廃棄物減量等推進審議会等の機関を中心に、計画の進捗状況や施策の実施状況を確認する管理体制を確立し、達成度の把握、評価を行います。

(2) 進行状況の評価

計画の進行状況の評価するため、基本計画に基づく具体的な施策の実施状況や具体的数値目標の達成状況などを評価し、課題をまとめます。

(3) 進行状況の公表

整理された現状と課題については、市民・事業者に公表します。

龍ヶ崎市ごみ処理基本計画

< 資料編 > (第二次素案)

令和5年6月

龍ヶ崎市

第1章 ごみ処理基本計画 資料編 -----	1
第1節 将来人口の予測 -----	1
第2節 ごみ排出量の予測 -----	2
1. ごみ量予測	2
2. 回帰式による予測	4
第3節 回帰式による予測結果 -----	5
1. 家庭系収集ごみ	6
2. 家庭系直接搬入ごみ	7
3. サンデーリサイクル	8
4. 集団回収	9
5. 事業系ごみ	10
第4節 ごみ排出量の現況推移 -----	11
第5節 処理量・処分量の予測 -----	12
1. 処理・処分量の現況推移	13
第6節 削減量の設定 -----	14
1. 家庭系ごみ	14
2. 事業系ごみ	16
第7節 将来ごみ量予測結果（施策を考慮した場合） -----	18
第8節 巻末資料 -----	21
1. 龍ヶ崎市人口ビジョン	21
2. ごみ質分析	22
3. アンケート調査結果	22

第1章 ごみ処理基本計画 資料編

第1節 将来人口の予測

本計画における将来人口は、上位計画に基づき、「龍ヶ崎人口ビジョン(2022年度改訂版)」で示されている社人研推計の将来人口を採用して、令和5年度以降の将来人口とします。

なお、「龍ヶ崎市人口ビジョン」に示されている将来人口推計値は5年後ごとの推計となっているため、以下(例)に示すように各年の将来人口を算出するため、推計値が示されている間の間年度の人口は直線推移すると仮定して補完を行います。

(例) 令和元年度と令和6年度の間4年分の人口補完方法

R7年度	A
R8年度	A+C
R9年度	A+(C×2)
R10年度	A+(C×3)
R11年度	A+(C×4)
R12年度	B

$$C = \frac{B-A}{5※}$$

※R5年度、R6年度:3

表 1 補完した将来人口

(人)			
年度	人口	年度	人口
R3年度	76,009	R13年度	68,254
R4年度	75,690	R14年度	67,404
R5年度	74,746	R15年度	66,554
R6年度	73,801	R16年度	65,704
R7年度	72,857	R17年度	64,854
R8年度	72,106	R18年度	63,939
R9年度	71,356	R19年度	63,023
R10年度	70,605	R20年度	62,108
R11年度	69,855	R21年度	61,192
R12年度	69,104	R22年度	60,277

	実績年度
	人口ビジョン推計年度
	補完年度

第2節 ごみ排出量の予測

1. ごみ量予測

ごみ量予測は、過年度策定されている計画と同様に、家庭系収集ごみ、サンデーリサイクル、集団回収の排出量原単位（1人1日当たり排出量（g/人・日））、家庭系直接搬入ごみ量、事業系ごみ量を回帰式により予測します。

排出量原単位で予測した各区分については、将来人口を乗じ、その量を『直近の5年平均』の割合で案分します。

区分ごとの按分の割合は以下のとおりです。

表 2 家庭系収集ごみ 各区分の割合

区 分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
収集ごみ	燃やすごみ	82.39%	84.12%	85.50%	83.63%	86.24%	84.38%
	燃やさないごみ	3.92%	3.93%	4.14%	3.48%	3.28%	3.75%
	資源物	13.39%	11.67%	10.09%	12.64%	10.23%	11.60%
	粗大ごみ	0.30%	0.28%	0.27%	0.25%	0.25%	0.27%
	合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

表 3 家庭系直接搬入ごみ 各区分の割合

区 分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
直接搬入ごみ	燃やすごみ	57.90%	57.33%	74.87%	76.81%	81.36%	69.65%
	燃やさないごみ	17.30%	14.71%	23.86%	23.19%	18.64%	19.54%
	資源物	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	粗大ごみ	24.80%	27.96%	1.27%	0.00%	0.00%	10.81%
	合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

表 4 サンデーリサイクル 各区分の割合

区 分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
サンデーリサイクル	紙類	67.33%	66.43%	63.23%	63.66%	63.11%	64.75%
	カン	5.29%	6.10%	6.60%	5.97%	6.50%	6.09%
	ビン	16.50%	15.90%	16.43%	17.04%	16.59%	16.49%
	ペットボトル	3.72%	3.87%	4.21%	4.64%	4.95%	4.28%
	布類	6.37%	6.86%	8.51%	7.88%	7.94%	7.51%
	白トレー	0.04%	0.09%	0.11%	0.06%	0.10%	0.08%
	木くず類	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	廃食用油	0.52%	0.52%	0.62%	0.48%	0.47%	0.52%
	ペットボトルキャップ	0.23%	0.23%	0.29%	0.27%	0.34%	0.27%
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

表 5 集団回収 各区分の割合

区 分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
集団回収	紙類	95.73%	96.40%	97.39%	97.35%	97.23%	96.82%
	カン	0.01%	0.01%	0.19%	0.02%	0.00%	0.05%
	ビン	0.95%	0.82%	0.01%	0.07%	0.06%	0.38%
	布類	3.31%	2.77%	2.41%	2.56%	2.71%	2.75%
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

表 6 事業系ごみ 各区分の割合

区 分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
事業系ごみ	燃やすごみ	98.77%	98.50%	99.15%	99.29%	99.39%	99.02%
	燃やさないごみ	0.91%	1.11%	0.77%	0.63%	0.53%	0.79%
	資源物	-	-	-	-	-	-
	粗大ごみ	0.32%	0.39%	0.08%	0.08%	0.08%	0.19%
	合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

表 7 資源物 各区分の割合

区 分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
資源物回収ステーション	紙類	42.93%	45.67%	52.65%	39.31%	51.09%	46.33%
	カン	5.39%	6.16%	7.60%	5.93%	7.44%	6.50%
	ビン	11.40%	13.13%	15.59%	11.90%	15.57%	13.52%
	ペットボトル	4.23%	4.85%	5.67%	4.77%	6.31%	5.17%
	布類	2.14%	2.57%	3.32%	2.45%	2.96%	2.69%
	白トレー	0.11%	0.12%	0.16%	0.13%	0.16%	0.14%
	小型家電	0.22%	0.23%	0.31%	0.24%	0.00%	0.20%
	木くず類	33.58%	27.13%	14.55%	35.11%	16.33%	25.34%
	廃食用油	0.00%	0.08%	0.08%	0.13%	0.07%	0.07%
	ペットボトルキャップ	0.00%	0.06%	0.07%	0.03%	0.07%	0.05%
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

2. 回帰式による予測

ごみ量の予測は以下の6つの回帰式により予測を行います。

ごみ排出量は、平成30年度から令和4年度のごみ排出量原単位実績(g/人・日)又はごみ排出量実績(t/年)を基に、回帰式による予測を行います。

直線式	【 $y=ax+b$ 】
分数式	【 $y=a/x+b$ 】
対数式	【 $y=a\log x+b$ 】
べき乗式	【 $y=ax^b$ 】
指数式	【 $y=abx$ 】
ロジスティック式	【 $y=k/(1+ae^{-bx})$ 】

回帰式とは、ある変数(目的変数)について、別の変数を用いて予測するための予測式です。

y: 目的変数

x: 説明変数

a、b: 係数または定数

回帰式の当てはまり具合を示す尺度として、相関係数 r (最大値=1) があります。相関係数が最大値に近いほど当てはまりが良いといえます。

基本的には、相関係数が上位の予測式を採用するが、本計画では、本市のごみの排出量の状況、傾向を踏まえて採用する予測式を決定します。

第3節 回帰式による予測結果

回帰式による各ごみ排出量原単位およびごみ排出量の予測結果を次頁以降に示します。

1. 家庭系収集ごみ

家庭系収集ごみ原単位の予測結果を以下に示します。家庭系収集ごみ排出量原単位実績は、平成30年度から令和3年度まで令和2年度を除いて微減で推移し、令和4年度に減少しています。

予測結果は、全ての回帰式において減少傾向を示していますが、平成30年度から令和3年度の傾向は増減がほとんどないことから、今後も大きな増減はないと考えられます。

そのため、決定係数は6位ですが、令和20年度の予測結果が平成30年度から令和4年度の平均730.0g/人・日に最も近い値となっている分数式を採用します。

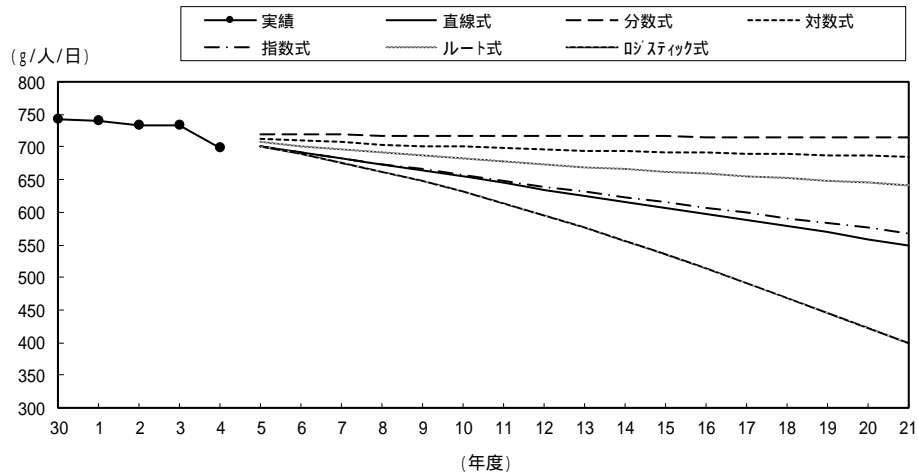
表 8 家庭系収集ごみ原単位 予測結果

年度	実績	直線式	分数式	対数式	指数式	ルート式	ロジスティック式
		直線式 $y = -9.5x + 758.5$ 分数式 $y = 33.9757127(1/x) + 714.484424$ 対数式 $y = -20.691531LN(x) + 749.812107$ 指数式 $y = 759.207471 \times (0.98692797^x)$ ルート式 $y = -29.099102 \times x^{(1/2)} + 778.783669$ ロジスティック式 $y = 817.3 / (1 + 0.08348336 \times e^{(-0.1149583x)})$					
30	743	(単位:g/人/日)					
1	741	平成30年度を $x = 1$ とする					
2	733	直線式	分数式	対数式	指数式	ルート式	ロジスティック式
3	734	702	720	713	702	708	701
4	699	692	719	710	692	702	689
5		683	719	707	683	696	676
6		673	718	704	674	691	662
7		664	718	702	666	687	647
8		654	718	700	657	682	631
9		645	717	698	648	678	614
10		635	717	697	640	674	596
11		626	717	695	631	670	577
12		616	717	694	623	666	557
13		607	717	692	615	662	536
14		597	716	691	607	659	514
15		588	716	690	599	655	492
16		578	716	689	591	652	469
17		569	716	688	584	649	446
18		559	716	687	576	645	423
19		559	716	687	576	645	423
20		559	716	687	576	645	423
相関係数(r)	0.8410	0.6171	0.7362	0.8381	0.7929	0.8612	
r(順位)	2	6	5	3	4	1	

R4を除いた
平均値
737.8

R4含めた
平均値
730.0

 : 今回の採用式 : 令和3年度実績の採用式



2. 家庭系直接搬入ごみ

家庭系直接搬入ごみ年間量の予測結果を以下に示します。家庭系直接搬入ごみ量実績は、令和元年度から令和3年度にかけて減少し、令和4年度に増加しています。

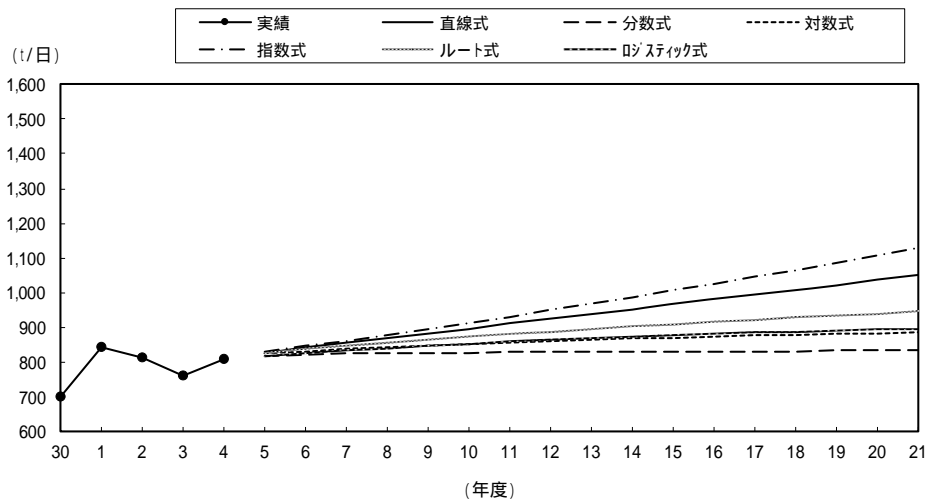
予測結果は、全ての回帰式において増加傾向を示していますが、令和元年度から令和3年度の傾向は微減となっていることから、今後も大きな増加はないと考えられます。

そのため、相関係数が1位の微増傾向で推移している分数式を採用します。

表9 家庭系直接搬入ごみ量 予測結果

年度	実績	直線式	分数式	対数式	指数式	ルート式	ロジスティック式
		直線式 $y = 13.969x + 743.543$ 分数式 $y = -115.92331(1/x) + 838.388311$ 対数式 $y = 47.4036450LN(x) + 740.061088$ 指数式 $y = 739.979256 \times (1.01937154^x)$ ルート式 $y = 53.3679231 \times x^{(1/2)} + 695.980466$ ロジスティック式 $y = 927.421 / (1 + 0.22001000 \times e^{(-0.08433211x)})$					
30	699.92	平成30年度を $x = 1$ とする (単位:t/年)					
1	843.11						
2	811.33						
3	763.14						
4	809.75						
年度	直線式	分数式	対数式	指数式	ルート式	ロジスティック式	
5	827.36	819.07	825.00	830.26	826.70	818.81	
6	841.33	821.83	832.30	846.34	837.18	826.64	
7	855.30	823.90	838.63	862.74	846.93	833.97	
8	869.26	825.51	844.22	879.45	856.08	840.82	
9	883.23	826.80	849.21	896.49	864.74	847.22	
10	897.20	827.85	853.73	913.85	872.98	853.19	
11	911.17	828.73	857.85	931.56	880.85	858.74	
12	925.14	829.47	861.65	949.60	888.40	863.92	
13	939.11	830.11	865.16	968.00	895.66	868.73	
14	953.08	830.66	868.43	986.75	902.67	873.20	
15	967.05	831.14	871.49	1,005.86	909.45	877.35	
16	981.02	831.57	874.37	1,025.35	916.02	881.19	
17	994.99	831.95	877.08	1,045.21	922.40	884.76	
18	1,008.95	832.29	879.64	1,065.46	928.61	888.06	
19	1,022.92	832.59	882.07	1,086.10	934.65	891.12	
20	1,036.89	832.87	884.38	1,107.14	940.54	893.95	
相関係数(r)	0.3967	0.6754	0.5411	0.4177	0.4665	0.2960	
r(順位)	5	1	2	4	3	6	

□: 今回の採用式 ■: 令和3年度実績の採用式



3. サンデーリサイクル

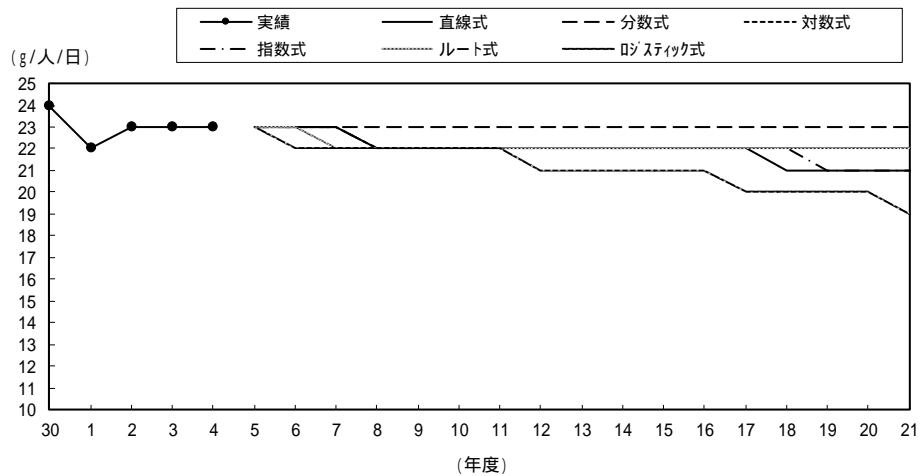
サンデーリサイクル原単位の予測結果を以下に示します。サンデーリサイクル原単位実績は、平成30年度以降約23g/人・日で推移しており、令和5年度以降も同程度の原単位で推移するもの考えられます。

そのため、相関係数が1位の23g/人・日で推移している分数式を採用します。

表 10 サンデーリサイクル原単位 予測結果

年度	実績	直線式	分数式	対数式	指数式	ルート式	ロジスティック式
			直線式	y = -0.1x + 23.3			
			分数式	y = 1.18796198(1/x) + 22.4574973			
30	24		対数式	y = -0.4290633LN(x) + 23.4108274			
1	22		指数式	y = 23.2735151 × (0.99594151 ^x)			
2	23		ルート式	y = -0.4372565 × x ^(1/2) + 23.7330460			
3	23		ロジスティック式	y = 26.4 / (1 + 0.12577365 × e ^(-0.0479451x))			
4	23		平成30年度を x = 1 とする				(単位:g/人/日)
年度	直線式	分数式	対数式	指数式	ルート式	ロジスティック式	
5	23	23	23	23	23	23	
6	23	23	23	23	23	22	
7	23	23	23	23	22	22	
8	22	23	22	22	22	22	
9	22	23	22	22	22	22	
10	22	23	22	22	22	22	
11	22	23	22	22	22	22	
12	22	23	22	22	22	21	
13	22	23	22	22	22	21	
14	22	23	22	22	22	21	
15	22	23	22	22	22	21	
16	22	23	22	22	22	21	
17	22	23	22	22	22	20	
18	21	23	22	22	22	20	
19	21	23	22	21	22	20	
20	21	23	22	21	22	20	
相関係数(r)	0.2236	0.5450	0.3856	0.2090	0.3009	0.3078	
r(順位)	5	1	2	6	4	3	

□: 今回の採用式 ■: 令和3年度実績の採用式



4. 集団回収

集団回収原単位の予測結果を以下に示します。集団回収原単位実績は、平成30年度と令和元年度が4g/人・日、令和2年度から令和4年度かけて2g/人・日で推移しています。

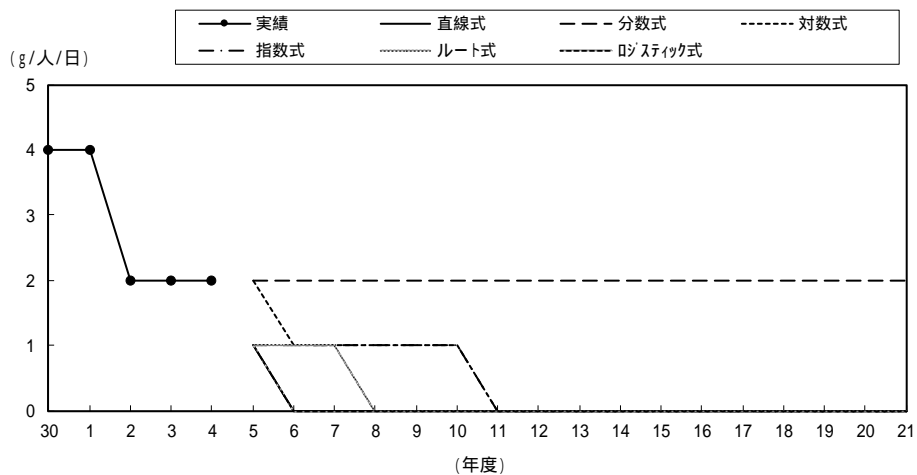
予測結果は、決定係数が1位から5位の回帰式は全て令和11年度以降が0で推移していますが、実績において令和2年度以降2g/人・日で推移していることから、令和5年度以降も2g/人・日で推移するものと考えられます。

そのため、相関係数は6位ですが、令和5年度以降2g/人・日で推移している分数式を採用します。

表 11 集団回収原単位 予測結果

年度	実績	直線式	分数式	対数式	指数式	ルート式	ロジスティック式
30	4	$y = -0.6x + 4.6$	$y = 2.78775079(1/x) + 1.52692713$	$y = -1.5126683 \ln(x) + 4.24837743$	$y = 4.92457765 \times (0.81225239^x)$	$y = -1.9818821 \times x^{(1/2)} + 6.12255904$	$y = 4.4 / (1 + 0.04745102 \times e^{(-0.7454719x)})$
1	4						
2	2						
3	2						
4	2						
平成30年度を $x = 1$ とする (単位:g/人/日)							
年度	直線式	分数式	対数式	指数式	ルート式	ロジスティック式	
5	1	2	2	2	1	1	
6	0	2	1	1	1	0	
7	0	2	1	1	1	0	
8	0	2	1	1	0	0	
9	0	2	1	1	0	0	
10	0	2	1	1	0	0	
11	0	2	0	0	0	0	
12	0	2	0	0	0	0	
13	0	2	0	0	0	0	
14	0	2	0	0	0	0	
15	0	2	0	0	0	0	
16	0	2	0	0	0	0	
17	0	2	0	0	0	0	
18	0	2	0	0	0	0	
19	0	2	0	0	0	0	
20	0	2	0	0	0	0	
相関係数(r)	0.8660	0.8255	0.8776	0.8660	0.8804	0.8660	
r(順位)	4	6	2	4	1	3	

 : 今回の採用式 : 令和3年度実績の採用式



5. 事業系ごみ

事業系ごみ年間量の予測結果を表 12 に示します。事業系ごみ量は、平成 30 年度から令和 2 年度まで減少していましたが、令和 2 年度以降は増減しています。

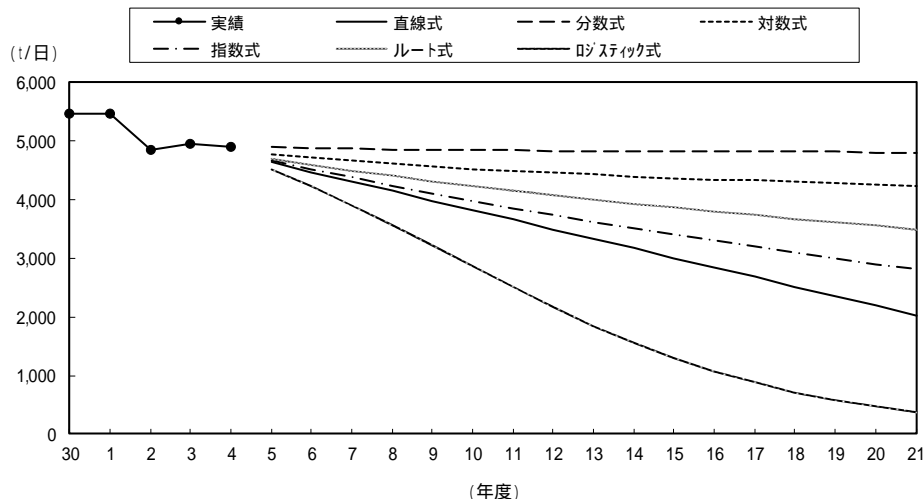
予測結果は、全ての回帰式において減少傾向を示しており、令和 5 年度以降も減少傾向で推移することが考えられます。

そのため、相関係数が 1 位の減少傾向で推移している対数式を採用します。

表 12 事業系ごみ年間量 予測結果

年度	実績	直線式	分数式	対数式	指数式	ルート式	ロジスティック式
30	5,468.86						
1	5,467.92						
2	4,853.07						
3	4,950.93						
4	4,910.85						
平成30年度を x = 1 とする (単位:t/年)							
年度	直線式	分数式	対数式	指数式	ルート式	ロジスティック式	
5	4,640.42	4,905.59	4,783.03	4,661.56	4,711.04	4,509.33	
6	4,477.12	4,887.14	4,718.85	4,517.20	4,604.59	4,224.32	
7	4,313.82	4,873.30	4,663.26	4,377.32	4,505.51	3,910.56	
8	4,150.52	4,862.54	4,614.23	4,241.76	4,412.45	3,573.62	
9	3,987.22	4,853.93	4,570.37	4,110.41	4,324.43	3,221.28	
10	3,823.92	4,846.88	4,530.69	3,983.12	4,240.71	2,862.96	
11	3,660.62	4,841.01	4,494.47	3,859.77	4,160.72	2,508.71	
12	3,497.32	4,836.04	4,461.15	3,740.25	4,084.00	2,168.15	
13	3,334.02	4,831.79	4,430.30	3,624.42	4,010.17	1,849.44	
14	3,170.71	4,828.10	4,401.58	3,512.18	3,938.94	1,558.61	
15	3,007.41	4,824.87	4,374.71	3,403.42	3,870.05	1,299.25	
16	2,844.11	4,822.02	4,349.47	3,298.02	3,803.28	1,072.66	
17	2,680.81	4,819.48	4,325.68	3,195.89	3,738.44	878.22	
18	2,517.51	4,817.22	4,303.17	3,096.93	3,675.38	713.95	
19	2,354.21	4,815.18	4,281.82	3,001.02	3,613.96	576.95	
20	2,190.91	4,813.33	4,261.50	2,908.09	3,554.06	463.94	
相関係数(r)	0.8314	0.8094	0.8519	0.8290	0.8499	0.8410	
r(順位)	4	6	1	5	2	3	

□: 今回の採用式 ■: 令和3年度実績の採用式



第5節 処理量・処分量の予測

焼却処理施設・リサイクル処理施設での処理・処分量の予測は、「第4節 ごみ排出量の現況推移」を用いて予測します。

各処理施設の搬出量については、予測した処理量と、組合から受領した実態調査票のデータを用いて算出した『直近の5年平均』の割合で案分します。

区分ごとの按分の割合は以下のとおりです。

表 14 焼却処理施設の搬出区分別割合

区分		H30	R元	R2	R3	R4	5年平均
焼却処理量 (t/年)		23,382.73	23,721.78	23,089.45	22,675.03	22,294.00	23,032.60
搬出	溶融スラグ ^{※1} (t/年)	1,930.00	2,032.00	1,971.00	2,011.00	1,870.00	1,962.80
	ダスト固化物 ^{※1} (t/年)	750.00	806.00	822.00	834.00	774.00	797.20
	溶融スラグ ^{※2} (%)	8.3%	8.6%	8.5%	8.9%	8.4%	8.5%
	ダスト固化物 ^{※2} (%)	3.2%	3.4%	3.6%	3.7%	3.5%	3.5%

※1 組合から受領した実態調査票データ

※2 焼却処理量に対する各区分の割合

表 15 リサイクル処理施設の搬出区分別割合

区分		H30	R元	R2	R3	R4	5年平均
リサイクル施設搬出量 (t/年)		3,168.00	3,053.00	2,970.00	2,824.00	2,641.00	2,931.20
資源物 ^{※1} (t/年)		2,539.00	2,377.00	2,366.00	2,292.00	2,156.00	461.00
不燃物残さ ^{※1} (t/年)		471.00	488.00	527.00	407.00	412.00	461.00
可燃残さ ^{※1} (t/年)		158.00	188.00	77.00	125.00	73.00	124.20
資源物 ^{※2} (%)		80.1%	77.9%	79.7%	81.2%	81.6%	80.1%
不燃物残さ ^{※2} (%)		14.9%	16.0%	17.7%	14.4%	15.6%	15.7%
可燃残さ ^{※2} (%)		5.0%	6.2%	2.6%	4.4%	2.8%	4.2%

※1 組合から受領した実態調査票データ

※2 リサイクル施設搬出量に対する各区分の割合

1. 処理・処分量の現況推移

「第4節 処理・処分量の予測」の条件を基に、現状推移した場合の将来処理・処分量予測結果を以下に示します。

表 16 将来処理・処分量予測結果

区分	実績					予 測															備 考		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19		R20	
ごみ総排出量	燃やすごみ (t/年)	23,098.00	23,375.73	22,977.50	22,522.88	22,197.46	21,880.78	21,631.80	21,324.33	21,088.49	20,879.97	20,718.21	20,452.70	20,254.47	20,036.68	19,861.70	19,606.96	19,374.34	19,163.62	18,978.33	18,716.93	18,495.16	
	容器包装プラスチック (t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	燃やさないごみ (t/年)	993.98	1,002.21	1,081.54	916.95	809.52	934.46	926.16	914.84	906.38	898.93	893.33	882.99	875.50	867.04	860.39	850.12	840.77	832.32	824.96	814.16	805.08	
	資源物 (t/年)	2,809.40	2,429.90	2,073.09	2,571.61	1,976.45	2,279.39	2,253.63	2,218.71	2,192.80	2,169.97	2,153.03	2,121.36	2,098.57	2,072.75	2,052.55	2,021.13	1,992.53	1,966.75	1,944.31	1,911.23	1,883.47	
	粗大ごみ (t/年)	253.46	316.11	69.91	54.31	51.69	150.64	150.22	149.51	148.99	148.51	148.17	147.45	146.94	146.35	145.88	145.15	144.48	143.88	143.36	142.58	141.92	
	可燃性粗大 (t/年)	126.73	158.05	34.95	27.15	25.84	75.32	75.11	74.75	74.50	74.25	74.09	73.73	73.47	73.18	72.94	72.57	72.24	71.94	71.68	71.29	70.96	粗大ごみ×50%
	不燃性粗大 (t/年)	126.73	158.06	34.96	27.16	25.85	75.32	75.11	74.76	74.49	74.26	74.08	73.72	73.47	73.17	72.94	72.58	72.24	71.94	71.68	71.29	70.96	粗大ごみ×50%
	合計 (t/年)	27,154.84	27,123.95	26,202.04	26,065.75	25,035.12	25,245.26	24,961.80	24,607.39	24,336.66	24,097.38	23,912.74	23,604.50	23,375.48	23,122.82	22,920.53	22,623.36	22,352.12	22,106.57	21,890.95	21,584.89	21,325.62	
	サンデーリサイクル(拠点回収) (t/年)	666.58	609.92	653.39	643.43	646.24	627.49	621.26	611.63	605.33	599.03	594.35	586.43	580.13	572.99	567.41	558.72	551.59	544.45	538.24	529.08	521.39	
	集団回収 (t/年)	110.21	104.72	53.50	46.07	65.22	54.56	54.02	53.19	52.64	52.09	51.68	50.99	50.45	49.83	49.34	48.58	47.96	47.34	46.80	46.01	45.34	
ごみ総排出量 (t/年)	27,931.62	27,838.60	26,908.93	26,755.25	25,746.57	25,927.31	25,637.08	25,272.21	24,994.63	24,748.50	24,558.77	24,241.92	24,006.06	23,745.64	23,537.28	23,230.66	22,951.67	22,698.36	22,475.99	22,159.98	21,892.35		

区分	実績					予 測															備 考		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19		R20	
焼却処理	処理量 (t/年)	23,382.73	23,721.78	23,089.45	22,675.03	22,296.30	22,093.77	21,843.14	21,533.37	21,295.83	21,085.78	20,922.91	20,655.27	20,455.50	20,235.97	20,059.63	19,802.75	19,568.19	19,355.73	19,168.92	18,905.28	18,681.62	
	燃やすごみ (t/年)	23,098.00	23,375.73	22,977.50	22,522.88	22,197.46	21,880.78	21,631.80	21,324.33	21,088.49	20,879.97	20,718.21	20,452.70	20,254.47	20,036.68	19,861.70	19,606.96	19,374.34	19,163.62	18,978.33	18,716.93	18,495.16	
	可燃性粗大 (t/年)	126.73	158.05	34.95	27.15	25.84	75.32	75.11	74.75	74.50	74.25	74.09	73.73	73.47	73.18	72.94	72.57	72.24	71.94	71.68	71.29	70.96	
	可燃残さ (t/年)	158.00	188.00	77.00	125.00	73.00	137.68	136.24	134.29	132.84	131.56	130.61	128.84	127.56	126.11	124.98	123.22	121.61	120.17	118.92	117.07	115.51	
	溶融スラグ ^{※1} (t/年)	1,930.00	2,032.00	1,971.00	2,011.00	1,870.00	1,964.04	1,941.76	1,914.22	1,893.10	1,874.43	1,859.95	1,836.16	1,818.40	1,798.89	1,783.21	1,760.38	1,739.52	1,720.64	1,704.03	1,680.59	1,660.71	処理量×8.9%
ダスト固化物 ^{※1} (t/年)	750.00	806.00	822.00	834.00	774.00	777.17	768.35	757.46	749.10	741.71	735.98	726.57	719.54	711.82	705.62	696.58	688.33	680.86	674.29	665.01	657.14	処理量×3.5%	
リサイクル施設 ^{※1}	搬入量 (t/年)	3,165.00	3,086.00	3,062.00	2,802.00	2,640.00	3,289.17	3,254.90	3,208.31	3,173.67	3,143.16	3,120.44	3,078.07	3,047.54	3,012.96	2,985.88	2,943.83	2,905.54	2,871.01	2,840.95	2,796.68	2,759.51	
	燃やさないごみ (t/年)	993.00	1,002.00	1,081.00	916.00	810.00	934.46	926.16	914.84	906.38	898.93	893.33	882.99	875.50	867.04	860.39	850.12	840.77	832.32	824.96	814.16	805.08	
	不燃性粗大 (t/年)	127.00	158.00	34.00	27.00	26.00	75.32	75.11	74.76	74.49	74.26	74.08	73.72	73.47	73.17	72.94	72.58	72.24	71.94	71.68	71.29	70.96	
	資源物 (t/年)	2,045.00	1,926.00	1,947.00	1,859.00	1,804.00	2,279.39	2,253.63	2,218.71	2,192.80	2,169.97	2,153.03	2,121.36	2,098.57	2,072.75	2,052.55	2,021.13	1,992.53	1,966.75	1,944.31	1,911.23	1,883.47	
	搬出量 (t/年)	3,168.00	3,053.00	2,970.00	2,824.00	2,641.00	3,289.17	3,254.90	3,208.31	3,173.67	3,143.16	3,120.44	3,078.07	3,047.54	3,012.96	2,985.88	2,943.83	2,905.54	2,871.01	2,840.95	2,796.68	2,759.51	
最終処分	資源物 (t/年)	2,539.00	2,377.00	2,366.00	2,292.00	2,156.00	2,634.38	2,606.94	2,569.62	2,541.88	2,517.44	2,499.25	2,465.31	2,440.86	2,413.16	2,391.47	2,357.79	2,327.13	2,299.47	2,275.39	2,239.93	2,210.16	搬入量×80.1%
	不燃物残さ (t/年)	471.00	488.00	527.00	407.00	412.00	517.11	511.72	504.40	498.95	494.16	490.58	483.92	479.12	473.69	469.43	462.82	456.80	451.37	446.64	439.68	433.84	搬入量×15.7%
	可燃残さ (t/年)	158.00	188.00	77.00	125.00	73.00	137.68	136.24	134.29	132.84	131.56	130.61	128.84	127.56	126.11	124.98	123.22	121.61	120.17	118.92	117.07	115.51	搬入量-(不燃物残さ+資源物)
	最終処分量 (t/年)	3,151.00	3,326.00	3,320.00	3,252.00	3,056.00	3,258.32	3,221.83	3,176.08	3,141.15	3,110.30	3,086.51	3,046.65	3,017.06	2,984.40	2,958.26	2,919.78	2,884.65	2,852.87	2,824.96	2,785.28	2,751.69	
資源化業者引き渡し量 ^{※2}	溶融スラグ (t/年)	1,930.00	2,032.00	1,971.00	2,011.00	1,870.00	1,964.04	1,941.76	1,914.22	1,893.10	1,874.43	1,859.95	1,836.16	1,818.40	1,798.89	1,783.21	1,760.38	1,739.52	1,720.64	1,704.03	1,680.59	1,660.71	
	ダスト固化物 (t/年)	750.00	806.00	822.00	834.00	774.00	777.17	768.35	757.46	749.10	741.71	735.98	726.57	719.54	711.82	705.62	696.58	688.33	680.86	674.29	665.01	657.14	
	不燃物残さ (t/年)	471.00	488.00	527.00	407.00	412.00	517.11	511.72	504.40	498.95	494.16	490.58	483.92	479.12	473.69	469.43	462.82	456.80	451.37	446.64	439.68	433.84	
	資源化業者引き渡し量 ^{※2} (t/年)	1,549.88	1,218.90	832.89	1,418.04	855.01	1,093.28	1,081.62	1,064.87	1,053.13	1,042.16	1,034.01	1,019.48	1,008.54	996.11	986.42	971.31	958.20	945.79	935.00	919.12	905.75	
	総資源化量(溶融スラグ除く) (t/年)	4,088.88	3,595.90	3,198.89	3,710.04	3,011.01	3,727.66	3,688.56	3,634.49	3,595.01	3,559.60	3,533.26	3,484.79	3,449.40	3,409.27	3,377.89	3,329.10	3,285.33	3,245.26	3,210.39	3,159.05	3,115.91	
	総資源化量(溶融スラグ含む) (t/年)	6,018.88	5,627.90	5,169.89	5,721.04	4,881.01	5,691.70	5,630.32	5,548.71	5,488.11	5,434.03	5,393.21	5,320.95	5,267.80	5,208.16	5,161.10	5,089.48	5,024.85	4,965.90	4,914.42	4,839.64	4,776.62	
	総資源化率(溶融スラグ除く) ^{※3} (%)	14.6%	12.9%	11.9%	13.9%	11.7%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.2%	
	総資源化率(溶融スラグ含む) ^{※3} (%)	21.5%	20.2%	19.2%	21.4%	19.0%	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%	21.9%	21.9%	21.9%	21.9%	21.9%	21.9%	21.9%	21.9%	21.8%	21.8%	

※1 溶融スラグ、ダスト固化物、リサイクル処理施設の搬入量、搬出量の実績値は、組合全体の処理・処分量を龍ヶ崎市の搬入量割合で按分した推定量です。

※2 資源化業者引き渡し量: 組合施設(クリーンプラザ・龍)には搬入せず、直接資源化業者に引き渡しているもの(木くず、廃食用油、ペットボトルキャップ、集団回収、サンデーリサイクルの紙類と布類)

※3 総資源化率 = $\frac{\text{中間処理後資源化量} + \text{資源化業者引き渡し量}}{\text{ごみ総排出量}}$

第6節 削減量の設定

1. 家庭系ごみ

本計画の基本方針として、食品ロスに関する啓発、厨芥ごみの水切りの実施の啓発、資源物の分別排出の徹底等が挙げられます。したがって削減する項目は、燃やすごみ中の厨芥類量とし、燃やすごみ中の資源物（紙、草木類、プラスチック類）を分別排出することによって、燃やすごみ量を削減し、資源化させることとします。

(1) 家庭系ごみ削減量の設定方法

削減量の設定は以下のとおりとします。

燃やすごみの原単位（令和4年度実績）：627g/人・日

表 17 家庭系ごみ（燃やすごみ）量原単位実績

区分	実績				
	H30	R元	R2	R3	R4
家庭系ごみ(燃やすごみ) (g/人・日)	627	640	649	635	627

燃やすごみ中のごみ質の割合（龍ヶ崎市のごみ質調査結果5年平均）
（厨芥類 25.2%、紙類 19.5%、草木類 14.6%、プラスチック類 23.2%）

燃やすごみ中のごみ質の量の原単位（ × ）

削減可能量の設定（アンケート調査結果報告書（令和5年3月））

協力率（他事例より50%と設定）

削減量（ × × ）

なお、生ごみの減量は、水切りの実施により他事例から10%の減量を見込む。

本計画における削減量の設定を次頁に示します。

表 18 本計画における削減量の設定

施策項目		本計画	
燃やすごみの施策項目			
【発生抑制】 食品ロスの削減	【家庭内食べ切り運動】	①家庭系燃やすごみ原単位(g/人・日)※1	627
		②燃やすごみ中の食品廃棄物の割合※2	25.2%
		③燃やすごみ中の食品廃棄物量(g/人・日)(①×②)	158.2
		④食品ロスを出している人※3	51.0%
		⑤協力率(他事例より)	50.0%
		⑥削減量(g/人・日)	40.35
【発生抑制】 生ごみの減量	【水切りの実施】	①家庭系燃やすごみ原単位(g/人・日)※1	627
		②燃やすごみ中の生ごみの割合※2	25.2%
		③燃やすごみ中の生ごみ量(g/人・日)(①×②)	158.2
		④水切り未実施※3	42.3%
		⑤協力率(他事例より)	50.0%
		⑥削減量(g/人・日)	3.35
【資源化】 紙の資源化	【資源ごみ(紙) の分別】	①家庭系燃やすごみ原単位(g/人・日)※1	627
		②燃やすごみ中の紙類の割合※2	19.5%
		③燃やすごみ中の紙類量(g/人・日)(①×②)	122.0
		④燃やせるごみとして処理している人※4	45.5%
		⑤協力率(他事例より)	50.0%
		⑥資源化量(g/人・日)	27.75
【資源化】 草木類の資源化	【資源ごみ(草木類) の分別】	①家庭系燃やすごみ原単位(g/人・日)※1	627
		②燃やすごみ中の草木類の割合※2	14.6%
		③燃やすごみ中の草木類量(g/人・日)(①×②)	91.3
		④燃やせるごみとして処理している人※4	45.5%
		⑤協力率(他事例より)	50.0%
		⑥資源化量(g/人・日)	20.76
【資源化】 プラスチック類の資源化 ※5	【資源ごみ(プラスチック類) の分別】	①家庭系燃やすごみ原単位(g/人・日)※1	627
		②燃やすごみ中のプラスチック類の割合※2	23.2%
		③燃やすごみ中のプラスチック量(g/人・日)	145.6
		④燃やせるごみとして処理している人※4	45.5%
		⑤協力率(他事例より)	50.0%
		⑥資源化量(g/人・日)	33.12
燃やすごみの総削減量		⑥の合計(g/人・日)	92.21

※1 令和4年度実績

※2 龍ヶ崎市ごみ質調査結果参照

※3 龍ヶ崎市住民意識調査 問20参照

※4 龍ヶ崎市住民意識調査 問12参照

※5 ごみ量推計時はペットボトルの資源化量数値に反映

2. 事業系ごみ

本市の将来人口は減少傾向で推移すると見込まれていることから、将来人口の減少に伴い、従業者数も減少するものと仮定し、従業者数が減少するため、事業所数も減少すると仮定して予測を行います。

本市の事業系ごみについては、施策を設定せずに、事業所数が減少することによる自然減少を見込むものとします。

(1) 削減量の設定方法

1) 従業者数

従業者数の推計方法は、令和3年4月1日時点の住民基本台帳人口の実績に対する、令和3年の従業者数（経済センサス（総務省統計局））の実績の割合（A）を算出し、人口予測結果にAを乗じることで算出します。

令和3年従業者数：29,364人

$$\begin{aligned} A \text{ (令和3人口に対する令和3従業者数の割合)} &= R3 \text{ 従業者数} / R3 \text{ 人口} \\ &= 29,364 \text{ 人} / 76,009 \text{ 人} = 38.63\% \end{aligned}$$

$$\text{各年度推計従業者数} = \text{各年度推計人口} \times A$$

（例）

$$R10 \text{ 従業者数} = R10 \text{ 人口予測結果}(70,605 \text{ 人}) \times A(38.63\%) = 27,275 \text{ 人}$$

$$R15 \text{ 従業者数} = R15 \text{ 人口予測結果}(66,554 \text{ 人}) \times A(38.63\%) = 25,710 \text{ 人}$$

$$R20 \text{ 従業者数} = R20 \text{ 人口予測結果}(62,108 \text{ 人}) \times A(38.63\%) = 23,992 \text{ 人}$$

2) 事業所数

令和3年の従業者数実績及び令和3年の事業所数実績（経済センサス）から1事業所当たりの従業者数(B)を算出し、(1)で算出された従業者数からBを除すことで算出します。

令和3年度事業所数：2,366件

$$\begin{aligned} B \text{ (1事業所当たりの従業者数)} &= R3 \text{ 従業者数} / R3 \text{ 事業所数} \\ &= 29,364 \text{ 人} / 2,366 \text{ 件} = 12.41 \text{ 人/件} \end{aligned}$$

$$\text{各年度推計事業所数} = \text{各年度推計従業者数} / B$$

（例）

$$R10 \text{ 事業所数} = 27,275 \text{ 人} / B(12.41 \text{ 人/件}) = 2,198 \text{ 件}$$

$$R15 \text{ 事業所数} = 25,710 \text{ 人} / B(12.41 \text{ 人/件}) = 2,072 \text{ 件}$$

$$R20 \text{ 事業所数} = 23,992 \text{ 人} / B(12.41 \text{ 人/件}) = 1,933 \text{ 件}$$

3) 削減量

令和3年度事業所数に対する各年度の事業所数の割合を算出し、各年度事業系ごみの推計値にその割合を掛けることで算出します。

$$\text{削減量} = \text{各年度事業系ごみ推計値} \times (1 - \text{各年度推計事業所数} / \text{令和3年度事業所数})$$

(例)

$$\text{R10 事業系ごみ削減量} = 4,530.69\text{t} \times (1 - 2,198 \text{件} / 2,366 \text{件}) = 321.71 \text{ t}$$

$$\text{R15 事業系ごみ削減量} = 4,374.71\text{t} \times (1 - 2,072 \text{件} / 2,366 \text{件}) = 543.60 \text{ t}$$

$$\text{R20 事業系ごみ削減量} = 4,261.50\text{t} \times (1 - 1,933 \text{件} / 2,366 \text{件}) = 779.89 \text{ t}$$

事業所数は整数で表記しているが、計算上では小数第2位で四捨五入した値を用いているため、と表記している。

第7節 将来ごみ量予測結果（施策を考慮した場合）

「第6節 削減量の設定」を基に予測した将来ごみ量、将来ごみ量原単位、将来処理・処分量の予測結果を以下に示します。

表 19 将来ごみ量予測結果（施策考慮）

区分	実績					予 測																				備 考
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20					
計画収集人口 (人)	77,366	76,988	76,505	76,009	75,690	74,746	73,801	72,857	72,106	71,356	70,605	69,855	69,104	68,254	67,404	66,554	65,704	64,854	63,939	63,023	62,108	龍ヶ崎市人口推計				
事業所数 (件)				2,366	2,356	2,327	2,297	2,268	2,245	2,221	2,198	2,174	2,151	2,125	2,098	2,072	2,045	2,019	1,990	1,962	1,933	従業者数 / 12.41 (人/件)				
従業者数 (人)				29,364	29,239	28,874	28,509	28,145	27,855	27,565	27,275	26,985	26,695	26,367	26,038	25,710	25,381	25,053	24,699	24,346	23,992	人口×38.63%				
家庭	収集ごみ (t/年)	20,986.06	20,812.92	20,537.64	20,351.68	19,314.52	19,643.16	19,373.04	18,988.08	18,679.58	18,398.80	18,167.46	17,818.02	17,542.93	17,245.07	16,994.47	16,656.37	16,341.75	16,053.46	15,792.68	15,451.79	15,154.42				
	燃やすごみ (t/年)	17,290.94	17,506.16	17,557.93	17,020.80	16,657.41	16,574.11	16,216.17	15,759.79	15,369.66	15,005.48	14,683.96	14,269.24	13,918.17	13,552.62	13,226.38	12,836.28	12,465.73	12,120.48	11,799.13	11,422.09	11,080.88	資源物も含むごみ中の収集ごみの割合：96.9%			
	燃やさないごみ (t/年)	823.23	817.55	850.70	708.68	632.71	736.62	728.29	717.01	708.63	701.26	695.78	685.55	678.18	669.84	663.31	653.16	643.92	635.59	628.33	617.64	608.67				
	資源物 (t/年)	2,809.40	2,429.90	2,073.09	2,571.61	1,976.45	2,279.39	2,376.14	2,459.66	2,550.27	2,641.57	2,737.62	2,813.87	2,897.75	2,974.38	3,057.02	3,119.90	3,185.74	3,251.63	3,319.98	3,367.59	3,421.05				
	紙類 (t/年)	1,205.84	1,109.80	1,091.67	1,011.12	1,009.88	1,056.04	1,080.97	1,099.77	1,122.67	1,145.79	1,171.39	1,188.93	1,209.86	1,228.28	1,249.28	1,262.63	1,277.52	1,292.63	1,309.16	1,317.63	1,328.80	資源物中の収集ごみの割合：72.25%			
	カン (t/年)	151.42	149.76	157.56	152.62	146.97	148.25	146.58	144.30	142.62	141.13	140.03	137.97	136.49	134.81	133.50	131.45	129.59	127.92	126.46	124.31	122.50				
	ビン (t/年)	320.28	318.95	323.19	306.00	307.83	308.13	304.65	299.93	296.42	293.34	291.05	286.77	283.68	280.19	277.46	273.22	269.35	265.87	262.83	258.36	254.61				
	ペットボトル (t/年)	118.89	117.81	117.48	122.62	124.78	117.75	164.84	210.11	254.85	299.03	343.16	384.44	425.67	465.03	504.86	540.81	576.84	611.94	646.85	677.21	708.14	資源物中の収集ごみの割合：81.37%			
	布類 (t/年)	60.26	62.40	68.92	63.03	58.52	61.27	60.58	59.64	58.94	58.33	57.87	57.02	56.41	55.72	55.17	54.33	53.56	52.87	52.26	51.37	50.63				
	白トレー (t/年)	3.14	2.98	3.24	3.26	3.07	3.10	3.06	3.02	2.98	2.95	2.93	2.89	2.85	2.82	2.79	2.75	2.71	2.67	2.64	2.60	2.56				
	小型家電 (t/年)	6.13	5.58	6.34	6.13	0.00	4.56	4.51	4.44	4.39	4.34	4.31	4.24	4.20	4.15	4.11	4.04	3.99	3.93	3.89	3.82	3.77				
	木くず類 (t/年)	943.40	659.19	301.61	902.79	322.66	577.60	608.29	635.83	664.81	694.10	724.34	749.10	776.11	800.94	827.43	848.28	869.83	891.48	913.60	930.03	947.81	資源物中の収集ごみの割合：100%			
	廃食用油 (t/年)	0.00	1.94	1.66	3.27	1.34	1.64	1.62	1.60	1.58	1.56	1.55	1.53	1.51	1.49	1.48	1.46	1.43	1.42	1.40	1.38	1.36				
	ペットボトルキャップ (t/年)	0.03	1.49	1.42	0.78	1.40	1.05	1.04	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	0.97	0.95	0.94	0.93	0.92	0.90	0.89	0.88	0.87				
粗大ごみ (t/年)	62.49	59.31	55.92	50.59	47.95	53.04	52.44	51.62	51.02	50.49	50.10	49.36	48.83	48.23	47.76	47.03	46.36	45.76	45.24	44.47	43.82					
系	直接搬入ごみ (t/年)	699.92	843.11	811.33	763.14	809.75	819.07	766.46	752.53	740.57	729.35	719.42	706.46	695.49	684.03	673.80	661.50	649.82	638.92	628.79	616.86	606.06				
	燃やすごみ (t/年)	405.25	483.37	607.43	586.15	658.78	570.51	517.06	502.51	490.07	478.45	468.20	454.98	443.78	432.13	421.73	409.29	397.47	386.46	376.22	364.20	353.32	資源物も含むごみ中の直接搬入ごみの割合：3.9%			
	燃やさないごみ (t/年)	121.10	124.01	193.56	176.99	150.97	160.05	160.59	160.99	161.30	161.56	161.76	161.93	162.08	162.20	162.31	162.40	162.49	162.56	162.63	162.69	162.74				
	資源物 (t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
	粗大ごみ (t/年)	173.57	235.73	10.34	0.00	0.00	88.51	88.81	89.03	89.20	89.34	89.46	89.55	89.63	89.70	89.76	89.81	89.86	89.90	89.94	89.97	90.00				
み	サンデーリサイクル(拠点回収) (t/年)	666.58	609.92	653.39	643.43	646.24	627.49	645.33	659.93	677.02	694.06	712.56	726.29	741.82	755.69	771.14	781.81	793.57	805.21	817.61	824.98	833.98				
	紙類 (t/年)	448.82	405.14	413.17	409.60	407.89	406.30	415.18	422.40	431.20	440.08	449.91	456.65	464.69	471.76	479.83	484.95	490.67	496.48	502.82	506.08	510.37	資源物中のサンデーリサイクルの割合：27.7%			
	カン (t/年)	35.27	37.23	43.13	38.39	42.02	38.23	37.85	37.26	36.88	36.49	36.21	35.73	35.34	34.91	34.57	34.04	33.60	33.17	32.79	32.23	31.76				
	ビン (t/年)	109.98	96.97	107.37	109.65	107.20	103.49	102.46	100.87	99.83	98.79	98.02	96.71	95.68	94.50	93.58	92.14	90.97	89.79	88.77	87.26	85.99				
	ペットボトル (t/年)	24.81	23.63	27.50	29.85	31.98	26.84	37.74	48.11	58.35	68.46	78.57	88.02	97.46	106.47	115.59	123.82	132.07	140.11	148.10	155.05	162.13	資源物中のサンデーリサイクルの割合：18.6%			
	布類 (t/年)	42.43	41.84	55.59	50.72	51.28	47.14	46.67	45.95	45.47	45.00	44.65	44.05	43.58	43.04	42.62	41.97	41.44	40.90	40.43	39.74	39.17				
	白トレー (t/年)	0.28	0.54	0.69	0.41	0.65	0.50	0.50	0.49	0.48	0.48	0.48	0.47	0.46	0.46	0.45	0.45	0.44	0.44	0.43	0.42	0.42				
	木くず類 (t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	資源物中のサンデーリサイクルの割合：0%			
	廃食用油 (t/年)	3.46	3.20	4.05	3.06	3.05	3.28	3.24	3.19	3.16	3.13	3.10	3.06	3.03	2.99	2.96	2.92	2.88	2.84	2.81	2.76	2.72				
	ペットボトルキャップ (t/年)	1.52	1.38	1.89	1.75	2.18	1.71	1.69	1.66	1.65	1.63	1.62	1.60	1.58	1.56	1.54	1.52	1.50	1.48	1.46	1.44	1.42				
合計 (t/年)	22,352.55	22,265.95	22,002.36	21,758.25	20,770.51	21,089.72	20,784.83	20,400.54	20,097.17	19,822.21	19,599.44	19,250.77	18,980.24	18,684.79	18,439.41	18,099.68	17,785.14	17,497.59	17,239.08	16,893.63	16,594.46					
事業系ごみ	燃やすごみ (t/年)	5,401.81	5,386.20	4,812.14	4,915.93	4,881.27	4,736.16	4,533.97	4,405.29	4,314.77	4,228.07	4,147.95	4,069.87	3,996.95	3,921.33	3,846.42	3,775.56	3,704.86	3,637.75	3,566.84	3,499.20	3,431.13	事業系ごみ合計×98.55%			
	燃やさないごみ (t/年)	49.65	60.65	37.28	31.28	25.84	37.79	51.99	50.51	49.47	48.48	47.56	46.67	45.83	44.96	44.10	43.29	42.48	41.71	40.90	40.12	39.34	事業系ごみ合計×1.13%			
	粗大ごみ (t/年)	17.40	21.07	3.65	3.72	3.74	9.09	14.72	14.30	14.01	13.73	13.47	13.22	12.98	12.73	12.49	12.26	12.03	11.81	11.58	11.36	11.14	事業系ごみ合計×0.32%			
	合計 (t/年)	5,468.86	5,467.92	4,853.07	4,950.93	4,910.85	4,783.03	4,600.68	4,470.11	4,378.25	4,290.28	4,208.98	4,129.75	4,055.76	3,979.03	3,903.01	3,831.11	3,759.37	3,691.27	3,619.32	3,550.69	3,481.61	779.89			
集団回収	紙類 (t/年)	105.50	100.96	52.11	44.85	63.41	52.82	52.30	51.51	50.97	50.44	50.04	49.38	48.85	48.25	47.77	47.03	46.44	45.84	45.31	44.54	43.90				
	カン (t/年)	0.01	0.01	0.10	0.01	0.00	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02				
	ビン (t/年)	1.04	0.86	0.00	0.03	0.04	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.17				
	布類 (t/年)	3.65	2.90	1.29	1.18	1.77	1.50	1.49	1.46	1.45	1.43	1.42	1.40	1.39	1.37	1.36	1.34	1.32	1.30	1.29	1.27	1.25				
	合計 (t/年)	110.21	104.72	53.50	46.07	65.22	54.56	54.02	53.19	52.64	52.09	51.68	50.99	50.45	49.83	49.34	48.58	47.96	47.34	46.80	46.01	45.34				
ごみ総排出量 (t/年)	27,931.62	27,838.60	26,908.93	26,755.25	25,746.57	25,927.31	25,439.53	24,923.84	24,528.06	24,164.58	23,860.10	23,431.51	23,086.45	22,713.65												

表 20 将来ごみ量原単位予測結果（施策考慮）

区分	実績					予 測															備 考			
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19		R20		
計画収集人口 (人)	77,366	76,988	76,505	76,009	75,690	74,746	73,801	72,857	72,106	71,356	70,605	69,855	69,104	68,254	67,404	66,554	65,704	64,854	63,939	63,023	62,108	龍ヶ崎市人口推計		
家庭系ごみ	収集ごみ (g/人・日)	743.17	740.66	733.47	733.57	699.12	720.00	717.22	714.03	709.74	706.43	703.03	698.83	695.51	692.22	688.88	685.67	681.42	678.17	674.86	671.72	668.50		
	燃やすごみ (g/人・日)	612.32	622.98	627.05	613.51	602.94	607.51	600.35	592.63	583.98	576.14	568.23	559.65	551.81	544.00	536.14	528.41	519.80	512.02	504.20	496.54	488.80		
	燃やさないごみ (g/人・日)	29.15	29.09	30.38	25.54	22.90	27.00	26.96	26.96	26.92	26.93	26.92	26.89	26.89	26.89	26.89	26.89	26.85	26.85	26.85	26.85	26.85	26.85	
	資源物 (g/人・日)	99.49	86.47	74.04	92.69	71.54	83.55	87.97	92.49	96.90	101.42	105.94	110.36	114.89	119.39	123.92	128.43	132.84	137.36	141.87	146.39	150.91		
	紙類 (g/人・日)	42.70	39.49	38.99	36.45	36.55	38.71	40.02	41.36	42.66	43.99	45.33	46.63	47.97	49.30	50.64	51.98	53.27	54.61	55.94	57.28	58.62		
	カン (g/人・日)	5.36	5.33	5.63	5.50	5.32	5.43	5.43	5.43	5.42	5.42	5.42	5.41	5.41	5.41	5.41	5.41	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	
	ビン (g/人・日)	11.34	11.35	11.54	11.03	11.14	11.29	11.28	11.28	11.26	11.26	11.26	11.25	11.25	11.25	11.25	11.25	11.23	11.23	11.23	11.23	11.23	11.23	
	ペットボトル (g/人・日)	4.21	4.19	4.20	4.42	4.52	4.32	6.10	7.90	9.68	11.48	13.28	15.08	16.88	18.67	20.46	22.26	24.05	25.85	27.64	29.44	31.24		
	布類 (g/人・日)	2.13	2.22	2.46	2.27	2.12	2.25	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.23	2.23	2.23	2.23	2.23	2.23	
	白トレイ (g/人・日)	0.11	0.11	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
	小型家電 (g/人・日)	0.22	0.20	0.23	0.22	0.00	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	
	木くず類 (g/人・日)	33.41	23.46	10.77	32.54	11.68	21.17	22.52	23.91	25.26	26.65	28.03	29.38	30.77	32.15	33.54	34.92	36.27	37.66	39.04	40.43	41.81		
	廃食用油 (g/人・日)	0.00	0.07	0.06	0.12	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
	ペットボトルキャップ (g/人・日)	0.00	0.05	0.05	0.03	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
	粗大ごみ (g/人・日)	2.21	2.11	2.00	1.82	1.74	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.93	1.93	1.93	1.93	1.93	1.93	
	直接搬入ごみ (g/人・日)	24.79	30.00	28.98	27.51	29.31	30.02	28.38	28.30	28.14	28.00	27.84	27.71	27.57	27.46	27.31	27.23	27.10	26.99	26.87	26.82	26.73		
	燃やすごみ (g/人・日)	14.35	17.20	21.69	21.13	23.85	20.91	19.14	18.90	18.62	18.37	18.12	17.84	17.59	17.35	17.09	16.85	16.57	16.33	16.08	15.83	15.59		
	燃やさないごみ (g/人・日)	4.29	4.41	6.91	6.38	5.46	5.87	5.95	6.05	6.13	6.20	6.26	6.35	6.43	6.51	6.58	6.69	6.78	6.87	6.95	7.07	7.18		
	資源物 (g/人・日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	粗大ごみ (g/人・日)	6.15	8.39	0.37	0.00	0.00	3.24	3.29	3.35	3.39	3.43	3.46	3.51	3.55	3.60	3.64	3.70	3.75	3.80	3.84	3.91	3.97		
サンデーリサイクル(拠点回収) (g/人・日)	23.61	21.71	23.33	23.19	23.39	23.00	23.89	24.82	25.72	26.65	27.57	28.49	29.41	30.33	31.26	32.18	33.09	34.02	34.94	35.86	36.79			
紙類 (g/人・日)	15.89	14.42	14.76	14.76	14.76	14.89	15.37	15.88	16.38	16.90	17.41	17.91	18.42	18.94	19.45	19.96	20.46	20.97	21.49	22.00	22.51			
カン (g/人・日)	1.25	1.32	1.54	1.38	1.52	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40		
ビン (g/人・日)	3.89	3.45	3.83	3.95	3.88	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79		
ペットボトル (g/人・日)	0.88	0.84	0.98	1.08	1.16	0.98	1.40	1.81	2.22	2.63	3.04	3.45	3.86	4.27	4.69	5.10	5.51	5.92	6.33	6.74	7.15			
布類 (g/人・日)	1.50	1.49	1.99	1.83	1.86	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73		
白トレイ (g/人・日)	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		
木くず類 (g/人・日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
廃食用油 (g/人・日)	0.12	0.11	0.14	0.11	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12		
ペットボトルキャップ (g/人・日)	0.05	0.05	0.07	0.06	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06		
合計 (g/人・日)	791.56	792.37	785.78	784.27	751.82	773.02	769.49	767.15	763.60	761.08	758.45	755.02	752.50	750.01	747.45	745.08	741.60	739.18	736.66	734.39	732.02			
家庭系合計	燃やすごみ (g/人・日)	626.67	640.18	648.74	634.64	626.79	628.42	619.49	611.53	602.60	594.51	586.35	577.49	569.40	561.35	553.23	545.26	536.37	528.35	520.28	512.37	504.39	削減量：125.33g/人・日	
	燃やさないごみ (g/人・日)	33.44	33.50	37.29	31.92	28.36	32.87	32.91	33.01	33.05	33.13	33.18	33.24	33.32	33.40	33.47	33.58	33.63	33.72	33.80	33.92	34.03		
	資源物 (g/人・日)	123.07	108.17	97.38	115.88	94.93	106.54	111.86	117.31	122.62	128.07	133.51	138.85	144.30	149.73	155.18	160.62	165.92	171.37	176.80	182.25	187.69		
	紙類 (g/人・日)	58.59	53.91	53.75	51.21	51.31	53.60	55.39	57.24	59.04	60.89	62.74	64.54	66.39	68.24	70.09	71.94	73.73	75.58	77.43	79.28	81.13	削減量：27.75g/人・日	
	カン (g/人・日)	6.61	6.65	7.17	6.88	6.84	6.83	6.83	6.83	6.82	6.82	6.82	6.81	6.81	6.81	6.81	6.81	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	
	ビン (g/人・日)	15.23	14.80	15.37	14.98	15.02	15.08	15.07	15.07	15.05	15.05	15.05	15.04	15.04	15.04	15.04	15.04	15.02	15.02	15.02	15.02	15.02	15.02	
	ペットボトル (g/人・日)	5.09	5.03	5.18	5.50	5.68	5.30	7.50	9.71	11.90	14.11	16.32	18.53	20.74	22.94	25.15	27.36	29.56	31.77	33.97	36.18	38.39	38.39	削減量：33.12g/人・日
	布類 (g/人・日)	3.63	3.71	4.45	4.10	3.98	3.98	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.97	3.96	3.96	3.96	3.96	3.96	3.96	
	白トレイ (g/人・日)	0.12	0.13	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	
	小型家電 (g/人・日)	0.22	0.20	0.23	0.22	0.00	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	
木くず類 (g/人・日)	33.41	23.46	10.77	32.54	11.68	21.17	22.52	23.91	25.26	26.65	28.03	29.38	30.77	32.15	33.54	34.92	36.27	37.66	39.04	40.43	41.81	削減量：20.76g/人・日		
廃食用油 (g/人・日)	0.12	0.18	0.20	0.23	0.16	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18		
ペットボトルキャップ (g/人・日)	0.05	0.10	0.12	0.09	0.13	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
粗大ごみ (g/人・日)	8.36	10.50	2.37	1.82	1.74	5.18	5.23	5.29	5.33	5.37	5.40	5.45	5.49	5.54	5.58	5.64	5.68	5.73	5.77	5.84	5.90			
事業系ごみ	燃やすごみ (g/人・日)	191.29	191.68	171.86	177.19	176.69	173.60	167.85	165.66	163.94	162.34	160.52	159.62	158.46	157.40	155.92	155.42	154.49	153.67	152.42	152.12</			

表 21 将来処理・処分量予測結果（施策考慮）

区分	実績					予 測															備 考		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19		R20	
（み）総排出量	燃やすごみ (t/年)	23,098.00	23,375.73	22,977.50	22,522.88	22,197.46	21,880.78	21,267.20	20,667.59	20,174.50	19,712.00	19,300.11	18,794.09	18,358.90	17,906.08	17,494.53	17,021.13	16,568.06	16,144.69	15,742.19	15,285.49	14,865.33	
	燃やさないごみ (t/年)	993.98	1,002.21	1,081.54	916.95	809.52	934.46	940.87	928.51	919.40	911.30	905.10	894.15	886.09	877.00	869.72	858.85	848.89	839.86	831.86	820.45	810.75	
	資源物 (t/年)	2,809.40	2,429.90	2,073.09	2,571.61	1,976.45	2,279.39	2,376.14	2,459.66	2,550.27	2,641.57	2,737.62	2,813.87	2,897.75	2,974.38	3,057.02	3,119.90	3,185.74	3,251.63	3,319.98	3,367.59	3,421.05	
	粗大ごみ (t/年)	253.46	316.11	69.91	54.31	51.69	150.64	155.97	154.95	154.23	153.56	153.03	152.13	151.44	150.66	150.01	149.10	148.25	147.47	146.76	145.80	144.96	
	可燃性粗大 (t/年)	126.73	158.05	34.95	27.15	25.84	75.32	77.98	77.47	77.11	76.78	76.51	76.06	75.72	75.33	75.00	74.55	74.12	73.73	73.38	72.90	72.48	粗大ごみ×50%
	不燃性粗大 (t/年)	126.73	158.06	34.96	27.16	25.85	75.32	77.99	77.48	77.12	76.78	76.52	76.07	75.72	75.33	75.01	74.55	74.13	73.74	73.38	72.90	72.48	粗大ごみ×50%
	合計 (t/年)	27,154.84	27,123.95	26,202.04	26,065.75	25,035.12	25,245.26	24,740.18	24,210.71	23,798.40	23,418.43	23,095.86	22,654.24	22,294.18	21,908.12	21,571.28	21,148.98	20,750.94	20,383.65	20,040.79	19,619.33	19,242.09	
	サンデーリサイクル(拠点回収) (t/年)	666.58	609.92	653.39	643.43	646.24	627.49	645.33	659.93	677.02	694.06	712.56	726.29	741.82	755.69	771.14	781.81	793.57	805.21	817.61	824.98	833.98	
	集団回収 (t/年)	110.21	104.72	53.50	46.07	65.22	54.56	54.02	53.19	52.64	52.09	51.68	50.99	50.45	49.83	49.34	48.58	47.96	47.34	46.80	46.01	45.34	
	ごみ総排出量 (t/年)	27,931.62	27,838.60	26,908.93	26,755.25	25,746.57	25,927.31	25,439.53	24,923.83	24,528.06	24,164.58	23,860.10	23,431.52	23,086.45	22,713.64	22,391.76	21,979.37	21,592.47	21,236.20	20,905.20	20,490.32	20,121.41	

区分	実績					予 測															備 考		
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19		R20	
焼却処理	処理量 (t/年)	23,382.73	23,721.78	23,089.45	22,675.03	22,296.30	22,093.77	21,487.28	20,890.12	20,400.07	19,940.70	19,532.29	19,028.54	18,596.16	18,145.77	17,737.03	17,265.34	16,814.16	16,392.76	15,992.43	15,536.74	15,117.98	
	燃やすごみ (t/年)	23,098.00	23,375.73	22,977.50	22,522.88	22,197.46	21,880.78	21,267.20	20,667.59	20,174.50	19,712.00	19,300.11	18,794.09	18,358.90	17,906.08	17,494.53	17,021.13	16,568.06	16,144.69	15,742.19	15,285.49	14,865.33	
	可燃性粗大 (t/年)	126.73	158.05	34.95	27.15	25.84	75.32	77.98	77.47	77.11	76.78	76.51	76.06	75.72	75.33	75.00	74.55	74.12	73.73	73.38	72.90	72.48	
	可燃残さ (t/年)	158.00	188.00	77.00	125.00	73.00	137.68	142.10	145.06	148.46	151.92	155.67	158.39	161.54	164.36	167.50	169.66	171.98	174.34	176.86	178.35	180.17	
	溶融スラグ※1 (t/年)	1,930.00	2,032.00	1,971.00	2,011.00	1,870.00	1,882.76	1,831.07	1,780.19	1,738.43	1,699.28	1,664.48	1,621.55	1,584.70	1,546.32	1,511.49	1,471.29	1,432.85	1,396.94	1,362.82	1,323.99	1,288.30	処理量×8.5%
ダスト固化物※1 (t/年)	750.00	806.00	822.00	834.00	774.00	764.69	743.70	723.03	706.07	690.17	676.03	658.60	643.63	628.05	613.90	597.57	581.96	567.37	553.52	537.74	523.25	508.75	処理量×3.5%
リサイクル施設※1	搬入量 (t/年)	3,165.00	3,086.00	3,062.00	2,802.00	2,640.00	3,289.17	3,395.00	3,465.65	3,546.79	3,629.65	3,719.24	3,784.09	3,859.56	3,926.71	4,001.75	4,053.30	4,108.76	4,165.23	4,225.22	4,260.94	4,304.28	
	燃やさないごみ (t/年)	993.00	1,002.00	1,081.00	916.00	810.00	934.46	940.87	928.51	919.40	911.30	905.10	894.15	886.09	877.00	869.72	858.85	848.89	839.86	831.86	820.45	810.75	
	不燃性粗大 (t/年)	127.00	158.00	34.00	27.00	26.00	75.32	77.99	77.48	77.12	76.78	76.52	76.07	75.72	75.33	75.01	74.55	74.13	73.74	73.38	72.90	72.48	
	資源物 (t/年)	2,045.00	1,926.00	1,947.00	1,859.00	1,804.00	2,279.39	2,376.14	2,459.66	2,550.27	2,641.57	2,737.62	2,813.87	2,897.75	2,974.38	3,057.02	3,119.90	3,185.74	3,251.63	3,319.98	3,367.59	3,421.05	
	搬出量 (t/年)	3,168.00	3,053.00	2,970.00	2,824.00	2,641.00	3,289.17	3,395.00	3,465.65	3,546.79	3,629.65	3,719.24	3,784.09	3,859.56	3,926.71	4,001.75	4,053.30	4,108.76	4,165.23	4,225.22	4,260.94	4,304.28	
最終処分	資源物 (t/年)	2,539.00	2,377.00	2,366.00	2,292.00	2,156.00	2,634.38	2,719.15	2,775.73	2,840.72	2,907.09	2,978.84	3,030.78	3,091.23	3,145.01	3,205.11	3,246.40	3,290.82	3,336.05	3,384.09	3,412.70	3,447.41	搬入量×80.1%
	不燃物残さ (t/年)	471.00	488.00	527.00	407.00	412.00	517.11	533.75	544.86	557.61	570.64	584.73	594.92	606.79	617.34	629.14	637.24	645.96	654.84	664.27	669.89	676.70	搬入量×15.7%
	可燃残さ (t/年)	158.00	188.00	77.00	125.00	73.00	137.68	142.10	145.06	148.46	151.92	155.67	158.39	161.54	164.36	167.50	169.66	171.98	174.34	176.86	178.35	180.17	搬入量-(不燃物残さ+資源物)
	最終処分量 (t/年)	3,151.00	3,326.00	3,320.00	3,252.00	3,056.00	3,164.56	3,108.52	3,048.08	3,002.11	2,960.09	2,925.24	2,875.07	2,835.12	2,791.71	2,754.53	2,706.10	2,660.77	2,619.15	2,580.61	2,531.62	2,488.25	
	溶融スラグ (t/年)	1,930.00	2,032.00	1,971.00	2,011.00	1,870.00	1,882.76	1,831.07	1,780.19	1,738.43	1,699.28	1,664.48	1,621.55	1,584.70	1,546.32	1,511.49	1,471.29	1,432.85	1,396.94	1,362.82	1,323.99	1,288.30	
ダスト固化物 (t/年)	750.00	806.00	822.00	834.00	774.00	764.69	743.70	723.03	706.07	690.17	676.03	658.60	643.63	628.05	613.90	597.57	581.96	567.37	553.52	537.74	523.25		
不燃物残さ (t/年)	471.00	488.00	527.00	407.00	412.00	517.11	533.75	544.86	557.61	570.64	584.73	594.92	606.79	617.34	629.14	637.24	645.96	654.84	664.27	669.89	676.70		
資源化業者引き渡し量※2 (t/年)	1,549.88	1,218.90	832.89	1,418.04	855.01	1,093.28	1,131.75	1,164.84	1,201.52	1,238.59	1,277.84	1,307.96	1,341.92	1,372.56	1,406.14	1,430.61	1,456.63	1,482.84	1,510.21	1,528.32	1,549.06		
総資源化量(溶融スラグ除く) (t/年)	4,088.88	3,595.90	3,198.89	3,710.04	3,011.01	3,727.66	3,850.90	3,940.57	4,042.24	4,145.68	4,256.68	4,338.74	4,433.15	4,517.57	4,611.25	4,677.01	4,747.45	4,818.89	4,894.30	4,941.02	4,996.47		
総資源化量(溶融スラグ含む) (t/年)	6,018.88	5,627.90	5,169.89	5,721.04	4,881.01	5,610.42	5,681.97	5,720.76	5,780.67	5,844.96	5,921.16	5,960.29	6,017.85	6,063.89	6,122.74	6,148.30	6,180.30	6,215.83	6,257.12	6,265.01	6,284.77		
総資源化率(溶融スラグ除く)※3 (%)	14.6%	12.9%	11.9%	13.9%	11.7%	14.4%	15.1%	15.8%	16.5%	17.2%	17.8%	18.5%	19.2%	19.9%	20.6%	21.3%	22.0%	22.7%	23.4%	24.1%	24.8%		
総資源化率(溶融スラグ含む)※3 (%)	21.5%	20.2%	19.2%	21.4%	19.0%	21.6%	22.3%	23.0%	23.6%	24.2%	24.8%	25.4%	26.1%	26.7%	27.3%	28.0%	28.6%	29.3%	29.9%	30.6%	31.2%		

※1 溶融スラグ、ダスト固化物、リサイクル処理施設の搬入量、搬出量の実績値は、組合全体の処理・処分量を龍ヶ崎市の搬入量割合で按分した推定量です。
 ※2 資源化業者引き渡し量：組合施設(くりんプラザ・龍)には搬入せず、直接資源化業者に引き渡しているもの(木くず、廃食用油、ペットボトルキャップ、集団回収、サンデーリサイクルの紙類と布類)
 ※3 総資源化率 = $\frac{\text{中間処理後資源化量} + \text{資源化業者引き渡し量}}{\text{ごみ総排出量}}$

第8節 巻末資料

1. 龍ヶ崎市人口ビジョン

将来人口は、龍ヶ崎市人口ビジョン（2022年度改定版）において推計されている将来人口を用いた。龍ヶ崎市人口ビジョンにおいて推計されている将来人口を以下に示します。

龍ヶ崎市人口ビジョン（2022年度改訂版）

ウ 年齢3区分別の人口比率の推計

- ◆ 社人研推計準拠の総人口推計、シミュレーション1・2について、2065年までの人口構造の変化を把握する。
- ◆ 社人研推計準拠の総人口推計での年少人口比率は、2015年の約12パーセントから、2065年には約7パーセントまで減少すると予測される。
- ◆ 一方、シミュレーション1・2は、将来の合計特殊出生率が改善したと仮定するもので、2065年の年少人口比率は、13～15パーセント程度で推移すると予測される。

図表 27 2015年から2065年までの総人口・年齢3区分別人口比率

2015年から2065年までの総人口・年齢3区分別人口比率		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
社人研推計準拠	総人口（人）	78,342	74,002	72,897	69,104	64,864	60,777	56,592	52,920	48,721	45,065	42,110
	年少人口比率	12.3%	11.1%	10.1%	9.5%	8.9%	8.7%	8.4%	8.1%	7.8%	7.6%	7.5%
	生産年齢人口比率	62.8%	59.3%	57.2%	55.0%	52.8%	49.4%	47.3%	46.4%	45.7%	45.3%	44.7%
	65歳以上人口比率	24.9%	29.6%	32.7%	35.5%	38.3%	42.0%	44.3%	45.5%	46.5%	47.1%	47.7%
	75歳以上人口比率	10.1%	13.5%	18.1%	21.4%	23.0%	24.5%	26.3%	29.8%	31.6%	32.0%	31.9%
シミュレーション1	総人口（人）	78,342	76,453	74,182	71,621	68,523	65,085	61,467	57,827	54,079	50,367	46,800
	年少人口比率	12.3%	11.6%	11.7%	12.6%	13.1%	13.3%	13.2%	13.2%	13.3%	13.5%	13.9%
	生産年齢人口比率	62.8%	59.0%	56.2%	53.1%	50.7%	47.8%	46.7%	46.7%	46.9%	47.6%	48.2%
	65歳以上人口比率	24.9%	29.4%	32.1%	34.3%	36.2%	38.9%	40.1%	40.1%	39.8%	38.9%	37.8%
	75歳以上人口比率	10.1%	13.4%	17.8%	20.7%	21.8%	22.7%	23.8%	26.3%	27.1%	26.4%	25.3%
シミュレーション2	総人口（人）	78,342	77,542	76,535	75,387	73,723	71,726	69,783	67,841	65,866	63,968	62,257
	年少人口比率	12.3%	11.7%	11.9%	13.3%	14.3%	15.0%	15.1%	15.1%	15.2%	15.4%	15.8%
	生産年齢人口比率	62.8%	59.9%	58.0%	55.4%	53.5%	51.3%	51.0%	51.8%	52.9%	53.2%	52.9%
	65歳以上人口比率	24.9%	28.4%	30.1%	31.2%	32.2%	33.7%	33.9%	33.1%	31.9%	31.5%	31.2%
	75歳以上人口比率	10.1%	12.9%	16.6%	18.8%	19.2%	19.4%	19.8%	21.3%	21.2%	20.1%	18.6%

2. ごみ質分析

龍ヶ崎市で整理されている過去5年間のごみ質分析結果を以下に示します。

5年平均でみると、組成割合が最も高いのは、「厨芥類」であり、次いで「プラスチック類」、「紙類」となっています。この結果より、燃えるごみの中には、資源物である「紙類」、「プラスチック類」、「草木類」が含まれていることが想定されます。

表 22 過去5年間のごみ質分析結果

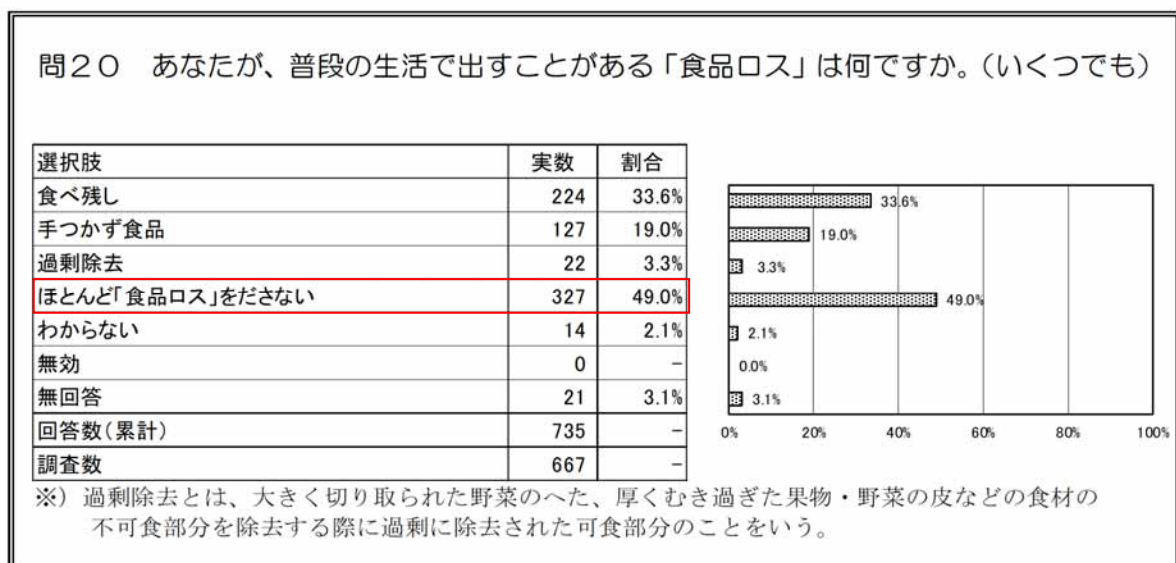
区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	5年平均
厨芥類	31.0%	29.9%	24.8%	20.3%	20.1%	25.2%
紙類	18.1%	18.7%	14.6%	22.6%	23.4%	19.5%
草木類	8.4%	12.9%	26.3%	15.9%	9.3%	14.6%
ガラス類	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
金属類	2.0%	0.5%	0.6%	1.2%	1.7%	1.2%
プラスチック類	23.6%	18.7%	19.1%	23.9%	31.0%	23.2%
その他	14.8%	19.4%	14.5%	16.1%	14.5%	15.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典「龍ヶ崎市資料」

3. アンケート調査結果

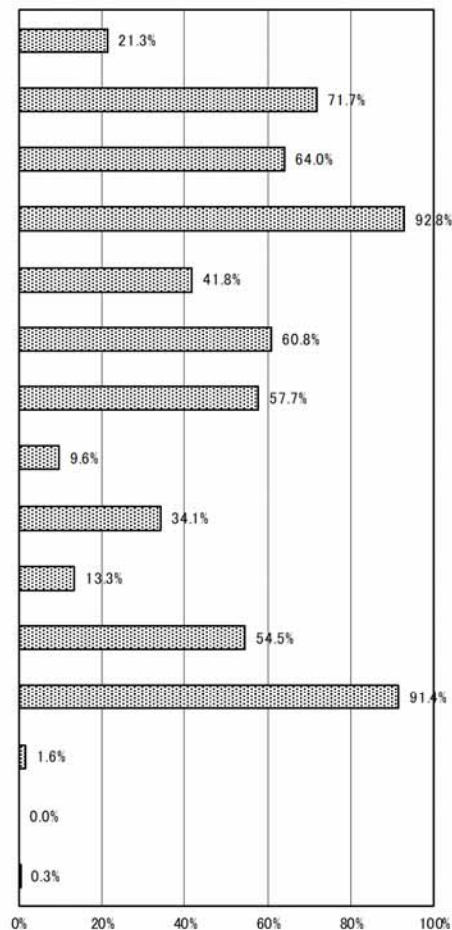
施策の設定にあたって、「龍ヶ崎市ごみ処理基本計画策定 アンケート調査結果報告書（令和5年3月）」を参考に設定します。

以下に、食品ロス及びごみ削減のために日々取り組んでいることに関する回答を示します。



問 12 問 11 において、「日々取り組んでいる」「自分に負担がかからない範囲で取り組んでいる」を選んだ方にお伺いします。あなたが行っている取り組みは、具体的にどのようなものですか。(いくつでも)

選択肢	実数	割合
使い捨て商品の購入を控えている	122	21.3%
詰め替え商品を積極的に利用している	410	71.7%
過剰包装やレジ袋を断っている	366	64.0%
買い物袋(マイバッグ)を持参している	531	92.8%
計画的に買い物を行い、無駄な物をできるだけ購入しないようにしている	239	41.8%
食べ残しが出ないようにしている	348	60.8%
生ごみは、水を切り、減量してから出している	330	57.7%
生ごみ処理機などを使用して、生ごみを減量・堆肥化している	55	9.6%
物はできるだけ長く使い、故障したものは、修理して再度使用している	195	34.1%
リサイクルショップやバザーなどを積極的に利用している	76	13.3%
燃やすごみにならないよう分別を徹底して資源物に出している	312	54.5%
カン・ビン・ペットボトルの分別を徹底して資源物に出している	523	91.4%
その他	9	1.6%
無効	0	-
無回答	2	0.3%
回答数(累計)	3518	-
調査数	572	-



龍ヶ崎市ごみ処理基本計画策定

アンケート調査結果報告書
(案)

令和5年3月

龍ヶ崎市

目 次

第 I 編 住民意識調査結果	1
1. 調査概要	1
2. 調査表の集計方法	2
3. 調査結果の見方	2
4. 回答者の概要	3
5. 調査結果	5
6. 総括	34
第 II 編 事業者意識調査結果	37
1. 調査概要	37
2. 調査表の集計方法	37
3. 調査表の見方	37
4. 回答事業所の概要	39
5. 調査結果	40
6. 総括	69

第 1 編 住民意識調査結果

1. 調査概要

1. 1 調査目的

ごみ処理基本計画の策定にあたり、市民のごみ排出やリサイクルに関する意識および取り組みの実態、将来に向けた協力意識等を把握して、今後の施策検討の参考とすることを目的にアンケート調査を実施した。

1. 2 調査対象

- (1) 調査地域 龍ヶ崎市
- (2) 対象者 龍ヶ崎市内に居住する満 20 歳以上の市民
- (3) 標本数 1,800 件
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

1. 3 調査方法

質問用紙郵送法

1. 4 調査年月

令和 4 年 12 月

1. 5 調査票の回収状況

- (1) 調査票発送数 1,800 通（うち 8 通が宛先不明のため返送、16 通が提出期限外着）
- (2) 回収数 667 通
- (3) 回収率 37.1%（調査票到着数に対しては 37.2%）

2. 調査表の集計方法

住民・事業者から回収された調査表において、以下の考え方にに基づき、「無効」、「無回答」、「回答なし扱い」に区分して集計を実施した。

無効

- ・単数回答の質問に複数回答している場合
- ・回答数や回答方法を規定している質問で回答の規定を満たしていない場合

例1：2つ以内を選択する質問に3つ以上回答している場合

例2：数字で回答選択する質問に○等で回答している場合 等

無回答

- ・回答が記入されていない場合

回答なし扱い

- ・回答の必要がない質問に回答している場合や回答の選択が異なっている場合

例1：選択した回答によって次に進む質問が選択される場合で回答を選択していないのに回答している場合

例2：選択した回答によって次に進む質問が選択される場合で進む先の回答が異なっている場合

3. 調査結果の見方

(1) 回答割合について

- ・質問ごとに各項目の回答者実数を調査数（＝回答者総数）で除し、百分率（パーセント）で表示する。
- ・回答割合は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示する。
- ・単数回答（選択肢から1つだけ回答する場合）は、回答割合の合計が100%になるよう調整する。
- ・複数回答（選択肢から2つ以上選択してよい場合）は、回答割合の合計は100%を上回ることになる。

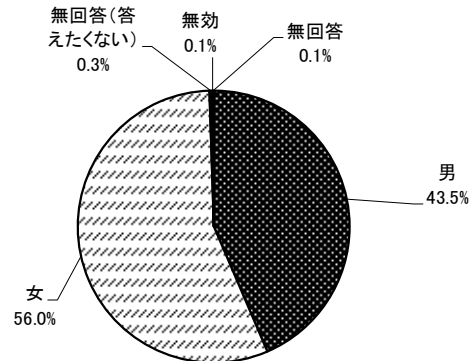
4. 回答者の概要

今回の住民意識調査に対する回答者（667人）の基礎的事項は以下のとおりである。

基礎項目

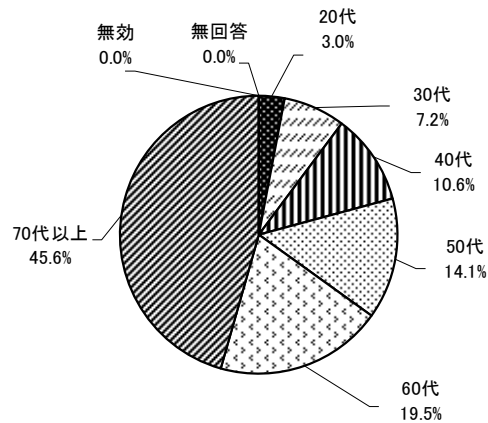
(1) 問1 性別

選択肢	実数	割合
男	290	43.5%
女	373	56.0%
無回答(答えたくない)	2	0.3%
無効	1	0.1%
無回答	1	0.1%
調査数	667	100.0%



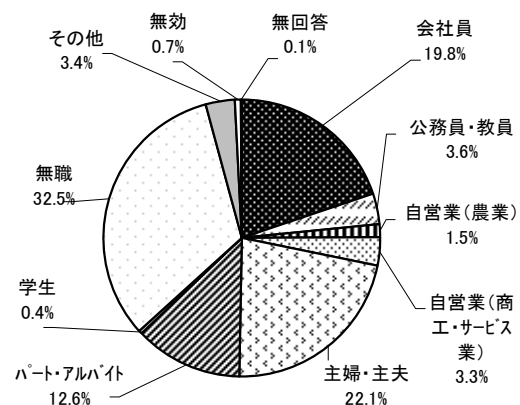
(2) 問2 年代

選択肢	実数	割合
20代	20	3.0%
30代	48	7.2%
40代	71	10.6%
50代	94	14.1%
60代	130	19.5%
70代以上	304	45.6%
無効	0	-
無回答	0	-
調査数	667	100.0%



(3) 問3 職業

選択肢	実数	割合
会社員	132	19.8%
公務員・教員	24	3.6%
自営業(農業)	10	1.5%
自営業(商工・サービス業)	22	3.3%
主婦・主夫	147	22.1%
パート・アルバイト	84	12.6%
学生	3	0.4%
無職	216	32.5%
その他	23	3.4%
無効	5	0.7%
無回答	1	0.1%
調査数	667	100.0%

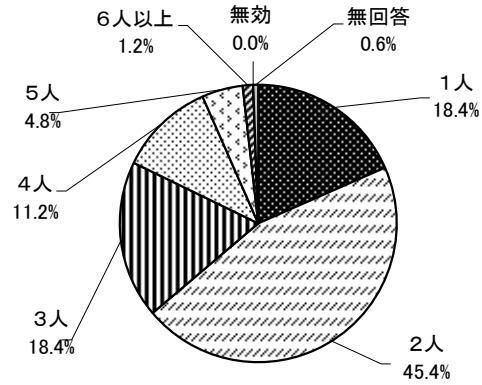


<その他の回答>

製造業、中国実習生、短期契約社員、牧師、就活中、年金受給者等

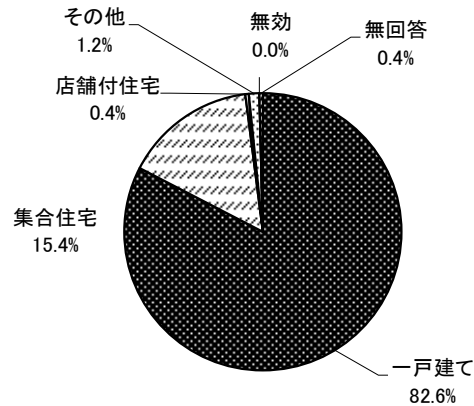
(4) 問4 世帯人員

選択肢	実数	割合
1人	123	18.4%
2人	302	45.4%
3人	123	18.4%
4人	75	11.2%
5人	32	4.8%
6人以上	8	1.2%
無効	0	-
無回答	4	0.6%
調査数	667	100.0%



(5) 問5 住居形態

選択肢	実数	割合
一戸建て	550	82.6%
集合住宅	103	15.4%
店舗付住宅	3	0.4%
その他	8	1.2%
無効	0	-
無回答	3	0.4%
調査数	667	100.0%

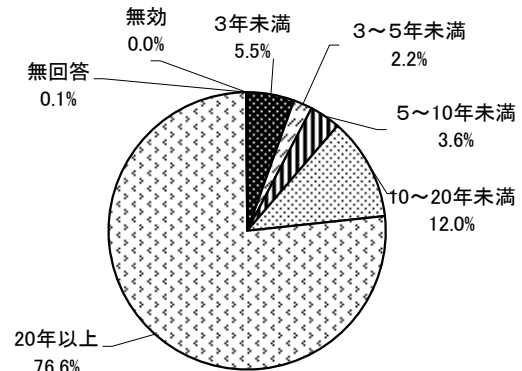


<その他の回答>

社宅、二世帯住宅、老人ホーム等

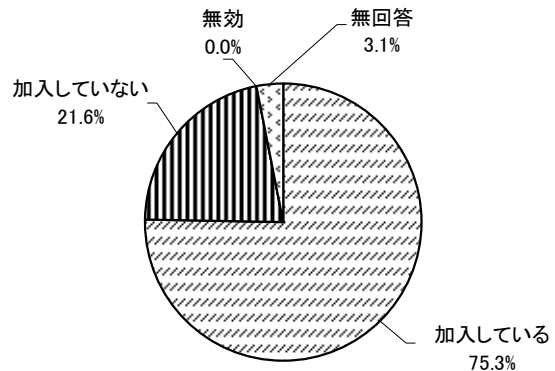
(6) 問6 居住年数

選択肢	実数	割合
3年未満	37	5.5%
3~5年未満	15	2.2%
5~10年未満	24	3.6%
10~20年未満	80	12.0%
20年以上	510	76.6%
無効	0	-
無回答	1	0.1%
調査数	667	100.0%



(7) 問7 住民自治組織への加入

選択肢	実数	割合
加入している	502	75.3%
加入していない	144	21.6%
無効	0	-
無回答	21	3.1%
調査数	667	100.0%

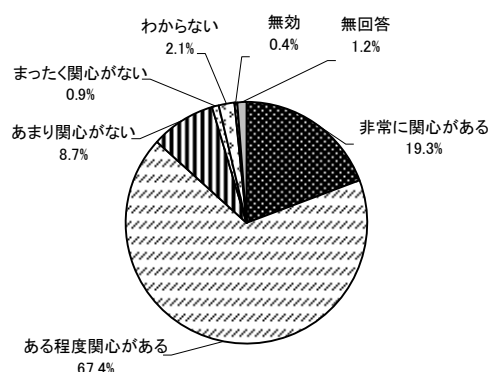


5. 調査結果

5.1 ごみ処理問題への関心

問8 あなたは、ごみ問題にどの程度関心がありますか。(1つ)

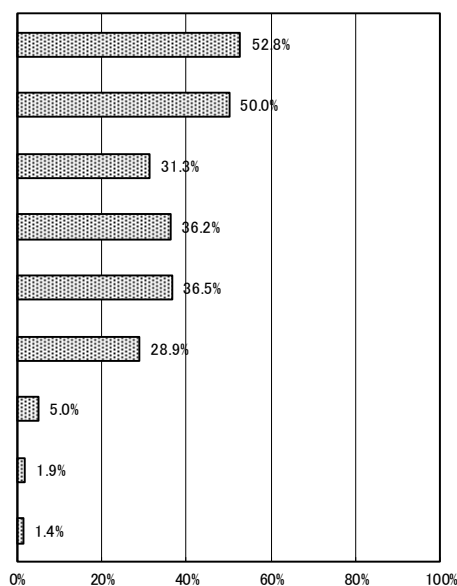
選択肢	実数	割合
非常に関心がある	129	19.3%
ある程度関心がある	449	67.4%
あまり関心がない	58	8.7%
まったく関心がない	6	0.9%
わからない	14	2.1%
無効	3	0.4%
無回答	8	1.2%
調査数	667	100.0%



ごみ問題に対しては、「ある程度関心がある」が67.4%を占めている。「非常に関心がある」(19.3%)と合わせると、87%近くの方がごみ問題に関心を持っている。

問9 問8において、「非常に関心がある」「ある程度関心がある」を選んだ方にお伺いします。あなたが関心のあるごみ問題は何ですか。(3つまで)

選択肢	実数	割合
使い捨てによって、資源が浪費されていること	305	52.8%
ごみが大量に排出され、その処理が追いつかなくなる	289	50.0%
ごみの埋立地(最終処分場)が不足すること	181	31.3%
ごみ処理費用がかさみ、市の財政に負担を与えていること	209	36.2%
粗大ごみや家電製品などの不法投棄が多いこと	211	36.5%
ごみの散乱などで、まちの美観が損なわれていること	167	28.9%
その他	29	5.0%
無効	11	1.9%
無回答	8	1.4%
回答数(累計)	1,410	-
調査数	578	-



<その他の回答>

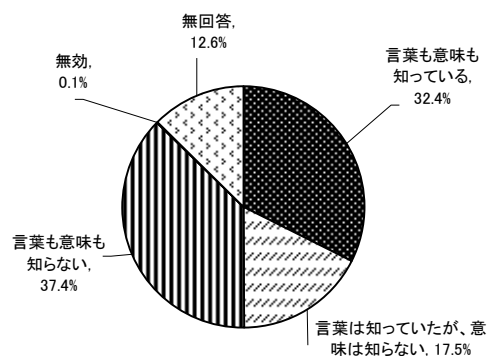
- ・ 悪臭が出ること
- ・ 奄ヶ崎住民はゴミに対する意識をたかくもっていると思う
- ・ 生態系がますます崩れる
- ・ 意識の低い人が多い。不法投棄したり、ちょいすて（ペットボトル他）したり犬の糞を散歩でそのままにしたりしている
- ・ 再生できるものが活用されない
- ・ リサイクル事業の促進（ペットボトルなどの再利用など）
- ・ 全部当てはまる
- ・ 外国人住人が多く、ゴミの区別とか収集日とかわからない様
- ・ ごみの集収における不公平
- ・ スーパー他で魚、肉、そうざいの入れものごみになるし、良い方法はないか
- ・ 地球温暖化への悪影響
- ・ 世帯増加に伴いゴミも増加しているのでGW、年末年始のゴミ集収を希望します
- ・ 海外アメリカのような、ゴミポリスの設置との道路にカメラの設置、取締りの強化
- ・ ゴミは集巡日の朝必ず出すように
- ・ ゴミ捨て場に近いでニオイ等の害
- ・ 今の所困っていない
- ・ 過剰包装
- ・ 愛日学園の田畑を夕方不法投棄を確認し、市へTelしたが、対応にしんけんさを感じなかった
- ・ 牛久沼の堤下に粗大ゴミ多数
- ・ 収集日でもないのにすぐに出ている（回収が終わった後に）
- ・ プラスチックゴミの健康被害
- ・ 物を売る為、見栄えにこだわりの会社が多い事
- ・ 環境汚染
- ・ 原子力発電所を出る不燃ゴミの処理を受け入れる所がないこと
- ・ 資源ごみの分別の仕方が浸透していないこと
- ・ 分別、日にちを守らない
- ・ 燃やさないゴミの分別ができない
- ・ ゴミステーションの管理
- ・ アパートの方のゴミ出しが適切に行われていないので、市からアパートの大家、管理会社に指導してほしい
- ・ 道路にポイ捨て
- ・ この地域では、とてもきれいに管理されています
- ・ スプレー缶の穴あけ大変。汚れがひどいビン、洗えともどされる
- ・ 小野川周辺に不法投棄が多い
- ・ 肥料等に転かす。有効利用
- ・ ごみの出し方が不適切な人がいること
- ・ 粗大ごみの処理が大変
- ・ ゴミ置場

関心があるごみ問題については、「使い捨てによって、資源が浪費されていること」が52.8%で最も多く、次に「ごみが大量に排出され、その処理が追いつかなくなること」が50.0%となっている。

また、その他意見では、「ごみの分別意識」、「リサイクルの推進」及び「不法投棄」の順に多く、ゴミステーションの管理やごみ収集等が挙げられている。

問10 あなたは、「3R（スリーアール）」という言葉や意味を知っていますか。（1つ）

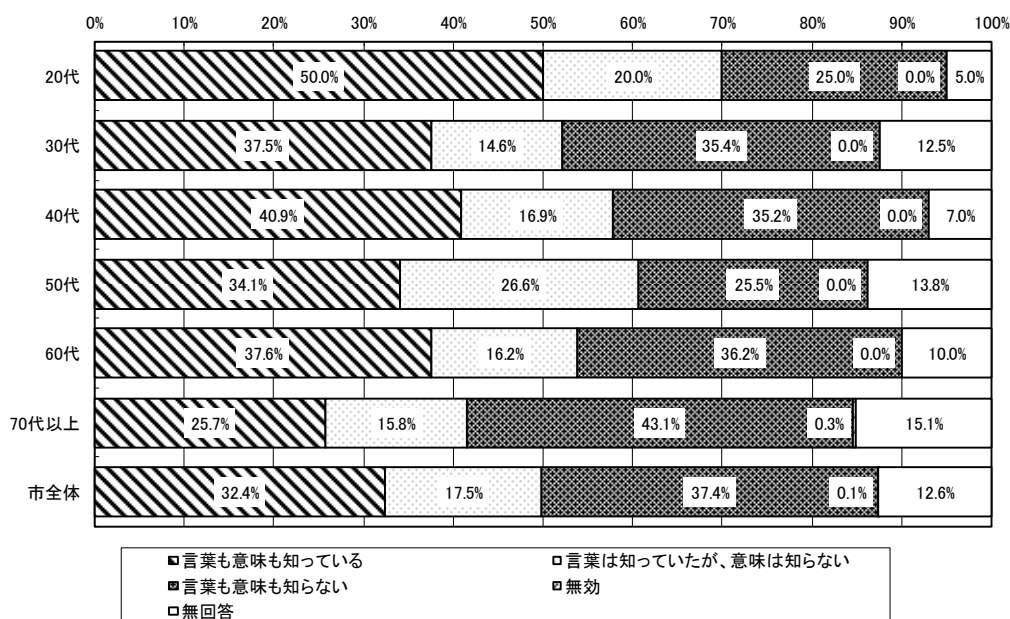
選択肢	実数	割合
言葉も意味も知っている	216	32.4%
言葉は知っていたが、意味は知らない	117	17.5%
言葉も意味も知らない	249	37.4%
無効	1	0.1%
無回答	84	12.6%
調査数	667	100.0%



「3R（スリーアール）」の言葉や意味の理解については、「言葉も意味も知らない」が37.4%で最も多く、次に「言葉も意味も知っている」が32.4%となっている。

(1) 年代別集計結果

選択肢		問10 3Rの意味を知っているか					合計	
		言葉も意味も知っている	言葉は知っていたが、意味は知らない	言葉も意味も知らない	無効	無回答		
問2 年代	20代	実数	10	4	5	0	1	20
		割合	50.0%	20.0%	25.0%	-	5.0%	100.0%
	30代	実数	18	7	17	0	6	48
		割合	37.5%	14.6%	35.4%	-	12.5%	100.0%
	40代	実数	29	12	25	0	5	71
		割合	40.9%	16.9%	35.2%	-	7.0%	100.0%
	50代	実数	32	25	24	0	13	94
		割合	34.1%	26.6%	25.5%	-	13.8%	100.0%
	60代	実数	49	21	47	0	13	130
		割合	37.6%	16.2%	36.2%	-	10.0%	100.0%
	70代以上	実数	78	48	131	1	46	304
		割合	25.7%	15.8%	43.1%	0.3%	15.1%	100.0%
	無効	実数	0	0	0	0	0	0
		割合	-	-	-	-	-	0.0%
	無回答	実数	0	0	0	0	0	0
		割合	-	-	-	-	-	0.0%
合計	実数	216	117	249	1	84	667	
	割合	32.4%	17.5%	37.4%	0.1%	12.6%	100.0%	

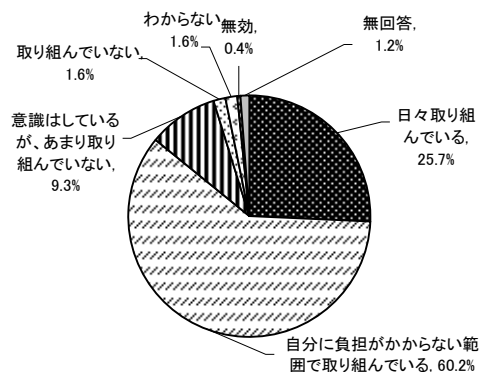


「3R（スリーアール）」の言葉や意味の理解について、年代別に見ると、「言葉も意味も知っている」は、20代が50%となっており、30代、40代、60代は約40%、50代は約30%、70代は30%以下となっている。また、「言葉は知っていたが、意味は知らない」は、各年代15~30%となっている。

一方「言葉も意味も知らない」は、50代を除いて年代が上がるにつれて割合が多くなっている。

問 11 あなたは、日頃からごみの減量やリサイクルに取り組んでいますか。

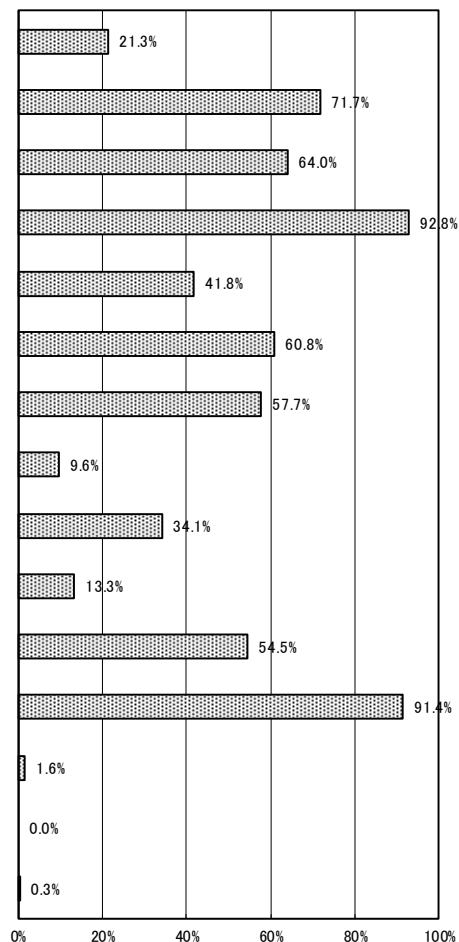
選択肢	実数	割合
日々取り組んでいる	171	25.7%
自分に負担がかからない範囲で取り組んでいる	401	60.2%
意識はしているが、あまり取り組んでいない	62	9.3%
取り組んでいない	11	1.6%
わからない	11	1.6%
無効	3	0.4%
無回答	8	1.2%
回答数(累計)	667	100.0%



ごみの減量やリサイクルへの取り組みについては、「自分に負担がかからない範囲で取り組んでいる」が60.2%を占めている。「日々取り組んでいる」(25.7%)と合わせると、86%近くの方がごみの減量やリサイクルに取り組んでいる。

問 12 問 11 において、「日々取り組んでいる」「自分に負担がかからない範囲で取り組んでいる」を選んだ方にお伺いします。あなたが行っている取り組みは、具体的にどのようなものですか。(いくつでも)

選択肢	実数	割合
使い捨て商品の購入を控えている	122	21.3%
詰め替え商品を積極的に利用している	410	71.7%
過剰包装やレジ袋を断っている	366	64.0%
買い物袋(マイバッグ)を持参している	531	92.8%
計画的に買い物を行い、無駄な物をできるだけ購入しないようにしている	239	41.8%
食べ残しが出ないようにしている	348	60.8%
生ごみは、水を切り、減量してから出している	330	57.7%
生ごみ処理機などを使用して、生ごみを減量・堆肥化している	55	9.6%
物はできるだけ長く使い、故障したものは、修理して再度使用している	195	34.1%
リサイクルショップやバザーなどを積極的に利用している	76	13.3%
燃やすごみにならないよう分別を徹底して資源物に出している	312	54.5%
カン・ビン・ペットボトルの分別を徹底して資源物に出している	523	91.4%
その他	9	1.6%
無効	0	-
無回答	2	0.3%
回答数(累計)	3518	-
調査数	572	-

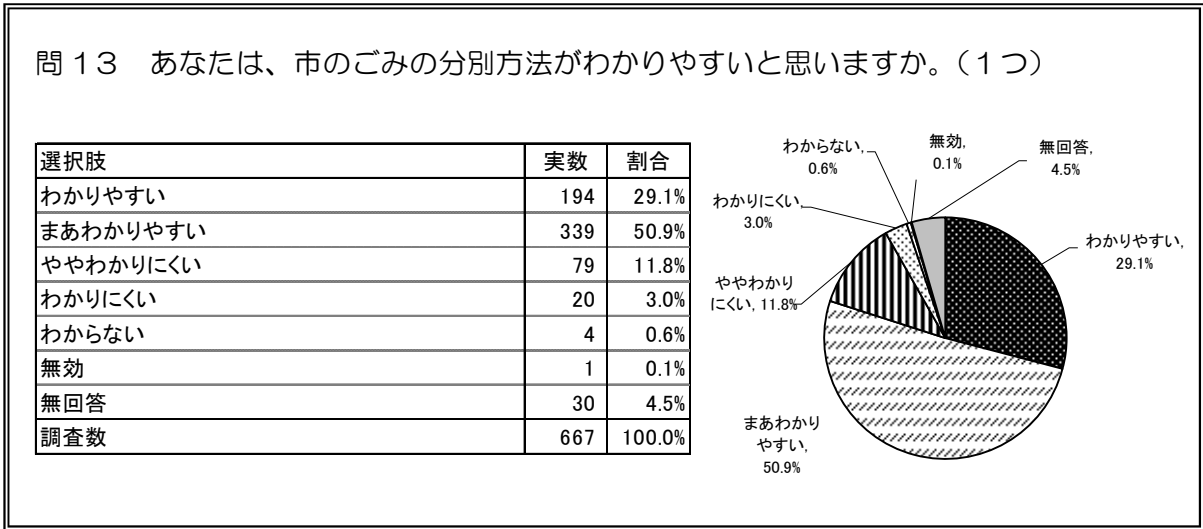


<その他の回答>

- ・ 年金生活になりなるべく物を増やさないように細々と生きています
- ・ 生ごみは自宅で処理
- ・ 資源物には徹底して資源物に出している
- ・ 生ゴミは畑に入れている
- ・ 生ごみは水切りだけでなくギュっとしぼっています。燃やす熱の削減になるとのこと
- ・ なるべく買い物に行かない
- ・ 畑に穴を掘り台所で出た野菜くず、皮など必ず捨てる。今年の穴は来年の穴の土をかぶせる
- ・ 本気でやらなければ意味がないと思う
- ・ トレーやついできた容器はリサイクルに出してゴミをへらしている
- ・ 行政がもう一歩い踏みこんだ指導がほしい
- ・ 毎日、配達される新聞が入れられてくる袋に穴をあけて、生ゴミの袋として再利用している
- ・ 生ごみは、近くで作る畑地の肥料としている
- ・ 家の前がゴミ置場になっているからゴミ当番はきめてないです
- ・ SDGsマイボトル、マイ箸等
- ・ 新聞の配達時に使われているポリ袋を再利用している（ゴミ用に）
- ・ スーパーなどに分別して出している
- ・ カンやビンを使用している物は、購入しない。ペットボトルは、スーパーなどにリサイクル
- ・ コピー用紙のウラ面の再利用

ごみ減量やリサイクルへの取り組みについては、「買い物袋（マイバック）を持参している」が 92.8%、「カン・ビン・ペットボトルの分別を徹底して資源物に出している」が 91.4% となっている。

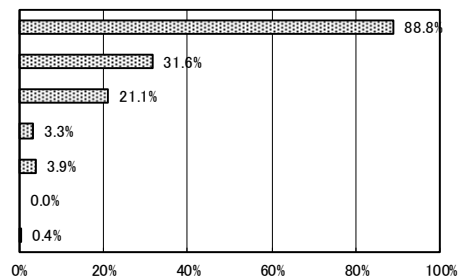
5. 2 ごみ処理の情報収集



市のごみの分別方法については、「まあわかりやすい」が 50.9%と最も多く、次に「わかりやすい」が 29.1%となっている。

問14 あなたは、市のごみの収集や分別方法の情報をどのように得ていますか。(3つまで)

選択肢	実数	割合
ごみ・資源物の出し方・分け方パンフレット	592	88.8%
市のホームページ	211	31.6%
家族・友人・知人	141	21.1%
情報は入手していない	22	3.3%
その他	26	3.9%
無効	0	-
無回答	3	0.4%
回答数(累計)	995	-
調査数	667	-



<その他の回答>

- ・ リサイクル当番は出席しています
- ・ 捨て場のはり紙
- ・ 地域、班で当番前にしている
- ・ 分別が分からない物は市に聞く
- ・ わからない時は市役所にTelして聞いている
- ・ 見て分別して出します
- ・ 分別不明の際は市に電話して確認
- ・ 広報
- ・ 市に電話した
- ・ 市に問い合わせ
- ・ 市役所に電話する
- ・ 市からくばられている出し方を必ず取り置いてそのつどよく読んでいる
- ・ ゴミステーションの表示物
- ・ 自治会の回覧板
- ・ 不明の時は市役所にTELして聞く
- ・ 当市に移住して来た人への指導が甘い(不足)
- ・ 分からない時は、市役所に問い合わせしている
- ・ Telにて確認して出す
- ・ 市役所にTELして聞く
- ・ 龍ヶ崎ガイドブック
- ・ 分別しにくい時、直接市へ電話している
- ・ 自治会の案内
- ・ わからない時は市役所へTelして間違いのない様に努力している
- ・ 役所にTELして聞いている
- ・ 市のパンフレットを見ればほとんど分かる
- ・ りゅーほ等
- ・ 老人ホームの方で
- ・ 市に直接TELする
- ・ 市役所に電話
- ・ 市広報

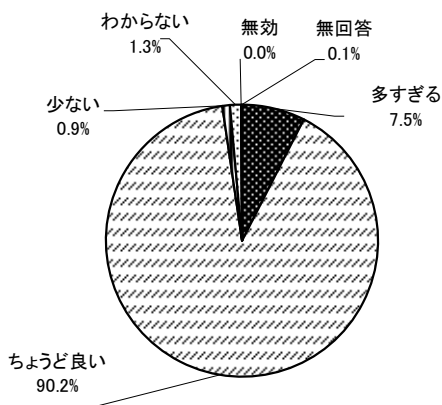
ごみ等に関する情報の提供方法は、「ごみ・資源物の出し方パンフレット」が 88.8%、次に「市のホームページ」が 31.6%、「家族・友人・知人」が 21.1%となっている。また、分別方法がわからないときは、市に問い合わせしている回答が多い。

5. 3 ごみ排出頻度、排出方法

問15 あなたはごみや資源物の収集回数について、あなたの家庭の実際の排出頻度と照らし合わせて、どうお考えですか。下記の区分ごとにお答えください。(各項目1つ)

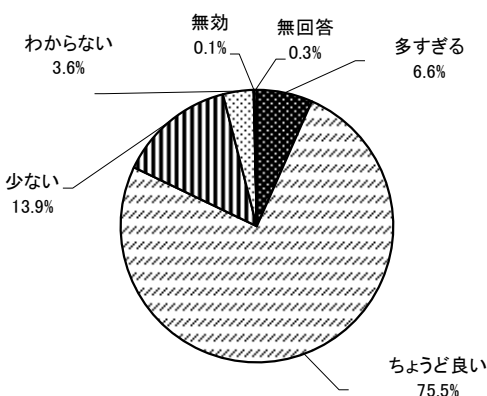
【燃やすごみ：週3回】

選択肢	実数	割合
多すぎる	50	7.5%
ちょうど良い	601	90.2%
少ない	6	0.9%
わからない	9	1.3%
無効	0	-
無回答	1	0.1%
調査数	667	100.0%



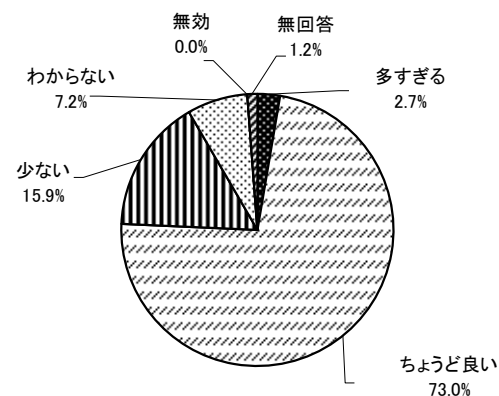
【燃やさないごみ：月2回】

選択肢	実数	割合
多すぎる	44	6.6%
ちょうど良い	503	75.5%
少ない	93	13.9%
わからない	24	3.6%
無効	1	0.1%
無回答	2	0.3%
調査数	667	100.0%



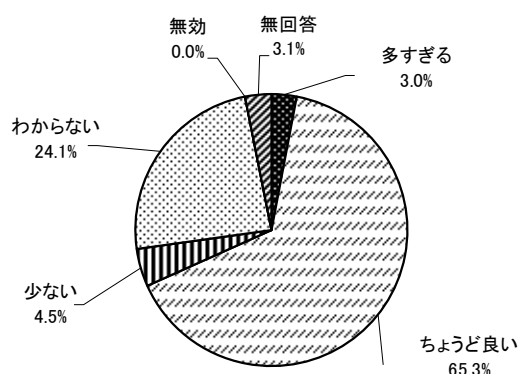
【資源物(ステーション回収)：月2回】

選択肢	実数	割合
多すぎる	18	2.7%
ちょうど良い	487	73.0%
少ない	106	15.9%
わからない	48	7.2%
無効	0	-
無回答	8	1.2%
調査数	667	100.0%



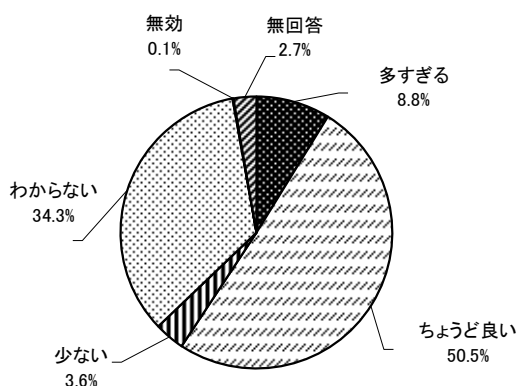
【資源物(サンデーリサイクル):週1回】

選択肢	実数	割合
多すぎる	20	3.0%
ちょうど良い	435	65.3%
少ない	30	4.5%
わからない	161	24.1%
無効	0	-
無回答	21	3.1%
調査数	667	100.0%



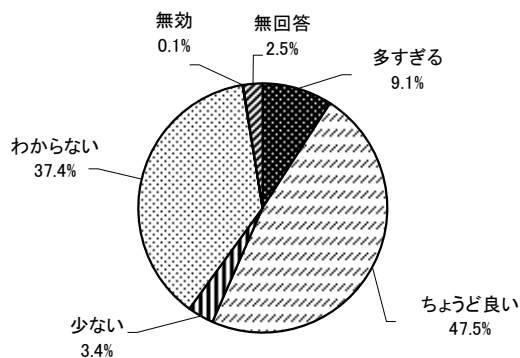
【粗大ごみ(戸別回収(要予約)):週2回】

選択肢	実数	割合
多すぎる	59	8.8%
ちょうど良い	336	50.5%
少ない	24	3.6%
わからない	229	34.3%
無効	1	0.1%
無回答	18	2.7%
調査数	667	100.0%



【廃家電(戸別回収(要予約)):週2回】

選択肢	実数	割合
多すぎる	61	9.1%
ちょうど良い	316	47.5%
少ない	23	3.4%
わからない	249	37.4%
無効	1	0.1%
無回答	17	2.5%
調査数	667	100.0%



燃やすごみの収集頻度は、現在の週3回が「ちょうど良い」90.2%、「多すぎる」7.5%、「わからない」1.3%、「少ない」0.9%となっており、現在の頻度で過不足ない状況にある。

燃やさないごみの収集頻度は、現在の月2回が「ちょうど良い」75.5%、「少ない」13.9%、「多すぎる」6.6%、「わからない」3.6%となっており、現在の頻度で概ね過不足ない状況にある。

資源物(ステーション回収)の収集頻度は、現在の月2回が「ちょうど良い」73.0%、

「少ない」15.9%、「わからない」7.2%、「多すぎる」2.7%となっており、現在の頻度で概ね過不足ない状況にある。

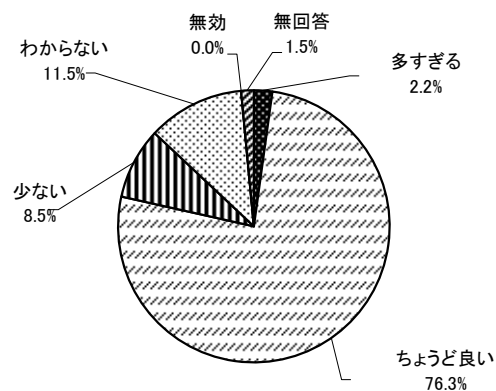
資源物（サンデーリサイクル）の収集頻度は、現在の週1回が「ちょうど良い」65.3%、「わからない」24.1%、「少ない」4.5%、「多すぎる」3.0%となっており、現在の頻度で概ね過不足ない状況にある。

粗大ごみ（戸別回収（要予約））の収集頻度は、現在の週2回が「ちょうど良い」50.5%、「わからない」34.3%、「多すぎる」8.8%、「少ない」3.6%となっており、現在の頻度で概ね過不足ない状況にある。

廃家電（戸別回収（要予約））の収集頻度は、現在の週2回が「ちょうど良い」47.5%、「わからない」37.4%、「多すぎる」9.1%、「少ない」3.4%となっており、現在の頻度で概ね過不足ない状況にある。

問16 あなたは、現在の資源物の収集品目について、どうお考えですか。（1つ）

選択肢	実数	割合
多すぎる	15	2.2%
ちょうど良い	508	76.3%
少ない	57	8.5%
わからない	77	11.5%
無効	0	-
無回答	10	1.5%
調査数	667	100.0%

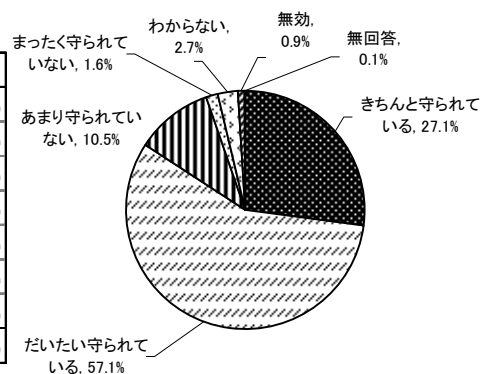


資源物の収集品目については、「ちょうど良い」が76.3%と最も多く、次に「わからない」が11.5%となっている。

5. 4 ルール厳守

問17 家庭からごみや資源物を出す際は、分別の方法や日時などのルールが決められています。あなたが利用している集積所やリサイクルステーションではきちんとルールが守られていると思いますか。(1つ)

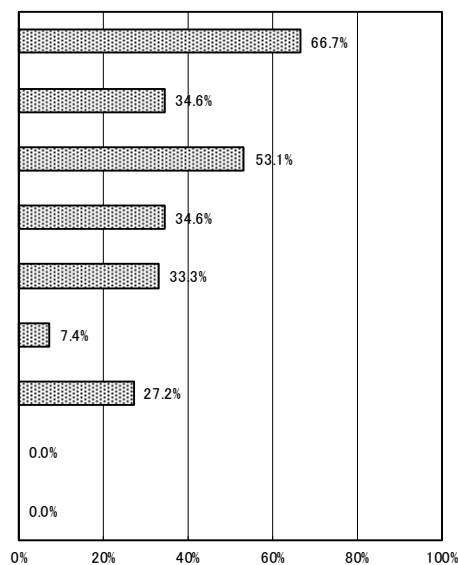
選択肢	実数	割合
きちんと守られている	181	27.1%
だいたい守られている	380	57.1%
あまり守られていない	70	10.5%
まったく守られていない	11	1.6%
わからない	18	2.7%
無効	6	0.9%
無回答	1	0.1%
調査数	667	100.0%



利用している集積所やリサイクルステーションのルールについては、「だいたい守られている」が57.1%と最も多く、次に「きちんと守られている」が27.1%となっており、合わせると、84%近くの方が集積所やリサイクルステーションのルールは守られていると回答している。

問18 問17で、「あまり守られていない」「まったく守られていない」を選んだ方にお伺いします。具体的にどのようなルール違反ですか。(いくつでも)

選択肢	実数	割合
収集日以外や夜間にごみが出されている	54	66.7%
指定袋以外の袋でごみが出されている	28	34.6%
カンやビンが燃やさないごみに混じて出されている	43	53.1%
雑がみやダンボールが燃やすごみに混じて出されている	28	34.6%
違う地区の人が出している	27	33.3%
店舗や事業所が出している	6	7.4%
その他	22	27.2%
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	208	-
調査数	81	-



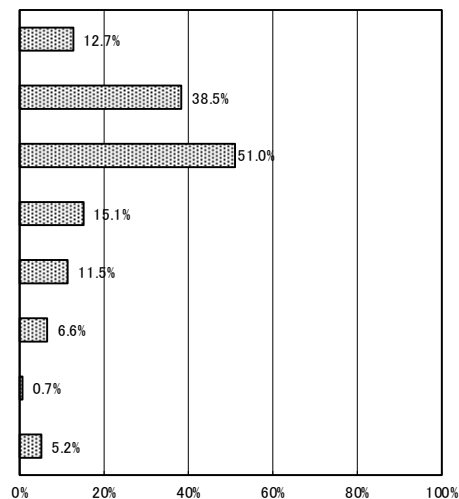
<その他の回答>

- ・ 当番もしないで捨てていることが許せない。各班に属さないで生活している人が居るかと思われるので、再確認して欲しいと思う
- ・ 家電や粗大ゴミが出されている
- ・ 雑がみと新聞紙の区別があいまい
- ・ 資源ゴミの収集場所がわからないらしく、不燃物ゴミがおけないほど資源ゴミ（缶、ビン、ペットボトル）がおかれている（アパートのごみ入れに）
- ・ 前日夕方から出してよいところと、当日早朝しか出せないところがあり不公平。ただ実際は前日に出さなければならないときはそのようなところまで運ぶ
- ・ 分別が分からない人が多い
- ・ 先日、アパートの自分の部屋の前にごみ袋一杯に入ったあき缶が不法に置かれていた。ごみ置場にごみ散乱していたり、分別が全く行われていないものが置かれていたりする（特に外国人の方）
- ・ アパートの人や外国人の方に説明が足りないよう
- ・ 集積所の囲いがあるのにその中に入れてくれない。袋があいたままに出される。ネットの上に置く
- ・ ルールを守る様に掲示している
- ・ リサイクル当番の時にアルミ缶の場所に必ず自宅からの物（鉄製の物等）アルミのキャップが多く入っています
- ・ どこからか持って来たような粗大ゴミが集積所に積まれているのを、何回か見たことがあります
- ・ 道路の横にある為に車で来て投げて行く
- ・ カラスよけのネットの中に入っていないので、喰いちらかされる
- ・ 燃やさないゴミの中にペットボトルやプラスチック製品が入っている
- ・ 特に、燃やさないゴミが守られていない
- ・ 外国人の方の理解不足によりステーション横に置いたり、粗大ゴミを出し、回収されずに放置されたりする。指導されないため、何度も同じことが行われている
- ・ リサイクルステーションで、ビンの中身が入ったまま、乾電池が出されていたり、布類が雨にあたり、穴を開けていないスプレー缶が混じっているなど
- ・ 外人多く日本語がわからない
- ・ 防鳥ネットがきちんとかけられていない
- ・ アパート転入者、外国人転入者は分別がわかっていない。自己中心で、前日に出す人が決まっている
- ・ 前日に出している。ルールが守れていない
- ・ リサイクルステーションに出す資源が通常のごみ捨て場に置いていく方がいる
- ・ アパート・貸家の住人にルール違反が多い
- ・ 事で捨てに来る人がいます。量が多いのか。自分の地域で出せなかったかわからないけど（出勤の途中で行くのか）いやな気持ちになります。夜間に出す（仕事で出せないと思うけど）なんか嫌です
- ・ アパートからのゴミがいろいろ混じっている
- ・ 分別されていない

ルール違反については、「収集日以外や夜間にごみが出されている」が 66.7%と最も多く、次に「カンやビンが燃やさないごみに混じって出されている」が 53.1%、「指定袋以外の袋でごみが出されている」と「雑紙やダンボールが燃やすごみに混じって出されている」が 34.6%、「違う地区の人が出している」が 33.3%となっている。また、その他の回答では、分別に関する回答が多い。

問19 あなたはごみ出しのルールを徹底させるためには、どのような対策をとるべきだと思いますか。(2つまで)

選択肢	実数	割合
指定袋に名前を書いて出してもらおう	85	12.7%
ルール違反のごみは収集せずに、警告シールを貼って放置する	257	38.5%
広報紙や回覧などで啓発を徹底する	340	51.0%
地区の当番が指導に当たる	101	15.1%
特別の対策は必要ない	77	11.5%
その他	44	6.6%
無効	5	0.7%
無回答	35	5.2%
回答数(累計)	944	-
調査数	667	-



<その他の回答>

- ・ ごみ出しをされていた主婦の方が入院なさったり、ご主人が出すが分別がいいかげんで出すので、当番が教えてあげてほしい
- ・ 監視カメラの設置
- ・ 個人毎にルールを確認するべき
- ・ 私達の地区では守られている
- ・ 集積所に目立つようにルールをまもるようカンパンを立てる
- ・ (アパートなど地区外の人と思われる) 分別のわからない人や指定日を知らない人が捨てて行くと思われる
- ・ かくれて出す人がいる
- ・ 市の職員の見回り
- ・ 市あるいは委託した業者に任せる。自ら行うのは無理
- ・ 回覧を個々の用紙でサインをもらい回収し自覚を促す
- ・ アパート(外国人等へは管理会社)へ区長と市役所ご担当からキッチリと苦情を伝える
- ・ 全てのゴミ置場にルール表を貼る。外国語のものも
- ・ プライバシーを考慮した上での対策
- ・ 何を決めても守らない人は守つない。悪質な場合には何か別の方法が必要
- ・ (外国人) アパートに住む人、そこから引越して行く人への案内状があると良い
- ・ 小・中学校で、啓発教室などを行う
- ・ ステーション単位で、ルール違反が数回連続した場合は、そのステーションのゴミ回収は行わない等の連帯責任化する
- ・ カメラ等を設置し、悪質な場合は、違反者に指導、警告が出来たら良いと思います
- ・ 出しやすい所で、出せる様にして下さい
- ・ フタ付きのボックスなど、いつ出してもいいようなイメージを出さないようにする

- ・ 地区にまかせず、行政の手をいれる
- ・ 既に地区当番が指導している
- ・ ゴミ出し場所へ地区役員をもうける（自治会賜り人）
- ・ 収集場に分類や出し方を表示する
- ・ 収集場所への掲示
- ・ 外国人でもわかりやすいパンフレット、指導
- ・ ゴミ当番なし
- ・ 転入者に対して具体的に地図で日時やリサイクルの集収所を知らせるなど
- ・ 小学校の授業で取りあげてもらおう。聞く耳をもつ素直なうちに
- ・ 集積場に監視カメラ設置
- ・ 収集はするけど警告の紙は貼り、ひどければ自治体へ連絡
- ・ 当番制をとり処理してる
- ・ 監視カメラ設置
- ・ 分別指導員が啓発にあたる。地区にごみ減量の協力員がいるが微妙に変化した分別方法についてしていいない。わかっていない
- ・ 各戸個別回収
- ・ アパート対策として、大家と不動産会社から、アパート住人へルールを徹底する
- ・ リサイクルステーション増設or周知徹底
- ・ アパート、貸家住人への周知徹底
- ・ アパート住民への指導の徹底
- ・ あまりひどいルール違反ゴミは中を見てどこの家のものかわかればその家に戻し分別して欲しい
- ・ ルールを決めても変わらない
- ・ 放置されると困る。自宅のカドが集収場だから
- ・ ごみ集積所へわかりやすく表示するなど
- ・ 集積所にわかりやすく
- ・ どうしようもない
- ・ 誰が出したか分かるようにするというより、その時に見守れる人が居るのが、見られているとう気持ちになるので良いと思うが、朝からは厳しいので防犯カメラなどの利用を活用出来ないか
- ・ 外国人への説明ができない
- ・ マンションの場合は管理会社、管理人が指導
- ・ 現在の警告シールは見にくい。読まずにほっておかれます。字が小さすぎる

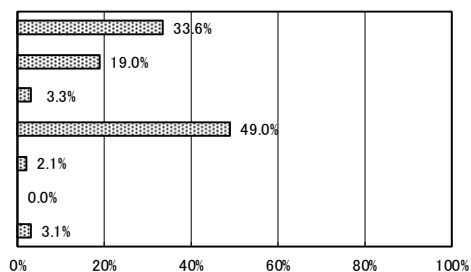
ごみ出しのルールを徹底させるためには、「広報誌や回覧などで啓発を徹底する」が51.0%と最も多く、次に、「ルール違反のごみは収集せずに、警告シールを貼って放置する」が38.5%となっている。

その他の回答では、多数の意見が挙げられており、「小・中学校での啓発」、「監視カメラの設置」、「外国人への説明、分かりやすいパンフレット」等の回答がある。

5. 5 食品ロス

問20 あなたが、普段の生活で出すことがある「食品ロス」は何ですか。(いくつでも)

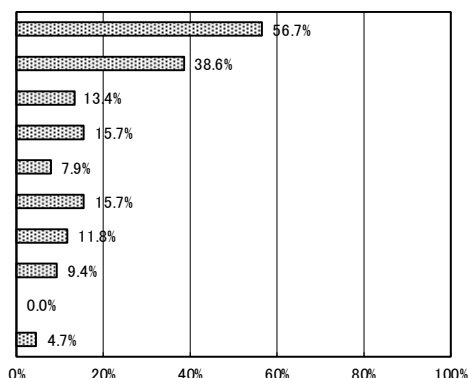
選択肢	実数	割合
食べ残し	224	33.6%
手つかず食品	127	19.0%
過剰除去	22	3.3%
ほとんど「食品ロス」をださない	327	49.0%
わからない	14	2.1%
無効	0	-
無回答	21	3.1%
回答数(累計)	735	-
調査数	667	-



食品ロスについては、「ほとんど食品ロスをださない」が 49.0%と最も多く、次に「食べ残し」が 33.6%、「手つかず食品」が 19.0%となっている。

問21 問20において、「手つかず食品」を選んだ方にお伺いします。あなたが、普段の生活で出すことがある「手つかず食品」は何ですか。(いくつでも)

選択肢	実数	割合
野菜・果物	72	56.7%
保存食品(冷凍食品、缶詰など)	49	38.6%
豆腐・納豆	17	13.4%
精肉・鮮魚	20	15.7%
米、パン、麺などの主食類	10	7.9%
お菓子類	20	15.7%
おかず、弁当類	15	11.8%
その他	12	9.4%
無効	0	-
無回答	6	4.7%
回答数(累計)	221	-
調査数	127	-



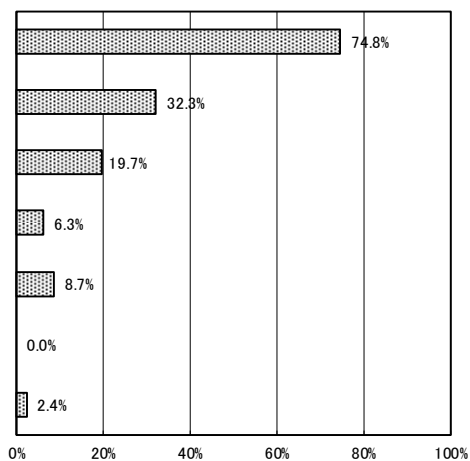
<その他の回答>

- ・ 賞味期限切れ
- ・ 期限切れ、腐敗
- ・ 調味料類の試しに買った商品、値引品の乾物
- ・ レトルト系の食品加工
- ・ 調味料、小麦粉
- ・ 贈答品や頂き物等
- ・ べつになし
- ・ 調味料(固形)
- ・ 既に調理した食品
- ・ 調味料
- ・ 引出物の食品
- ・ かんづめ
- ・ 期限切れ商品など
- ・ レトルト食品

手つかず食品については、「野菜・果物」が 56.7%と最も多く、次に「保存食品(冷凍食品、缶詰など)」が 38.6%、「精肉・鮮魚」と「お菓子類」が 15.7%となっている。

問22 問20において、「手つかず食品」を選んだ方にお伺いします。あなたが、「手つかず食品」を出してしまう理由は何ですか。(いくつでも)

選択肢	実数	割合
買ったことを忘れたまま期限が切れてしまうことがあるため	95	74.8%
安売りなどで、必要以上の食品を買い、食べきれないことがあるため	41	32.3%
家にある食品と同じものを買ひ、食べきれないことがあるため	25	19.7%
特に理由はない	8	6.3%
その他	11	8.7%
無効	0	-
無回答	3	2.4%
回答数(累計)	183	-
調査数	127	-



<その他の回答>

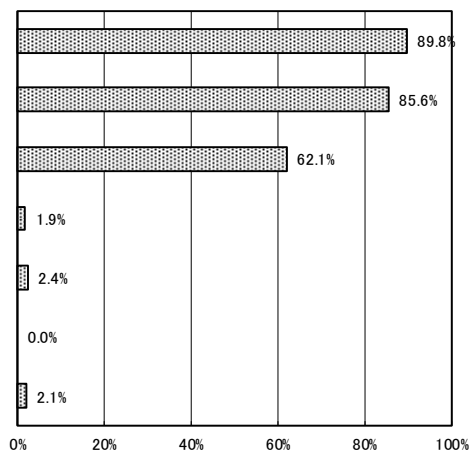
- ・ 年長いた母が食べ忘れるため
- ・ もらい物の食品など
- ・ 人からのいただきもので、好まない食品
- ・ 納豆3パック入りは残ってしまう時もあります
- ・ 残り物を冷凍しているのを忘れる
- ・ もらいものを放置した
- ・ タイミングが合わず期限切れになってしまう
- ・ お土産を沢山もらい、分け切れず食べ切れず、食べ切れず、残ってしまう
- ・ 調理できず、いたんでしまった為
- ・ 不味い食品
- ・ 家庭で作ったり、多くもらったり、食べ切れない
- ・ 頂き物
- ・ 頂くが食べ切れない
- ・ 好きではない物をもらってしまう

手つかず食品を出してしまう理由については、「買ったことを忘れたまま期限が切れてしまうことがあるため」が74.8%と最も多く、次に「安売りなどで、必要以上の食品を買い、食べきれないことがあるため」が32.3%となっている。

5. 6 プラスチックごみ

問23 あなたは、プラスチックごみに関する問題について、知っていたことはありますか。(いくつでも)

選択肢	実数	割合
プラスチックごみによって川や海が汚染されること	599	89.8%
プラスチックごみを生物が誤飲することで生態系に影響を与えていること	571	85.6%
プラスチックが風化・劣化などで微細なプラスチック(マイクロプラスチック)となること	414	62.1%
どれも知らなかった	13	1.9%
その他	16	2.4%
無効	0	-
無回答	14	2.1%
回答数(累計)	1627	-
調査数	667	-



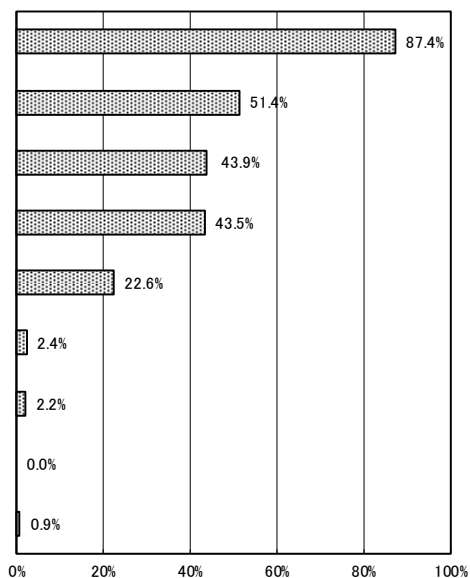
<その他の回答>

- ・ はっきりとはわからない。川は住まないから近くはない
- ・ 情報として出困っているか信ぴょう性が低い
- ・ 結果、人間にまわってくるのでプラ製品を無くしていく
- ・ リサイクルしていない
- ・ 日本では良く処理できていると思う。海外にこそ問題がある
- ・ ダイオキシン、有害物質
- ・ 焼いたりするとダイオキシン発生
- ・ 人体への影響(特に子供などの)
- ・ 見栄えにこだわり、品物のパック、トレーが多い
- ・ テレビで見ました。海の生物がかわいそう
- ・ 土にかえらない
- ・ プラスチック(生分解性のものを除いて)処理の責任は「ヒト」にある。使う責任、作る責任をもっと啓発する
- ・ SDGs問題の意識
- ・ 製品製造段階での大気のおゾン層の破壊、地球温暖化etc
- ・ プラゴミのポイ捨てをなくすことを周知徹底

プラスチックごみに関する問題については、「プラスチックごみによって川や海が汚染されること」が89.8%と最も多く、次に「プラスチックごみを生物が誤飲することで生態系に影響を与えていること」が85.6%、「プラスチックが風化・劣化などで微細なプラスチック(マイクロプラスチック)となること」が62.1%となっている。

問24 あなたは、プラスチックごみ問題解決のために、どのようなことを行っていますか。(いくつでも)

選択肢	実数	割合
マイバックの利用	583	87.4%
店で商品を購入する際、スプーンやストローなどのプラスチック製品をできる限りもらわない	343	51.4%
マイボトルの利用	293	43.9%
屋外で出たごみは分別して持ち帰る	290	43.5%
プラスチック使用量を減らしたり、再生材を利用したりするなどの環境に配慮した商品を選ぶ	151	22.6%
何もしていない	16	2.4%
その他	15	2.2%
無効	0	-
無回答	6	0.9%
回答数(累計)	1697	-
調査数	667	-



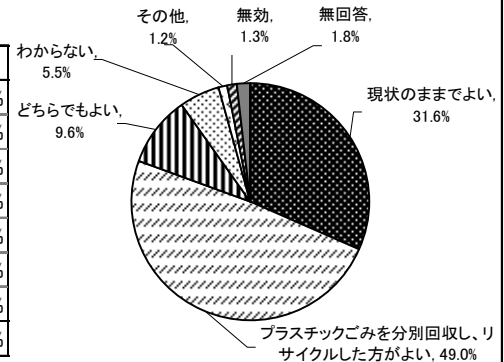
<その他の回答>

- ・ 残飯などはレジ袋に入れてからゴミ袋に入れてしまっている
- ・ 決められた場所へ捨てる
- ・ ポイ捨てを絶対にしない
- ・ すてるべき方法を守る限り特に国内では問題になっていないと思っていない
- ・ ペットボトルを使った商品を出来るだけ買わない
- ・ 回収店舗へ持参し、リサイクルへ
- ・ 散歩中、公園でゴミを持ち帰る
- ・ プラスチックゴミを屋外で放置しない
- ・ 分別
- ・ 木材といっしょに高温で焼却煙を出さず処分
- ・ プラスチックのペットボトルをリサイクルに出している
- ・ 近所のゴミを拾っている
- ・ 作り手、売り手が減らさないと無理
- ・ リサイクルの徹底
- ・ きちんと分別して廃棄する
- ・ コンビニやスーパーに店外に分別ゴミ箱設置を義務付ける

プラスチックごみ問題解決のために実施している事項については、「マイバックの利用」が87.4%と最も多く、次に「店で商品を購入する際、スプーンやストローなどのプラスチック製品をできる限りもらわない」が51.4%となっている。

問25 現在、本市ではプラスチックごみを燃やすごみとして回収し、熱エネルギーとして活用しています。しかし、今後はプラスチックごみを、資源ごみとしてリサイクルしていくことが求められます。あなたはプラスチックごみの回収、処理方法等について、どのようにお考えですか。(1つ)

選択肢	実数	割合
現状のままでよい	211	31.6%
プラスチックごみを分別回収し、リサイクルした方がよい	326	49.0%
どちらでもよい	64	9.6%
わからない	37	5.5%
その他	8	1.2%
無効	9	1.3%
無回答	12	1.8%
調査数	667	100.0%



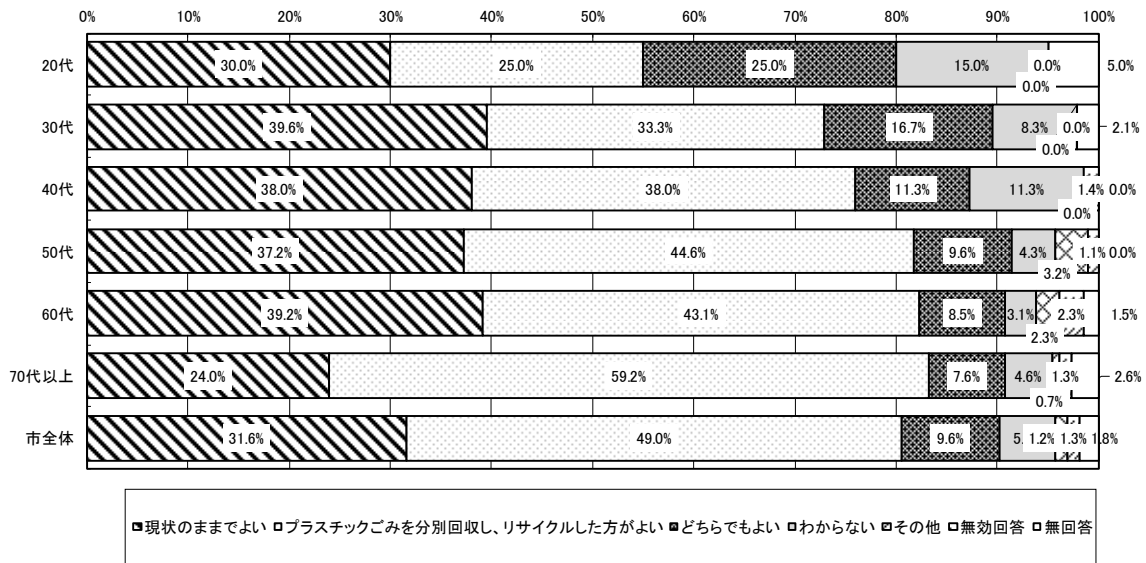
<その他の回答>

- ・ お弁当パックがプラスチック使用多い。卵パックなど
- ・ 燃やすのは焼却炉が早く傷むのでは。熱エネルギーとして活用できるのは良いですが
- ・ プラスチックは種類が多く、分別コストがかかっているのでは
- ・ プラスチックゴミも回収袋をつくり出せるようにしてほしい
- ・ 熱エネルギーでも回収できれば可。自然界へ捨てない
- ・ 鹿児島県大崎町ではゴミの8割超をリサイクルしているそうです。27品目に分別とにこと、少しずつ増やせたらと思います
- ・ 適切な方法をとるべき
- ・ ダイオキシンが出なければ、再生製品として活用、熱量が不足するなら焼やすのも有り
- ・ プラスチックごみを燃やすごみとして回収してくれるのは、ゴミ処理場の性能が高いからだと思っていた。とても楽です。しかし、今後はリサイクルしていくことが求められるなら、考え直さなくてはいいかないと思いました
- ・ リサイクルするためにエネルギーにどれほど消費しているのか
- ・ 物によってはそのまま燃えるゴミとし出している。リサイクルもどんな物でも回収となればもう少し分別はできるかも
- ・ プラスチックを使わなくてよいもの使わないようにする(元を断つ)させる(業者に)
- ・ SDGs都内では実施してます
- ・ 再生不可能なプラスチックもプラスチックゴミとして回収している自治体もあるが、そのような(再生不可能な)プラスチックは今後も燃やすべきかなと思います
- ・ 現在自治会でリサクルしている
- ・ リサイクルするためにたまったプラゴミも管理が大変ですネ。燃焼できる分はゆったり館や食物栽培の為にエネルギー活用も良いと思います
- ・ 本市ではプラスチックごみを燃やすごみとして回収、活用していることでいいのですか。大反対

今後のプラスチックごみの回収、処理方法等については、「プラスチックごみを分別回収し、リサイクルした方がよい」が49.0%と最も多く、次に「現状のままでよい」が31.6%となっている。

(1) 年代別集計結果

選択肢		問25 今後のプラスチックごみ回収・処理方法等について							合計	
		現状のまま でよい	プラスチックごみ を分別回収し、リ サイクルした方 がよい	どちらでも よい	わからない	その他	無効回答	無回答		
問 2 年 代	20代	実数	6	5	5	3	0	0	1	20
		割合	30.0%	25.0%	25.0%	15.0%	-	-	5.0%	100.0%
	30代	実数	19	16	8	4	0	0	1	48
		割合	39.6%	33.3%	16.7%	8.3%	-	-	2.1%	100.0%
	40代	実数	27	27	8	8	0	1	0	71
		割合	38.0%	38.0%	11.3%	11.3%	-	1.4%	-	100.0%
	50代	実数	35	42	9	4	3	1	0	94
		割合	37.2%	44.6%	9.6%	4.3%	3.2%	1.1%	-	100.0%
	60代	実数	51	56	11	4	3	3	2	130
		割合	39.2%	43.1%	8.5%	3.1%	2.3%	2.3%	1.5%	100.0%
	70代以上	実数	73	180	23	14	2	4	8	304
		割合	24.0%	59.2%	7.6%	4.6%	0.7%	1.3%	2.6%	100.0%
	無効	実数	0	0	0	0	0	0	0	0
		割合	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	無回答	実数	0	0	0	0	0	0	0	0
		割合	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	合計	実数	211	326	64	37	8	9	12	667
		割合	31.6%	49.0%	9.6%	5.5%	1.2%	1.3%	1.8%	100.0%



今後のプラスチックごみの回収、処理方法等について、年代別に見ると、「現状のままよい」は、30代から60代で約40%だが、20代は30%、70代は24%と低くなっている。

「プラスチックごみを分別収集し、リサイクルした方がよい」は、年代が上がるにつれて割合が増えており、70代以上は約60%となっている。

また、20代は「どちらでもよい」25%、「わからない」15%の回答がどの年代よりも多くなっている。

5. 7 自由意見

- ・プラスチックを減らすことは大切
- ・萩原さんががんばって下さい
- ・市の指定ごみ袋で、出ていないゴミは絶対に持って行かないでほしい。指定ゴミ袋の使用を徹底させる為資源ゴミの分別を、ちゃんとしていない地区には、きびしい指導を地区ごとにしてもらいたい
- ・警告シールを貼られることがあるが、理由がわからない。いつ出したらよいかを書いてない
- ・町内ではプラスチックを資源別に分けて回収してもらっている。だから、現在市はプラスチックを全部燃やしているとは思わない。本当ならとんでもない話だ
- ・いつも回収御苦労様です
- ・自分の氏名を記してゴミ袋を出すのは個人情報の開放になるとよく言われるが自分がそのためにルーズになってしまっていることを反省しないのもよくない。これからはより注意して行かないとより悪化するような気も致します
- ・資源物の分別収集で回収場所が限定され、年齢的にちょっと重いので遠い感じがする。ビン、本等重さがあるので年寄りにはきついです
- ・現状にほぼ満足しています
- ・転居して数年の頃、市の焼却炉を見学に行きました（町内の方たちと）。埋め立てる所は10年は大丈夫と言っていましたが、もう20年以上にもなりました。埋め立て地は近くの土地を使っているのでしょうか
- ・今迄、私達の時代は、生活すべてにおいて、使いたい放題やりたい放題である意味、良い思いをしてみました。それでは母体である地球が、もたない、ダメになるので、今の若い方達が、今後生きていく為に、目を覚まして、気をつけていきたいと考えてます
- ・竜ヶ崎市民はきちんとされていると思います
- ・まだまだリサイクルできることはたくさんあると思います。子供達にもなぜゴミを減らすのか、リサイクルするのか、を教えていきたいです。一斉清掃した次の日にすでにゴミが落ちているのを見ると悲しくなります。タバコのゴミが多すぎます
- ・小さいときからの生活習慣を徹底させ学校でも倫理、道徳の中で教育指導をしていくことが大切だと思います(今の世の中の乱れはゴミ問題も皆同じ、しっかり指導教育が必要だと思います)
- ・市で、回収する資源ゴミなども商店街などで使えるポイント制にして、分別意識をもたせたりしたらどうでしょうか。商店街の活生化につながる。例として、まいりゅうポイントとかね
- ・出す人が個人個人気をつけて出すようにすれば集積所もきれいで、回収する方も仕事が気持良くはかどると思われるも、回収日に集積所にゴミ出しに行くと、いつ出したかわからないビン、カンなどレジ袋に入れて出してある事がたびたびありがたきさせられる。収集されないで、そのままになっているが、これは出す側に問題があると思います。資源物の指定日やサンデーリサイクル、スーパーなどの収集を利用してもらいたい。集積所が人家の少ない所なので車でポンと捨てて行くのかなと一番の気がかりです
- ・ガラスや刃物を燃えないゴミで出すとき、回収の人がけがをしないように、少し包んだり「ケガ注意」とか貼っているが、出し方の正解がわからない。カスミストアでは、玉子のパック、透明プラスチック、発泡トレー、牛乳パックなど細かく回収してくれます。スーパーだけでなく市も回収してほしい。(立派なスーパーは、応援したい)もっとリサイクルできるものが、沢山あるのに、燃えるゴミに入れるのに罪悪感がある。ガーデニングの植え替え後の土を問い合わせたら、回収できないと言われた。土のリサイクル利用もしてますが回収利用できないのかなと思います。車の発煙筒、古いヘアースプレー缶(上がとれて中身が出せない)、少し残った園芸農薬、薬etc、古い百円ライターなどどうやって捨ててよいか悩むものがある
- ・特になし
- ・他地区の人が行き帰りに置いていく。指定した日以外にも出す人がいる。粉別しないです出す人がいる。隠れて出す人がいる(みえない様に)
- ・家庭としては、できることは限られてくるので、会社とか大きな組織の取り組みが必要だと思います。例えば、マットレスのエアウィーブやトルスリーパーは、リサイクルを始めました。又食料品を扱うスーパーetcはリサイクルできる包装にするくふうをするとか
- ・アンケートに上質な紙の必要はない(ペーパーレス)
- ・プラスチック製品から、紙製品木材(かんばつ材)などを利用して化石燃料からのいぞんを少なくしていく。消費者も買物などもう一度むだなど食品ロスへらす。国民の意識の改かく
- ・龍ヶ崎は他の地域に比べて、分別が少ない所が良い所だと思うので現状のままでいいほしい
- ・ゴミ出しの立看板(集積所)の曜日指定表示が消えてしまっている。工夫できないか
- ・現状ゴミ低減はまだまだ出来るはずスーパーが回収している透明容器(タイヨー、カスミのみ)2社以外で購入した透明器は全部ゴミに出されてる。私はカスミ、タイヨーに持って行ってますけど。透明容器が一番多く出るので、他のスーパーでも回収出来れば、ゴミ減量となる。何回も個人的に要請したが、困難なのでしょう。店側も
- ・プラスチックごみを分別すると、燃やすごみが減ってごみを出す量も随分、減らせると思う

- ・生活の中でプラスチックゴミが大半を占めてるのに、何も出来ずにそれを買っている事になんともいえない思いです
- ・資源ゴミの買い上げを行なえば良いと思います(行政で)
- ・時々ビール缶びんを袋に入れて不燃ゴミとして出してあるのを見かけます
- ・日々の小さな努力、積み重ねが、大切だと実感します。ゴミ問題は、決められた事をしっかり守って、良い環境が保っていただける様、一人一人が、ごみの発生を抑える努力を日頃から行うべきだと思います
- ・燃えるゴミを出すに当り指定袋(緑色)を使用せず、肥料袋、コメ袋、ダンボール箱、単に束ねる等としている物がある。当所集収時注意書ステッカーを貼ったりして集収しておりませんでした。が、最近は何もせず集収している。これが段々エスカレートし袋を使用しなくなっている。市の財政にも影響してくるのではないかと。ルールを徹底し平等化してはどうでしょう
- ・回収場所の選定と、網だけの所が多いのでBOXなどで確保できるようにしてほしい
- ・ゴミ回収時間の8時は早すぎる
- ・主にアパートに住む外国の方に、入居時ごみの出し方や分別の仕方を詳しく説明してほしいです。英語も通じないので住民では説明出来ません
- ・市民の数が多いのか他の市町村(阿見、牛久)などゴミ収集センターに持ち込むと50Kまでとか100Kまでとか無料になる様ですが、今後も龍ヶ崎市は現状のままでしょうか。持ち込む手間やガソリン代などを考えますと、無料制限K数とかあると市民は助かりますが
- ・分別が細かくないので、とても助かっている。しかし、細かくなっていい理由が分からないので、今のままでいいのか、という思いも少しある。プラスチックごみで川や海が汚染されるのは、何故なのか。人間が川や海に捨てなければいいことで、視点を人間の行為に向けた取り組みが重要ではないか。「調査」を行えば、その集約は出ると思います。その集約で終わってしまうことが多くあります。それでは、記入した意味がなくなってしまいます。集約後、どのような方策をとっていくか具体的に示して、知らせてくださると協力した甲斐があります
- ・過剰包装の商品が多い。もう少しプラスチックのうけ皿をなくす方法はないのか
- ・自治会組織を解散させてほしい。ゴミ集収所の清掃を自ら行うのは無理、平日ゴミを捨てた後、仕事に出かけるので誰もできない
- ・ゴミの分別、リサイクルをしっかりとる事
- ・スーパーの惣菜をよく利用するのですがプラスチック容器がたくさんガサガサしてしまう時があります。お刺身や生肉などのプレートも。マイ容器やマイボウルなどの実現可能性があれば協力したい
- ・当市に転居される人達には、ゴミの出し方について、良く説明をして、パンフレット等を渡す事
- ・プラスチックごみの回収、処理方法等については考えが及びませんが、解決方法があれば、出来る限り協力をさせていただきます。80才高齢です。良い方法が見つかるとうれしいですね
- ・少しずつでも、ガンバリましょう。継続は力(ちから)なり
- ・ゴミ出しについて、収集日以外や夜間にゴミ出しや違う地区の人が出しています。これについては一度市役所に相談して注意書をして頂きましたが全く効果ありませんでした。ご相談に伺った時「若い人でしょ、アパートの人でしょ」と言われましたが、最近は全然違います。若い方は案外しっかりしています。長年龍ヶ崎市に住んでいて、戸建の人で65才以上の方が常々と違反しています。堂々と好きな時間、好きな日に捨てています。カラスが散らかすので町会でお金を出してアミを設置しました。違反している人に話を聞くと「朝が面倒くさい」とか平気で言っています。「今の若い人は」などとも言えません。違反者は皆年寄りです。ゴミ袋に名前を書かせた方が良いと思います
- ・もっと細かい分別が必要では
- ・サンデーリサイクルなど場所を取れるところで細かく分別していけたらゲーム感覚で子ども達も分別してくれるのではと思います
- ・このアンケートでもWebでやれば紙の資源を使わないことになるのでは
- ・市内松ヶ丘におります。世帯数の増加に伴いゴミも増加しているのにゴミステーションの増設はありません。特にGW、年末年始はステーションから道路へとゴミがあふれております。牛久市などは委託業者さんが稼働しているのととても清潔に保たれているそうです。ステーションに隣接している方にはとてもめいわくだと思います。龍ヶ崎がきれいな町でいられるようにご検討の程宜しくお願い致します
- ・焼やさないごみの出し方が分からない。持って行ってくれる時と同じように出しても持っていかない時があるから
- ・身のまわりの食品や生活用品などには、見栄えを良くする、または、内容量を多く見せる。などのためだけに、なくても良いプラスチックのトレイやケースを使っている製品がたくさんあると思う。消費者が選んで買うということも大切だが製品を作る企業側に余分なプラスチックを使わせないよう国や行政が働きかけることが一番のゴミ削減になると思う
- ・問25について龍ヶ崎市の前に住んでいた市では、プラスチック用のゴミ袋があり、プラスチックゴミの日が週1回ありました。すばらしいことだと頭では分かっていますが、分別が大変でした。ゴミ箱はもう1つ必要ですし、どこからどこまでがプラスチックなのか、判断が難しかったです。汚れたら燃えるゴミになるのですが、それも、どの程度の汚れから燃えるゴミになるのか、判断が面倒でした。分かりやすく提示して下されば、プラスチックのゴミの日設けてもよいのではないかと思います
- ・粗大ゴミが簡単にいせたら嬉しい(氏名未記入で)
- ・自治会が自主的組織の為、非会員が存在する。自治会メンドーがゴミ集積所の運営、管理をしているが、非会員はタダ乗りになっている。この問題は残っている
- ・美しい街づくりのため、予算の見直し道の駅等のプームに乗った商業施設計画を断念してその予算を環境整備に回す、歩道を整備してゴミを捨てさせない、龍ヶ崎市にする事が必要ではないか。美しい街は、皆の願いなのは

- ・ ごみ処理場で働いてくださっている方々、いつもご苦勞様です。ありがとうございます。夏の暑い時、処理場へ行って、みなさんの大変な作業を見る機会がありました。豊作村へ行ったことありませんが、写真等で作業現場の様子を掲示してもいいのではないのでしょうか
- ・ 借金もゴミもふえる道の駅
- ・ 地球温暖化問題は自治体単位ではなく、国全体で意識を統一する必要があると思います。国民の意識を一致させない限り、環境問題の解決にはつながらないと思います。難しいとは思いますが、全国でゴミの出し方を統一する、その出し方をわかりやすく伝える、意識を一つにするためには、わかりやすく浸透させる方法がベストだと思います
- ・ 電池の捨て方がわからなく、家にためてしまう
- ・ このアンケートをなぜ民間会社に委託しているのですか。市職員はいらなくなるのではないですか
- ・ ごみを分別出来ない人がまだまだ多いと思います。意識していないのか、わざとなのか、わかりませんが何らかのペナルティーを与えるなど、考える事も必要かと思ひます。今の私達のしている事は、未来の子供達が大変になる事になるから
- ・ 今さら、て感じです。
- ・ 小学校や中学校でも、児童向けのごみ処理に関する講演会など、開いてほしいです
- ・ 缶(缶づめ)やびん、スプレー缶など、捨て方があまりわからなかったり、月に2回くよいだと忘れてしまい、なかなか片づかない、減らない
- ・ 横浜市から転入しましたが、龍ヶ崎市のゴミ処理は大変よく考えられている利用しやすく、良いと思います。現状で大むね満足です。プラスチックごみはきちんと焼却処理し、環境(海や川)に出ないようにすることがコスパからも最善の大法と考えています。マイバックなどは、ナンセンスと思います
- ・ プラゴミの分別よりも、燃焼温度を低下させる生ゴミの問題にこそ取り組むべき
- ・ 夜は車でゴミを持ってくる人もいます
- ・ アンケート用紙の枚数の多いことが気になりました。空白の工夫、裏面の利用等によって少なく出来るのでは
- ・ 退職後個人のボランティア活動として、地域的美観にゴミや枯葉・枯枝除去を15年間続けてきました。ポイ捨てゴミは大変少なくなってきたことを実感しております。「龍ヶ崎市」が“ゴミ削減と美観地区”として、全国に誇れる街を目指し、市役所を先頭に住民一人一人が活動を推進されることを期待しています
- ・ 多くのお宅で敷地や面した道路の除草に取り組んでいるが、除草した草を燃えるゴミで出している。現在世界で土が足りなくなっているという報道を見たが、各家庭で出た草を土に変えて売却できたら、つらい除草の励みにもなるし、ゴミも減らせるし、よいのではないかと思う。各家庭に土を使う容器を設置し、定期的に回収してもらえたらと思う。除草した雑草や落ち葉を放置しておくとも勝手に土に変わってまた雑草が生えてくるので、高齢者の家庭では大変な作業である
- ・ 私の住むマンションには外国の方が多くいます。ルールを守らない多くの方は外国の方です。習慣の違いなのかモラルの問題なのかなかなか改善しません。せめて、転入時などに指導のようなものを役所などでしてもらえないものでしょうか
- ・ つくる側と買う側、自治体やメディアが一体となってこの問題に取り組む必要があると思います。同時に、教育や教科にも盛り込んで行くことが大切だと思います
- ・ 市民となって20年以上になりますが環境の悪化は年毎に悪くなっている。以前にあった市の取り組みのなかに「ゴミ減らし隊」があったと思うが現在はどうなっているのでしょうか
- ・ ゴミ問題はとても大切なことだと思っています。CO²を減らす為にも環境問題に1人人がしっかりと向き合って対策していくことが今後の未来の為にも重要なことだと思っています
- ・ 大変な仕事だと思いますが、とても大事な事だと思いますので、これからも自分がやれる事はやりますので、充分な取り組みをよろしくお願い致します
- ・ 本アンケートの宛名の本人は高齢の為家族が変わって回答させていただきました。なるべくプラスチック製品は買わないようにしていますが、これからも努力したいと思います
- ・ ゴミの集積所は、自宅の前にありよく見えています。今のところの困り事は、ノラねこが居て袋をかじり出して、とても困っている。遠いところの人は、あまり知らないでしょうけど。どうしたら良いかと考えている今日今頃です。83才主婦です
- ・ 回収業者に感謝。ルール厳守に努力している
- ・ アパート住まいです。燃やさないごみ指定日にゴミを回収してもらえなかったことが二度ありました(コロナ前)。ルールを守って出したゴミです。アパートは燃やさないごみが出ていることは少ないですが、きちんと回収していただきたいです
- ・ 龍ヶ崎の焼却設備は、「高性能」なのでゴミを燃やしエネルギーを活用できる。プラゴミの分別回収は、もっともっと市民にリサイクルの意識を定着させてからでなければ「ルールを守らないゴミ」が増えるだけなのは
- ・ ゴミ収集場がネコやカラスに荒らされていることが多い。網ネットを大きめにするとか定期交換できたら少しは防げると思う
- ・ 竜ヶ崎市の夕方、田畑へ不法投棄車を黙認。県道脇や田んぼ道脇への投棄あり(缶類他)。監視車にて巡回すべきと思います(取締の強化案を市役所でも考案すべき)
- ・ ひとりひとりがゴミの問題を考えていってほしいと思います
- ・ 他県の方などから話を聞くと、細かすぎる分別は資源回収の問題解決に逆効果になっているようです。龍ヶ崎の分別方法はちょうど良いと思っています

- ・ 年末年始、ゴールデンウィーク等長期のゴミ収集休みを短縮して欲しい。ゴミ置場での「収集休み」の掲示を復活させて欲しい
- ・ 通常の収集日が休みになる場合、今までは回収場所に張り紙をして知らせてくれていたがそれがなくなると大変こまる。ホームページ等で調べることが無理なのでいつ休みなのかがわからない
- ・ 分別の必要はあるが、細かくしすぎると現実的でなくなるので、無理のない範囲を考える事が必要かと
- ・ 問19のゴミ出しのルールは皆知っていると思いますが、守らない人が残念ながらいいます。この様な人には何を言っても無駄です。出す人は同じだと思いますが、対応はむずかしいです
- ・ 処理や分別などに対し、ゴミを出す市民にポイント制度などとし、しっかり守って行っている方には、そのポイントを市内店で、利用出来る様にさせる。等を行えば、市民の方の意識も高まるかも
- ・ アパートは、回収日以外にゴミを出している世帯が多く、景観が悪い
- ・ 他の市町村では細かく分別してゴミを出している所が多い。高齢者にもわかりやすく出しやすい回収方法を検討してもらいたい
- ・ 一人住まい(現在は)の為食品ロスは、殆どありませんし、ごみの収集には、現状にて満足しております。最近転居致しました
- ・ 自治会費も納めず、集積所の鍵当番もやらない人が当たりまえのようにゴミを出している。皆んなで協力してやっているのには自分は参加しないというのはおかしくないですか
- ・ リサイクルステーションを利用したいが自力では行く事が出来ないので集積所に出している
- ・ 班ごととのステーションとサンデーリサイクルの両方を利用しています。朝早くから、皆が当たり前のようにゴミ出しをする姿に日本人の良さを感じます。IT社会でも、失われたくない(このような)事は続けてほしいです
- ・ 住宅密集地では、大量の生活廃棄物が出ているが郊外の地区では、ゴミの分別場所が個人でも土地の関係で分別後適切に処理されている。町場と郊外とで同じ土俵で議論に成らない。アンケート前に統計を出して対処するのが望ましい
- ・ ゴミ処理場の見学、分別された品物はリサイクルをどの様にされて届るかなどの知る機会を作って下さい
- ・ プラスチック処理・ゴミ問題等について 生活する上で利便性・機能性・生産性だけを求めた無責任な行動で温暖化気候変動等の問題になっております。一人一人出来る事モラルの向上が最優先させるべきと考えます(特に教育が重要と思う)
- ・ ゴミ問題は最重要課題です。市民の意見を聞くのは必要だが、行政・市長として当門にどう対処したいか案を出しに論議したいと思う。お店で売っている食物がトレー・パック等が余りにも多い。是非見栄えだけでなく企業への努力を行政として意見を言ってほしい。市民の意見を聞くだけでなくリーダーシップを取ってほしい。行政だけでなく、市民でも積極的に参加したい人も、大切にしてほしい
- ・ 封筒等雑紙として処理しようと思うが、セロハンと一体になっている物がけっこう多いと思われる。分離しないと雑紙として出せないで、手間がかかる。このような製品を作っている企業に、市として意見を言うことは出来ないのか(自治体でのゴミについての統一した考えが必要か)
- ・ 土、肥料、米等が入っている袋は、結構、丈夫な袋で、ただ捨てるのにもったいないと思っている。そういう袋もゴミを捨てる際に使うことを認めてくれたらいいのと思っている
- ・ 近年、自宅の周辺には、外国人の方々が住むようになり、ゴミを指定ゴミ袋に入れない。指定の集積場所に置かないなどで、ゴミが散乱しています。国によっては、ゴミは室外にポイポイと散してもよいところがあるらしく、敷地の外にすてられて困っています。役所に住民登録にきたさいは、よく説明してきれいな町になるように、お願いして、ほしいと思います
- ・ 違反ゴミがずっと放置されるのが、ものすごく嫌です。違反ゴミを出す人達が1番悪いですが、ずっと放置され続けるのも、すごく嫌です。そのときは、市で早めに撤去してほしいです。虫がわいてきもら悪いです。市の職員さん、仕事してください
- ・ ゴミ収集の時間を、もう少し遅くして欲しい
- ・ ゴミ出し日前夜枯枝、草等、生ゴミでは無いとの思いで出してるようだが、乾燥しているので火種が着くと火事に成り兼ね無いので決められた曜日に出して欲しい
- ・ ご苦労様です
- ・ 近所のゴミひろいをしていて、ポイすでの多さが目立ち、傾向から、いつも同じ人物によるものとも思えてきます。ゴミについて罪則はないですが、ルール、マナーだけでは求めきれないと思います。市主催でフリーマーケットととかどうでしょう。あと、このアンケート、うら、おもてにすれば、ペーパーへらせたのでは
- ・ 老人なのでわからないことをチェックしたかもわかりませんが自分では、いいと思ってチェックしました
- ・ 年々個々できをつける様に成り指定場所がきれいになりました。ありがとう御座居ました
- ・ 以前、ゴミに対する質問をしたところ担当者は、即答することなく、他の部所へ問い合わせるよう指導され、同じように2、3度たらい回しにされ時間を要してしまった事案があった。市民の声を大切にするためにも市役所内に何でもやる、即答指導課を設けてほしい
- ・ ゴミの分別や処理方法について、大きな不満は無い。現状の体制をしっかり維持していくのが大切と思う
- ・ 世界共通の環境問題一人一人が気をつけ実行していく事が大切。地域によっては、細かく分別してるゴミ収集について龍ヶ崎市ももっと考え、行動していく必要があると思います。人間が自分達の手で地球を壊していると思います

- ・木くず類を燃やすごみの日に出す家庭がしばしば見られます。この場合も回収しているようです。木くず類は資源物であることをより強く周知するの必要を感じます。針金、電気コード、くぎ、ネジ、刃物、金属製調理用具など金属類を資源物として回収できないでしょうか
- ・母あてに来ましたが認知症(まだひどくはないのですか)で、わからないと言いだしたため、問い合わせたよしのことで私(同居)が書いています。そのため、訂正が多くてすみません。トレーなどでも、店頭の回収でallでOKのところもあるし、白のみのところもあり、今はたまたまall OKのところへ持っていきます。惣菜のカップなどは捨ててしまうけど、それらも回収場所があれば洗って出すと思う
- ・ゴミ集積場所の設置基準があるのでしょうか。場所によっては毎回大量のゴミが出され隣接する家庭に悪影響があります。世帯数に応じ集積場所の見直しをする必要があると思います(市から自治会に指導)
- ・各自が意識を持って取り組んでゴミを少なくしていくことと思います。できる限りルールを守って出しています
- ・ゴミステーションの回収ボックスを、ステンレス製の金網ボックスにしてほしい
- ・高齢なのであまり買物もしないのでごみ等も出ないです
- ・転居して来た頃、プラスチックゴミは分別して専用ゴミ袋で捨てていた。その時も手間だとか面倒とか思わなかった。プラスチックがゴミの大半を占めている。リサイクルすれば堆肥化している我が家はほとんどゴミが出ないと思う。ゴミ集積所近くの我が家は夏場の臭いに悩まされている
- ・きめつけては、いけないとは思いますが近くのアパートに住んでる人、袋の中に缶やボンベなどぎっしり詰め込みリサイクルステーションでなくゴミ集積場にすてられてる事がしばしばアパートの管理人も分りません
- ・資源物ステーションまで遠い為持ち込めずサンデーリサイクルや店などで資源として出している。サンデー・日曜日だけではなく、平日いつでも回収できる場所、(近くの公民館)などがあるといいと思う
- ・ゴミ袋の値段は今、以上に上げないでほしい。プラスチックはまだまだ色々な商品に使われているので、燃えるゴミと分別するのは難しいし、大変なのでこのままにして欲しい。スーパー等でリサイクルポイントもらえるので、そちらでリサイクルしています。(マイバックポイントも、もっと欲しい)小学生が登校時に資源物(ペットボトル等)持って登校すると何かいいことあるみたいな事どうですか。小中学生にも分別指導するなど
- ・不燃ゴミ回収不可シールが貼られていてもいつしか回収されている(近くのアパート住民と思われるが厳しく注意しても無理)。袋の中がぐちゃぐちゃのまま出しているゴミを毎回見かけます。私自身で困っている事は使い捨てライターとカミンを入れる缶が無い為家に貯まってしまう事です
- ・必要な物だけ購入し無駄をなくす様に心がけて居ります
- ・世界でプラスチックごみの問題は多々あります。日本でも龍ヶ崎でも、分別しなければ、ならない時が来るでしょう。とりあえず、プラスチック用袋も用意するしかないのでは、と思っています。小さな意見
- ・ここ近年増々外国人の居住者が増えてきておりゴミの出し方のルールが深刻になっております。市から発行されております「ゴミ資源物の収集日」の案内に日本語の下に英語で同時に記載すると外国人の人達にも分り安いんじゃないかと思えます。それからゴミ籠を道路の所々に設置するとポイ捨てもなくなるんじゃないかと思えます。他の事は問題はないと思えます
- ・分別に変更があった時は、分かりやすくおしえて下さい
- ・地球温暖化が急速に進み心配です。異常気象にも心が痛みます。1人1人が出来る事は小さいと思えますが、出来る限りゴミを出さない工夫をして行きたいと思っております
- ・ビンや缶詰めの回収を平日で1週間に1回にしてほしい。日曜日が仕事でサンデーリサイクルに出せないため
- ・燃やすゴミの週3回はベストです。他県では週2回がほとんどです。ご苦労様です。若い方々が暮らしたい街になる様に、少しの努力をしましょう。龍ヶ崎市
- ・スーパーなどでのポイント還元付きのリサイクルステーションを増設すると、リサイクルを行う人にも実感できるメリットがあり、楽しくリサイクルができると思う。市中にビンのリサイクルステーションが少なすぎるので、増設して欲しい
- ・リサイクル当番を終えたばかりですが皆なさんよく守って分別しきれいにし出して下さっていると感謝しました
- ・現在の焼却炉では、プラスチックが含まれないと、焼却温度が上がらず、重油を大量に使用することになります
- ・レジ袋販売及び無料配布の禁止
- ・ごみ処理について、国でも、「燃やさない」処理を進めようとしている。国内でも先進の自治体ではその方向の努力をしている。日本中で最終処分場はあと20年ほどでなくなる見通しだ。「他国へ有害ごみとして輸出して目の前からなくなればいい」という発想を卒業できるように啓発し、自分にできることを学び、実行できるよう市が音頭をとってほしい
- ・今年初め頃、新聞記事で、プラスチックゴミの分別について読んだので、本市でも取り組むのだろうと思っていました。新年度になってもゴミの分別は現行のままで、広報紙にも情報がなかったのが、どうなっているのだろうとは思っていました
- ・アパートの多い地区に住んでいます。海外の住人も多く、入れ替りも多いせいか、ゴミ出しのルールが守られていません。班に入っていないことや言葉の問題もあるかもしれません。転居の際にゴミ出しのルールなど、徹底できる方法はないものでしょうか
- ・2022.11.2(水)BS171BSテレ東放送、都会を出て暮らそうよ【鹿児島県大崎町(大崎町ふるさとPR…)】ゴミ分別収集に関することが放送された。27種別による分別で理立処分場にごみが行かないように、以下放送をみてほしい。録画してあります。日本一のゴミ分別収集の町です

- ・プラスチックごみをリサイクルした方がよい事はわかりますが今まではきれいに洗わなくても良いものが分別となると洗って出す事になると思います。水が必要と手間がかかります今までのゴミの出し方で良いと思います
- ・当市民はルール等無視する傾向にあり、慣りを感じています。ゴミ問題然り。ニュータウンでの違法駐車はひどい一言です。萩原市長の取り組みに期待しています。道の駅問題は早くの結論付けをお願いします。龍ヶ崎市駅の開拓等はどうなりますか。人口の流異動に歯止めがかかっていないです
- ・ビニール袋や、食品のアルミパック等を昔は、別に袋に入れて回収していたが、とてもはんざつなので今のまま、もやすゴミとして出していきたい。なるべく過剰包装のものを販売しないで欲しい
- ・週3回の所週1回にしている紙プラ等を別々にして、紙等は水にとかしてうめる。野菜茎等はうめる。ほとんどはプラ等は出す集める場所遠い
- ・自分の住む地区はワンルームのアパートが多く外国人も多数住んでいて空缶等がもえないゴミとして出していることもあり英語等の表示も必要と思う
- ・今回のアンケート用紙は、裏面も利用されると紙の使用も半減できたと思います
- ・アパートの貸主や不動産業者も掃除に参加させるべき
- ・レジ袋など、生ゴミを入れたりしたいのでどうしても、レジ袋を買ってしまいます。私が利用しているゴミ集積所はきちんとルールが守られている方だと思います。いつもきれいにゴミ出しされていると思います。ゴミ集積所の当番などありません。当番を作らないよう、皆できれいに使用するように話し合いができています。ひどい所はカメラを設置しても良いと思います
- ・分別するのは、正直大変で面倒くさいですが私たちが、やってきた事が、最終的に自分たちにもどって来る事。おなじ命の子たちが、つらい思いをするのは嫌です。命は、命、人であれ、命は、同じ。大変だけど、守れるなら、共ぞんでき、共に生きれる事を願います
- ・食品ロスより、プラスチックによるケースや包装、カラートレイ(リサイクル不可)などのゴミが多い。過剰包装(個々に包装している物etc)を極力減らし再生可能な物にしていかなければならないと思う。プラスチックごみを熱エネルギーとして活用されているのはとても良いと思うが市にそれによって負担等問題があるのであれば検討する必要があるのではないかと
- ・資源ごみとしてリサイクルされるという明確な意図があり、きちんとリサイクルされ、少しでも環境に良いのであれば、分別するのはいいと思います
- ・プラスチックごみは別袋に入れて出すようにすると良いと思います
- ・最近、引越してきましたが、指定ゴミ袋のサイズが使いづらくて困っています。45Lや30Lなど一般的なサイズのゴミ箱にフィットする袋にしてほしいです
- ・以下のことを考慮して、ごみ処理基本計画を策定願いたい。住民側のごみ分別作業員担を簡単にすること。ごみの減量やリサイクルは、製造業者或は販売業者がゴミにならない容器又は、リサイクル可能な容器等使用して商品製品を販売すべきである
- ・保ぞんビンのフタが長年の内の液であかなくて、すてられなくて洗えない為そのままですともどされるし(もえないゴミの日)、そんなのが多量で困っている(梅酒とか、自家製の中身)
- ・町内のゴミ出しがキチンと守られているので特に問題はないと思います
- ・ゴミ置場に問題があると思います。誰れもが通る道なので地区の人ではなく他から車で来て大きなものを置いていったり曜日関係なく出したり、といつもいろいろ出ています
- ・ゴミを収集する方によってルール違反になる場合があって収集してもらえないことがある。プラスチックケースを出す場合必ず市指定の袋に入れなくても良いと思う。袋のムダ使いだと思う
- ・私はコープの宅配品を利用していますが品目によりビニール袋に分類して入っています。たとえば、牛乳、たまご、バナナ、パン類等々で、ビニールが多くて廃棄処理していますが、これは心が痛みます。沢山の家庭から出るゴミを考えると何とかすべきと思いますが。
- ・今の龍ヶ崎市のゴミ集収には、ある程度満足しています
- ・燃やすゴミのほとんどは、食品の包装と残飯である。肥料や土壌として再利用する
- ・近所に外国の方が住んでいますが、ゴミの出し方がひどい。持ってくるのは夜のうち。燃えるゴミと燃やさないゴミが全て燃えるゴミ袋に入っている。ペットボトルには中身が半分以上入ったまま捨ててある。回収車も回収せずなので、しばらく放置されていた。外国の方に、きちんと分別する事を徹底して教えて頂きたい
- ・プラスチックごみを分別回収にしたが、現実的には、可燃ごみ等と合わさって一体化した物も多くあるので難しいかも知れないが、解体する手間もかかるが分別して欲しい
- ・温暖化につながる問題なので後世に残す環境に責任をもらいたいと思う
- ・常々ごみ処理問題については十分に気を付けていますが現在食料品店(スーパーやマンビニ等)で個々の盛り皿(トレイ)がカラフルになって資源物としてのリサイクルは出来ません。資源ごみになるような皿にして廃棄物を少なくするような方向に取り組んでほしいです。焼却能力やその処理が限界に至っているようです
- ・ごみステーションが可燃ゴミの日にカラスに荒されていることが多い。ネットを石でしっかり固定するよう徹底してほしい。以前住んでいたところでは週1プラゴミの日があり、分別して出していた。洗ったりする手間はかかったけれどリサイクルされていると思ったのでよかった
- ・住民の税金を使っただけの対策になるので、市民がなっとくする取組をお願いしたい
- ・全体的に各自がゴミの量を減らすように意識を高めて、持続可能な社会にしていかなければならないと考えます

- ・道端にゴミを捨てる人が多く、市の景観が損なわれているように感じます。可能な範囲で問題提起や美化活動等に力を入れてもいいのかと思っています。ゴミの回収頻度は丁度いいので、助かっています。いつもありがとうございます
- ・年末の(12月)木くず、剪定枝収集日を3回になると助かるなと思います
- ・市指定のゴミ袋がうすく切れやすい。少し高い気がする
- ・以前、他県に住んでいた時は、分別がもっと細かったです。ゴミの問題を考えていく上で、各地域のゴミステーションに分けられる袋や生ゴミ用といったようにステーションのおき場所の中にも工夫が必要ではないでしょうか。地域差で、ゴミステーションにも差があります。設置する大きさも自治会負担もあり、おけるものが違うのでみんな同じようにするのが良いのではないかと、思ったりします
- ・現在は車を所有しているので大型ゴミは自分でクリーンセンターに持込みしているが今後老齢で車がなくなると大型ゴミの回収回数を増してほしいのと安価にしてほしい
- ・今年の8月に千葉から引っ越して来ましたが、ビン・カン・ペットボトルの回収場所がいつも燃えるゴミを捨てている場所と違うみたいだけど、どこに出せばいいのかわからなくていつも日曜日にわざわざさんさん館に持って行っている。それがめんどろ。なぜわざわざゴミ捨てる場所を分けてるのかも理解できない
- ・指定袋に名入、以前住んでいた所で、絶対書かない人が数名当番の人が次回回収時出す事になった。別の地区の人なのに「なりすまし名」で出していた。広報紙など啓発、無視。地区の当番の指導、無視または、逆ギレして怖かった。一般の人の啓発・指導は「何で」と逆ギレの元です。貴社の方の御指導や別地区に出す方には不法投棄などで警察の方からの御指導ならきくかも
- ・実際に、プラごみを燃やす自体ダメ。ごみ問題として各家庭において出さない家庭もある（やがてゴミ屋敷となる）集合住宅にあっては、市役所担当課において、そういった苦情も受け付け対応するべき、一度市役所担当課に相談しようとしたが門前払いを受けた。ゴミ問題として、その方が大きい問題なんですけどね。市民が快適で安心して生活する為には
- ・ゴミ処理等については、プラスチックゴミが大変だなと感じた
- ・ペットボトルの回収のみ、もえるゴミの日同様回収できたら助かる。使用ひんどが高くゴミの量として多い為

6. 総括

本アンケート調査では、市民のごみ排出の実態やごみの減量・リサイクルに対する意識等を調査した。本市内に居住する満20歳以上の市民を対象に、調査票1,800通を郵送して667通を回収し、回収率は37.1%（調査票到着数に対しては37.2%）であった。

質問のテーマごとに、調査結果の傾向を以下に総括としてとりまとめる。

6.1 ごみ処理問題への関心

ごみ問題に対し、8割を超える市民が関心を持っており、その内容としては、「使い捨てによって、資源が浪費されていること」、「ごみが大量に排出され、その処理が追いつかなくなること」等となっている。また、その他意見では、「ごみの分別意識」、「リサイクルの推進」及び「不法投棄」や「ごみステーションの管理」等について挙げられている。

3R（スリーアール）の言葉や意味の理解については、「言葉も意味も知らない」の方が「言葉も意味も知っている」より多く、「言葉は知っていたが、意味は知らない」を含めると約5割の市民が3R（スリーアール）について、十分に理解できていない状況となっている。年代別に見ると、「言葉も意味も知っている」は、20代の5割と最も多く、30代、40代、60代は約4割、50代は約3割、70代以上は3割以下となっている。すべての年代で3R（スリーアール）について、さらなる浸透を図っていく必要があるため、広報や啓発をより推進し、市民全体に広く浸透させていく必要があると考える。

ごみの減量やリサイクルの取り組みについては、8割を超える市民が何らかの取り組みを行っており、ごみの減量やリサイクルの取り組みは浸透してきている。取り組みとしては、「買い物袋（マイバック）を持参している」、「カン・ビン・ペットボトルの分別を徹底して資源物に出している」が9割を超える回答となっている。引き続き、ごみの減量やリサイクルの取り組み啓発し、より取り組みを広めるとともに、現在自分に負担がかからない範囲で取り組んでいる市民が、さらなる取り組みを行っていくような啓発も必要であると考えられる。

6.2 ごみ処理の情報収集

ごみの分別方法は、約8割の市民が「わかりやすい、まあわかりやすい」と回答している。

ごみの収集や分別方法の情報は、8割を超える市民が「ごみ・資源物の出し方パンフレット」と回答しており、次に「市のホームページ」、「家族・友人・知人」となっている。また、分別方法がわからないときは、市に問い合わせしているという回答が多い。引き続き、市民に分かりやすい「ごみ・資源物の出し方パンフレット」を提供することが重要であると考えられる。

6. 3 ごみ排出頻度、排出方法

現在のごみや資源物の収集回数、資源物の収集品目については、いずれも「ちょうど良い」と考える市民が大半を占めている。

収集回数が「多すぎる」や「少ない」といった回答は少数だが、燃やすごみ、粗大ごみ、廃家電については、「多すぎる」が「少ない」という回答を上回っており、燃やさないごみ、資源物（ステーション回収）、資源物（サンデーリサイクル）、については、「多すぎる」よりも「少ない」という回答のほうが多くなっている。

また、資源物について、7割を超える市民が現在の収集品目でちょうどよいと考えており、少ないと考えている市民は1割以下となっている。

6. 4 ルール厳守

利用している集積所やリサイクルステーションのルールについては、8割を超える市民が「だいたい守られている」、「きちんと守られている」と回答しており、ルールは守られている状況といえる。

ルール違反は、「収集日以外や夜間にごみが出されている」が多く、次に「カンやビンが燃やさないごみに混じってだされている」、「指定袋以外の袋でごみが出されている」と「雑紙やダンボールが燃やすごみに混じって出されている」の回答が多く、その他の回答では、分別に関する意見が多く挙げられている。

ごみ出しのルールを徹底させるためには、「広報誌や回覧などで啓発を徹底する」ことが求められており、その他の回答は多数が挙げられており、「小・中学校での啓発」、「監視カメラの設置」、「外国人への説明、分かりやすいパンフレット」等が挙げられている。

6. 5 食品ロス

市民が普段の生活で出すことがある食品ロスについては、「食べ残し」、「手つかず食品」が約5割となっており、手つかず食品を出してしまう理由については、「買ったことを忘れてたまま期限が切れてしまうことが多いため」が最も多く、次に「安売りなどで、必要以上の食品を買い、食べきれないことがあるため」となっている。

引き続き、市民に「食品ロス」に関する情報を提供することが重要であると考えられる。

6. 6 プラスチックごみ

プラスチックごみに関する問題については、市民の大半がその問題を知っており、プラスチックごみ問題解決のために「マイバックの利用」、「店で商品を購入する際、スプーンやストローなどのプラスチック製品をできる限りもらわない」等を実施している。

今後のプラスチックごみの回収、処理方法等については、「プラスチックごみを分別回収し、リサイクルした方がよい」が約5割（49.0%）となっている一方で、「現状のままでよ

い」の回答も約3割（31.6%）となっている。

年代別に見ると、「プラスチックごみを分別収集し、リサイクルした方がよい」と考える市民は、年代が上がるにつれて割合が増えており、70代以上では約6割となっている。

第 II 編 事業者意識調査結果

1. 調査概要

1. 1 調査目的

ごみ処理基本計画の策定にあたり、事業者のごみ排出やリサイクルに関する意識および取り組みの実態、将来に向けた協力意識等を把握して、今後の施策検討の参考とすることを目的にアンケート調査を実施する。

1. 2 調査対象

- (1) 調査地域 龍ヶ崎市
- (2) 対象者 龍ヶ崎市内に住所を有する事業所
- (3) 標本数 200 件
- (4) 抽出方法 事業所リストから無作為抽出

1. 3 調査方法

質問用紙郵送法

1. 4 調査年月

令和4年12月

1. 5 調査票の回収状況

- (1) 調査票発送数 200 通（うち1通が宛先不明のため返送、1通が提出期限外着）
- (2) 回収数 89 通
- (3) 回収率 44.5%（調査票到着数に対しては44.7%）

2. 調査表の集計方法

第I編 住民意識調査結果と同様

3. 調査表の見方

第I編 住民意識調査結果と同様

(1) 業種の内容

業 種	内 容
事務所 (オフィスビル)	業務内容が事務、営業等のデスクワーク中心である事務所、本支社・支店、営業所、複数の事務系の会社が入居しているビルも含む
飲食店	ファミリーレストラン、ファーストフード店、食堂、喫茶店、酒場など
卸売・小売店	卸売業、食品、酒類、家具、家電、薬品等販売店、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなど
食料品製造業	食料品の製造、加工を行う工場、施設など
その他の製造業	食料品製造以外の製造、加工を行う工場、施設など
ホテル・結婚式場等	宿泊施設を持つもの、式場施設を持つもの、あるいは両方兼ね備える施設
倉庫、流通センター	商品等の集積、保管、集配等を行っている施設
医療業	病院、診療所、歯科診療所など
その他	雑居ビル（事務所、飲食店等が同居しているビル）、劇場・映画館、文化施設、体育施設、公民館、学校・塾など

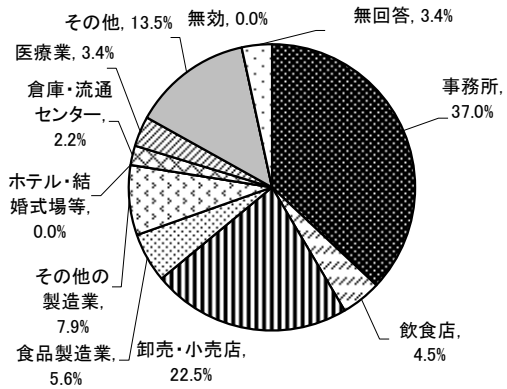
4. 回答事業所の概要

今回のアンケート調査に回答をいただいた事業所の基礎的事項は以下のとおりである。

基礎項目

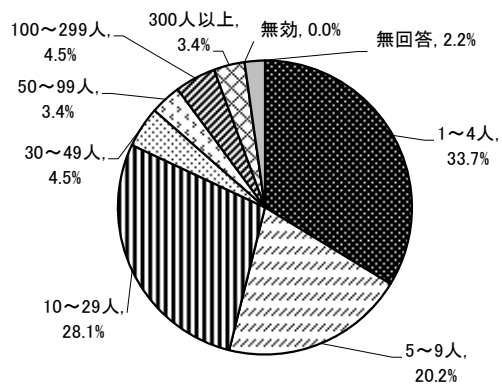
(1) 問1 業種

選択肢	実数	割合
事務所	33	37.0%
飲食店	4	4.5%
卸売・小売店	20	22.5%
食品製造業	5	5.6%
その他の製造業	7	7.9%
ホテル・結婚式場等	0	-
倉庫・流通センター	2	2.2%
医療業	3	3.4%
その他	12	13.5%
無効	0	-
無回答	3	3.4%
調査数	89	100.0%



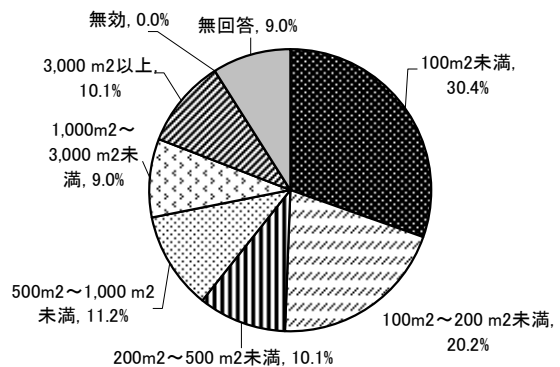
(2) 問2 従業員数

選択肢	実数	割合
1～4人	30	33.7%
5～9人	18	20.2%
10～29人	25	28.1%
30～49人	4	4.5%
50～99人	3	3.4%
100～299人	4	4.5%
300人以上	3	3.4%
無効	0	-
無回答	2	2.2%
調査数	89	100.0%



(3) 問3 延べ床面積

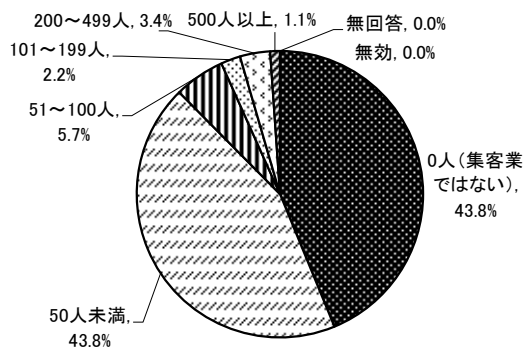
選択肢	実数	割合
100m2未満	27	30.4%
100m2～200 m2未満	18	20.2%
200m2～500 m2未満	9	10.1%
500m2～1,000 m2未満	10	11.2%
1,000m2～3,000 m2未満	8	9.0%
3,000 m2以上	9	10.1%
無効	0	-
無回答	8	9.0%
調査数	89	100.0%



※テナントとして入居している場合は、事業所のみ延べ床面積。

(4) 問4 日平均客数

選択肢	実数	割合
0人(集客業ではない)	39	43.8%
50人未満	39	43.8%
51~100人	5	5.7%
101~199人	2	2.2%
200~499人	3	3.4%
500人以上	1	1.1%
無効	0	-
無回答	0	-
調査数	89	100.0%



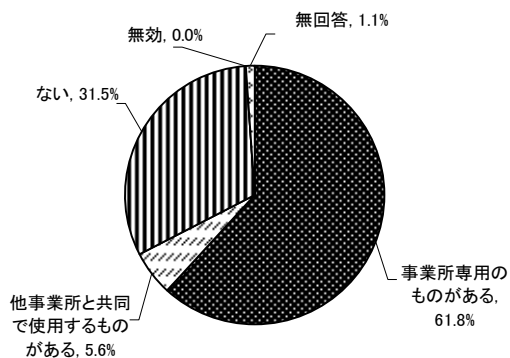
※学校は生徒数、病院・診療所は入院・通院患者数

5. 調査結果

5.1 保管・集積状況

問5 貴事業所に、ごみや資源物の保管場所・集積場はありますか。(1つ)

選択肢	実数	割合
事業所専用のものがある	55	61.8%
他事業所と共同で使用するものがある	5	5.6%
ない	28	31.5%
無効	0	-
無回答	1	1.1%
調査数	89	100.0%



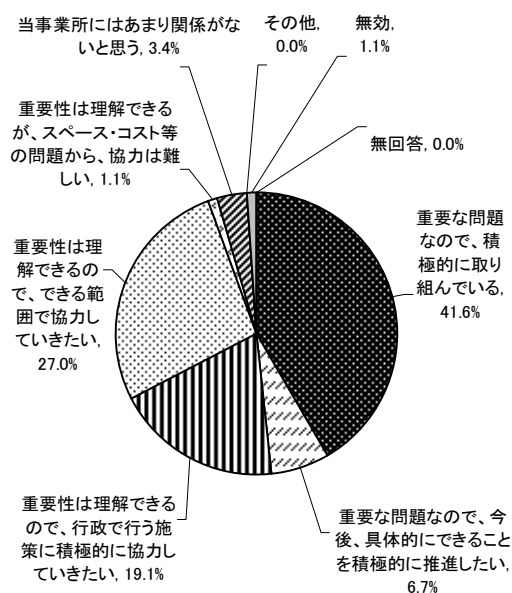
ごみや資源物の保管場所・集積所は、61.8%の事業所が「事業所専用のもの」を有しており、「他事業所と共同で使用」している事業所は5.6%となっている。

反対に、ごみや資源物の保管場所・集積所が「ない」事業所は31.5%である。

5. 2 ごみ減量リサイクルへの取組状況

問6 貴事業所におけるごみの減量やリサイクルへの取り組みについてお答えください。
(1つ)

選択肢	実数	割合
重要な問題なので、積極的に取り組んでいる	37	41.6%
重要な問題なので、今後、具体的にできることを積極的に推進したい	6	6.7%
重要性は理解できるので、行政で行う施策に積極的に協力していきたい	17	19.1%
重要性は理解できるので、できる範囲で協力していきたい	24	27.0%
重要性は理解できるが、スペース・コスト等の問題から、協力は難しい	1	1.1%
当事業所にはあまり関係がないと思う	3	3.4%
その他	0	-
無効	1	1.1%
無回答	0	-
調査数	89	100.0%



<その他の回答>

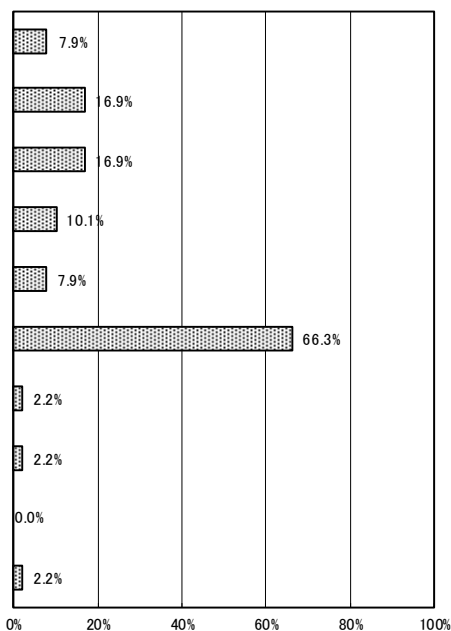
- ・なし

ごみの減量やリサイクルへの取り組みは、「重要な問題なので、積極的に取り組んでいる」が最も多く 41.6%、次に「重要性は理解できるので、できる範囲で協力していきたい」が 27.0%、「重要性は理解できるので、行政で行う施策に積極的に協力していきたい」が 19.1%、「重要な問題なので、今後、具体的にできることを積極的に推進していきたい」が 6.7% となっている。

多数の事業所が、ごみの減量やリサイクルの重要性を理解し、具体的な取り組みや協力を実施または今後推進したいと考えている。

問7 貴事業所で、ごみの減量やりサイクルを行う場合の問題点は何ですか。(3つまで)

選択肢	実数	割合
適当な資源回収業者が見あたらない	7	7.9%
他のごみと分けるのに手間がかかる	15	16.9%
保管等のためのスペースがとれない	15	16.9%
衛生上問題がある	9	10.1%
経済的なメリットが少ない	7	7.9%
特に問題はない	59	66.3%
わからない	2	2.2%
その他	2	2.2%
無効	0	-
無回答	2	2.2%
回答数(累計)	118	-
調査数	89	-



<その他の回答>

- ・ ①資源回収業者に②サンデーリサイクルを利用
- ・ 医療系ゴミ

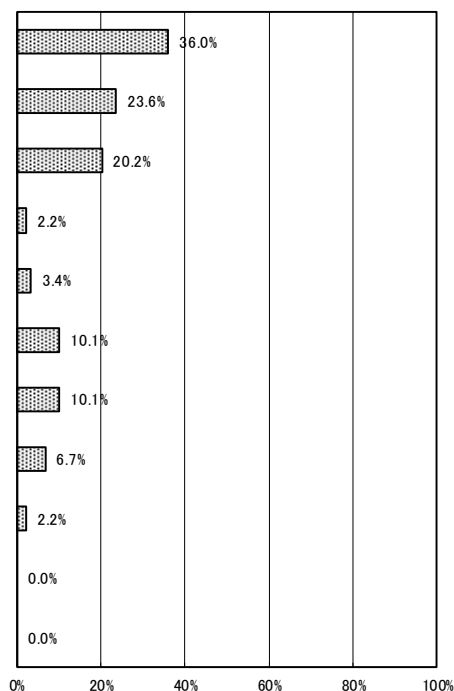
ごみの減量やりサイクルを行う場合の問題点としては、「特に問題はない」が66.3%で最も多く、次に「他のごみと分けるのに手間がかかる」及び「保管等のためのスペースがとれない」が16.9%、「衛生上問題がある」が10.1%となっている。

分別の手間や保管スペース、衛生上も問題といった課題はあるが、6割を超えるの事業者※)は特に問題はないと考えている。

※) 質問回答数(59) ÷ 回収数(89)

問8 貴事業所でのリサイクル品の使用状況についてお答えください。(いくつでも)

選択肢	実数	割合
できるかぎりリサイクル品を使用するようにしている	32	36.0%
OA用紙はリサイクル用紙を使用しているが、その他は特に使用していない	21	23.6%
従業員それぞれにまかせており、事業所でリサイクル品使用の指示はしていない	18	20.2%
リサイクル品は価格が高いため、できれば使用したくない	2	2.2%
リサイクル品は品質に問題があるため、できれば使用したくない	3	3.4%
業務特性を考慮すると、リサイクル品を使用することは困難である	9	10.1%
業務特性を考慮すると、リサイクル品を使用する必要性がない	9	10.1%
わからない	6	6.7%
その他	2	2.2%
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	102	-
調査数	89	-



<その他の回答>

- ・ リサイクル品がありお客様が使いたいといえは使っている
- ・ トナー

事業所におけるリサイクル品の使用状況は、「できるかぎりリサイクル品を使用するようにしている」が36.0%で最も多く、次いで「OA用紙はリサイクル用紙を使用しているが、その他は特に使用していない」が23.6%、「従業員それぞれにまかせており、事業所でリサイクル品使用の指示はしていない」が20.2%となっている。

また、「リサイクル品を使用したくない」という回答は、3.4%とわずかである。

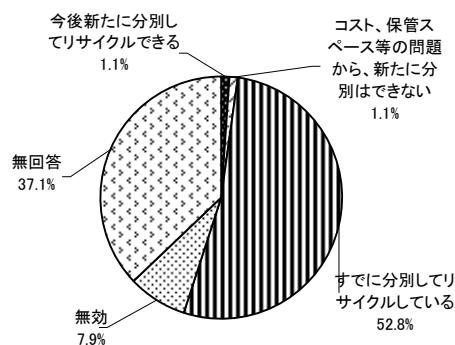
問9 貴事業所で現在、ごみとして排出しているもののうち、今後、新たに分別してリサイクルできると思う品目はありますか。品目別に、以下の選択肢から1つ選んで、その番号を()に記入してください。(1つ)

【選択肢】

- 1 今後新たに分別してリサイクルできる
- 2 コスト、保管スペース等の問題から、新たに分別はできない
- 3 すでに分別してリサイクルしている

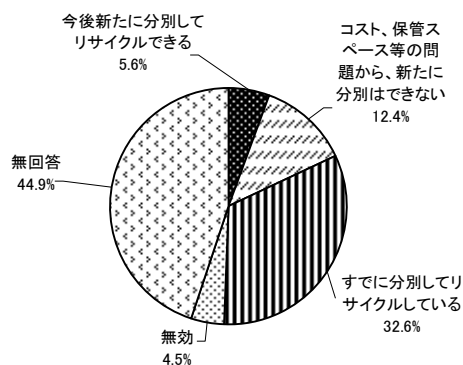
【ダンボール】

選択肢	実数	割合
今後新たに分別してリサイクルできる	1	1.1%
コスト、保管スペース等の問題から、新たに分別はできない	1	1.1%
すでに分別してリサイクルしている	47	52.8%
無効	7	7.9%
無回答	33	37.1%
調査数	89	100.0%



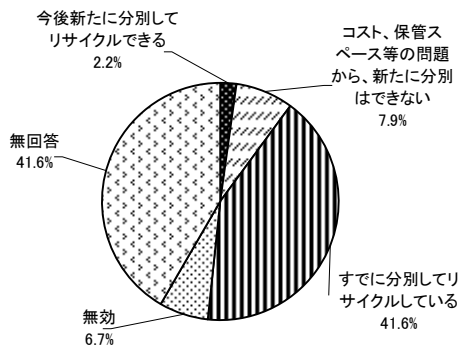
【OA用紙】

選択肢	実数	割合
今後新たに分別してリサイクルできる	5	5.6%
コスト、保管スペース等の問題から、新たに分別はできない	11	12.4%
すでに分別してリサイクルしている	29	32.6%
無効	4	4.5%
無回答	40	44.9%
調査数	89	100.0%



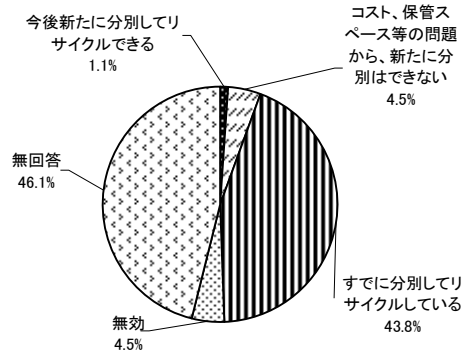
【その他の古紙類】

選択肢	実数	割合
今後新たに分別してリサイクルできる	2	2.2%
コスト、保管スペース等の問題から、新たに分別はできない	7	7.9%
すでに分別してリサイクルしている	37	41.6%
無効	6	6.7%
無回答	37	41.6%
調査数	89	100.0%



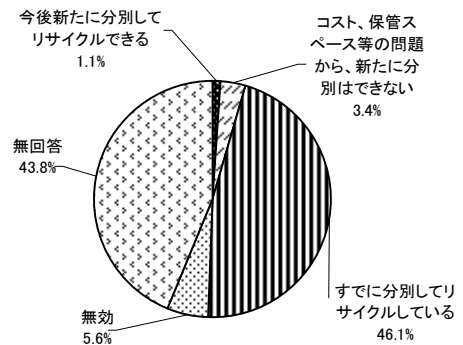
【びん類】

選択肢	実数	割合
今後新たに分別してリサイクルできる	1	1.1%
コスト、保管スペース等の問題から、新たに分別はできない	4	4.5%
すでに分別してリサイクルしている	39	43.8%
無効	4	4.5%
無回答	41	46.1%
調査数	89	100.0%



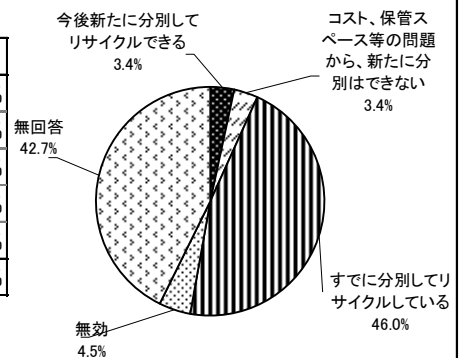
【缶類】

選択肢	実数	割合
今後新たに分別してリサイクルできる	1	1.1%
コスト、保管スペース等の問題から、新たに分別はできない	3	3.4%
すでに分別してリサイクルしている	41	46.1%
無効	5	5.6%
無回答	39	43.8%
調査数	89	100.0%



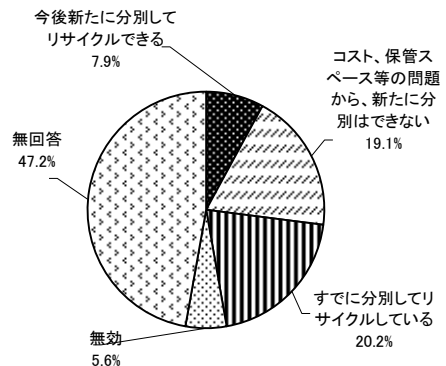
【ペットボトル】

選択肢	実数	割合
今後新たに分別してリサイクルできる	3	3.4%
コスト、保管スペース等の問題から、新たに分別はできない	3	3.4%
すでに分別してリサイクルしている	41	46.0%
無効	4	4.5%
無回答	38	42.7%
調査数	89	100.0%



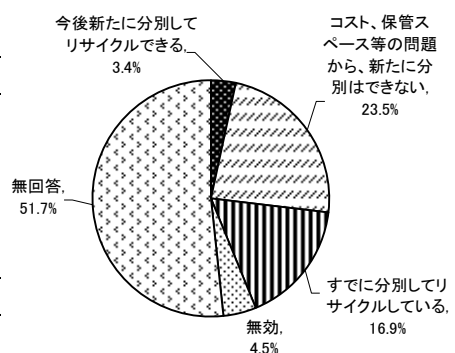
【プラスチック類】

選択肢	実数	割合
今後新たに分別してリサイクルできる	7	7.9%
コスト、保管スペース等の問題から、新たに分別はできない	17	19.1%
すでに分別してリサイクルしている	18	20.2%
無効	5	5.6%
無回答	42	47.2%
調査数	89	100.0%



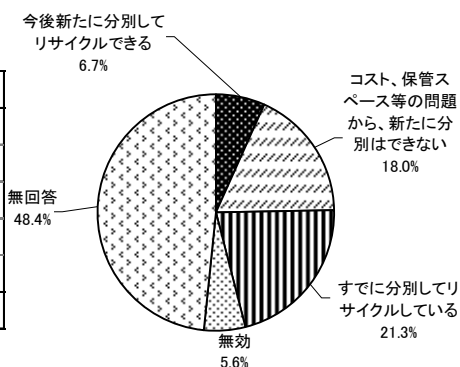
【生ごみ】

選択肢	実数	割合
今後新たに分別してリサイクルできる	3	3.4%
コスト、保管スペース等の問題から、新たに分別はできない	21	23.5%
すでに分別してリサイクルしている	15	16.9%
無効	4	4.5%
無回答	46	51.7%
調査数	89	100.0%



【木・枝類】

選択肢	実数	割合
今後新たに分別してリサイクルできる	6	6.7%
コスト、保管スペース等の問題から、新たに分別はできない	16	18.0%
すでに分別してリサイクルしている	19	21.3%
無効	5	5.6%
無回答	43	48.4%
調査数	89	100.0%



事業所において「すでに分別してリサイクルしている」ものは、「ダンボール」が 52.8%、「OA 用紙」が 32.6%、「その他の古紙類」が 41.6%、「びん類」が 43.8%、「缶類」が 46.1%、「ペットボトル」が 46.0%、「プラスチック類」が 20.2%、「生ごみ」が 16.9%、「木・枝類」が 21.3%となっている。

また、今後、新たに分別してリサイクルできると思う品目は、「ダンボール」、「OA 用紙」、「その他の古紙類」、「びん類」、「缶類」、「ペットボトル」、「プラスチック類」、「生ごみ」、「木・枝類」で 10%以下となっている。

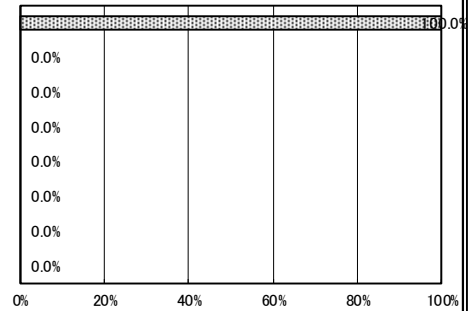
問10 問9において、「1」を選んだ品目についてお伺いします。新たに分別する場合、貴事業所では、具体的にどのような取り組みができると思いますか。品目別に、以下の選択肢から考えられるすべてを選んで、番号を()に記入してください。(いくつでも)

【選択肢】

- 1 資源品として資源回収業者に引き渡す
- 2 納入業者、製造メーカーに返却する
- 3 堆肥化、飼料化するなどして利用する
- 4 チップ化、堆肥化するなどして利用する
- 5 自社内で再生原料等に再生利用する
- 6 再生原料として購入してくれる業者に売却する

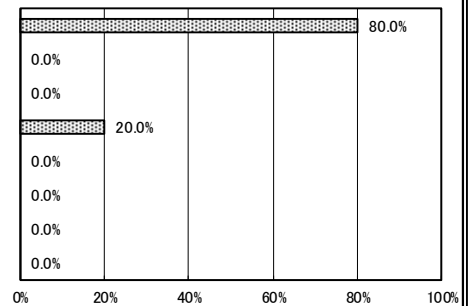
【ダンボール】

選択肢	実数	割合
資源品として資源回収業者に引き渡す	1	100.0%
納入業者、製造メーカーに返却する	0	-
堆肥化、飼料化するなどして利用する	0	-
チップ化、堆肥化するなどして利用する	0	-
自社内で再生原料などに再生利用する	0	-
再生原料として購入してくれる業者に売却する	0	-
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	1	-
調査数	1	-



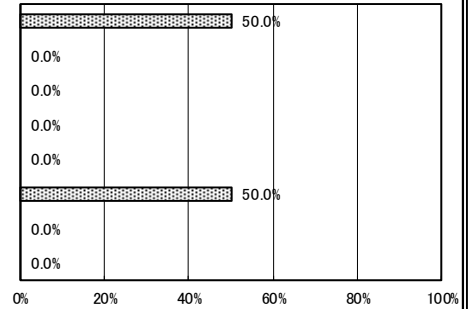
【OA用紙】

選択肢	実数	割合
資源品として資源回収業者に引き渡す	4	80.0%
納入業者、製造メーカーに返却する	0	-
堆肥化、飼料化するなどして利用する	0	-
チップ化、堆肥化するなどして利用する	1	20.0%
自社内で再生原料などに再生利用する	0	-
再生原料として購入してくれる業者に売却する	0	-
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	5	-
調査数	5	-



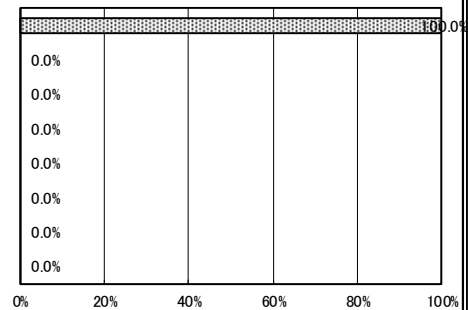
【その他の古紙類】

選択肢	実数	割合
資源品として資源回収業者に引き渡す	1	50.0%
納入業者、製造メーカーに返却する	0	-
堆肥化、飼料化するなどして利用する	0	-
チップ化、堆肥化するなどして利用する	0	-
自社内で再生原料などに再生利用する	0	-
再生原料として購入してくれる業者に売却する	1	50.0%
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	2	-
調査数	2	-



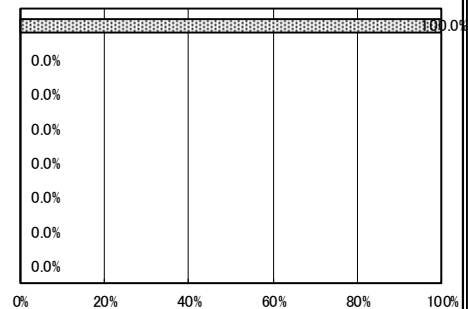
【びん類】

選択肢	実数	割合
資源品として資源回収業者に引き渡す	1	100.0%
納入業者、製造メーカーに返却する	0	-
堆肥化、飼料化するなどして利用する	0	-
チップ化、堆肥化するなどして利用する	0	-
自社内で再生原料などに再生利用する	0	-
再生原料として購入してくれる業者に売却する	0	-
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	1	-
調査数	1	-



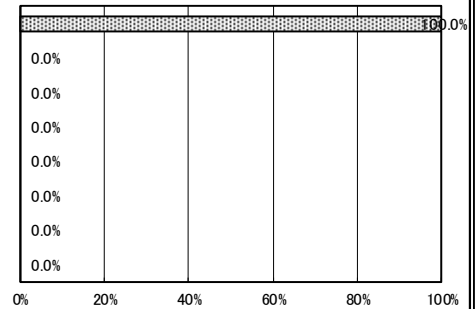
【缶類】

選択肢	実数	割合
資源品として資源回収業者に引き渡す	1	100.0%
納入業者、製造メーカーに返却する	0	-
堆肥化、飼料化するなどして利用する	0	-
チップ化、堆肥化するなどして利用する	0	-
自社内で再生原料などに再生利用する	0	-
再生原料として購入してくれる業者に売却する	0	-
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	1	-
調査数	1	-



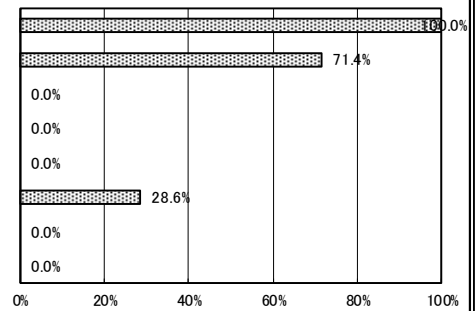
【ペットボトル】

選択肢	実数	割合
資源品として資源回収業者に引き渡す	3	100.0%
納入業者、製造メーカーに返却する	0	-
堆肥化、飼料化するなどして利用する	0	-
チップ化、堆肥化するなどして利用する	0	-
自社内で再生原料などに再生利用する	0	-
再生原料として購入してくれる業者に売却する	0	-
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	3	-
調査数	3	-



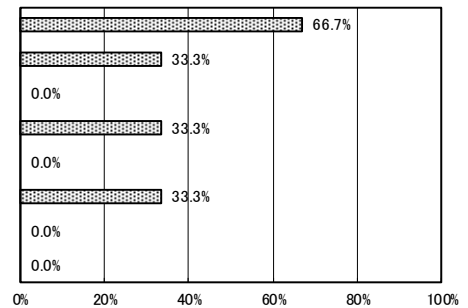
【プラスチック類】

選択肢	実数	割合
資源品として資源回収業者に引き渡す	7	100.0%
納入業者、製造メーカーに返却する	5	71.4%
堆肥化、飼料化するなどして利用する	0	-
チップ化、堆肥化するなどして利用する	0	-
自社内で再生原料などに再生利用する	0	-
再生原料として購入してくれる業者に売却する	2	28.6%
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	14	-
調査数	7	-



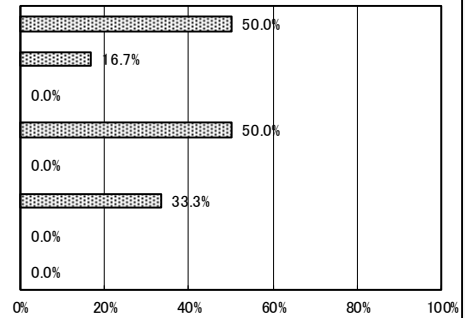
【生ごみ】

選択肢	実数	割合
資源品として資源回収業者に引き渡す	2	66.7%
納入業者、製造メーカーに返却する	1	33.3%
堆肥化、飼料化するなどして利用する	0	-
チップ化、堆肥化するなどして利用する	1	33.3%
自社内で再生原料などに再生利用する	0	-
再生原料として購入してくれる業者に売却する	1	33.3%
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	5	-
調査数	3	-



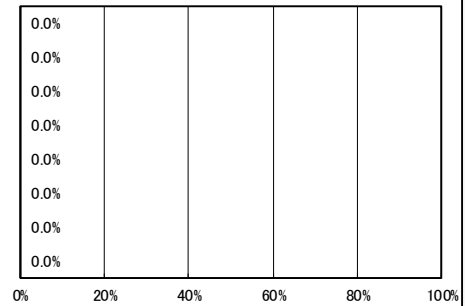
【木・枝類】

選択肢	実数	割合
資源品として資源回収業者に引き渡す	3	50.0%
納入業者、製造メーカーに返却する	1	16.7%
堆肥化、飼料化するなどして利用する	0	-
チップ化、堆肥化するなどして利用する	3	50.0%
自社内で再生原料などに再生利用する	0	-
再生原料として購入してくれる業者に売却する	2	33.3%
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	9	-
調査数	6	-



【その他】

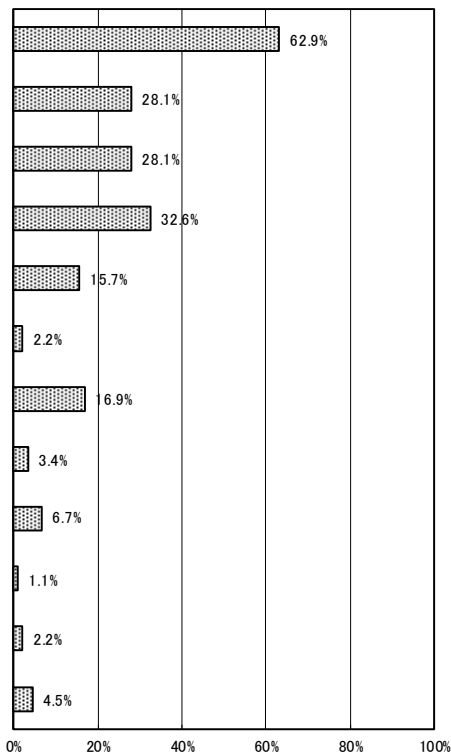
選択肢	実数	割合
資源品として資源回収業者に引き渡す	0	-
納入業者、製造メーカーに返却する	0	-
堆肥化、飼料化するなどして利用する	0	-
チップ化、堆肥化するなどして利用する	0	-
自社内で再生原料などに再生利用する	0	-
再生原料として購入してくれる業者に売却する	0	-
無効	0	-
無回答	0	-
回答数(累計)	0	-
調査数	0	-



新たに分別してリサイクルできると思う品目について、今後、分別する場合の具体的な取り組みとしては、どの項目においても「資源品として資源回収業者に引き渡す」の回答が多い。

問 1 1 事業系ごみのリサイクルを推進するためには何が必要だと考えますか。(3つまで)

選択肢	実数	割合
行政による資源回収システムの整備	56	62.9%
事業者の意識改革と実践	25	28.1%
リサイクル実施への補助制度の創設	25	28.1%
製造メーカーによる資源物引き取りの徹底	29	32.6%
行政からのリサイクルに関する情報提供・啓発活動の充実	14	15.7%
事業者間での情報交換、情報の共有化の推進	2	2.2%
事業者がリサイクルしやすい製品を開発	15	16.9%
事業者によるリサイクル費用負担の拡大	3	3.4%
法律の制定など、国・県に対する働きかけ	6	6.7%
その他	1	1.1%
無効	2	2.2%
無回答	4	4.5%
回答数(累計)	182	-
調査数	89	-



<その他の回答>

- ・ 回収にきてくれれば

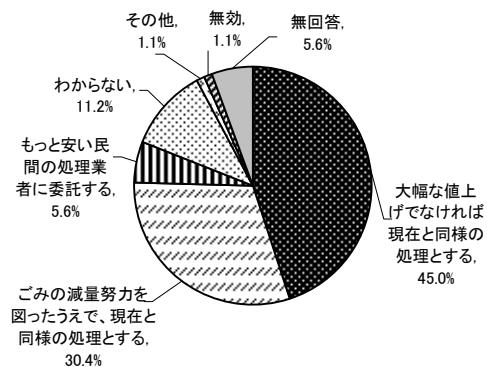
事業系ごみのリサイクルを推進するために必要であると考えられることは、「行政による資源回収システムの整備」が最も多く 62.9%となっている。次に「製造メーカーによる資源物引き取りの徹底」が 32.6%、「事業者の意識改革と実践」と「リサイクル実施への補助制度の創設」が 28.1%、「事業者がリサイクルしやすい製品を開発」が 16.9%となっている。

事業者自身による対応よりも、行政による対応や支援を求める回答のほうが多い結果となっている。

5. 3 委託料金

問12 今後、くりーんプラザ・龍へのごみの搬入料金または許可収集業者・処理業者への委託料金が上がった場合、ごみ処理はどうしますか。(1つ)

選択肢	実数	割合
大幅な値上げでなければ現在と同様の処理とする	40	45.0%
ごみの減量努力を図ったうえで、現在と同様の処理とする	27	30.4%
もっと安い民間の処理業者に委託する	5	5.6%
わからない	10	11.2%
その他	1	1.1%
無効	1	1.1%
無回答	5	5.6%
調査数	89	100.0%



<その他の回答>

- ・ 入札を実施して業社を選び直す

ごみの搬入料金や委託料金が値上がりした場合、「大幅な値上げでなければ現在と同様の処理とする」が 45.0%で最も多く、次に、「ごみの減量努力を図ったうえで、現在と同様の処理とする」が 30.4%となっており、両者を合わせると、7割を超える事業者^{※)}が現在と同様の処理を選んでいる。

また、「もっと安い民間の処理業者に委託する」は 5.6%となっている。

※) 質問回答数 (40+27) ÷ 回収数 (89)

5. 4 資源物分別状況、排出状況

問13 貴事業所から排出されるごみ・資源物について、分別状況をごみの種類別に、以下の選択肢から1つ選んで、その番号を（ ）に記入してください。(1つ)

【選択肢】

- 1 ごみとして排出
- 2 資源物として分別して排出
- 3 ごみそのものが出ない

問14 問13において、「1、2」を選んだごみ・資源物についてお伺いします。主な排出方法を以下の選択肢から1つ選んで、その番号を（ ）に記入してください。(1つ) また、平均的な排出頻度を記入してください。

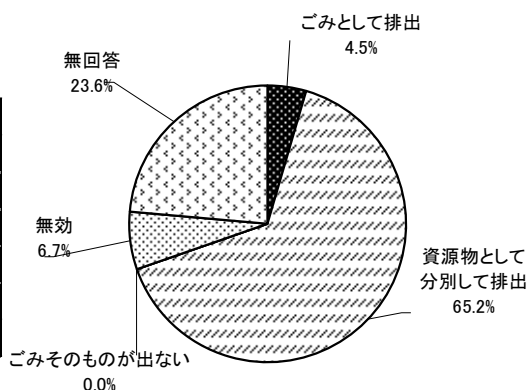
【選択肢】

- 1 「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入
- 2 資源物回収ステーションに排出
- 3 民間の収集業者(町の許可業者)に委託
- 4 民間の処理業者に委託
- 5 納入業者へ返却
- 6 自社で再生利用
- 7 自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)
- 8 その他

【ダンボール】

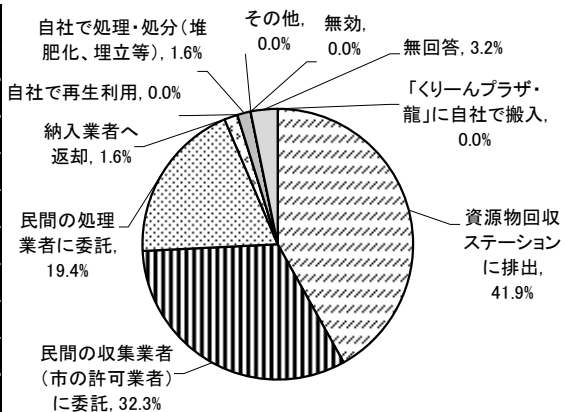
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	4	4.5%
資源物として分別して排出	58	65.2%
ごみそのものが出ない	0	-
無効	6	6.7%
無回答	21	23.6%
調査数	89	100.0%



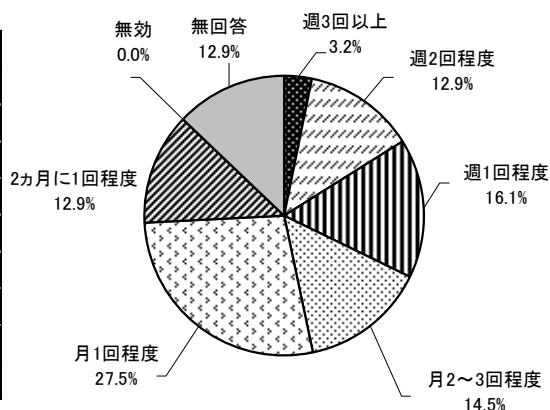
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	0	-
資源物回収ステーションに排出	26	41.9%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	20	32.3%
民間の処理業者に委託	12	19.4%
納入業者へ返却	1	1.6%
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	1	1.6%
その他	0	-
無効	0	-
無回答	2	3.2%
調査数	62	100.0%



③排出頻度

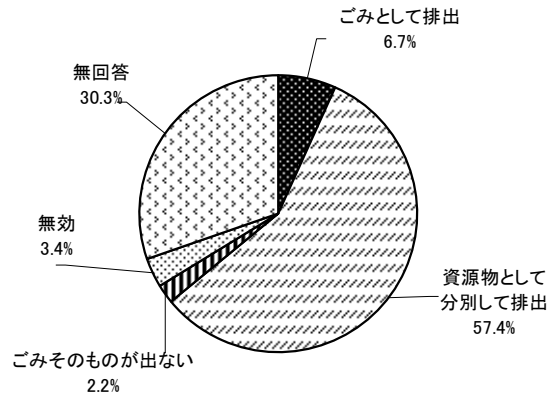
選択肢	実数	割合
週3回以上	2	3.2%
週2回程度	8	12.9%
週1回程度	10	16.1%
月2~3回程度	9	14.5%
月1回程度	17	27.5%
2ヵ月に1回程度	8	12.9%
無効	0	-
無回答	8	12.9%
調査数	62	100.0%



【新聞紙・雑誌】

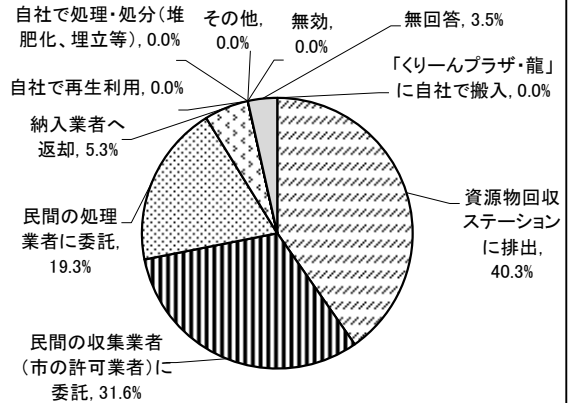
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	6	6.7%
資源物として分別して排出	51	57.4%
ごみそのものが出ない	2	2.2%
無効	3	3.4%
無回答	27	30.3%
調査数	89	100.0%



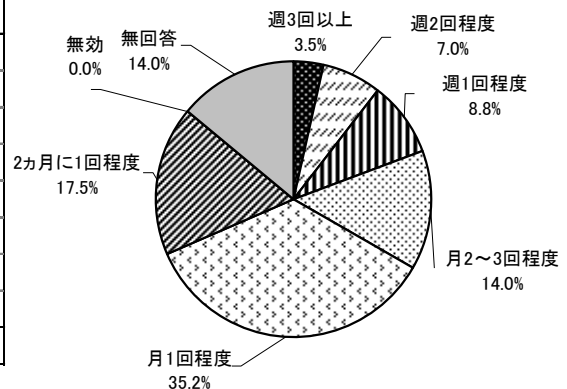
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	0	-
資源物回収ステーションに排出	23	40.3%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	18	31.6%
民間の処理業者に委託	11	19.3%
納入業者へ返却	3	5.3%
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	0	-
無効	0	-
無回答	2	3.5%
調査数	57	100.0%



③排出頻度

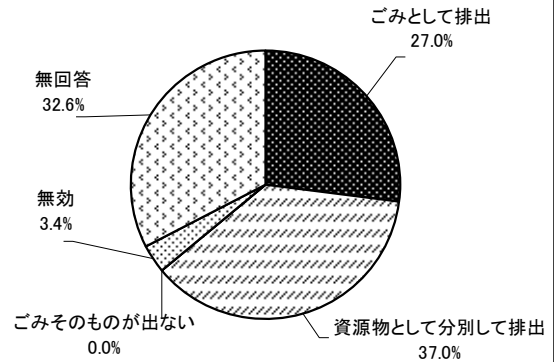
選択肢	実数	割合
週3回以上	2	3.5%
週2回程度	4	7.0%
週1回程度	5	8.8%
月2~3回程度	8	14.0%
月1回程度	20	35.2%
2か月に1回程度	10	17.5%
無効	0	-
無回答	8	14.0%
調査数	57	100.0%



【OA用紙】

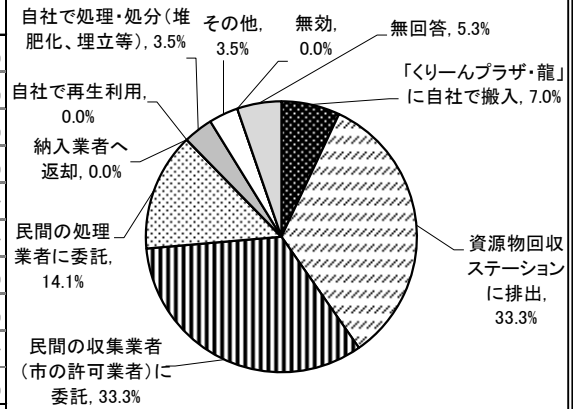
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	24	27.0%
資源物として分別して排出	33	37.0%
ごみそのものが出ない	0	-
無効	3	3.4%
無回答	29	32.6%
調査数	89	100.0%



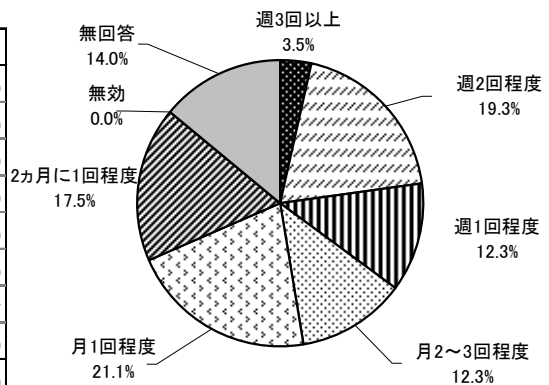
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	4	7.0%
資源物回収ステーションに排出	19	33.3%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	19	33.3%
民間の処理業者に委託	8	14.1%
納入業者へ返却	0	-
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	2	3.5%
その他	2	3.5%
無効	0	-
無回答	3	5.3%
調査数	57	100.0%



③排出頻度

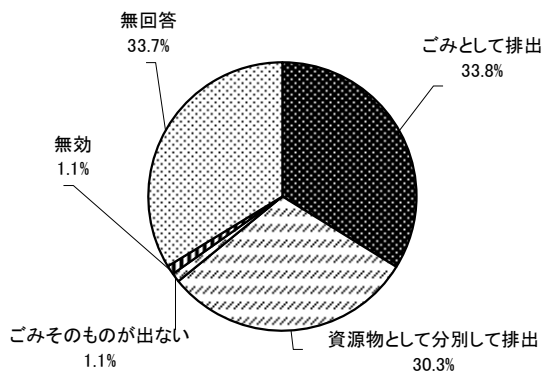
選択肢	実数	割合
週3回以上	2	3.5%
週2回程度	11	19.3%
週1回程度	7	12.3%
月2~3回程度	7	12.3%
月1回程度	12	21.1%
2か月に1回程度	10	17.5%
無効	0	-
無回答	8	14.0%
調査数	57	100.0%



【その他の紙類】

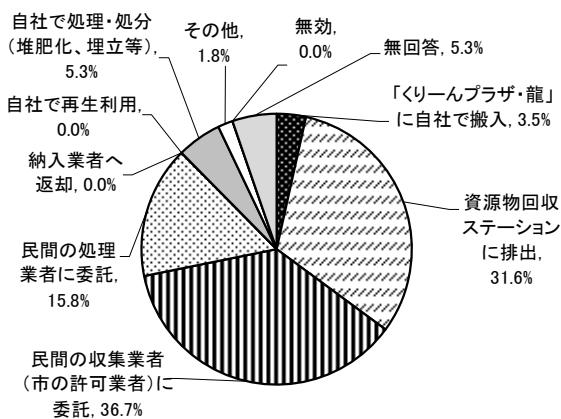
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	30	33.8%
資源物として分別して排出	27	30.3%
ごみそのものが出ない	1	1.1%
無効	1	1.1%
無回答	30	33.7%
調査数	89	100.0%



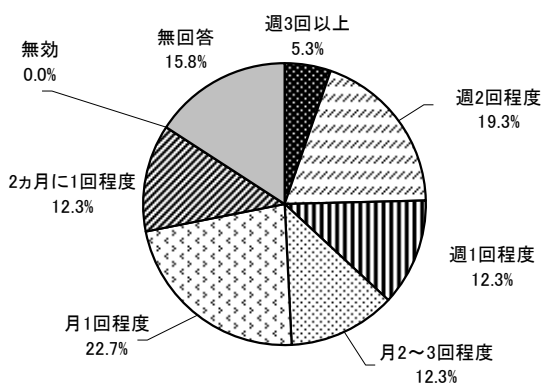
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	2	3.5%
資源物回収ステーションに排出	18	31.6%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	21	36.7%
民間の処理業者に委託	9	15.8%
納入業者へ返却	0	-
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	3	5.3%
その他	1	1.8%
無効	0	-
無回答	3	5.3%
調査数	57	100.0%



③排出頻度

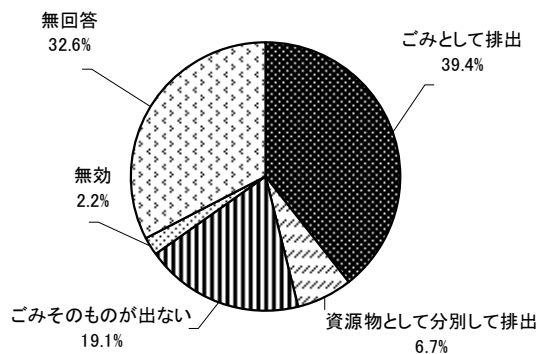
選択肢	実数	割合
週3回以上	3	5.3%
週2回程度	11	19.3%
週1回程度	7	12.3%
月2~3回程度	7	12.3%
月1回程度	13	22.7%
2か月に1回程度	7	12.3%
無効	0	-
無回答	9	15.8%
調査数	57	100.0%



【生ごみ】

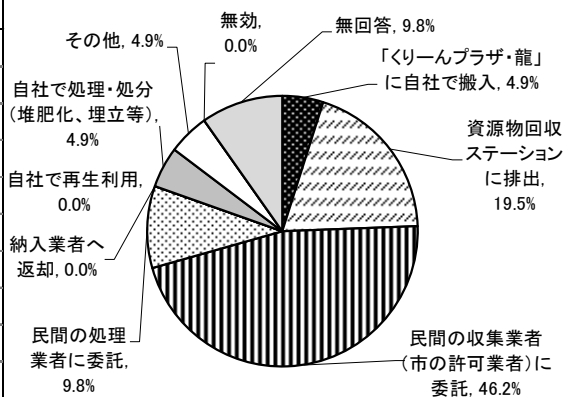
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	35	39.4%
資源物として分別して排出	6	6.7%
ごみそのものが出ない	17	19.1%
無効	2	2.2%
無回答	29	32.6%
調査数	89	100.0%



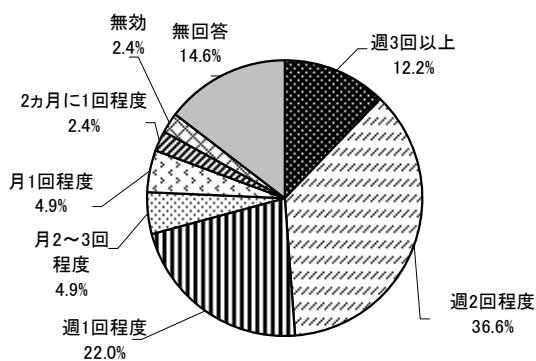
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	2	4.9%
資源物回収ステーションに排出	8	19.5%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	19	46.2%
民間の処理業者に委託	4	9.8%
納入業者へ返却	0	-
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	2	4.9%
その他	2	4.9%
無効	0	-
無回答	4	9.8%
調査数	41	100.0%



③排出頻度

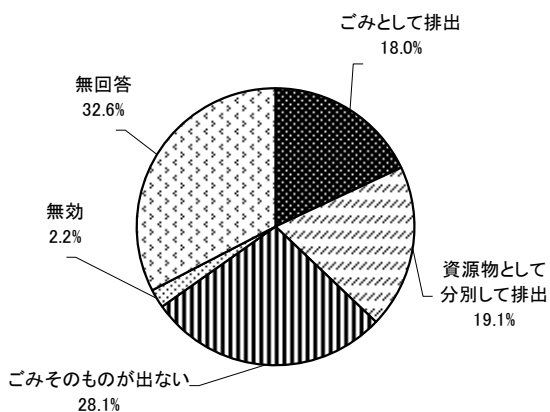
選択肢	実数	割合
週3回以上	5	12.2%
週2回程度	15	36.6%
週1回程度	9	22.0%
月2~3回程度	2	4.9%
月1回程度	2	4.9%
2か月に1回程度	1	2.4%
無効	1	2.4%
無回答	6	14.6%
調査数	41	100.0%



【木くず】

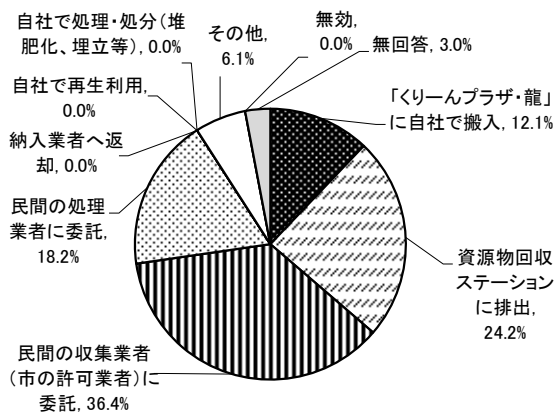
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	16	18.0%
資源物として分別して排出	17	19.1%
ごみそのものが出ない	25	28.1%
無効	2	2.2%
無回答	29	32.6%
調査数	89	100.0%



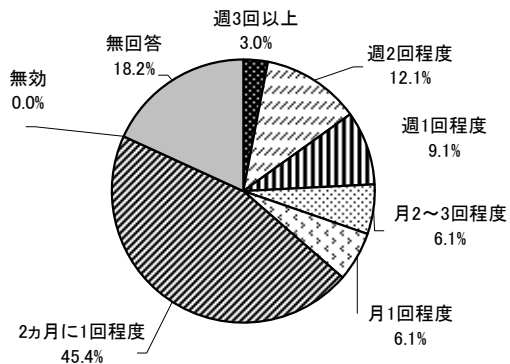
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	4	12.1%
資源物回収ステーションに排出	8	24.2%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	12	36.4%
民間の処理業者に委託	6	18.2%
納入業者へ返却	0	-
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	2	6.1%
無効	0	-
無回答	1	3.0%
調査数	33	100.0%



③排出頻度

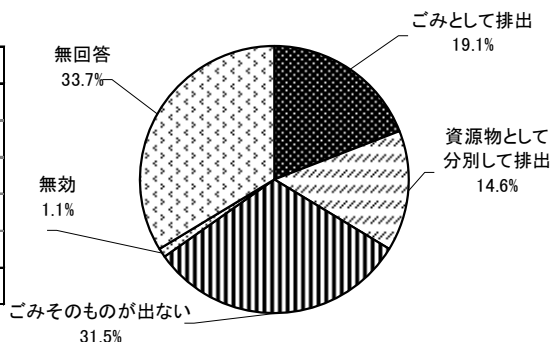
選択肢	実数	割合
週3回以上	1	3.0%
週2回程度	4	12.1%
週1回程度	3	9.1%
月2~3回程度	2	6.1%
月1回程度	2	6.1%
2か月に1回程度	15	45.4%
無効	0	-
無回答	6	18.2%
調査数	33	100.0%



【布類】

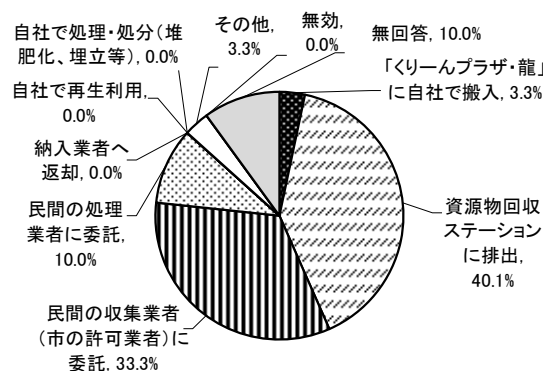
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	17	19.1%
資源物として分別して排出	13	14.6%
ごみそのものが出ない	28	31.5%
無効	1	1.1%
無回答	30	33.7%
調査数	89	100.0%



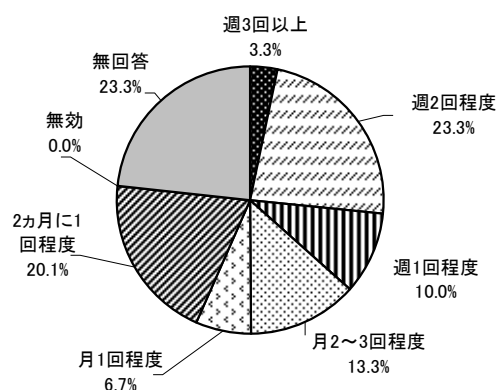
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	1	3.3%
資源物回収ステーションに排出	12	40.1%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	10	33.3%
民間の処理業者に委託	3	10.0%
納入業者へ返却	0	-
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	1	3.3%
無効	0	-
無回答	3	10.0%
調査数	30	100.0%



③排出頻度

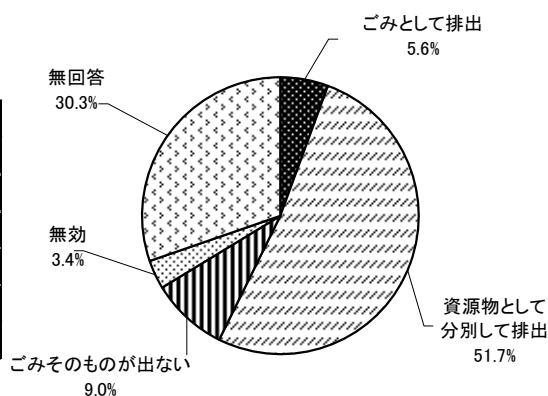
選択肢	実数	割合
週3回以上	1	3.3%
週2回程度	7	23.3%
週1回程度	3	10.0%
月2~3回程度	4	13.3%
月1回程度	2	6.7%
2か月に1回程度	6	20.1%
無効	0	-
無回答	7	23.3%
調査数	30	100.0%



【びん類】

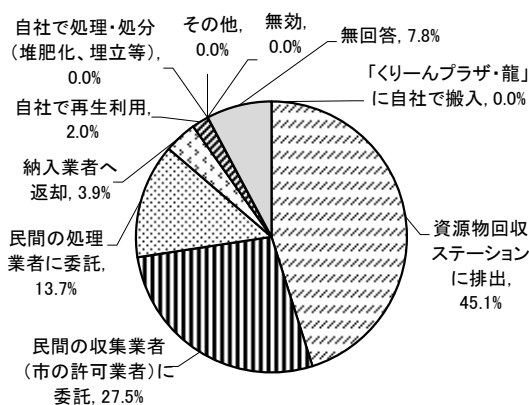
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	5	5.6%
資源物として分別して排出	46	51.7%
ごみそのものが出ない	8	9.0%
無効	3	3.4%
無回答	27	30.3%
調査数	89	100.0%



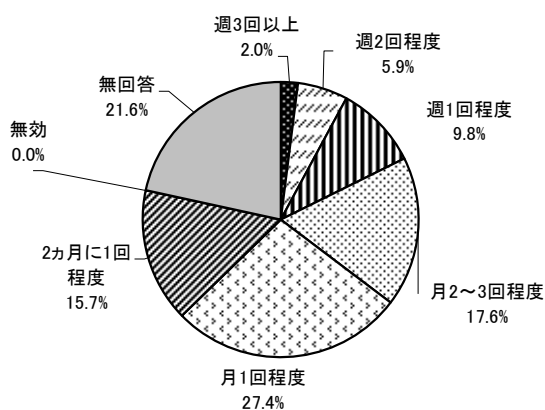
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	0	-
資源物回収ステーションに排出	23	45.1%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	14	27.5%
民間の処理業者に委託	7	13.7%
納入業者へ返却	2	3.9%
自社で再生利用	1	2.0%
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	0	-
無効	0	-
無回答	4	7.8%
調査数	51	100.0%



③排出頻度

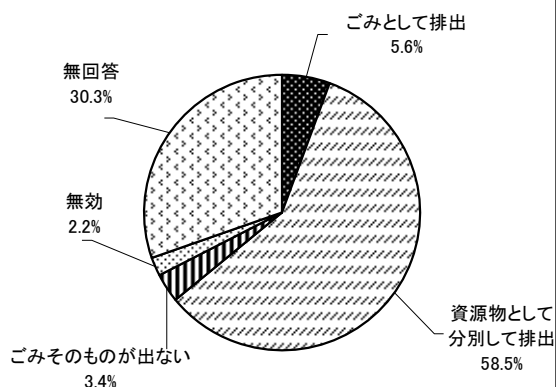
選択肢	実数	割合
週3回以上	1	2.0%
週2回程度	3	5.9%
週1回程度	5	9.8%
月2~3回程度	9	17.6%
月1回程度	14	27.4%
2か月に1回程度	8	15.7%
無効	0	-
無回答	11	21.6%
調査数	51	100.0%



【缶類】

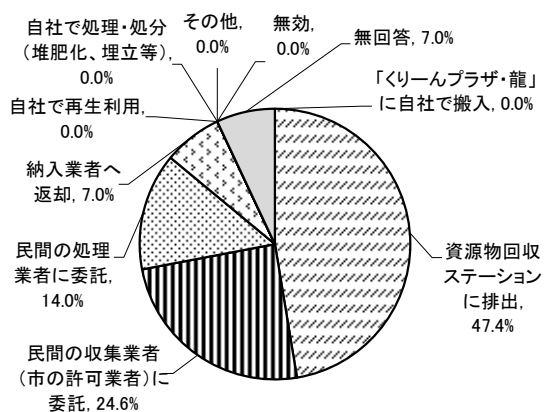
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	5	5.6%
資源物として分別して排出	52	58.5%
ごみそのものが出ない	3	3.4%
無効	2	2.2%
無回答	27	30.3%
調査数	89	100.0%



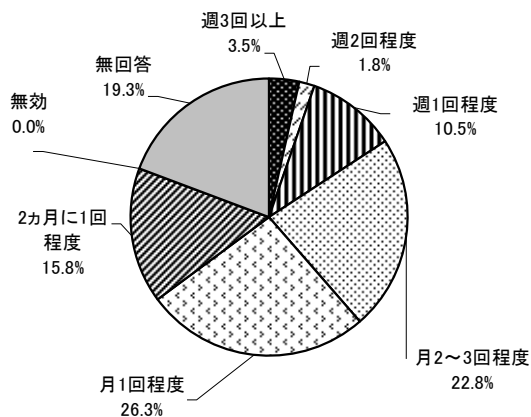
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	0	-
資源物回収ステーションに排出	27	47.4%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	14	24.6%
民間の処理業者に委託	8	14.0%
納入業者へ返却	4	7.0%
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	0	-
無効	0	-
無回答	4	7.0%
調査数	57	100.0%



③排出頻度

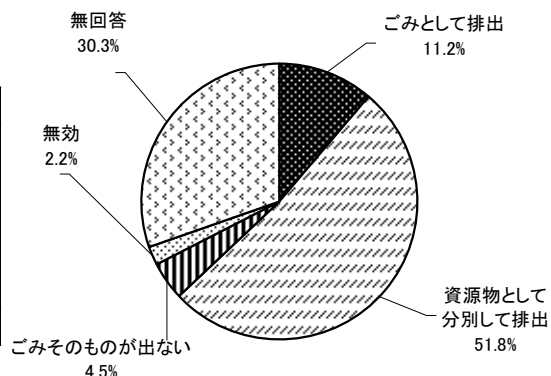
選択肢	実数	割合
週3回以上	2	3.5%
週2回程度	1	1.8%
週1回程度	6	10.5%
月2~3回程度	13	22.8%
月1回程度	15	26.3%
2か月に1回程度	9	15.8%
無効	0	-
無回答	11	19.3%
調査数	57	100.0%



【ペットボトル】

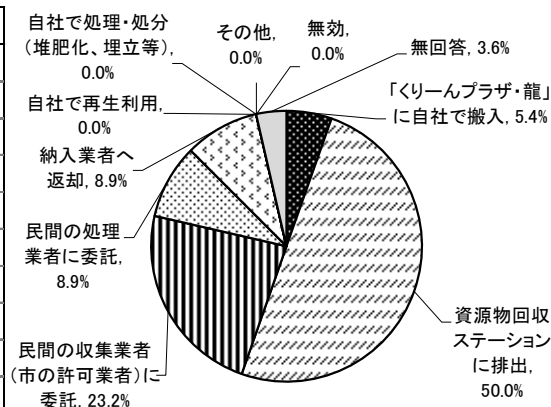
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	10	11.2%
資源物として分別して排出	46	51.8%
ごみそのものが出ない	4	4.5%
無効	2	2.2%
無回答	27	30.3%
調査数	89	100.0%



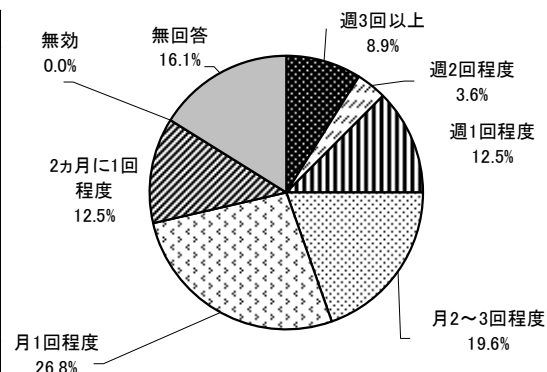
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	3	5.4%
資源物回収ステーションに排出	28	50.0%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	13	23.2%
民間の処理業者に委託	5	8.9%
納入業者へ返却	5	8.9%
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	0	-
無効	0	-
無回答	2	3.6%
調査数	56	100.0%



③排出頻度

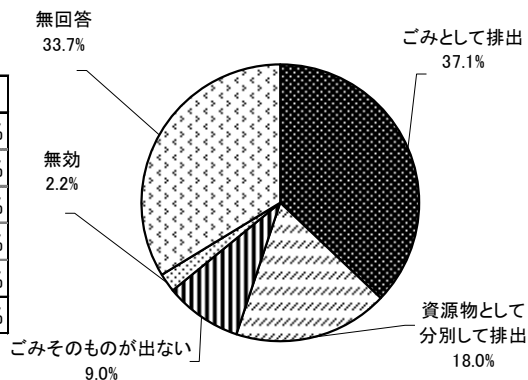
選択肢	実数	割合
週3回以上	5	8.9%
週2回程度	2	3.6%
週1回程度	7	12.5%
月2~3回程度	11	19.6%
月1回程度	15	26.8%
2か月に1回程度	7	12.5%
無効	0	-
無回答	9	16.1%
調査数	56	100.0%



【プラスチック類】

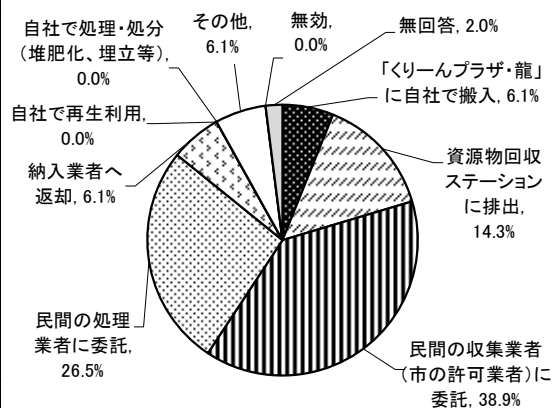
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	33	37.1%
資源物として分別して排出	16	18.0%
ごみそのものが出ない	8	9.0%
無効	2	2.2%
無回答	30	33.7%
調査数	89	100.0%



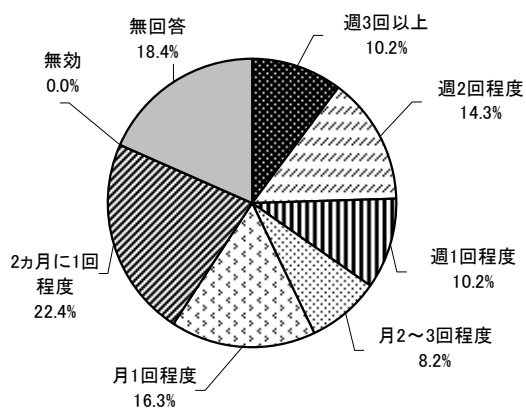
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	3	6.1%
資源物回収ステーションに排出	7	14.3%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	19	38.9%
民間の処理業者に委託	13	26.5%
納入業者へ返却	3	6.1%
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	3	6.1%
無効	0	-
無回答	1	2.0%
調査数	49	100.0%



③排出頻度

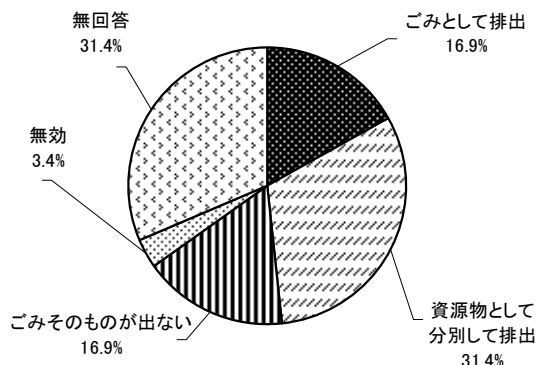
選択肢	実数	割合
週3回以上	5	10.2%
週2回程度	7	14.3%
週1回程度	5	10.2%
月2~3回程度	4	8.2%
月1回程度	8	16.3%
2ヵ月に1回程度	11	22.4%
無効	0	-
無回答	9	18.4%
調査数	49	100.0%



【金属くず】

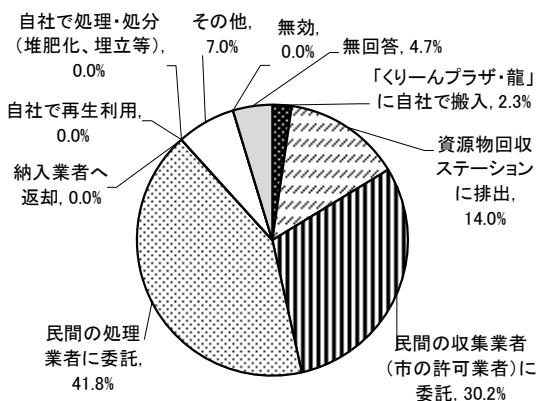
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	15	16.9%
資源物として分別して排出	28	31.4%
ごみそのものが出ない	15	16.9%
無効	3	3.4%
無回答	28	31.4%
調査数	89	100.0%



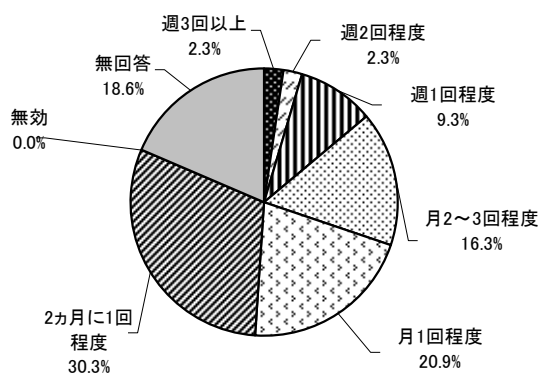
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	1	2.3%
資源物回収ステーションに排出	6	14.0%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	13	30.2%
民間の処理業者に委託	18	41.8%
納入業者へ返却	0	-
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	3	7.0%
無効	0	-
無回答	2	4.7%
調査数	43	100.0%



③排出頻度

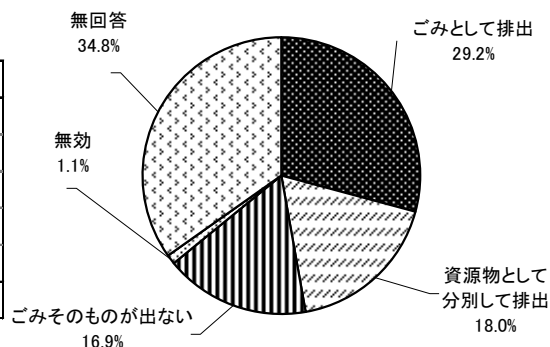
選択肢	実数	割合
週3回以上	1	2.3%
週2回程度	1	2.3%
週1回程度	4	9.3%
月2~3回程度	7	16.3%
月1回程度	9	20.9%
2ヵ月に1回程度	13	30.3%
無効	0	-
無回答	8	18.6%
調査数	43	100.0%



【ガラス・陶磁器類】

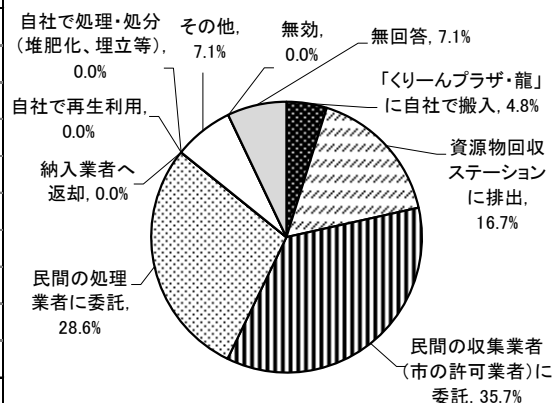
①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	26	29.2%
資源物として分別して排出	16	18.0%
ごみそのものが出ない	15	16.9%
無効	1	1.1%
無回答	31	34.8%
調査数	89	100.0%



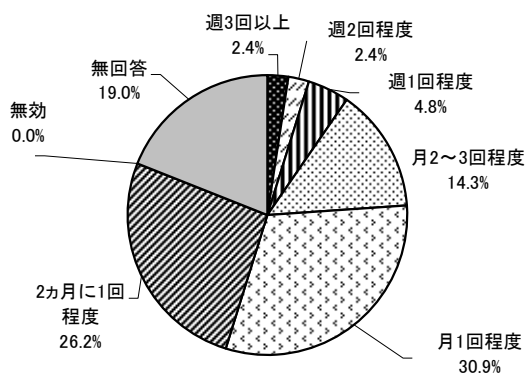
②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	2	4.8%
資源物回収ステーションに排出	7	16.7%
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	15	35.7%
民間の処理業者に委託	12	28.6%
納入業者へ返却	0	-
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	3	7.1%
無効	0	-
無回答	3	7.1%
調査数	42	100.0%



③排出頻度

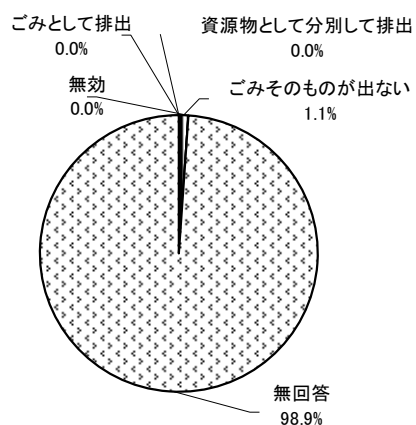
選択肢	実数	割合
週3回以上	1	2.4%
週2回程度	1	2.4%
週1回程度	2	4.8%
月2~3回程度	6	14.3%
月1回程度	13	30.9%
2ヵ月に1回程度	11	26.2%
無効	0	-
無回答	8	19.0%
調査数	42	100.0%



【その他1】

①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	0	-
資源物として分別して排出	0	-
ごみそのものが出ない	1	1.1%
無効	0	-
無回答	88	98.9%
調査数	89	100.0%



②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	0	-
資源物回収ステーションに排出	0	-
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	0	-
民間の処理業者に委託	0	-
納入業者へ返却	0	-
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	0	-
無効	0	-
無回答	0	-
調査数	0	-

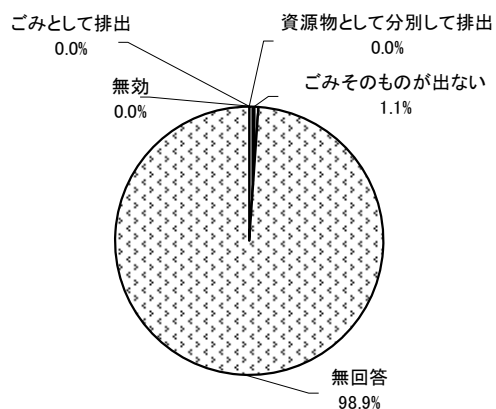
③排出頻度

選択肢	実数	割合
週3回以上	0	-
週2回程度	0	-
週1回程度	0	-
月2~3回程度	0	-
月1回程度	0	-
2ヵ月に1回程度	0	-
無効	0	-
無回答	0	-
調査数	0	-

【その他2】

①分別状況

選択肢	実数	割合
ごみとして排出	0	-
資源物として分別して排出	0	-
ごみそのものが出ない	1	1.1%
無効	0	-
無回答	88	98.9%
調査数	89	100.0%



②主な排出方法

選択肢	実数	割合
「クリーンプラザ・龍」に自社で搬入	0	-
資源物回収ステーションに排出	0	-
民間の収集業者(市の許可業者)に委託	0	-
民間の処理業者に委託	0	-
納入業者へ返却	0	-
自社で再生利用	0	-
自社で処理・処分(堆肥化、埋立等)	0	-
その他	0	-
無効	0	-
無回答	0	-
調査数	0	-

③排出頻度

選択肢	実数	割合
週3回以上	0	-
週2回程度	0	-
週1回程度	0	-
月2~3回程度	0	-
月1回程度	0	-
2ヵ月に1回程度	0	-
無効	0	-
無回答	0	-
調査数	0	-

6. 総括

事業者意識調査では、事業所におけるごみやリサイクルに対する意識、ごみ・資源物の排出状況等を調査しました。本市内に所在する事業所を対象に、調査票 200 通を郵送して 89 通の回答をいただき、回収率は 44.5%（調査票到着数に対しては 44.7%）であった。

質問のテーマごとに、調査結果の傾向を以下に総括としてとりまとめる。

6. 1 ごみの排出・リサイクルの取り組み状況

ごみの減量やリサイクルの取り組みについては、ほぼ全ての事業者がその重要性を理解しており、約 4 割を超える事業者が積極的に取り組んでいる。一方で、リサイクル品をできる限り使用するようにしている事業者は約 4 割（36%）となっており、引き続き、サイクルへの取り組みを指導、啓発していく必要があると考えられる。

また、現在ごみとして排出しているもののうち、新たに分別してリサイクルできると思う品目は、ダンボール、OA 用紙、その他の古着類、びん類、缶類、ペットボトル、プラスチック類、生ごみ、木・枝類が挙げられており、具体的な取り組み方法としては、「資源回収業者に引き渡す」が多くを占めている。そのため資源回収業者やリサイクルシステム等の情報を事業者提供して、リサイクルを推進する必要がある。

事業系ごみのリサイクルを推進するために必要と考えることは、「行政による資源回収システムの整備」が 6 割以上を占めている。事業者自身による対応よりも、行政による対応や支援を求める回答が多く、事業系ごみについても行政への期待が大きいことがわかる。

6. 2 委託料金

ごみの搬入料金や委託料金が値上がりした場合については、「大幅な値上げでなければ現在と同様の処理とする」が約 5 割を占めており、次に、「ごみの減量努力を図ったうえで、現在と同様の処理とする」が約 3 割となっている。

6. 3 資源物分別状況・排出状況

事業所における分別状況としては、ダンボールが約 7 割、新聞紙・雑誌、びん類、缶類、ペットボトルが約 5 割を超えて資源物として排出されており、OA 用紙、その他の紙類、生ごみ、木くず、布類、プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器類は、ごみとして排出されている割合が多くなっている。また、排出方法は、ほぼ全ての品目で「資源物回収ステーションに排出」、「民間の収集業者（市の許可業者）に委託」、「民間の処理業者に委託」となっている。

排出頻度は、月 1 回程度の搬出が多く、生ごみおよび布類は、週 2 回程度の排出が多く、木くず、金属くずは 2 ヶ月に 1 回程度の排出が最も多くなっている。

○龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例

平成18年3月28日

条例第7号

改正 平成26年3月28日条例第29号

平成27年6月30日条例第27号

令和元年7月3日条例第4号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進（第7条—第9条）

第3章 一般廃棄物等の適正処理（第10条—第23条）

第4章 一般廃棄物処理業の許可等（第24条—第30条）

第5章 廃棄物処理手数料等（第31条・第32条）

第6章 廃棄物減量等推進審議会（第33条—第36条）

第7章 雑則（第37条—第41条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の快適な生活環境の創造を目指した循環型社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（し尿及び汚泥を除く。）をいう。

(2) 粗大ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のうち、耐久消費財等の比較的大型の固形廃棄物をいう。

- (3) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (5) 再生利用 活用しなければ不用となる物又は廃棄物を再び使用（修理を行ってこれを使用することを含む。）し、又は資源として利用すること。
- (6) 資源物 再生利用を目的として市が行う廃棄物の収集において、分別して収集するものをいう。
- (7) 再生品 再生資源を用いた製品をいう。
- (8) 占有者 市内の土地又は建物の所有者若しくは管理者又は居住者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に必要な措置を講じ、廃棄物の減量の促進及び適正な処理に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量に関して、市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、日常生活において家庭系廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用に努めなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物については生活環境の保全上支障をきたさない方法により、できる限り自ら処理するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に伴う事業系廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、その生じた事業系廃棄物については、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、この条例に定める責務を誠実に遂行するため、事業体制の整備、従業員の教育その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（相互協力）

第6条 市、市民及び事業者は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上の推進に当たっては、相互に連携し、協力しなければならない。

第2章 廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進

(市の取組)

第7条 市は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に関して、広く市民及び事業者の意見を聴き、施策に反映させるよう努めなければならない。

2 市は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に関して、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、市民活動の支援に努めなければならない。

3 市は、自ら積極的に再生品を使用すること、資源物の回収を推進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民の取組)

第8条 市民は、商品の購入等に際し、簡易に包装された商品及び資源として再利用に適した容器等を使用した商品を選択し、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 市民は、積極的に再生品を使用すること、市が行う資源物の回収その他の施策に協力すること等により、再生利用の促進に努めなければならない。

(事業者の取組)

第9条 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際し、長期間使用が可能な製品の開発、修理体制の整備及び容器等の過剰な使用を抑制する等、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際し、資源として再利用が容易な製品及び容器等の普及に努め、使用後の製品及び容器等の回収措置を講じること等により、再生利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、事業系廃棄物について、再生利用が可能な物の分別の徹底を図ること等により、その減量に努めなければならない。

第3章 一般廃棄物等の適正処理

(一般廃棄物の処理計画)

第10条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。計画を変更したときも、同様とする。

2 一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項に

ついて定める基本計画及び当該基本計画の実施のため必要な事業について定める実施計画とする。

(排出基準等)

第11条 市が行う家庭系廃棄物の収集を受けようとする者は、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。

2 龍ヶ崎地方塵芥処理組合（以下「組合」という。）の一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）において一般廃棄物の処分を受けようとする者は、排出基準及び組合が定める処理施設への搬入の方法等（以下「搬入基準」という。）に従って、処理施設に搬入しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画、排出基準又は搬入基準に適合しない一般廃棄物については、収集又は処理施設への搬入を拒否することができる。

(指定ごみ袋)

第12条 市が行う家庭系廃棄物（粗大ごみ及び資源物を除く。）の収集を受けようとする者は、市が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）を使用しなければならない。ただし、自ら処理施設に搬入する場合その他指定ごみ袋により難しい場合は、この限りでない。

(排出等の禁止物)

第13条 占有者は、市が行う家庭系廃棄物の収集及び運搬に際し、次に掲げるものを排出し、又は処理施設に搬入してはならない。

- (1) 爆発、発火、引火、感染等の危険があるもの
- (2) 有害性のあるもの
- (3) 著しく悪臭を発するもの
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第1条に規定する特別管理一般廃棄物に指定されているもの
- (5) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第4項に規定するもののうち、同法第9条の規定に該当するもの
- (6) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第3

27号)第3条及び第4条に規定するパーソナルコンピュータのうち、一般家庭で生じたものであって、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年経済産業省、環境省令第1号)の規定に基づき、パーソナルコンピュータの製造等(製造又は輸入した物を販売することをいう。)の事業を行う者が、自主回収するもの

(7) 前各号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあるもの

2 占有者は、前項に規定する家庭系廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(資源物の所有権)

第14条 排出基準に従って排出された資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市長が指定する者以外の者は、当該資源物を収集又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して資源物の収集又は運搬を行っている者又は行った者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬に係る資源物を原状に回復すること及び資源物の収集又は運搬をしてはならないことを命じることができる。

(家庭系廃棄物の処理)

第15条 市長は、一般廃棄物処理計画に基づき家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分するものとする。

2 占有者は、自ら家庭系廃棄物を処分するときは、生活環境の保全上支障のない方法で適正に処分しなければならない。

3 占有者は、自ら処分できない家庭系廃棄物については、市長が収集を行うことを決定した家庭系廃棄物を集積する場所(以下「集積所」という。)に搬出すること等により、市が行う収集及び運搬に協力しなければならない。

4 占有者は、自ら利用する集積所の清潔の保持等生活環境の保全に必要な管理を行わなければならない。

5 建物を賃貸しようとする者又は建物の管理を請け負う者は、賃借人

に対し、排出基準等を周知しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第16条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら処分し、若しくは運搬し、又は廃棄物を収集、運搬及び処分を業として行うことができる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物)

第17条 市長は、法第6条の2第5項の規定により、多量の事業系一般廃棄物を発生させる事業者に対し、必要があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画（以下「事業系一般廃棄物減量計画」という。）の作成並びに当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定により事業系一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者は、これを作成し、市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第18条 法第11条第2項の規定により市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量とする。

2 市長は、前項に規定する市が処理することができる産業廃棄物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(清潔の保持等)

第19条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）において、自ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は指定の場所に収容し、その清潔の保持に努めなければならない。

2 公共の場所の管理者は、その管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

第20条 占有者は、その所有し、又は管理する土地又は建物の清掃を行うこと等により、その清潔の保持に努めなければならない。

2 占有者は、その所有し、又は管理する土地又は建物について、みだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

(動物の死体)

第21条 占有者は、その所有し、又は管理する土地又は建物内の動物の

死体を自ら処理できないときは、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

- 2 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに動物の種類、数量及び場所等を市長に届け出なければならない。

(し尿の処理)

第22条 し尿の処理を他の者に依頼するときは、第24条第2項の規定によるし尿の収集及び運搬の許可を受けた者に依頼しなければならない。

(特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬)

第23条 市長は、家電リサイクル法第8条に基づき、同法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具の廃棄物（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）の収集及び運搬を行うものとする。

- 2 前項の規定により市長が収集及び運搬を行う特定家庭用機器廃棄物は、当該廃棄物の再商品化等に必要な料金を既に納入していることが確認できるものでなければならない。

第4章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第24条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。法第7条第2項又は第7項の規定により、許可の更新を受けようとする者についても同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請が法令及び規則で定める許可基準に適合すると認めるときは、当該申請を許可又は更新し、規則で定める許可証を交付するものとする。

- 3 前項に規定する許可証の有効期間は、2年とする。

(変更の申請等)

第25条 前条第2項の許可を受けた者のうち、法第7条の2第1項の規定により変更の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請が法令及び規則で定める許可基準に適合すると認めるときは、当該申請を許可し、規則で定める許可証を

交付するものとする。この場合において、許可証の有効期間は、変更前の有効期間とする。

- 3 前条第2項の許可を受けた者が、法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条若しくは第38条の規定により廃止（休止を含む。）又は変更の届出を行おうとするときは、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

（許可証の再交付）

第26条 第24条第2項又は前条第2項に規定する許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て再交付の申請をしなければならない。

（許可の取消し等）

第27条 市長は、第24条第2項又は第25条第2項の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 法、条例又は規則で定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可基準又は許可条件に適合しなくなったとき。
- (4) 市長の指示に従わなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定による処分を行ったときは、これを告示するものとする。

（許可証の返納）

第28条 第24条第2項又は第25条第2項の許可を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を受けた事業の全部を廃止したとき。
- (3) 許可を取り消され、又は許可を受けた事業の全部の停止を命じられたとき。
- (4) 許可証の再交付を受けたとき。

（許可申請手数料）

第29条 第24条第1項の規定による許可又は許可の更新の申請を行おうとする者、第25条第1項の規定による変更の許可申請を行おうとする者又は第26条の規定による許可証の再交付の申請を行おうとす

る者は、別表第1に掲げる手数料を市長に納入しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、還付しない。

(処理の委託等)

第30条 市長は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく令第4条及び第4条の3で定める基準に従って、一般廃棄物又は特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託することができる。

2 前項の規定による市の一般廃棄物又は特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を受託しようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

第5章 廃棄物処理手数料等

(廃棄物処理手数料等)

第31条 占有者は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第2に掲げる手数料を市長に納入しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(廃棄物処理手数料の減免)

第32条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条に規定する手数料の一部又は全部を免除することができる。

第6章 廃棄物減量等推進審議会

(審議会の設置)

第33条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第34条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験者 3人以内

(2) 市議会議員 2人以内

(3) 関係団体の代表者又はその指名する者 9人以内

(4) 公募の市民（龍ヶ崎市まちづくり基本条例（平成26年龍ヶ崎市条例第58号）第3条第1号に規定する市民（法人その他の団体を

除く。)をいう。) 6人以内

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第3号までに掲げる委員にあっては、その職を退いたときは委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第35条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第36条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7章 雑則

(報告)

第37条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、一般廃棄物処理計画、排出基準、搬入基準等の遵守の状況その他この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第38条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、一般廃棄物処理計画、排出基準、搬入基準等の遵守の状況その他この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を

携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

第39条 市長は、前2条の規定による報告又は立入検査の結果、廃棄物の収集、運搬又は処分について改善等が必要と認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該関係人に対し、必要な措置を講じるべき旨を指導又は勧告することができる。

(公表)

第40条 市長は、当該関係人が、前条の規定による指導又は勧告に従わないときは、意見を述べる機会を与え、その指導又は勧告の内容その他の事実を公表することができる。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(龍ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)
- 2 龍ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年龍ヶ崎市条例第12号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした前項の規定による廃止前の龍ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則(平成26年3月28日条例第29号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 9 第7条の規定による改正後の龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の

促進に関する条例別表第2の規定は、施行日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成27年6月30日条例第27号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。
（龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 27 この条例の施行の際現に第21条の規定による改正前の龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の委員（次項において「委員」という。）として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。
- 28 この条例の施行の日から平成29年6月30日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の条例第34条第2項の規定にかかわらず、平成29年6月30日までとする。

付 則（令和元年7月3日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納入する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前に納入する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第29条関係）

種別	手数料
一般廃棄物処理業許可申請	1件につき5,000円
一般廃棄物処理業変更許可申請	

浄化槽清掃業許可申請	
一般廃棄物処理業許可証再交付申請	1件につき3,000円
浄化槽清掃業許可証再交付申請	

別表第2（第31条関係）

種別	取扱区分	手数料
家庭系廃棄物	排出基準に従い集積所に排出された家庭系廃棄物で、市が収集し、運搬し、及び処分するもの（粗大ごみを除く。）	無料
	家庭系廃棄物で、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の処理施設へ直接搬入するもの	龍ヶ崎地方塵芥処理組合で定めるところによる。
	粗大ごみ（最も長い部分が1メートル以上又は重量が20キログラム以上のもの）で、市が戸別に収集し、運搬し、及び処分するもの	1個につき1,570円
	特定家庭用機器廃棄物で、市が戸別に収集し、及び運搬するもの	

委員名	該当箇所	意見	回答
田崎委員	第6章全般	プラスチック対策は国際的にも国内的にも急速に取り組みが進んでいます。本市においても、検討の加速が必要と思われます。名古屋市が今年度策定した削減指針が参考になると思いますので、今後の検討に参照いただければと存じます。 https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000162159.html	情報のご提供誠に有難うございます。 廃棄物減量等推進審議会委員の方々へ情報共有をさせていただきます。 「検索:名古屋市プラスチック削減指針」
札幌委員	18ページ	水平リサイクル 何故、龍ヶ崎市は行えないのか？	現在、本市においても水平リサイクルの取り組みについては検討している段階であり、進展があった際は、委員の皆様にご報告したいと考えます。
	21ページ	ペットボトルキャップ これを収集して発展途上国へワクチンを送る事業があったが、その取り組みは？	ワクチンキャップの事業については、市とSDGsパートナーとして登録された団体(なないろキャップ)により実施されており、本庁舎等での収集ボックス設置は、SDGsパートナーシップに基づき、市との連携・協力の一環として行われております。
	29ページ	家庭系ごみ 雑紙のリサイクルを積極的に進めるべき	燃やすごみの組成分析において、紙類(雑紙)の占める割合が多いことから、本市としても引き続き紙類のリサイクル資源化への啓発が重要と考えます。
	72ページ	剪定枝等の資源化 リサイクルの推進をさまたげるものは何か？	剪定枝の資源化につきましては、燃やすごみとの判別や、資源回収ステーションへの出し方について、周知が行き届いていないことなどが考えられるため、更なる資源化率の増加を図るために有効な啓発の検討、実施を行って参りたいと考えます。
	74ページ	ごみ収集 週2回への検討を始める必要があると思う	本市では以前、容器包装プラスチックごみを分別収集していた経緯があり、クリーンプラザ・龍の竣工に伴い、燃やすごみとして処分が可能となったことで現在の収集体系となっております。市民アンケートではごみ収集の満足度が高いことと併せ、今後求められる、プラスチック資源循環へ取り組む際の収集方法の変更に対応できるよう、現在の収集体系を維持していきたいと考えます。

枘田委員	全般	この基本計画は令和20年度までとなっていますが、特に施策については令和13年以降については見直すことが計画のように感じますが、この通りでしょうか？見直しは必要だとしても、最終年度の令和20年までの計画にしていきたいです。	現在、本市のごみ処理を行っている、中間処理施設「クリーンプラザ・龍」については、令和13年度以降の管理運営方法を、茨城県の広域化計画と照らし合わせ検討されることとなります。今後広域化を見据える関係市町村間において協議されることで、計画の方向性も示されることとなります。そのため、計画策定期間内での定期的な計画の見直しを図りたいと考えます。
	67ページ	第1節 排出抑制計画 (2)啓発事業の推進 現在行われている活動成果をさらに上げるため「削減月間」などのイベントやインパクトのある「キャッチコピー」「ポスター」などの従来と違う啓蒙活動を考える必要があると思います。	啓発事業⑥について次のように修正したいと考えます。 削減月間を掲げ、施設見学会、学習冊子の作成や「キャッチコピー・削減ポスター」等を募る体験学習により、ごみや環境問題への関心を育成します。
	72ページ	第2節 資源化計画 施策2-1 (5)廃棄物系バイオマス利活用の検討 この取り組みはこれからの施策として重要なポイントだと思います。いろいろな自治体の取り組みを参考にしながら迅速に進めていただきたいと思います。	廃棄物系バイオマスの利活用につきましては、茨城県が示すごみ処理広域化の検討に併せ、関係市町村との連携を図りながら、今後調査検討を進めて参りたいと考えます。
	78ページ	第4節 中間処理計画 施策4-4、4-5 ごみ処理に関する処理技術の情報収集・調査・研究には力を入れてやっていただきたいです。例えば面倒な紙の分別をしなくても処理できる技術は実用化されていると聞いています。	茨城県が示すごみ処理広域化の検討に併せ、関係市町村との連携を図りながら、引き続き調査検討を進めて参りたいと考えます。
	79ページ	第5節 施策内容 施策5-1最終処分量場の削減 埋立処分場の終了までに余裕があるとなっていますが、災害で急激に増えるかもしれません。新たな処分場を造るには紆余曲折があると考えられるので早目の対処が必要と考えます。	今後の最終処分方法の検討について、クリーンプラザ・龍を管理運営する龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び構成市町である利根町、河内町とともに検討して参りたいと考えます。
村上委員	81ページ	第6節 施策6-1不法投棄対策の推進 ①監視委員制度による、活動成果・対策・見直し改善等の状況が見えるようにしてほしい。 ②看板等の抑止力では、限界があるのでは？	不法投棄監視員の皆様には、日頃よりボランティアとして不法投棄のパトロールや不法投棄物の報告などで活動していただいているところでありますが、ご意見にありますとおり、活動状況の共有は課題となっております。近年では、不法投棄やごみ拾いに関する有用なWebサービス等も導入している事例も見受けられていることから、改善に向け検討を進めていきたいと考えます。
	81ページ	第6節 施策6-4市民組織の活用 ①行政と市民協議による施策の展開をしますとは、今までは何も行動されていなかったのですか？	現在、住民自治組織や各種団体に向け、出前講座の開催等を通じ、本市のごみ処理に関する啓発事業を行っておりますが、これらの取り組みを継続しつつ、更なる取り組みについて検討して参りたいと考えます。